

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 1-11	令和6年度墨田区青少年問題協議会(第2回)		
開催日時	令和7年1月29日(水) 午後3時00分から午後3時45分まで			
開催場所	区役所17階 第1委員会室			
出席者数	【委員】 35名(委員数41名) 【事務局その他】 教育委員会事務局次長、地域教育支援課長、地域教育支援主査、子育て支援課長、子育て計画主査、福祉保健部副参事(相談支援担当)、生活支援・相談支援主査、本所警察署生活安全課長、本所警察署生活安全課少年第一係統括係長、向島警察署生活安全課長、向島警察署生活安全課少年第一係長			
会議の公開(傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題	1 令和7年度墨田区青少年対策基本方針(案)について(協議) 2 (仮称)墨田区子ども計画(次期墨田区子ども・若者計画)の策定について(協議) 3 令和6年度墨田区青少年対策事業推進状況について(報告) 4 墨田区子ども・若者計画(現行計画)に係る事業の実施状況について(報告)			
配布資料	1 令和6年度墨田区青少年問題協議会(第2回)次第 2 墨田区青少年問題協議会委員名簿 資料1 3 令和7年度墨田区青少年対策基本方針(案) 資料2 4 令和6年度墨田区青少年対策事業推進状況 資料3 5 墨田区子ども・若者計画(現行計画)に係る事業の実施状況 資料4 6 墨田区子ども・若者計画事業一覧(現行計画 令和7年1月現在) 資料5 7 墨田区青少年問題協議会条例 資料6 8 (仮称)墨田区子ども計画(案)及び関連資料 当日配布			
会議概要	1 会議の成立 地域教育支援課長から、欠席委員の報告及び会議成立の報告(定足数である委員の半数以上の出席があること(墨田区青少年問題協議会条例第6条))がなされた。 2 会長(区長)挨拶 会長(区長)の挨拶後、向島警察署長が挨拶した。 3 議長の選出及び副会長の選任 議長の選出について、会長(区長)が務めることとした。 なお、副会長は、前回の今年度第1回会議にて互選された副区長が引き続き務めることとした。 4 会議の公開 会長(区長)より議事録作成のための録音とその公開について説明を行った。			

5 令和7年度墨田区青少年対策基本方針（案）についての協議

地域教育支援課長から令和7年度墨田区青少年対策基本方針（案）（以下、「方針（案）」という。）の説明を行い、協議した。

【主な意見等】

会 長 ご意見がないため、方針（案）について提案のとおり、皆様の拍手を以って、ご決定いただきたい。

一 同 拍手（反対なし。）

会 長 原案のとおり方針を決定する。

6 （仮称）墨田区子ども計画（次期墨田区子ども・若者計画）の策定についての協議

地域教育支援課長から（仮称）墨田区子ども計画（次期墨田区子ども・若者計画）（以下、「計画」という。）の策定について説明を行い、協議した。

【主な意見等】

区議会議員 当日配布資料の新旧対照表の中で、「めざすべき姿」を「あるべき姿」に変更しているが、そのまま評価方式に変えたという理解でよいのか教えていただきたい。

事 務 局 前提として、基本目標という言葉に「めざす将来像」に変更している。その場合、原案にあった「めざすべき姿」と言葉が似通ってしまうことから、このあたりの混乱を防ぐため、「あるべき姿」の方がよりふさわしいであろうということで変更をしている。

区議会議員 最近、区では、「あるべき姿」を設定し、そこから何をすべきかを徐々につくっていくということをしていると思うが、今回の変更は言葉を変えたということで、何か評価方式の考えは入っていないということになるのか。

事 務 局 最初の変更理由は言葉の重複というところであるが、ご発言いただいた中身も含めて変更しているということで、ご理解いただければと思う。

区議会議員 当日配布資料のパブリックコメントの実施の中で、意見等概要が出ているが、回答を含めて計画本書に載せることになるのか。それとも、計画書本書には載せず、ホームページ上で公開することになるのか教えていただきたい。

事 務 局 パブリックコメントについては、計画全体において意見を募集しており、今回の資料でお示ししているのは、第Ⅲ部「若者計画」部分でいただいている意見の要約ということになる。全体の意見をしっかり精査し、区の回答を作成していくことになるが、最終的には計画本書には載せず、区のホームページでこのような対応をしますということで、回答も含めて全て公開する。その上で、区議会へも報告するという流れで考えている。

会 長 ご質問もいただいたが、提案のとおり皆様の拍手を以って、ご決定いただきたい。

一 同 拍手（反対意見なし。）

会 長 計画の策定にあたり、第Ⅲ部「若者計画」部分については、「墨田区子ども・若者計画」の改定ということで区長から諮問を受けていたため、原案をもって答申することに決定する。

7 令和6年度墨田区青少年対策事業推進状況についての報告

地域教育支援課長から、令和6年度墨田区青少年対策事業推進状況についての報告が行われた。

8 墨田区子ども・若者計画（現行計画）に係る事業の実施状況について

地域教育支援課長から、墨田区子ども・若者計画（現行計画）に係る事業の実施状況についての報告が行われた。

9 その他関連事項について

その他関連事項について意見を募った。

【主な意見等】

学識経験者 子どもの貧困問題について、貧困家庭においては様々な問題が原因になっていると思われるが、貧困になる原因というものは調査されているのか教えていただきたい。

事務局 子どもの貧困の原因についての調査はしていないが、子どもの貧困に関しての実態調査を、平成28年度と令和4年度に東京都立大学子ども・若者貧困研究センターの阿部彩教授のグループと連携し、子どもと子育て家庭の生活状況を把握するため、実施している。

阿部教授は、子どもの生活困難を3つの要素に分類している。「（仮称）墨田区こども計画」第Ⅱ部の21ページに図を示しているが、一つ目が低所得（等価世帯所得が142.9万円未満）、二つ目が家計の逼迫、三つ目が子どもの体験や所有物の欠如になっている。そのうち二つ以上に該当する場合は困窮層、一つ該当する場合は周辺層という分類をしている。困窮層と周辺層を合わせて生活困難層と阿部教授は分類をしている。

墨田区の子どもの生活困難層の割合は、小学5年生と中学2年生、そして16歳から17歳と、この三つの年齢区分によって調査をしているが、生活困難層の割合は子どもの年齢が高くなるほど割合が高くなる傾向がある。これは他の自治体からの知見とも一致したデータとなっている。

また、前回の平成28年度の調査と比べ、令和4年度は生活困難層の割合が減少する傾向にある。その中でも、特に小学5年生ではこの傾向が顕著であった。要因としては、母親の就労率の上昇が最も大きく作用していると分析されている。

学識経験者 区が行っている事業とその推進について、はたしてそれぞれの子どもや家庭・地域に浸透しているのかということに少し疑問を持つところである。

この状況をどのようにすればよいのかと考えてみると、やはり、「こどもまんなかすみだ」を支えているのは、家庭や学校はもちろんであるが、町会や地域、それぞれの保護者も含めて様々な団体がそれを支えている

思う。現状では、それらが上手くつながれていないのがもったいないと考えている。それらが相互につながるために、集まって話す場を設けられるとよいのではないかと思う。

そのような場を開催する場合、区で行うことは可能なのか。できない場合は、青少年育成委員会等で行った方がよいのか教えていただきたい。

事務局 まず、この計画や基本方針はつくって終わりではなく、これを活かしていかなくてはならないと考えている。ご発言のとおり、様々な団体や関係者の方々と手を取り合って連携し、取組を進めていきたいと思っている。

ご指摘の点については、各団体の潤滑油になるのが行政の役目でもあると考えているため、コーディネーター役ということも意識し、それぞれの内容について、それに適した団体や関係者に相談等しつつ、進めていきたいと考えている。

事務局 ご質問への回答となるかはわからないが、「子ども・子育て会議」という会議を定期的で開催している。これは、行政と地域で子どもと関わっている様々な団体、例えば青少年育成委員会、青少年委員、PTA協議会等の団体の代表に出席いただき、様々なことを話し合う会議体となっている。

そこには、区長部局をはじめ、教育委員会事務局の部課長も出席しているため、より深めたい議論や活動していきたいことがある場合は、その会議で提案等を行っていただければと考えており、またご相談いただければと思う。

会長 まず、これだけ施策や事業等のメニューが並んでいるが、本当に各家庭にしっかり届くのか、その親御さんが理解し共有いただけるのかということも、課題として重要なご指摘だと思う。

また、会議体はあるが、もう少し深いコミュニケーションを通して課題を解決していくことが必要というご提言だと思う。「こどもまんなかすみだ」を謳うならば、そのようなこともしっかり進めていこうという大切なご意見であると感じている。

いただいたご意見を参考にしながら、令和7年度の活動に活かしていきたいと考えている。

10 議長解任、閉会（午後3時45分）

会議の概要は、以上である。

教育委員会事務局地域教育支援課地域教育支援担当（内線5165）

令和6年度墨田区青少年問題協議会（第2回） 次第

令和7年1月29日（水）午後3時～

墨田区役所17階 区議会第一委員会室

司会 地域教育支援課長 大八木 努

開 会

1 挨拶

墨田区青少年問題協議会会長 墨田区長 山本 亨

警視庁向島警察署長 北川 雅俊

2 議 事

(1) 協議事項

議案1：令和7年度墨田区青少年対策基本方針（案）について 資料2

議案2：（仮称）墨田区こども計画（次期墨田区子ども・若者計画）
の策定について （資料当日配布）

(2) 報告事項

報告1：令和6年度墨田区青少年対策事業推進状況について 資料3

報告2：墨田区子ども・若者計画（現行計画）に係る事業の実施状況について 資料4

閉 会

※配布資料

- | | |
|----------------------------------|------|
| 1 墨田区青少年問題協議会委員名簿 | 資料1 |
| 2 令和7年度墨田区青少年対策基本方針（案） | 資料2 |
| 3 令和6年度墨田区青少年対策事業推進状況 | 資料3 |
| 4 墨田区子ども・若者計画（現行計画）に係る事業の実施状況 | 資料4 |
| 5 墨田区子ども・若者計画事業一覧（現行計画 令和7年1月現在） | 資料5 |
| 6 墨田区青少年問題協議会条例 | 資料6 |
| 7 （仮称）墨田区こども計画（案）及び関連資料 | 当日配布 |

墨田区青少年問題協議会委員名簿

(令和7年1月29日現在)

職名	選出区分	氏名	備考
会長	墨田区長	山本 亨	
委員	区議会議員	あべ よしたけ	
		高橋 正利	
		中村 あきひろ	
		船橋 けんご	
	学識経験者	伊藤 康次	墨田区立小学校長会会長（業平小学校長）
		稲垣 吉実	墨田区立中学校長会会長（竪川中学校長）
		金田 裕治	高等学校長代表（都立両国高等学校長）
		吉川 宜範	私立幼稚園連合会会長（向島文花幼稚園長）
		矢澤 大輔	墨田区立小学校PTA協議会会長（中川小学校PTA会長）
		中山 善光	墨田区立中学校PTA連合会会長（竪川中学校PTA会長）
		小野 俊一	墨田区青少年委員協議会会長
		小澤 裕二	墨田区少年団体連合会会長
		島田 泰子	墨田区スポーツ推進委員協議会会長
		鎌形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会会長
		廣田 健史	本所防犯協会会長
		岩田 庸一郎	向島防犯協会会長
		有馬 慶子	墨田区保護司会会長
		西村 紀子	墨中地区青少年育成委員会委員長
		白石 祐一	本中地区青少年育成委員会委員長
		山口 仁美	両中地区青少年育成委員会委員長
		阿部 修三	竪中地区青少年育成委員会委員長
		小林 厚子	錦中地区青少年育成委員会委員長
		坂井 正廣	吾嬬二中地区青少年育成委員会委員長
		堀口 義晃	寺中地区青少年育成委員会委員長
		市川 清	文花中地区青少年育成委員会委員長
		長谷川 豊	桜堤中地区青少年育成委員会委員長
		吉澤 利雄	吾嬬立花中地区青少年育成委員会委員長
		関係行政機関の職員	柴田 正
	北川 雅俊		警視庁向島警察署長
	栗原 博		東京都江東児童相談所長
	佐藤 慎也		墨田公共職業安定所長
	歌川 晃議		東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
	清水 晴美		東京保護観察所保護観察官
石井 美佐子	向島労働基準監督署長		
区の職員	岸川 紀子	墨田区副区長	
	加藤 裕之	墨田区教育委員会教育長	
	郡司 剛英	墨田区産業観光部長	
	浮田 康宏	墨田区福祉保健部長	
	杉下 由行	墨田区福祉保健部保健衛生担当部長	
	酒井 敏春	墨田区子ども・子育て支援部長	

令和 7 年度 墨田区青少年対策基本方針（案）

1 趣旨

今日の青少年をめぐる問題は、少子高齢化・核家族化の進行、情報化社会の進展等を背景に複雑化・深刻化しており、とりわけ、メディア環境の急速な変化に伴い、インターネットの長時間利用によるネット依存やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などをきっかけに、いじめや性被害、さらには「闇バイト」への応募から犯罪に巻き込まれるなどといったトラブルが大きな社会問題となっている。

また、オーバードーズをはじめとした薬物に絡む重大事故の発生や乱用、児童虐待の増加、生活困窮世帯に属するこどもの貧困に加え、こども・若者自身が介護者（ヤングケアラー）となり、勉学や生活などに支障を来す事態も生じている。さらに、成年年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、社会経験や知識等が少ない若者をターゲットにした消費者被害の拡大が懸念されていたところ、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが 5 類相当となったことで日常生活や学校等における様々な制限から解放されたことも相まって、若者を取り巻く社会環境の変化は激しさを増し、青少年の意識や行動にも少なからず影響を与え、様々な問題として現れてきている。

こうした中、令和 5 年 12 月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が定められ、全てのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども・若者施策を総合的に推進するための体制が整備された。本区においても、常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」の実現を掲げた。

どのような環境の中でも、いつの時代においても、青少年の健全な育成は、われわれ大人の責務であり、本区としても、青少年の心の変化や新しい生活様式にも対応した青少年健全育成・非行防止活動を、家庭、学校、地域、関係機関・団体が一体となって展開していくとともに、区が掲げる「暮らし続けたいまち、働き続けたいまち、訪れたいまち」の実現に向けて、「人と人とのつながり」を強め、地域力を高めていくため、青少年の健全育成をより一層推進していく必要がある。

このような認識に立ち、青少年の健全育成活動の指針とするため、令和 7 年度の「墨田区青少年対策基本方針」を策定する。

2 令和 7 年度の基本的考え方

〔ひきこもり・ニート〕

平成 27 年に内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」では、15～39 歳までのひきこもり状態（妊娠や病気等による場合を除き外出頻度が比較的低い状態が 6 か月以上）の者は、全国で約 54.1 万人と推計されている。また、最新の総務省における「労働力調査（基本集計）」によると、令和 5 年の 15～34 歳の若年無業者（ニート）は、59 万人であり、前年と比べ 2 万人増加し、若年無業者の人口に対する割合は、前年に比べ 0.1 ポイントの上昇となっている。このように、若者の社会的自立の遅れは深刻であり、その対策や自立性・社会性を育む取組が求められている。

また、青少年が被害者・加害者となる凶悪な事件が後を絶たず発生していることから、これまで以上に家庭、学校、地域、関係機関・団体が連携・協力しながら子ども・若者を見守る体制を整えていく必要がある。

〔インターネット利用・SNS〕

「令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁）」によると、青少年の98.7%がインターネットを利用しており、小学生から高校生における1日のインターネット平均利用時間は296.9分で5年前と比べて128.4分増加している。

このような中、SNSなどに起因したいじめや性被害等の犯罪が依然として後を絶たず発生しているほか、インターネット上には有害情報が氾濫し、青少年の健全な育成を阻害する要因が多く潜んでいる。

これらのトラブルを未然に防止するため、区内の小中学校では、SNS学校ルールを設ける等のメディア教育に取り組んでいる。また、学校だけではなく、まずは、家庭において、子どもと十分に話し合い、子どもとの共通理解のもとに、各家庭でのルールをつくるのが大切であるため、家庭内でのメディア教育に取り組めるよう、保護者や地域の方々をはじめ、広く区民に対して啓発活動を行っていくことが求められている。

〔不登校・いじめ・自殺〕

文部科学省が実施した「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、全国における「小・中学校における不登校児童生徒数」は前年度から15.9%、11年連続で増加し、過去最多となっている。これは、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどによると考えられる、と同調査において考察されている。

同調査による「いじめの認知件数」は、令和2年度に一旦減少したものの、その後3年連続で増加に転じ、令和5年度は前年度比7.4%増で過去最多となっている。これは、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどによると考えられる、と同調査において考察されている。

厚生労働省の自殺の統計によると、令和5年の全国の小・中学生、高校生の自殺者数は513人で、過去最多であった前年とほぼ横ばいの依然として高い水準となり、引き続き対策が求められている。

いじめ問題について、区では、各学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定や、インターネットを活用した匿名による報告相談、こころとからだのWEB健康観察、すみだスクールサポートセンターが実施する24時間対応の「いじめ相談窓口」のほか、毎月10日を「すみだ いじめ防止の日」として意識啓発を図るなど、いじめの防止や早期発見に取り組んでいるところである。

また、不登校やひきこもり、自殺の問題については、本人が抱える様々な問題を理解するとともに、立ち直り等の支援をしていく必要があり、いじめ問題とともに、今後も家庭、

学校、地域、関係機関・団体が連携した対応が求められている。

〔薬物乱用〕

薬物乱用防止については、近年、覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどといった違法薬物に加え、オーバードーズ（市販薬の過剰摂取）が広がるなど、乱用薬物の多様化、規範意識の低下、携帯電話・インターネットなどの普及により、薬物乱用の拡大、低年齢化が憂慮されている。

警察庁による「令和5年における組織犯罪の情勢」では、覚醒剤事犯により検挙された30歳未満の者は926人で前年に比べ49人増加した。また、大麻事犯で検挙された30歳未満の者は平成26年から増加に転じ、令和5年中の検挙人員は4,767人となり、検挙人員全体の7割強を占めている。また、危険ドラッグについては、その乱用者の検挙人員に占める30歳未満の者の割合は、61.8%であった。

このような状況の中、薬物乱用の実態把握やインターネット上の違法・有害情報の削除など、撲滅に向け様々な対策が進められており、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用の防止に向けた啓発活動の更なる充実が求められている。また、東京都は「東京都安全安心まちづくり条例」において、危険薬物に関する情報の共有化を図るなどの取組を行っており、新たな危険薬物の乱用の根絶に向けた取組の推進が求められている。

〔こどもの貧困〕

こどもの貧困問題については、厚生労働省が実施した「令和4年 国民生活基礎調査」によると、17歳以下のこどもの貧困率は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い状況にある。貧困家庭におけるこどもの中には、十分な学習や娯楽等の機会が制約されるなど、社会的体験が希薄であり、将来への希望が持てなくなる例が見受けられ、非行や犯罪につながることもあるため、貧困家庭を社会全体で支えていくことが求められている。区では、将来を担うこどもが健やかに成長するよう、必要な環境整備を図り、オールすみだでこどもの笑顔があふれるまちをめざすため、「墨田区こども計画」に基づき「こどもの貧困対策」を進めている。

〔児童虐待・ヤングケアラー〕

「令和5年の犯罪情勢（警察庁）」によると、児童虐待については、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加しており、令和5年は前年比で6.1%増の122,806人と過去最多を記録した。その態様別では、心理的虐待が90,761人と全体の73.9%を占めている。また、児童虐待事件の検挙件数については、2,385件と、前年比9.4%増加し、過去最多となっており、その態様別では、身体的虐待が1,903件と全体の79.8%を占めている。（令和5年の数値は、暫定値。）

令和2年度に国が実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」によると、世話をしている家族が「いる」と回答したこどもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%であり、その中には世話をしているも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答したこどもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5割弱であった。また、令和3年度に小学生及び大学生を対象にして同様の調査を行った報告書によると、世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生は6.5%、大学3年生で6.2%であった。

区では、児童相談所とも連携し、児童虐待に関する相談を含め子育て全般に関する相

談体制の整備を図るなど、被害防止に向けた取組を推進しているが、今後は福祉・介護・医療・子育て・教育関係機関の連携によるヤングケアラーの早期発見と適切な支援へつなげる取組も求められている。

【青少年の犯罪動向】

青少年による犯罪動向については、警視庁の統計によると、令和5年中、都内において検挙・補導された非行少年の数は4,312人で、前年に比べ274人(6.8%)増加した。うち、刑法犯少年は3,347人で、前年に比べ305人(10.0%)増加し、特別法犯少年は、796人で前年に比べ121人(17.9%)増加した。非行少年は平成22年からの減少傾向であったが、令和5年は増加に転じた。不良行為少年は、平成30年から令和3年まで減少傾向であったが、令和4年は大幅に増加し、令和5年は横ばいで推移している。行為別では、深夜はいかいが20,530人で最多で、前年に比べ215人(1.1%)増加した。非行少年の主な特徴として、大麻事犯の検挙人員は147人で前年に比べ49人増加している。特殊詐欺の検挙人員は、100人で前年に比べ53人減少しているが、少年の特殊詐欺の再犯者率は59.0%で、少年の刑法犯全体の再犯者率(33.2%)と比べて非常に高い状況である。あわせて、初発型非行の一つである万引きの検挙・補導人員は1,061人で前年に比べて171人増加しており、学識別では小学生が413人で最も多くなっており、全体に占める小学生の割合が38.9%となっている。

また、最近の青少年の犯罪の傾向として、闇バイトと称する犯罪行為が社会問題となっており、知人や先輩などによる勧誘、SNSやインターネット掲示板、求人サイト等で「高収入」「高額報酬」「高額バイト」「簡単な仕事」と甘い誘いで仕事が募集され、窃盗や強盗などの重大事件に加担してしまう可能性があり、青少年の非行防止に対する取組への理解と活動の推進が求められている。警視庁では、学校や各関係機関と積極的に連携し、セーフティ教室など青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年の犯罪被害防止に取り組んでいる。

(網掛け部分は、今後の警察発表に従って修正します。)

以上のような状況から、区では、平成30年度に策定した「墨田区子ども・若者計画」を、(仮称)墨田区こども条例の理念を推進するため、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」と一体化した「(仮称)墨田区こども計画」として令和7年度に改定し、本区におけるこども・若者育成支援施策の一層の推進を図っている。

については、本年度、次の5つの重点目標を設定し、以上の課題に取り組むこととする。

3 重点目標

- 健全な明るい家庭づくりを進めよう
- 青少年の社会参加を促進しよう
- 社会環境の浄化推進に努めよう
- 家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強めよう
- 青少年の非行・被害防止運動を推進しよう

目標 1

健全な明るい家庭づくりを進めよう

家庭は、こどもを健全に育成するための重要かつ基本的な場である。こどもが日常生活を通して、社会の一員としての自覚を持った自律的な人間となるよう、親が規範意識を育むお手本となり、基本的な「しつけ」や「社会のルール」などを理解させるとともに、家族のふれあいを深め、安らぎのある明るい家庭づくりを推進する。

こどもは親の鑑、自ら規範意識を持ち真剣に生きる姿を見せよう。

家族が互いに理解し合えるよう、何でも話し合える雰囲気づくりを常に心がけよう。

家族一人ひとりが家族の一員として自覚を高め、家事の分担などそれぞれの役割を担おう。

保護者は家庭教育について積極的に関わり、家庭教育の重要性について理解を深めよう。

やってはいけないことや間違った行為は、しっかり正そう。

元気良く「あいさつ」ができるように、親がこどもにしつけよう。

「いじめは、絶対に許されない」ことを家庭内でこどもにしっかりと理解させ、いじめの兆候等こどもの様子をよく観察して見守ろう。

「早寝 早起き 朝ごはん」を実践して、こどもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、「気力・体力・学力」の向上につなげよう。

家族や親子で地域行事などに積極的に参加するなど、共同体験を豊かにし、家族のふれあいを深めよう。

テレビの過剰な視聴、ネット依存(モバイルゲームやスマートフォン等の過度な利用等)について話し合い、生活習慣が乱れないように規則正しい生活を家庭内で心がけよう。

インターネットやスマートフォン等の利用について、家庭内でのルールづくりやフィルタリングサービスの活用を努めよう。

目標 2

青少年の社会参加を促進しよう

青少年は、社会との関わりの中で自己を形成し、社会の一員としての自覚を深め人間性豊かに成長していくものである。青少年が様々な社会活動に自主的に参画して、社会奉仕や勤労の意義と喜びを体験することは、自立心や協調性を培う上で大切なことから、地域社会活動参加への働きかけやジュニア・リーダー等の育成、青少年グループの自主的活動を促進する。

青少年団体や青少年関係施設等の活動を通じて、自律性と社会性を培い、「生きる力」を育成するとともに、仲間を思いやり、助け合うことの大切さを学ばせよう。

こどもたちの声に耳を傾け、自主性が尊重され、生き生きとした地域活動が展開されるよう支援しよう。

自然への愛を育み、地域社会の環境美化をはじめ、環境問題への関心を高めよう。

ボランティア活動への認識を広めて、その参加を促進し、奉仕の精神を養おう。

職場体験学習などの場を提供し、地域産業への理解を深めるとともに、社会人・職業人として自立できるよう支援しよう。

地域社会でスポーツ・レクリエーション・芸術文化活動などの体験活動を充実し、青少年の積極的な参加を促進しよう。

目標 3	社会環境の浄化推進に努めよう
-------------	-----------------------

青少年を取り巻く社会環境は刺激的な要素が多く、成長の過程にある青少年の心に与える影響は多大である。区、関係機関・団体及び地域住民は一体となって、「非行を許さない」・「犯罪の被害者や加害者にならない」・「事故のない」、明るい、安全・安心なまちづくりを目指して地域環境の浄化を推進する。

不健全図書類等の販売実態を把握し、啓発活動を行うとともに、有害なチラシやポスターを一掃しよう。

インターネット上で、「有害情報」などの閲覧や書込み、情報発信をすることがないよう、その適正な使用について、家庭で注意をすることが基本であり、地域ではその啓発活動を進めよう。

青少年が自主的に活動し、利用することのできる「居場所」づくりを進めよう。

「地域防犯パトロール」活動や「すみだこどもの110番」運動を積極的に実施し、青少年の安全を確保しよう。

交通マナーを普及させ、交通災害から青少年を守り、違法駐車や放置自転車等のない安全なまちにしよう。

目標 4	家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強めよう
-------------	---------------------------------

こどもの豊かな人間形成を図り、社会の担い手として成長していくために、家庭、学校、地域はそれぞれの役割を理解し、その機能を補完し合うなど、青少年健全育成上の課題の把握や解決に向け、連携をより一層強化していくとともに、関係機関・団体とも連絡調整を図る。

家庭、学校、地域、関係機関・団体は、情報交換を密にし、日頃から相互の理解を深めよう。

学校は、地域との連携・協力を深め、地域社会の活動に協力しよう。

保護者や地域住民、育成リーダーは、「地域のこどもはみんなわが子」の気持ちでこどもたちに接しよう。

「いじめは決して許されない」「いじめを傍観しているのは、いじめているのと同じだ」ということをこどもたちに教えるとともに、こどもの小さな変化を見逃がさず、関係者は一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて努力しよう。

親の子育て不安解消に向けた取組を地域で進めるとともに、関係機関の子育て支援の一層の充実を図ろう。

こどもの権利侵害を防止するための啓発活動を進め、保護を必要とするこどもや家庭への支援の充実を図るとともに、児童虐待など地域で気になることがあれば、子育て支援総合センターや児童相談所等に連絡（通報）しよう。

学校内や登下校時における子どもたちの安全確保のための活動を推進しよう。

「あいさつや声かけ」が子どもたちを守り育て、そして地域に根ざした運動になるように取り組もう。

若年無業者やフリーター、ひきこもりの問題が深刻化していることから、放課後学習の推進や特別支援教育の充実を図るなど、子どもたちの発達段階に応じた教育、支援を行い、社会で自立した生活を送る上での基本や学習内容の定着を図ろう。

こどもの将来が、その生まれ育った状況によって左右されることなく、平等に教育を受ける機会や様々な体験の機会を得られるよう、必要な環境整備を図り、オールすみだで子どもたちを支援しよう。

家庭、学校、関係機関・団体等は連携して、不登校の予防・早期対応及び解消に取り組もう。

目標 5	青少年の非行・被害防止運動を推進しよう
-------------	----------------------------

青少年による非行や問題行動は、依然として憂慮すべき状況が続いていることから、青少年の非行防止に対する様々な取組への理解を深め、関係機関・団体、地域住民は、その防止のために、なお一層多様な活動を推進する。

暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、青少年が暴力団と関係を持ち被害に巻き込まれないように、区や青少年関係機関・団体が一体となり、啓発活動などを展開しよう。

犯罪被害防止とともに、加害者にもならないよう、SNS等のコミュニティサイトの利用が危険と隣り合わせであることを認識させ、他人への誹謗中傷や有害情報の書き込み防止など、インターネット上のルール・マナーを守るよう啓発活動を進めよう。

危険薬物等に対する区民の理解を深めるとともに、販売等の情報を知り得た場合は情報提供を行えるよう、「危険ドラッグ」等の有害性や危険性について正しい知識の普及・啓発に取り組もう。

性非行の防止及び性行動の低年齢化を防止するために、正しい知識の情報提供を行おう。

青少年が非行に陥らないよう、不良行為等の問題行動の早期発見、立ち直り支援に取り組もう。

「一声運動」や「地域懇談会」など、地域での地道な活動を積み重ねながら、区民の非行・被害防止意識を高めよう。

「万引き、自転車窃盗、自動販売機荒らしは犯罪である」ということを子どもたちに認識させ、「しない・させない・見逃さない」ように、地域で見守りを強めよう。

こども家庭庁の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「社会を明るくする運動強調月間」等に併せ、引き続き関係者の連携を強化し、啓発活動に取り組もう。

令和7年度 墨田区青少年対策基本方針（案）

1 趣旨

今日の青少年をめぐる問題は、少子高齢化・核家族化の進行、情報化社会の進展等を背景に複雑化・深刻化しており、とりわけ、メディア環境の急速な変化に伴い、インターネットの長時間利用によるネット依存やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などをきっかけに、いじめや性被害、さらには「闇バイト」への応募から犯罪に巻き込まれるなどといったトラブルが大きな社会問題となっている。

また、オーバードーズをはじめとした薬物に絡む重大事故の発生や乱用、児童虐待の増加、生活困窮世帯に属する子どもの貧困に加え、子ども・若者自身が介護者（ヤングケアラー）となり、勉学や生活などに支障を来す事態も生じている。さらに、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、社会経験や知識等が少ない若者をターゲットにした消費者被害の拡大が懸念されていたところ、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが5類相当となったことで日常生活や学校等における様々な制限から解放されたことも相まって、若者を取り巻く社会環境の変化は激しさを増し、青少年の意識や行動にも少なからず影響を与え、様々な問題として現れてきている。

こうした中、昨年令和5年12-2月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が定められ、全ての子どもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども・若者施策を総合的に推進するための体制が整備された。本区においても、常に子どもをまんなかに捉え、子どもや子育て家庭の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、子どもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」の実現を掲げました。

どのような環境の中でも、いつの時代においても、青少年の健全な育成は、われわれ大人の責務であり、本区としても、青少年の心の変化や新しい生活様式にも対応した青少年健全育成・非行防止活動を、家庭、学校、地域、関係機関・団体が一体となって展開していくとともに、区が掲げる「暮らし続けたいまち、働き続けたいまち、訪れたいまち」の実現に向けて、「人と人とのつながり」を強め、地域力を高めていくため、青少年の健全育成をより一層推進していく必要がある。

このような認識に立ち、青少年の健全育成活動の指針とするため、令和7年度の「墨田区青少年対策基本方針」を策定する。

2 令和7年度の基本的考え方

〔ひきこもり・ニート〕

平成27年に内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」では、15～39歳までのひきこもり状態（妊娠や病気等による場合を除き外出頻度が比較的低い状態が6か月以上）の者は、全国で約54.1万人と推計されている。また、最新令和5年の総務省における「労働力調査（基本集計）」こども家庭庁による年次報告（旧「子供・若者白書（内閣府）」以下「年次報告」という。）によると、令和5年の同年代の15～34歳の若年無業者（ニート）は、令和4年は5974万人であり、前年と比べ2万人の増加し、若年無業者の人口に

対する割合は、前年に比べ0.1ポイントの上昇ほぼ横ばいの、依然として高い水準となっている。このように、若者の社会的自立の遅れは深刻であり、その対策や自立性・社会性を育む取組が求められている。

また、青少年が被害者・加害者となる凶悪な事件が後を絶たず発生していることから、これまで以上に家庭、学校、地域、関係機関・団体が連携・協力しながら子ども・若者を見守る体制を整えていく必要がある。

〔インターネット利用・SNS〕

「令和5-4年度 青少年のインターネット利用環境実態調査(子ども家庭庁内閣府)」によると、青少年の98.798.5%がインターネットを利用しており、小学生から高校生における1日のインターネット平均利用時間は296.9280.5分で5年前と比べて128.4121.2分増加している。

このような中、SNSなどに起因したいじめや性被害等の犯罪が依然として後を絶たず発生しているほか、インターネット上には有害情報が氾濫し、青少年の健全な育成を阻害する要因が多く潜んでいる。

これらのトラブルを未然に防止するため、区内の小中学校では、SNS学校ルールを設ける等のメディア教育に取り組んでいる。また、学校だけではなく、まずは、家庭において、子どもと十分に話し合い、子どもとの共通理解のもとに、各家庭でのルールをつくるのが大切であるため、家庭内でのメディア教育に取り組めるよう、保護者や地域の方々をはじめ、広く区民に対して啓発活動を行っていくことが求められている。

〔不登校・いじめ・自殺〕

文部科学省が実施した「令和5-4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、全国における「小・中学校における不登校児童生徒数」は前年度から15.922.4%、1140年連続で増加し、過去最多となっている。これは、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面等による保護者の学校に対する意識の変化も考えられるが、長期化するコロナ禍の影響による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどによると考えられる、と同調査において考察されている。

同調査による「いじめの認知件数」は、令和2年度に一旦大幅に減少したものの、その後3年連続で翌年度は再び増加に転じ、令和5-4年度は前年度比7.410.8%増で過去最多となっている。これは、部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめについての積極的な認知が進んだことなどによると考えられる、と同調査において考察されている。

厚生労働省の自殺の統計によると、令和5-4年の全国の小・中学生、高校生の自殺者数は507513人で、過去最多であった前年とほぼ横ばいの依然として高い水準前年度比41大増加して過去最多の514大となり、引き続き対策が求められている。

いじめ問題について、区では、各学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定や、インターネットを活用した匿名による報告相談、ここらとからだのWEB健康観察、すみだスクールサポートセンターが実施する24時間対応の「いじめ相談窓口」のほか、毎月10日を「すみだ いじめ防止の日」として意識啓発を図るなど、いじめの防止や早期発見に取り組んでいるところである。

また、不登校やひきこもり、自殺の問題については、本人が抱える様々な問題を理解するとともに、立ち直り等の支援をしていく必要があり、いじめ問題とともに、今後も家庭、学校、地域、関係機関・団体が連携した対応が求められている。

〔薬物乱用〕

薬物乱用防止については、近年、覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどといった違法薬物に加え、オーバードーズ市販薬の過剰摂取（市販薬の過剰摂取オーバードーズ）が広がるなど、乱用薬物の多様化、規範意識の低下、携帯電話・インターネットなどの普及により、薬物乱用の拡大、低年齢化が憂慮されている。

警察庁による「令和5年における組織犯罪の情勢」では、年次報告によれば、令和4年中に覚醒剤事犯により検挙された30歳未満の者は926877人で前年に比べ49人増加した。長期的に減少傾向にある一方、また、大麻事犯で検挙された30歳未満の者は平成26年から増加に転じ、令和5-4年中の検挙人員は4,7673,765人となり、検挙人員全体の7割ほど強を占めている。また、危険ドラッグについては、その乱用者の検挙人員に占める30歳未満の者の割合は、61.857.6%であった。

令和5年のこども家庭庁による年次報告（旧「子供・若者白書（内閣府）」年次報告では、大麻は、他の規制薬物に比べ若年層割合が高く、その背景として「大麻には有害性がない」等の誤情報の流布や一部の国において嗜好用大麻を合法化した国際的な潮流等が影響していると考えられると考察している。

そこのような状況の中、薬物乱用の実態把握やインターネット上の違法・有害情報の削除など、撲滅に向け様々な対策が進められており、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用の防止に向けた啓発活動の更なる充実が求められている。また、東京都は「東京都安全安心まちづくり条例」において、危険薬物に関する情報の共有化を図るなどの取組を行っており、新たな危険薬物の乱用の根絶に向けた取組の推進が求められている。

〔こどもの貧困〕

こどもの貧困問題については、厚生労働省が実施した「令和4年 国民生活基礎調査」によると、17歳以下のこどもの貧困率は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い8.7人に1人が貧困の状況にある。貧困家庭におけるこ子どもの中には、十分な学習や娯楽等の機会が制約されるなど、社会的体験が希薄であり、将来への希望が持てなくなる例が見受けられ、非行や犯罪につながることもあるため、貧困家庭を社会全体で支えていくことが求められている。区では、将来を担うこ子どもが健やかに成長するよう、必要な環境整備を図り、オールすみだでこ子どもの笑顔があふれるまちをめざすため、「墨田区こども計画子どもの未来応援取組方針」に基づき「こ子どもの貧困対策」を進めている。

〔児童虐待・ヤングケアラー〕

「令和5-5年の犯罪情勢（警察庁）」によると、児童虐待については、児童虐待又は

その疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加しており、令和5年は前年比で6.1%増の122,806人と過去最多を記録した。その態様別では、心理的虐待が90,761人と全体の73.9%を占めている。また、児童虐待事件の検挙件数については、2,385件と、前年比9.4%増加し、過去最多となっており、その態様別では、身体的虐待が1,903件と全体の79.8%を占めている。(令和5年の数値は、暫定値。)

令和2年度に国が実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」によると、世話をしている家族が「いる」と回答したこ子どもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%であり、その中には世話をしているも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答したこ子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5割弱であった。また、令和3年度に小学生及び大学生を対象にして同様の調査を行った報告書によると、世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生は6.5%、大学3年生で6.2%であった。

区では、児童相談所とも連携し、児童虐待に関する相談を含め子育て全般に関する相談体制の整備を図るなど、被害防止に向けた取組を推進しているが、今後は福祉・介護・医療・子育て・教育関係機関の連携によるヤングケアラーの早期発見と適切な支援へつなげる取組も求められている。

〔 青少年の犯罪動向 〕

青少年による犯罪動向については、警視庁の統計によると、令和5年中、都内において検挙・補導された非行少年の数は4,312人で、前年に比べ274人(6.8%)増加した。うち、刑法犯少年は3,347人で、前年に比べ305人(10.0%)増加し、特別法犯少年は、796人で前年に比べ121人(17.9%)増加した。非行少年は平成22年からの減少傾向であったが、令和5年は増加に転じた。不良行為少年は、平成30年から令和3年まで減少傾向であったが、令和4年は大幅に増加し、令和5年は横ばいで推移している。行為別では、深夜はいかいが20,530人で最多で、前年に比べ215人(1.1%)増加した。非行少年の主な特徴として、大麻事犯の検挙人員は147人で前年に比べ49人増加している。特殊詐欺の検挙人員は、100人で前年に比べ53人減少しているが、少年の特殊詐欺の再犯者率は59.0%で、少年の刑法犯全体の再犯者率(33.2%)と比べて非常に高い状況である。あわせて、初発型非行の一つである万引きの検挙・補導人員は1,061人で前年に比べて171人増加しており、学識別では小学生が413人で最も多くなっており、全体に占める小学生の割合が38.9%となっている。

また、最近の青少年の犯罪の傾向として、闇バイトと称する犯罪行為が社会問題となっており、知人や先輩などによる勧誘、SNSやインターネット掲示板、求人サイト等で「高収入」「高額報酬」「高額バイト」「簡単な仕事」と甘い誘いで仕事が募集され、窃盗や強盗などの重大事件に加担してしまう可能性があり、青少年の非行防止に対する取組への理解と活動の推進が求められている。警視庁では、学校や各関係機関と積極的に連携し、セーフティ教室など青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年の犯罪被害防止に取り組んでいる。

(網掛け部分は、今後の警察発表に従って修正します。)

以上のような状況から、区では、平成30年度に策定した「墨田区子ども・若者計画」を、令和7年度には、(仮称)墨田区こども条例の理念を推進するため、「墨田区子ども子育て支援総合計画」並びに「墨田区子ども・若者計画」をと一体化した「(仮称)墨田区こども計画」を策定として令和7年度に改定し、墨田本区におけるこども・若者育成支援施策の一層の推進を図っている。

またついで、本年度は、次の5つの重点目標を設定し、土記以上の課題に取り組むこととする。

3 重点目標

- 健全な明るい家庭づくりを進めよう
- 青少年の社会参加を促進しよう
- 社会環境の浄化推進に努めよう
- 家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強めよう
- 青少年の非行・被害防止運動を推進しよう

目標 1	健全な明るい家庭づくりを進めよう
------	------------------

家庭は、こどもを健全に育成するための重要かつ基本的な場である。こどもが日常生活を通して、社会の一員としての自覚を持った自律的な人間となるよう、親が規範意識を育むお手本となり、基本的な「しつけ」や「社会のルール」などを理解させるとともに、家族のふれあいを深め、安らぎのある明るい家庭づくりを推進する。

こどもは親の鑑、自ら規範意識を持ち真剣に生きる姿を見せよう。

家族が互いに理解し合えるよう、何でも話し合える雰囲気づくりを常に心がけよう。

家族一人ひとりが家族の一員として自覚を高め、家事の分担などそれぞれの役割を担おう。

保護者は家庭教育について積極的に関わり、家庭教育の重要性について理解を深めよう。やっではないけないうことや間違った行為は、しっかり正そう。

元気良く「あいさつ」ができるように、親がこどもにしつけよう。

「いじめは、絶対に許されない」ことを家庭内でこどもにしっかりと理解させ、いじめの兆候等こどもの様子をよく観察して見守ろう。

「早寝 早起き 朝ごはん」を実践して、こどもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、「気力・体力・学力」の向上につなげよう。

家族や親子で地域行事などに積極的に参加するなど、共同体験を豊かにし、家族のふれあいを深めよう。

テレビの過剰な視聴、ネット依存(モバイルゲームやスマートフォン等の過度な利用等)について話し合い、生活習慣が乱れないように規則正しい生活を家庭内で心がけよう。

インターネットやスマートフォン等の利用について、家庭内でのルールづくりやフィルタリングサービスの活用を努めよう。

目標 2 青少年の社会参加を促進しよう

青少年は、社会との関わりの中で自己を形成し、社会の一員としての自覚を深め人間性豊かに成長していくものである。青少年が様々な社会活動に自主的に参画して、社会奉仕や勤労の意義と喜びを体験することは、自立心や協調性を培う上で大切なことから、地域社会活動参加への働きかけやジュニア・リーダー等の育成、青少年グループの自主的活動を促進する。

青少年団体や青少年関係施設等の活動を通じても、自律性と社会性を培い、「生きる力」を育成するとともに、仲間を思いやり、助け合うことの大切さを学ばせよう。

子どもたちの声に耳を傾け、自主性が尊重され、生き生きとした地域活動が展開されるよう支援援助しよう。

自然への愛を育み、地域社会の環境美化をはじめ、環境問題への関心を高めよう。

ボランティア活動への認識を広めて、その参加を促進し、奉仕の精神を養おう。

職場体験学習などの場を提供し、地域産業への理解を深めるとともに、社会人・職業人として自立できるよう支援しよう。

地域社会でスポーツ・レクリエーション・芸術文化活動などの体験活動を充実し、青少年の積極的な参加を促進しよう。

目標 3 社会環境の浄化推進に努めよう

青少年を取り巻く社会環境は刺激的な要素が多く、成長の過程にある青少年の心に与える影響は多大である。区、関係機関・団体及び地域住民は一体となって、「非行を許さない」・「犯罪の被害者や加害者にならない」・「事故のない」、明るい、安全・安心なまちづくりを目指して地域環境の浄化を推進する。

不健全図書類等の販売実態を把握し、啓発活動を行うとともに、有害なチラシやポスターを一掃しよう。

インターネット上で、「有害情報」などの閲覧や書込み、情報発信をすることがないよう、その適正な使用について、家庭で注意をすることが基本であり、地域ではその啓発活動を進めよう。

青少年が自主的に活動し、利用することのできる「居場所」づくりを進めよう。

「地域防犯パトロール」活動や「すみだこどもの110番」運動を積極的に実施し、青少年の安全を確保しよう。

交通マナーを普及させ、交通災害から青少年を守り、違法駐車や放置自転車等のない安全なまちにしよう。

目標 4 家庭、学校、地域、関係機関・団体の連携を強めよう

子ども豊かな人間形成を図り、社会の担い手として成長していくために、家庭、学校、

地域はそれぞれの役割を理解し、その機能を補完し合うなど、青少年健全育成上の課題の把握や解決に向け、連携をより一層強化していくとともに、関係機関・団体とも連絡調整を図る。

家庭、学校、地域、関係機関・団体は、情報交換を密にし、日頃から相互の理解を深めよう。

学校は、地域との連携・協力を深め、地域社会の活動に協力しよう。

保護者や地域住民、育成リーダーは、「地域のこ子どもはみんなわが子」の気持ちでこ子どもたちに接しよう。

「いじめは決して許されない」「いじめを傍観しているのは、いじめているのと同じだ」ということをこ子どもたちに教えるとともに、こ子どもの小さな変化を見逃がさず、関係者は一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて努力しよう。

親の子育て不安解消に向けた取組を地域で進めるとともに、関係機関の子育て支援の一層の充実を図ろう。

こ子どもの権利侵害を防止するための啓発活動を進め、保護を必要とするこ子どもや家庭への支援の充実を図るとともに、児童虐待など地域で気になることがあれば、子育て支援総合センターや児童相談所等に連絡（通報）しよう。

学校内や登下校時におけるこ子どもたちの安全確保のための活動を推進しよう。

「あいさつや声かけ」がこ子どもたちを守り育て、そして地域に根ざした運動になるように取り組もう。

若年無業者やフリーター、ひきこもりの問題が深刻化していることから、放課後学習の推進や特別支援教育の充実を図るなど、こ子どもたちの発達段階に応じた教育、支援を行い、社会で自立した生活を送る上での基本や学習内容の定着を図ろう。

こ子どもの将来が、その生まれ育った状況によって左右されることなく、平等に教育を受ける機会や様々な体験の機会を得られるよう、必要な環境整備を図り、オールすみだでこ子どもたちを支援しよう。

家庭、学校、関係機関・団体等は連携して、不登校の予防・早期対応及び解消に取り組もう。

目標 5

青少年の非行・被害防止運動を推進しよう

青少年による非行や問題行動は、依然として憂慮すべき状況が続いていることから、青少年の非行防止に対する様々な取組への理解を深め、関係機関・団体、地域住民は、その防止のために、なお一層多様な活動を推進する。

暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、青少年が暴力団と関係を持ち被害に巻き込まれないように、区や青少年関係機関・団体が一体となり、啓発活動などを展開しよう。

犯罪被害防止とともに、加害者にもならないよう、SNS等のコミュニティサイトの利用が危険と隣り合わせであることを認識させ、他人への誹謗中傷や有害情報の書込み防止など、インターネット上のルール・マナーを守るよう啓発活動を進めよう。

危険薬物等に対する区民の理解を深めるとともに、販売等の情報を知り得た場合は情報

提供を行えるよう、「危険ドラッグ」等の有害性や危険性について正しい知識の普及・啓発に取り組もう。

性非行の防止及び性行動の低年齢化を防止するために、正しい知識の情報提供を行おう。

青少年が非行に陥らないよう、不良行為等の問題行動の早期発見、立ち直り支援に取り組もう。

「一声運動」や「地域懇談会」など、地域での地道な活動を積み重ねながら、区民の非行・被害防止意識を高めよう。

「万引き、自転車窃盗、自動販売機荒らしは犯罪である」ということをこ子どもたちに認識させ、「しない・させない・見逃さない」ように、地域で見守りを強めよう。

こども家庭庁の主唱する国が提唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間青少年非行・被害防止推進強調月間」や、「社会を明るくする運動強調月間」等に併せ、引き続き関係者の連携を強化し、啓発活動に取り組もう。

令和6年度墨田区青少年対策事業推進状況

1 行事等

(1) 墨田区青少年非行防止強調月間（令和6年7月1日～31日）

庁舎前に標語「たくましく育つ子どもが未来をつくる」の懸垂幕を掲示した。

(2) 社会を明るくする運動（令和6年7月1日～31日 強調月間）

街頭活動やポスターの掲示により、運動の主旨である「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」のPRを行った。また、中央集会を令和6年7月13日（土）に曳舟文化センターで実施し、作文コンテストの朗読発表と都立墨田川高等学校吹奏楽部による演奏を行った。

(3) 墨田区青少年健全育成区民大会

こども家庭庁の主唱する「子供・若者育成支援強調月間」の主旨を踏まえ、令和6年11月23日（土）に曳舟文化センターで実施し、青少年健全育成作文入賞者発表及び表彰式、受賞作品の朗読発表、すみだ少年少女合唱団によるアトラクションを行った。

※ 青少年健全育成作文コンクール応募数 4,914編（入賞作品数 178編）

(4) 薬物乱用防止活動

すみだ保健子育て総合センター1階多目的ホールにおいて、令和6年12月10日（火）から13日（金）までの間、区内の中学生による薬物乱用防止ポスター・標語の作品展を開催した。

(5) 各地区青少年育成委員会における活動

地域の実情に応じて、夜間パトロールや地域教育懇談会、スポーツ・文化活動等の体験事業を行った。

2 会議等

(1) 連絡協議会育成委員長会議（全7回）墨田区役所11階 教育委員会室

※第7回の会議は令和7年3月24日（月）に開催予定である。

(2) 連絡協議会定期総会 令和6年7月6日（土） 曳舟文化センター

墨田区子ども・若者計画に係る事業の実施状況（令和6年度）

1 事業内容等の変更があった事業（7事業）

基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

事業名	担当課・機関	事業内容		変更理由等
		変更後	変更前	
オリンピック・パラリンピック教育推進事業	指導室	<u>東京 2020 大会の経験を通じ、掛け替えのないレガシーを幼児・児童・生徒一人ひとりの心に残します。また、幼児・児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史・意義を正しく理解することで、多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人材に育つことを目指します</u>	<u>東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を、幼児・児童・生徒にとってまたとない重要な機会と捉え、幼児・児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史・意義を正しく理解することで、多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人材に育つことを目指します。また、東京 2020 大会の経験を通じ、掛け替えのないレガシーを幼児・児童・生徒一人ひとりの心に残します。</u>	開催から年月が経っている中、「またとない重要な機会と捉え」と言う言い回しが、進行形に捉えられるため。各校が大会のレガシーを大切にしていることを強調するため。
学校防災活動の推進	防災課	「 <u>墨田区地震ガイドブック</u> 」を作成・配布し、災害時に中学生が自ら身の安全を守るとともに、地域の一員として応急活動に取り組むことができるよう支援します。また、中学生で組織される自主防災組織の活動に必要な資材・機材の交付をします。	「 <u>防災に関するガイドブック</u> 」を作成・配布し、災害時に中学生が自ら身の安全を守るとともに、地域の一員として応急活動に取り組むことができるよう支援します。また、中学生で組織される自主防災組織の活動に必要な資材・機材の交付をします。	令和5年度に各種防災に関するガイドブックを「墨田区地震ガイドブック」一冊に統合したため。
【変更前】雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」の運営 【変更後】（仮称）すみだ企業・求人マッチング支援サイト	経営支援課	求人情報や内職情報をインターネットで検索・閲覧できるようにし、求職活動者がいつでも手軽に求職情報を閲覧できる環境を整備することで、雇用・就労の促進を図ります。		令和7年度、別サイトと統合し、名称を変更するため。

基本方針2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

事業名	担当課・機関	事業内容	変更理由等
すみだまつり・こどもまつりでのPR活動	地域教育支援課	青少年の非行・被害防止・健全育成についての現況、対策及び育成委員会活動について、すみだまつりの会場（錦糸公園）でチラシ等を配布するなど、青少年の非行・被害防止の活動PRと意識啓発を図ります。	令和5年度以降、青少年育成委員会によるすみだまつり・こどもまつりの出展を見合わせているため。

基本方針3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

事業名	担当課・機関	事業内容		変更理由等
		変更後	変更前	
スクールサポートセンター事業	【変更前】 指導室 【変更後】 教育センター	スクールサポートセンターにおいて相談を行い、早期対応ときめ細やかな支援を実施することで、不登校や問題行動、子育てに関する問題など、多様化する健全育成上の課題を解決し、児童・生徒が有意義で充実した学校生活を送れるようにします。		教育センターの新設に伴い、所管が変更したため。
ステップ学級運営事業	【変更前】 指導室 【変更後】 教育センター	学校に適応できない長期欠席の児童・生徒に対して、集団への適応指導や学力補充援助等、基礎的生活習慣の育成を図ることで、長期欠席児童・生徒が自らの意思により学校に復帰することを支援します。		教育センターの新設に伴い、所管が変更したため。

墨田区青少年健全育成区民大会	地域教育支援課	こども家庭庁の主唱する「 <u>子供・若者育成支援強調月間</u> 」に呼応して、各地区の非行・被害防止等の啓発活動を集約し、区民等に対し、青少年健全育成の意識の高揚を図ります。	内閣府の主唱する「 <u>子ども・若者育成支援強調月間</u> 」に呼応して、各地区の非行・被害防止等の啓発活動を集約し、区民等に対し、青少年健全育成の意識の高揚を図ります。	秋のこどもまんなか月間における取組の一つとしてこども家庭庁で実施しているため。
----------------	---------	---	---	---

2 完了した事業（1事業）

基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

事業名	担当課・機関	事業内容	完了理由等
合同就職面接会等の開催	経営支援課	ハローワーク墨田と連携し、ハローワーク墨田所管内である葛飾区とも協力のうえ、就職面接会を開催するなど、区内等中小企業の雇用の安定と区民等求職者の就労支援を行っています。また、区民等求職者（主に再就職希望者）を対象として、就職活動支援セミナーを開催します。	コロナ禍を経て就活の方法が変化しており、また、令和4年度の実績が少なかったことから、大規模での就職面接会等の開催方法を見直し、令和5年度以降共催事業としては開催していないため。 ※ハローワーク墨田で継続して実施している。

墨田区子ども・若者計画事業一覧（令和7年1月現在）

基本方針 1 全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

（1）基本的な生活習慣の形成

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	幼児教育の推進	幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものです。幼稚園・保育園において、教員・保育士等は、幼児が安定した情緒の下で主体的に活動できるよう環境を整え、基本的な生活習慣や集団生活のルール、健全な心身の発達の基礎等について身に付けるようにします。	指導室 子ども施設課 私立幼稚園
2	幼稚園、保育所等、小・中学校での食育の推進	食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験等を通じて、食に関する理解を深めることで幼児・児童・生徒の健康維持、増進につなげます。	指導室 学務課 子ども施設課
3	学校教育における生活習慣にかかわる指導	小学校入学段階のスタートカリキュラムによる指導を始めとして、各教科の学習や学級活動、保健指導、遠足・宿泊などの学校行事等を通じて、集団生活のルールや健康の保持促進、学校内外での安全について指導を行い、望ましい生活習慣を形成します。	指導室
4	食育推進事業	「墨田区食育推進計画」に基づき、「手間かけて みんなでつくる すみだの食育」を基本理念に、基本目標『食で「ひと」「まち」「交流」「安心」「協働」を育む』に準じた食育推進事業を区民・地域団体・NPO・事業者・企業・大学など多様な分野と区が連携しながら、すみだ食育推進会議の中で「協創」の食育へと推進します。	健康推進課 すみだ食育 good ネット
5	健康づくりのための普及啓発	「すみだ健康づくり総合計画」に基づき、区民一人ひとりが生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、健康づくりに対する意識の高揚や知識の普及を図ります。	健康推進課
6	健康診査	16歳から39歳までの区民を対象として、健康の増進と維持を目的とした健康管理に役立てるため、若年区民健康診査を実施します。	健康推進課
7	栄養指導	将来の健康について考え、自ら適切な食生活を実践できるよう、栄養相談や食生活講習会等を実施し、栄養に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	健康推進課
8	エイズ及び性感染症等に関する普及啓発	エイズ及び性感染症に対する正しい理解を深めるため、ポスターやパンフレットの配布等、普及・啓発を図ります。	保健予防課
9	たばこの害についての普及啓発	たばこの健康被害や受動喫煙による影響を理解し、喫煙行動を防止するため、小学校高学年向けに、啓発リーフレットを配布し、意識啓発を図ります。	健康推進課

(2) 確かな学力と豊かな人間性の育成

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	幼保小中一貫教育の推進	「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、幼稚園・保育園等から小学校への就学時及び小学校から中学校への進学時の円滑な接続を図るとともに、幼児期から義務教育終了までの11年間を通じた連続性のある教育を推進します。また、交流や意見交換を通して、異校種間等の円滑な連携を図ります。	すみだ教育研究所
2	学力向上「新すみだプラン」の推進	児童・生徒の学力向上を図るため、「学校の教育力の向上」「家庭の教育力の向上」「地域の教育力の向上」の3つを柱に、学力向上に関する施策を展開します。	すみだ教育研究所
3	教職員研修事業	今日的な教育課題への対応、各職層において習得すべき内容、授業指導法などについて研修を行い、教員の指導力向上を図り、子どもたちの学力向上につなげます。	指導室
4	学校支援指導員派遣事業	全ての幼稚園・学校に学校支援指導員を配置して、学習指導、生活指導、特別支援等の補助を行い、幼児・児童・生徒が安心して安定した学校生活を送ることができるようにすることで、確かな学力につなげます。	指導室
5	研究協力校(園)及び特色ある学校づくり推進校、グループ・個人奨励	教育委員会が示した内容や今日的な教育課題の解決を図るため、学校における研究実践や、特色ある教育活動等について推進します。	指導室
6	人権教育	地域や学校の実態に即して、同和問題をはじめとする様々な人権課題を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、様々な場面での具体的な態度や行動に移していくことのできる人権教育を推進します。	指導室
7	道徳教育の推進	特別の教科道徳を核とした全ての教育活動を通じて、道徳教育を推進し、人間としての生き方の自覚を促すことで、豊かな心を持ち道徳性を身に付けた児童・生徒を育成します。	指導室
8	SOSの出し方に関する教育	「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声を上げられる」ことを目標として、小学校5年生から中学校3年生までを対象に、「SOSの出し方に関する教育」を学校の教育活動として位置付けて実施します。また、授業教材の作成や授業の実施にあたっては、健康推進課の保健師等も参画します。	指導室 保健予防課 (健康推進課)
9	若年層に向けた男女共同参画意識の醸成	男だから、女だからと性別を理由として役割を決めつけたり、性別のイメージを固定的に考えて自分自身や誰かの生き方を制約することがないように、中学生以上を対象とした若者向けの啓発冊子を発行し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
10	情報教育の推進	児童・生徒が主体的に情報を選択・活用する能力を育てるため、コンピュータを活用した教育やSNSの適正な利用等を推進します。	指導室

No.	事業名	内容	担当課・機関
11	伝統文化等に 触れ合う機会の提供	児童・生徒の郷土への理解や愛着心を育むため、すみだ北斎美術館やすみだ郷土文化資料館等と連携し、郷土の歴史や伝統文化を深める授業等を行います。	指導室 地域教育支援課
12	体験的な活動を取り入れた学習	児童・生徒の社会性や豊かな情操を育むため、特別活動等におけるボランティア活動や自然体験活動のほか、移動教室や野外体験活動の充実を図ります。	学務課 指導室
13	夏休み自然体験教室 (農山村生活体験事業)	自然体験や異学年交流を通じて、子ども達の豊かな感性や情緒を育むため、児童・生徒を対象に、農山村等における生活体験や集団生活を体験する自然体験教室を行います。	地域教育支援課
14	自然環境学習	野鳥、昆虫、樹木などの観察を通して、人と自然とのつながりを見る目を養い、今後の環境づくりを考えるきっかけとするとともに、身近な場所にピオトープを造ることで、生き物と触れ合い、自然環境の大切さを学びます。	環境保全課
15	子ども読書活動の 推進	<p>○学校図書館の充実</p> <p>①区内全小・中学校が参加する「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、子どもが主体的に学ぶことを支援します。</p> <p>②授業等での学校図書館の活用を図るとともに、展示の工夫やイベントの開催を通して、児童・生徒の読書活動を推進します。</p> <p>③小中学校に学校司書要員を配置し、学校図書館の活用推進を図ります。</p> <p>○学校と図書館の連携強化</p> <p>①「図書館を使った調べる学習コンクール」の個別相談会を図書館で実施し、子どもの研究活動を支援します。</p> <p>②小中学校へ図書の本貸出を行い、児童・生徒がより多くの本に接する機会を増やします。</p> <p>③読み聞かせボランティア講座を図書館で開催し、学校での読み聞かせを行うボランティアの活動を支援します。</p> <p>④図書館見学や職場体験学習、ブックリストの配布を通じて、児童・生徒の読書への関心を高めます。</p> <p>⑤学校図書館担当者の専門性を高めるために、司書教諭研修を図書館にて実施します。また、小中学校の学校司書と図書館司書の情報交換会を行い、情報共有に努めます。</p> <p>○地域での読書活動の推進</p> <p>幼稚園・保育園等の施設への団体貸出を行うとともに、図書館ボランティアの協力を得て、学校や障害児施設での出張読み聞かせ会等を行い、地域での読書活動を推進します。</p> <p>○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実</p> <p>①おはなし会やイベントを通じて、幼児・児童・生徒の読書への関心を高めます。</p> <p>②青少年向けにティーンズコーナーを設け、青少年が読書に親しみ、豊かな教養を身に付けることができるよう支援します。</p>	ひきふね図書館 指導室

No.	事業名	内容	担当課・機関
16	健康と体力向上の推進	体位、体力の向上を図るため、指導資料を作成し、区立小・中学校の児童・生徒の心身の健康増進を図るとともに、体育優良生徒を表彰し、スポーツ奨励を図ります。	指導室
17	スポーツ振興事業	スポーツ教室、区民スポーツ大会、障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会などを開催し、スポーツの振興を図るとともに、広く区民の健康増進を支援します。	スポーツ振興課
18	区民健康スポーツデー	原則として10月のスポーツの日を区民健康スポーツデーと位置付け、全ての区民が一日スポーツに親しむ日とすることで、スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課
19	総合型地域スポーツクラブ自立支援	地域の日常的な活動の場として、誰もが参加できる気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる地域スポーツクラブを展開し、豊かな地域スポーツライフを築きます。	スポーツ振興課
20	スポーツ推進委員の活動	スポーツ教室等の企画運営に参画し、区民にスポーツの指導・助言を行いスポーツの振興を図ることで、広く区民の健康増進を支援します。	スポーツ振興課
21	各種スポーツ活動	子ども達の心身を鍛えるとともに、健康増進を図るため、柔・剣道教室などを実施します。	本所・向島警察署

(3) 社会貢献・社会参画の促進

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	地域力育成・支援事業	地域で活動している方や地域活動に関心がある方を対象に、リーダースキルやコーディネータースキル等の提供、活動者の交流会等を行い、自主的かつ組織的に活動できる人材を育成します。	地域活動推進課
2	すみだ生涯学習センター事業	区民がさまざまな生涯学習活動を行うための拠点施設として、生涯学習の機会や場の提供、学習情報の発信、学習相談を実施するなど、区民の生涯学習を支援します。	地域活動推進課 すみだ生涯学習センター
3	図書館における青少年活動の推進	中高生のボランティアグループ「ひきふね図書館おもてなし課」の活動を通して、中学生・高校生が自主的にイベントや特集展示コーナーの企画や運営を行うことで、地域貢献の意識醸成を図ります。	ひきふね図書館
4	クリーンキャンペーン	ごみゼロデー(5月30日)にちなみ、道路や公園等の散乱ごみの清掃を内容とするキャンペーンを地域住民が主体的に進める活動として実施することで、美観の向上を図るとともに、地域力の強化を目指します。	すみだ清掃事務所
5	ボランティア推進事業	ボランティア活動に対する理解と参加を促進するため、講習会や講座の開催、PR活動等を行い、ボランティアの育成・活動支援を図り、福祉のまちづくりを推進します。	墨田区社会福祉協議会 厚生課
6	ボランティアセンターの活動	ボランティア活動を推進するため、ボランティアの育成と活動の中心となる場を設け、ボランティア意識の啓発と活動への参加を促進します。	墨田区社会福祉協議会 厚生課

No.	事業名	内容	担当課・機関
7	夏体験 ボランティア事業	ボランティア活動の体験を通して、様々な社会的問題への関心を深めるとともに、積極的に社会づくりに参加する意識の醸成を図ります。	墨田区社会福祉協議会 (厚生課)
8	学校のボランティア 活動普及事業	中学校・高等学校等を「ボランティア協力校」として指定し、生徒の社会福祉への理解と関心を高め、人間同士の連携の精神を養うとともに、生徒を通じて家庭及び地域社会の意識啓発を図ります。	墨田区社会福祉協議会 (厚生課)
9	児童・生徒向け ボランティアスクール	小・中・高校生を対象にボランティア活動の学習と体験をすることで、社会参画意識の醸成を図ります。	墨田区社会福祉協議会 (厚生課)
10	生産体験活動	社会奉仕の心を育むため、管内に通う子どもを対象に、農業体験をはじめとした生産体験活動等を行います。	本所・向島警察署
11	自主グループ等への 支援	児童館で読み聞かせ等を行う自主グループに活動場所の提供を行い、ボランティアの育成を図ります。	子育て政策課
12	音楽活動	中高生を中心とした音楽グループに児童館の音楽室を開放し、それらのグループが、コンサートを開催するなど音楽活動を通じて、健全育成を図ります。	子育て政策課
13	墨田区のお知らせ等 による周知	青少年向けの区の各部署が実施する行事などを、墨田区のお知らせ「すみだ」や区政情報番組「ウィークリーすみだ」等を通じて、区民へ周知・PRします。	広報広聴担当
14	国際理解教育の 推進事業	各教科等の学習を通じた国際理解教育を推進するとともに、外国人講師（NT）の導入やTOKYO GLOBAL GATEWAY(東京都版英語村)の利用により、英語学習や外国の文化等への関心を高め、英語を用いてコミュニケーションを図る態度を育てます。	指導室
15	墨田区中学生海外 派遣事業	中学校2年生を対象とした海外派遣を実施し、現地の生徒との交流やホームステイ等によって、英語力の向上を図り、国際社会で幅広い視野を持って活躍することのできる人材を育てます。	指導室
16	オリンピック・ パラリンピック教育 推進事業	東京2020大会の経験を通じ、掛け替えのないレガシーを幼児・児童・生徒一人ひとりの心に残します。また、幼児・児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史・意義を正しく理解することで、多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人材に育つことを目指します。	指導室
17	総合防災教育	自らの防災行動力を高めるとともに、将来における地域防災の担い手を育成するため、幼児期から発達の段階に応じた防火防災教育を総合防災教育と位置付け、継続的に実施します。	本所・向島消防署
18	消防少年団	将来の地域防災の担い手を育成するため、小学校1年生から高校3年生までを対象として、各消防署単位で、防火防災に関する知識及び技術を身に付ける活動を実施します。	本所・向島消防署

No.	事業名	内容	担当課・機関
19	学校防災活動の推進	○区民と地域の防災力向上を図る一環として、普通救命講習を実施し、将来の地域の担い手である中学生に対する防災教育を推進します。 ○「墨田区地震ガイドブック」を作成・配布し、災害時に中学生が自ら身の安全を守るとともに、地域の一員として応急活動に取り組むことができるよう支援します。また、中学生で組織される自主防災組織の活動に必要な資材・機材の交付をします。	指導室 防災課
20	起震車による地震体験	各学校や町会等で行われる防災訓練、墨田区主催のイベント等で、起震車「すみだぐらぐら号」による地震体験を行い、青少年の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ります。	防災課
21	中学生区議会	区内各中学校の代表生徒を対象に、本会議・委員会形式の模擬区議会の体験を通じて、すみだの未来を担う子どもたちの郷土に対する愛着心等の向上を図ります。	広報広聴担当
22	すみだ少年少女合唱団	区の音楽文化推進の一環として、小学校3年生から高校3年生を対象とした合唱団を結成し、歌う楽しさを通して豊かな情操を養います。また、地域のイベント等に出演し、地域への愛着・理解を深めるとともに社会性の向上を図り、音楽都市すみだの文化的まちづくりに寄与する人材を育てます。	文化芸術振興課
23	すみだまつり・こどもまつり	区民等によって組織した実行委員会が企画・運営することで、「ふるさと墨田」のまちづくり意識の高揚と地域力の振興を図ります。また、安全・健康・友情と連帯の輪を目標に明るくはつらつとした子どもの成長を促します。実施にあたって広くボランティアを募集することで、区民等の社会参画を促します。	文化芸術振興課
24	はたちのつどい	はたちを迎える方で構成する実行委員会が企画から当日までの運営を行うことにより、社会人としての自覚を促すとともに、参加者が喜びを共感できる式典を開催します。	文化芸術振興課
25	明るい選挙啓発ポスターコンクール	区内小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発に関するポスターコンクールを実施し、選挙に対する関心を高めます。	選挙管理委員会事務局
26	若年投票立会人	各投票所に配置する投票立会人について、18～29歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高めます。	選挙管理委員会事務局
27	若年啓発グループ	18～29歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高めるための啓発活動を行います。	選挙管理委員会事務局

(4) 職業的自立の支援

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	キャリア教育の推進	児童・生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、授業等を通して必要な意欲・態度や能力を育てます。	指導室
2	子ども科学教室	区内在住在学の小学校4～6年生を対象に、芝浦工業大学と連携したロボット工作を通して、子どもたちのものづくりへの興味醸成を図ります。(令和元年度に完了し、新たに「ものづくりスタートアップ連携促進事業」を追加した。)	経営支援課
3	ものづくりスタートアップ連携促進事業	区内の町工場等を学びのフィールドとして、区内外の教育ベンチャーと連携しながら、STEAM教育の考え方を取り入れた次世代ものづくり人材の育成を行います。あわせて、本区に開学予定の情報経営イノベーション専門職大学や千葉大学と連携したりカレント教育も実施していきます。(令和4年度完了)	経営支援課
4	ものづくりフェア	ものづくりの魅力伝えるため、イベントを通して、子どもたちが「ものづくり」に触れる機会を提供し、ものづくりの楽しさを伝えます。	経営支援課
5	就職支援コーナーすみだ	ハローワークの求人情報検索システムを庁舎内に設置するなど、ハローワーク墨田、東京労働局、区の三者が連携することで、雇用・就労の促進を図ります。	経営支援課 ハローワーク墨田
6	雇用・就労支援サイト「ジョブすみだ」の運営	求人情報や内職情報をインターネットで検索・閲覧できるようにし、求職活動者がいつでも手軽に求職情報を閲覧できる環境を整備することで、雇用・就労の促進を図ります。	経営支援課
7	求職者支援訓練	雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。	ハローワーク墨田
8	職業訓練受講給付金	特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、「職業訓練受講給付金」(職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当)を支給します。	ハローワーク墨田
9	若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金(国)	トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金の正社員化コース等、若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金の活用について、区や事業主団体との連携を含め、管内企業に対して周知・啓発を実施します。	ハローワーク墨田
10	合同就職面接会等の開催	ハローワーク墨田と連携し、ハローワーク墨田所管内である葛飾区とも協力のうえ、就職面接会を開催するなど、区内等中小企業の雇用の安定と区民等求職者の就労支援を行っています。また、区民等求職者(主に再就職希望者)を対象として、就職活動支援セミナーを開催します。	経営支援課 (令和5年度完了) ハローワーク墨田

No.	事業名	内容	担当課・機関
11	すみだ人材確保プロモーション支援事業	区内事業者に関心のある求職者を対象に、合同企業説明会を開催し、区内事業者への就労促進を図ります。	経営支援課
12	人材確保・就職支援コーナー	福祉分野（介護・看護・保育）／建設・警備・運輸等の仕事を希望する方や当該人材を必要とする事業主の皆様をサポートします。実際に施設を見学するツアー型面接会や体験会、業界セミナーを行います。	ハローワーク墨田
13	学卒求人申込説明会	新規学校卒業予定者を対象に求人申込みが見込まれる事業所に対し、求人申込みにあたっての事務手続等についての説明を行うとともに、適正な従業員採用計画の樹立、求人秩序の維持、公正採用選考のルールへの遵守及び就職差別の解消のため、実施しています。	経営支援課 ハローワーク墨田
14	中高生の就職支援	中・高生等社会経験のない新卒者に対して、就職支援ナビゲーターによる就職意識の形成、準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職に繋がる支援を実施します。	ハローワーク墨田
15	ヤング相談コーナー	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口として、職業相談・職業紹介の他、応募書類の添削や面接対策、キャリアインサイトを使用した適正診断等、個別予約相談を行います。	ハローワーク墨田

基本方針 2 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

(1) 家庭教育への支援

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	家庭教育への支援	家庭教育の向上を図るため、地域を対象とした「地域育成者講習会」の実施や子育て等に関する学習を行う団体等への支援を行います。また、児童・生徒の保護者に配布する家庭教育パンフレットの制作を行うことにより、親子のふれあい・子どもの自主性・家庭における教育の大切さについての意識啓発を推進します。	地域教育支援課
2	P T Aへの支援	家庭の教育力の向上を図るため、児童・生徒の保護者等を対象として、小・中それぞれの連合P T Aが実施する研修大会やブロック研修などを支援します。	地域教育支援課
3	「小学校すたーとブック」及び「中学校入学プレブック」の配布	小学校入学間近の子ども及び小学校6年生とその保護者に冊子を配布することで、家庭教育の大切さを啓発するとともに、就学・進学後の学校生活をスムーズに始められるようにします。	すみだ教育研究所

No.	事業名	内容	担当課・機関
4	家庭における読書活動の推進	○ブックスタート事業 3・4か月健診時に、乳児と保護者に絵本の手渡しと読み聞かせのアドバイスを行うとともに、幼児向けブックリストを配布し、家庭において子どもとのスキンシップを深め、豊かな情緒を育むための読書の推進を図ります。 ○家読（うちどく）の啓発 1冊の本を通じて家族で読書を楽しむ「おうちDE読書ノート」の配布や保護者向け講演会の開催を通じて、家庭における読書活動の推進を図ります。	ひきふね図書館
5	子育て支援拠点事業	在宅での子育てを支援する拠点施設として、さまざまな子育て支援サービスの提供や調整のほか、相談等の総合的な子育て支援事業を行います。	子育て支援総合センター
6	子育てひろば	子育て相談に関する関係機関との連携を図り、子育て相談・ひろば事業を両国子育てひろば及び文花子育てひろばで実施します。	子育て支援総合センター

(2) 家庭・地域・学校の連携

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	学校運営連絡協議会	学校運営連絡協議会を各学校に設置し、学校の課題解決に向けて、家庭・地域・学校が果たすべき役割や学校の支援について協議するなど、開かれた学校づくりを推進することで、家庭・地域・学校の協働体制を構築します。	指導室
2	学校公開	定期的に授業を公開し、保護者が児童・生徒の学習や生活の様子を実際に見る機会を設けることで、学校の教育活動やその方針についての理解を深めます。	指導室
3	放課後子ども教室の推進	放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、区立小学校の施設を利用して、学校、PTA及び地域住民等が連携し運営する放課後子ども教室を推進します。	地域教育支援課
4	学校支援ネットワーク事業の推進	子どもたちに多様な体験・価値ある体験の場を提供するため、出前授業等を通して、地域力（地域住民・企業等）を学校の教育活動に取り入れ、地域等で学校を支援します。	地域教育支援課
5	学校による家庭訪問又は面談	教員の家庭訪問や、保護者の来校による面談などを実施し、学級担任と保護者が懇談する機会をもつことで、児童・生徒の理解と学校の教育活動に関する理解を深めます。	指導室
6	学校における地域人材の活用	地域の方をゲストティーチャーとして学校に迎え入れたり、職場体験や特別活動、地域調べ・学習支援で地域の協力を得るなど、地域と連携した学校の教育活動を支援します。	指導室 すみだ教育研究所
7	青少年育成委員会活動への支援	青少年の非行防止等健全育成を図るため、青少年対策施策への協力や、各地域における自主的な青少年健全育成活動を実施している青少年育成委員会の活動を支援します。	地域教育支援課

No.	事業名	内容	担当課・機関
8	青少年委員活動の推進	青少年の健全育成の振興を図るため、地域の青少年の余暇指導や青少年団体の育成、区の青少年事業への協力など、学校、地域、行政のパイプ役としての活動を展開する青少年委員の活動を推進します。	地域教育支援課
9	学校安全ボランティア事業	東京都の「子供安全ボランティア」活動の一環で、小学校の保護者と地域の方がボランティア活動として、子どもたちの登下校時における通学路のパトロールや子どもたちへの声かけ運動・あいさつ運動を行います。	庶務課
10	携帯電話等活用した情報発信システム	不審者情報や急な学校行事の変更など緊急性の高い情報を、小中学校、幼稚園及び教育委員会事務局から、保護者の携帯電話等にメールで情報発信します。	庶務課

(3) 子ども・若者の育成環境の整備

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	すみだこどもの110番運営委員会への支援	子ども達の登下校時等の安全確保を図るため、子ども達が不審者と遭遇した際の避難場所となる家庭等を登録し、子ども達に周知するPTA事業である「すみだこどもの110番」の活動を支援します。	地域教育支援課
2	帰宅呼びかけ放送	児童・生徒の非行防止や安全確保を図るため、毎日定時に防災無線システムを利用した「帰宅呼びかけ放送」を実施します。	地域教育支援課
3	地域福祉プラットフォーム事業	令和2年度まで墨田区社会福祉協議会が地域の居場所、気軽な相談場所として実施していた「地域福祉プラットフォーム」は、令和3年度から区が進めている包括的支援体制整備事業の地域の拠点として位置づけ、区が墨田区社会福祉協議会に委託して運営しています。(※令和6年11月現在、京島三丁目、本所一丁目、八広五丁目、墨田五丁目、緑四丁目の5カ所で開設)	厚生課 墨田区社会福祉協議会
4	子どもの居場所ネットワークづくり	食事提供活動を通じ、子どもの居場所づくりを行っている区内の団体及び区との連携、ネットワークづくりを支援します。	厚生課 墨田区社会福祉協議会
5	児童館事業 コミュニティ会館事業 社会福祉会館事業	幼児から高校生までを対象に、スポーツやボランティア活動などの様々な交流活動を実施するなど、青少年の健全育成のための支援を行います。	子育て政策課 地域活動推進課 すみだ人権 同和・男女共同 参画事務所
6	児童館における定期学習会の実施	児童が自主的に学習できる環境を提供するため、児童館における学習会を実施します。	子育て政策課
7	少年団体の育成	子ども会における年少指導者を育成する「ジュニア・リーダー研修会」をはじめとした少年団体の自主的な活動に対し、必要に応じて専門的・技術的な助言等の援助を行うことにより、各少年団体の育成及び活動の充実を図ります。	地域教育支援課

No.	事業名	内容	担当課・機関
8	子ども会活性化への支援	地域の子ども達の健やかな成長を促すため、子ども会に対し、各種レクリエーション種目の紹介や情報提供、技術指導など、子ども会の活動を支援します。	地域教育支援課
9	サブ・リーダー講習会の実施	地域や学校で活躍するリーダー（ジュニア・リーダーの前身）を養成するため、小学校4～6年生を対象に、グループ活動や野外活動等を通し、基礎的な知識・技能を習得させるとともに、仲間と協力し合うことの大切さなどを学ばせるサブ・リーダー講習会を実施します。	地域教育支援課
10	ネットトラブル対策	青少年のインターネット利用に関する様々な問題に対応するため、青少年健全育成に携わる方々や東京都や関係機関等と連携し、インターネットの適切な利用について普及啓発を実施します。	指導室
11	セーフティ教室	幼稚園・小学校・中学校の幼児・児童・生徒を対象に、連れ去り防止・薬物乱用防止、非行・被害防止対策、インターネットの適正利用等を目的とした講演やロールプレイングを実施し、防犯意識や危機対応力を高めます。また、保護者・地域等と学校・警察が一体となって、幼児・児童・生徒の被害防止や非行防止（デートDV・ストーカー被害防止等）についての情報交換を行い、地域で幼児・児童・生徒を守る意識を高めます。	指導室
12	デートDV 予防啓発講座	交際相手からの暴力や暴言など、DV 被害にあわない為に、また、加害者にならない為にデートDV に対する理解促進と予防啓発に努めます。	すみだ人権 同和・男女共同 参画事務所 すみだ共生社会 推進センター
13	交通安全指導	児童・生徒に日常の交通安全に必要な事柄を理解させ、常に安全を確認し、正しい判断のもとに安全な行動をとる態度や能力を育てます。特に、交通安全の実践の場は学校の外であるため、家庭や地域社会と連携を密にして進めます。 ○道路での正しい歩き方 ○信号や標識・標示の理解 ○雨の日の安全 ○自転車の正しい乗り方 ○横断歩道・踏切の渡り方、ほか	庶務課
14	スクールサポーター制度	警察OBで構成されるスクールサポーターは警察と学校のパイプ役として、児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止を目的として、定期的に学校を訪問し、教員へのアドバイスや情報交換を行います。また、少年の溜まり場対策、セーフティ教室の企画立案、不登校対策等を行うとともに、学校・地域に不審者情報等の被害状況の伝達を行っているほか、PTAと連携した子ども110番制度の活性化を図ります。	本所・向島警察署
15	緊急通報装置等の防犯設備	非常通報体制「学校110番」、防犯カメラ・モニター、電子施錠等を区立小中学校・幼稚園に導入し、子どもの安全確保を図ります。	庶務課

No.	事業名	内容	担当課・機関
16	通学路防犯設備整備事業	通学路に防犯カメラを設置することにより、学校、地域が行う児童の見守り活動を補完するとともに、通学路における児童の安全を確保します。	庶務課
17	学校ICT化推進事業	全教員がICT機器を「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」効果的に活用することができるよう、授業改善に資するための環境整備を行います。また、教材コンテンツを共有化する仕組みを構築することで、教員がICTを活用した指導を継続的に行い、児童・生徒が意欲的に学ぶことができるような教育活動を展開します。	庶務課
18	防犯ブザーの貸与	緊急時にブザーを使用して犯罪被害を未然に防ぐため、小学生に防犯ブザーを貸与し、児童の安全確保を図ります。	学務課
19	地域防犯対策	○児童の下校時にあわせて、青色防犯パトロールカーによる区内巡回パトロールを実施します。 ○町会・自治会等が連携して防犯カメラを設置する場合に助成します。 ○地域において自主防犯活動をしている団体を支援するため、防犯パトロール用品を支給します。	安全支援課
20	安全・安心メール	スマートフォンやパソコン等に、「すみだ安全・安心メール」として区内の防災・防犯情報等を配信します。	安全支援課
21	有害環境の浄化活動	青少年に対し著しく性的感情を刺激し、健全な成長を阻害するビラやチラシ、ポスター、不健全図書（雑誌）成人向けDVD等の適正な取扱いを目指して、地区青少年育成委員会と連携し、実態調査や自粛又は撤去の要請等を行い、有害環境の浄化を図ります。	地域教育支援課
22	薬物乱用防止活動	年々低年齢化する麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物禍から青少年を守るため、関係機関・団体、地域社会が連携して薬物禍撲滅活動を実施します。また、学校においては、薬物乱用防止マニュアル等を活用した教育を実施するとともに、保護者に対してリーフレットを配布し啓発活動を進めます。	生活衛生課 指導室 地域教育支援課
23	すみだまつり・こどもまつりでのPR活動	青少年の非行・被害防止・健全育成についての現況、対策及び育成委員会活動について、すみだまつりの会場（錦糸公園）でチラシ等を配布するなど、青少年の非行・被害防止の活動PRと意識啓発を図ります。（令和5年度以降青少年育成委員会による出展を見合わせている。）	地域教育支援課

No.	事業名	内容	担当課・機関
24	交通安全運動	○各小学校にスクールゾーン対策連絡会を設置し、交通安全活動を行うとともに定期的に意見交換会を開催して、危険箇所の把握と改善を行うなど、登下校時の交通事故の防止を図ります。 ○警察署と協力して自転車安全運転教室の参加者に自転車安全運転免許証を交付することで、自転車利用者の安全意識の啓発を図ります。また、自転車利用のルール及びマナー向上を図るため、スタントマンによる交通事故を再現した交通安全教室を実施するとともに、すみだまつり・こどもまつりで交通ルール及び自転車の利用マナーの啓発活動を行います。	土木管理課
25	健康づくりのための環境整備	子どもたちの健やかな成長を促し、楽しく遊ぶことのできる場所を提供するため、様々な遊具や健康器具の設置も含めて、公園を整備していきます。	公園課
26	ボール遊びができる公園等の整備	子どもたちが、外でボール遊びができる環境づくりに向けて、既存公園等にボール遊びができる広場の整備を進めていきます。	公園課
27	総合運動場等整備事業	スポーツを通じ、異なる世代の人々の価値観を超えた交流を促進するとともに、青少年等の社会教育活動を行う施設として整備を進めます。(令和元年度完了)	スポーツ振興課

基本方針3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

(1) いじめ・不登校対策

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	いじめ防止対策の推進	「墨田区いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止対策基本方針やプログラム、対応マニュアルを作成し、保護者、地域、事業者等の連携のもと、地域社会全体でいじめの防止、早期発見、早期対応の取組強化を推進します。	庶務課 指導室
2	教育相談事業	幼児・児童・生徒と、その保護者を対象に、子どもの教育上のさまざまな悩みに対して相談に応じ、その解決のための助言や支援を行っています。また、電話相談として「親子電話相談」「ヤングテレフォン相談」を実施しています。	すみだ教育研究所
3	スクールサポートセンター事業	スクールサポートセンターにおいて相談を行い、早期対応ときめ細やかな支援を実施することで、不登校や問題行動、子育てに関する問題など、多様化する健全育成上の課題を解決し、児童・生徒が有意義で充実した学校生活を送れるようにします。	教育センター

No.	事業名	内容	担当課・機関
4	スクールカウンセラーの配置	児童及び生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の相談体制等の充実を図ります。	指導室
5	ステップ学級運営事業	学校に適應できない長期欠席の児童・生徒に対して、集団への適應指導や学力補充援助等、基礎的生活習慣の育成を図ることで、長期欠席児童・生徒が自らの意思により学校に復帰することを支援します。	指導室
6	不登校防止対策の推進	「墨田区立学校不登校対策基本方針」に基づき、保護者、地域、関係機関と連携し、各小中学校が組織的に不登校の予防・早期発見及び解消を図ります。	指導室

(2) 障害のある子ども・若者への支援

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	乳幼児への療育	みつばち園・にじの子等において、心身の発達に心配がある未就学児等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練などを行います。	障害者福祉課
2	幼稚園・保育所等における障害児教育・保育等	○区立幼稚園では、一定の条件の下で、特別な支援を要する幼児の受け入れを実施します。 ○保育所等では、一定の条件の下で、障害児の受け入れを実施します。 ○学童クラブでは、一定の条件の下で、障害児の受け入れを実施します。	学務課 子ども施設課 子育て政策課
3	学齢児への療育	放課後等デイサービスにより、心身に障害がある18歳未満の就学児に、放課後または学校休業日などに、生活能力向上のための訓練や社会交流を行います。	障害者福祉課
4	就学相談	初めて小学校に入学するお子さんや、中学校への進学、転学等についての相談を行います。医師や専門家等による就学相談委員会により、児童・生徒一人ひとりの障害や能力に応じて、もっとも適切な学びの場について判断し、支援します。	学務課
5	特別支援学級・教室の運営	○知的障害のある児童・生徒が在籍する固定学級や、日常は通常学級で学びながら週一回程度通って指導を受ける通級指導学級を運営します。 ○情緒障害等がある、より多くの児童・生徒が障害の状態に応じた特別な指導支援を受けられるようにするため、区立の全小・中学校に特別支援教室を設置し、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導します。	学務課

No.	事業名	内容	担当課・機関
6	特別支援教育の推進	○特別支援教育の実施に伴い、必要に応じて教室の整備・工事等を行います。 ○介助があれば通常学級で学ぶことができる児童・生徒のため、在籍校に介助員を配置します。 ○区立幼稚園・小・中学校では、障害がある幼児・児童・生徒をはじめ全ての幼児・児童・生徒について、一人ひとりの教育的ニーズの把握、分かりやすい授業の展開、安心・安全に生活できる環境の整備を推進します。	学務課 指導室
7	すみだ教室の実施	中学校特別支援学級及び特別支援学校を卒業した知的障害者を対象に、社会生活に必要なルールやエチケットを学ぶとともに、仲間づくりを中心に社会的自立を促すため、日曜青年教室を開催し、様々な活動を行います。	地域教育支援課
8	就労継続支援事業	就労が困難な障害者で、作業能力がある方を対象に、作業支援、就労支援、生活支援、健康管理を行います。	障害者福祉課
9	すみだ障害者就労支援総合センター	障害のある方が、地域において経済的・社会的に自立し、安定した生活を送るために、ハローワーク墨田等の関係機関と連携し、企業就労等の機会拡大を図るとともに、職業訓練、就職支援、職場定着支援、生活支援等を行います。	障害者福祉課
10	墨田区福祉作業所ネットワークKAI	ネットワークの場を通じ、福祉作業所が区のクリエイターによる「すみのわプロジェクト」などにより自主生産品開発に取り組みます。また、作業所利用者による生産品を「スカイワゴン」等での販売を通じ、利用者の工賃アップ、やりがいにつなげます。	障害者福祉課

(3) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	思春期相談・思春期講演会	児童精神科医及び臨床心理士が、学齢期から青年期における不規則な生活、摂食障害、ひきこもり、不登校、思春期のうつ、自傷行為、自殺未遂、暴力、発達の心配等に対して対面相談に応じます。そのほか思春期講演会を開催し、家族や本人への理解を深めるとともに、一般への知識の普及活動を行います。	健康推進課
2	若者の居場所づくり支援	こころの悩みや生きづらさを感じている若者が、自宅以外で安心して過ごせる居場所（カフェ）を定期的実施し、ストレスへの対処法やソーシャルスキルを身につけ、前へ進むための支援を行います。	保健予防課
3	若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援	若者や子育て世代等の女性、求職者の保護者を対象に、キャリアカウンセリング（個別相談）を行う「就職・仕事カウンセリングルーム」を開設し、より多くの人材が区内企業等に就職できるよう支援します。	経営支援課
4	ヤング相談コーナー等における他機関への紹介	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口において、相談内容に応じて保健センターや地域若者サポートステーション等への紹介を行います。	ハローワーク墨田

(4) 非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	地域教育懇談会	地区青少年育成委員会と連携し、各地域における青少年の非行化の実態や問題傾向等の情報交換、関係機関・団体の活動の連絡調整を行うとともに、地域における青少年の健全育成の意識の啓発を図ります。	地域教育支援課
2	地域パトロール	地区育成委員会等関係機関・団体と連携して、夏休みや年末年始、祭礼、縁日など、定期的にパトロールを実施し、青少年への指導や安全確保に努めます。	地域教育支援課
3	墨田区青少年健全育成区民大会	こども家庭庁の主唱する「子供・若者育成支援強調月間」に呼応して、各地区の非行・被害防止等の啓発活動を集約し、区民等に対し、青少年健全育成の意識の高揚を図ります。	地域教育支援課
4	墨田区青少年非行・被害防止強調月間	こども家庭庁の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に呼応して、関係機関・団体、地域住民等がそれぞれ実施する非行・被害防止活動を集中的に実施して、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。	地域教育支援課
5	ふれあい協議会	町会等を対象に防犯講座等を開催する「ふれあい諸活動」を通じて、非行防止や青少年の健全育成を図っています。	本所・向島警察署
6	サイバーパトロールの実施	ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法・有害情報(※)の有無を調査するサイバーパトロールを実施し、違法・有害情報を発見した場合には、違法行為の検挙、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する削除の要請等の措置を講じ、違法・有害情報の氾濫防止に取り組み、青少年の犯罪・被害防止を図ります。 (※) 違法情報 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報 (※) 有害情報 違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報	本所・向島警察署
7	更生保護活動	人の立ち直りを支える活動「更生保護」において、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、更生に向けた指導や助言等を行う保護観察、犯罪や非行を未然に防ぐ犯罪予防活動、釈放後の居場所や就職先の確保といった生活環境の調整を行います。	墨田区保護司会 (地域教育支援課)
8	社会を明るくする運動	法務省の主唱により、墨田区長を委員長とし、墨田区保護司会、墨田区更生保護女性会及び墨田区BBS会の会員などで構成される推進委員会が、毎年7月を中心に青少年の非行・被害防止と罪を犯した者の更生、援助のための地域活動について、広く区民の理解と協力を得ることを目的に実施します。	墨田区保護司会 地域教育支援課

(5) 特に配慮が必要な子ども・若者への支援（ひとり親・生活困窮家庭、自殺対策、外国人、性同一性障害等）

No.	事業名	内容	担当課・機関
1	母子生活支援施設	配偶者のいない親が、経済的な理由や住居がない等の事情で子どもの養育をすることが困難な場合に、母子を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活の支援を行います。	生活福祉課
2	母子緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする母子を、区の指定施設に一時入所させ、相談、助言を行い、自立更生の措置を講ずるまでの応急的措置を図ります。	生活福祉課
3	ひとり親家庭自立支援給付金事業	【自立支援教育訓練給付金】 国から指定を受けた教育訓練講座を受講する際に、費用の一部を給付します。 【高等職業訓練促進給付金】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、製菓衛生士、調理師等の資格取得のために訓練機関で修業する場合に、修業期間中、訓練促進給付金を給付します。	生活福祉課
4	子どもの学習・生活支援事業	貧困の連鎖防止を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活支援を行います。 具体的には、一年間通して実施する学習会と、長期休み期間に宿題をサポートする学習会を行います。	厚生課
5	外国人等児童・生徒のための日本語指導及び学習支援	外国人等児童・生徒が基礎的な日本語の定着を図るために、日本語級指導教室や「すみだ国際学習センター」において、段階的な学習支援を行います。また、外国人児童の日本語での教科学習等の支援を行うために一定期間、日本語支援員（通訳介助）を実施します。	指導室
6	区民相談	すみだ区民相談室では、区内在住・在勤・在学の方を対象に、日常抱える問題や悩み事などに対して、相談員が面談等により問題解決のアドバイスをします。外国人相談として、中国語・英語通訳者付きの相談を行います。	広報広聴担当
7	子ども・若者への見守り支援	地域において、特に配慮が必要な子ども・若者の把握に努め、関係機関につなげます。	民生・児童委員 (厚生課)
8	ゲートキーパー研修	区民や地域生活の様々な場面・分野における相談支援活動に関わっている方等を対象に、その活動の中で、自殺のサインや支援が必要な人に気づき、関係機関につなげる目的でゲートキーパー研修を実施します。	保健予防課
9	すみだ ことろと生活の相談窓口	様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレット「すみだ ことろと生活の相談窓口」を区及び区施設の窓口や区内関係機関で配布します。	保健予防課

No.	事業名	内容	担当課・機関
10	小中学生向け啓発物の配布	小学校5・6年生と中学生向けに、悩みの相談先やこころのSOSチェックを掲載した啓発物を配布します。	保健予防課
11	性的マイノリティの人の人権等様々な人権問題に関する啓発	教育委員会事務局と連携し、必要な情報提供をします。また、広報紙や機会を捉えて様々な人権問題に関する啓発に取り組みます。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
12	児童虐待に関する相談	18歳未満の子どもの虐待に関する対応を行います。問題解決にあたっては、江東児童相談所と連携を図っていきます。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所
13	児童相談	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け、児童福祉法に基づく対応を行います。問題解決にあたっては、子育て支援総合センターと連携を図っています。	江東児童相談所

墨田区青少年問題協議会条例（昭和30年条例第2号）

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、会長及び45人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 協議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

（1） 区議会議員

（2） 学識経験を有する者

（3） 関係行政機関の職員

（4） 区の職員

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、委嘱され、又は任命された時における前条第4項各号に掲げる身分を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、委員の身分を失う。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

（会長及び副会長の権限）

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

（招集）

第5条 協議会の会議は、区長が招集する。

（定足数及び表決数）

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門委員会）

第7条 協議会の審議事項等について専門の事項を調査させるため、協議会に専門委員会を置くことができる。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区規則で定める。

墨田区ビジョン計画

2025(令和7)年度-2029(令和11)年度

目次

第Ⅰ部 墨田区こども計画の策定にあたって

1	墨田区こども計画策定の背景と趣旨.....	Ⅰ-1
2	計画の位置付け.....	Ⅰ-2
3	計画期間.....	Ⅰ-3
4	こどもの定義について.....	Ⅰ-3
5	基本理念.....	Ⅰ-3
6	あるべき姿.....	Ⅰ-4
7	計画の構成.....	Ⅰ-5
8	計画の推進.....	Ⅰ-6

第Ⅱ部 墨田区子ども・子育て支援総合計画

第1章	墨田区子ども・子育て支援総合計画について.....	Ⅱ-1
1	墨田区子ども・子育て支援総合計画策定の趣旨.....	Ⅱ-1
2	計画策定の体制.....	Ⅱ-2
第2章	墨田区におけるこども・子育てを取り巻く現状.....	Ⅱ-3
1	児童数の推移.....	Ⅱ-3
2	出生数と合計特殊出生率.....	Ⅱ-5
3	就業率.....	Ⅱ-6
4	教育・保育施設の現状.....	Ⅱ-7
5	保育施設の待機児童数.....	Ⅱ-9
6	学童クラブの状況.....	Ⅱ-11
7	子育て家庭の状況.....	Ⅱ-12
8	こどもの貧困の状況.....	Ⅱ-19
9	こどもの人口の将来推計.....	Ⅱ-22
10	こども・子育てを取り巻く現状・課題.....	Ⅱ-23
第3章	めざす将来像と基本方針.....	Ⅱ-24
1	めざす将来像.....	Ⅱ-24
2	基本方針.....	Ⅱ-25
3	施策の体系.....	Ⅱ-28
第4章	めざす将来像の実現に向けた取組.....	Ⅱ-29
基本方針1	妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます.....	Ⅱ-29


基本方針 2	乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります	II-33
基本方針 3	こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります	II-35
基本方針 4	配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します	II-40
基本方針 5	地域でこどもの育ちを支える取組を促進します	II-45
基本方針 6	子育てしやすい環境づくりを推進します	II-49
第 5 章	子ども・子育て支援事業計画	II-52
1	教育・保育の提供区域の設定	II-52
2	教育・保育の量の見込みと確保の内容	II-56
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	II-66

第Ⅲ部 墨田区若者計画

第 1 章	墨田区若者計画について	III-1
1	墨田区若者計画策定の趣旨	III-1
2	計画策定の体制	III-2
第 2 章	墨田区における若者を取り巻く現状	III-3
1	18 歳以上 30 歳未満の人口	III-3
2	実態調査結果に見る若者の姿	III-5
3	若者を取り巻く現状・課題	III-27
第 3 章	めざす将来像と基本方針	III-29
1	めざす将来像	III-29
2	基本方針	III-30
3	施策を推進する視点	III-31
4	施策の体系	III-32
第 4 章	めざす将来像の実現に向けた取組	III-33
基本方針 1	若者の健やかな成長に向けた支援を推進します	III-33
基本方針 2	若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します	III-35
基本方針 3	若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します	III-38
基本方針 4	若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します	III-42

第Ⅳ部 子ども・若者、子育て家庭等を支える事業

1	事業一覧（ライフステージ別）	IV-1
2	事業の内容	IV-14



資料編

1	策定経過.....	資料-1
2	墨田区こども条例.....	資料-10
3	こども基本法.....	資料-14
4	こども大綱（抜粋）.....	資料-18

The background of the page is white, decorated with numerous green circles of varying sizes. The circles have a soft, watercolor-like texture. A large, prominent circle is located in the upper right quadrant, serving as a backdrop for the main title. Other smaller circles are scattered across the page, creating a playful and organic pattern.

第1部

墨田区こども計画の策定にあたって

第1部 墨田区こども計画の策定にあたって

1 墨田区こども計画策定の背景と趣旨

本区では、平成27年3月に「すみだ子育て・子育て応援宣言―墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画―」を、令和2年2月にはこれを継承した「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を策定し、「子どもの最善の利益を優先するまちすみだ」を基本理念として、こども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。また、平成31年3月には、「墨田区子ども・若者計画」を策定し、「全ての子ども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができる」を基本理念とし、全てのこども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成に向けたこども・若者育成支援施策を推進してきたところです。

国は、令和5年4月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてこども基本法を施行するとともに、こども家庭庁を発足しました。それに伴い、令和5年12月にこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」を策定し、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざしています。

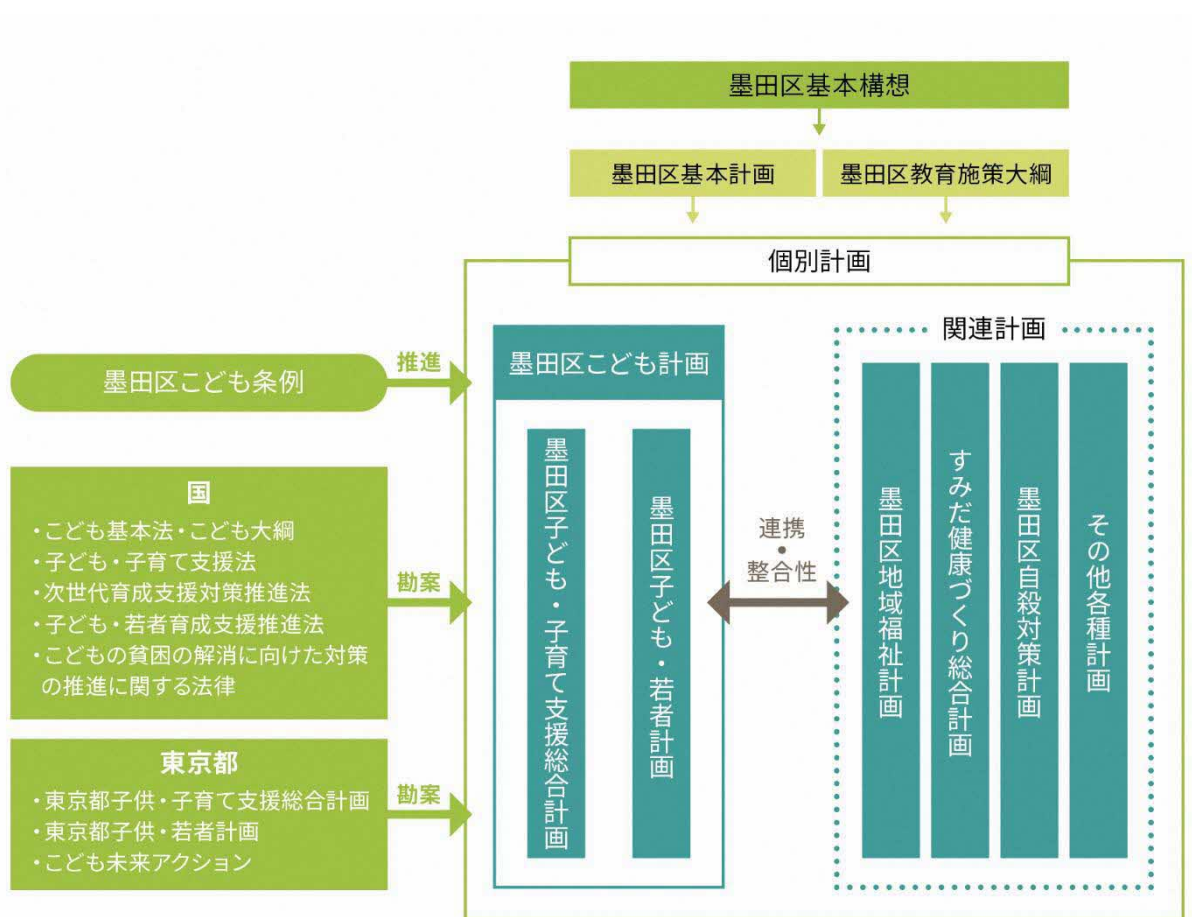
こうした状況を踏まえ、本区においては、誰一人取り残さないこども・子育て支援や、配慮が必要なこどもや保護者への支援、こどもの居場所づくり等の喫緊の課題や、DXやSDGsの推進等の社会情勢の変化に対応するため、「すみだ子ども・子育て応援プログラム」を令和5年10月に策定し、新たに「こどもまんなかすみだ」の実現をめざすこととしました。常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」をより一層推進するとともに、こどもの大切な権利を明示した「墨田区こども条例」（令和7年4月制定）を推進するため、新たに「墨田区こども計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、国のこども大綱及び都の子供・子育て支援総合計画等を勘案し、墨田区こども条例の理念を推進するため、こども基本法に基づく区市町村こども計画として策定するものです。

また、墨田区基本構想、墨田区基本計画及び墨田区教育施策大綱や、関連計画である墨田区地域福祉計画及びすみだ健康づくり総合計画等との整合を図りながら、こども・子育て支援施策及び若者施策を総合的かつ一体的に推進するものです。

なお、本計画は、こども基本法に基づき、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づく「墨田区子ども・子育て支援総合計画」、並びに子ども・若者育成支援推進法に基づく「墨田区子ども・若者計画」を一体化した計画とします。



また、本計画の上位計画である「墨田区基本計画」において、政策や施策とSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の17の目標との関係性を明確にし、SDGsの目標を踏まえて区政運営を推進していくとしていることから、本計画においてもこの方針に沿って、SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方のもと、策定しています。

関連するSDGsの目標



3 計画期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5年間とします。

4 こどもの定義について

本計画において、「子ども」とは「心身の発達の過程にある者」とし、法令等に根拠のある場合等を除き、ひらがなで表記します。これは、子ども基本法の考え方に基づき、年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

5 基本理念

本計画の基本理念は、墨田区子ども条例に基づき、以下のとおりとします。

基本理念

- ① 全ての子どもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別を受けないこと。
- ② 全ての子どもについて、適切に育てられ、生活を保障され、愛されて保護されることなどの福祉に関する権利が等しく保障されること。
- ③ 全ての子どもについて、教育を受ける機会が平等に与えられること。
- ④ 全ての子どもについて、年齢と発達の程度に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ⑤ 全ての子どもについて、年齢と発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑥ 子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができる社会環境を整備すること。
- ⑦ 地域社会全体でこどもの育ちを支えること。
- ⑧ こどもの声を聴き、こどもとの対話を大切にすること。

こどもまんなかすみだの実現

こどもまんなかすみだとは、常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭等の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちの実現をめざすものです。

こどもやこどもの育ちを家庭や地域社会で支え、こどもの権利やこどもとの対話を大切にするこゝで、人がつながる、こどもも大人も笑顔にあふれるまちをめざしていきます。

笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち



7 計画の構成

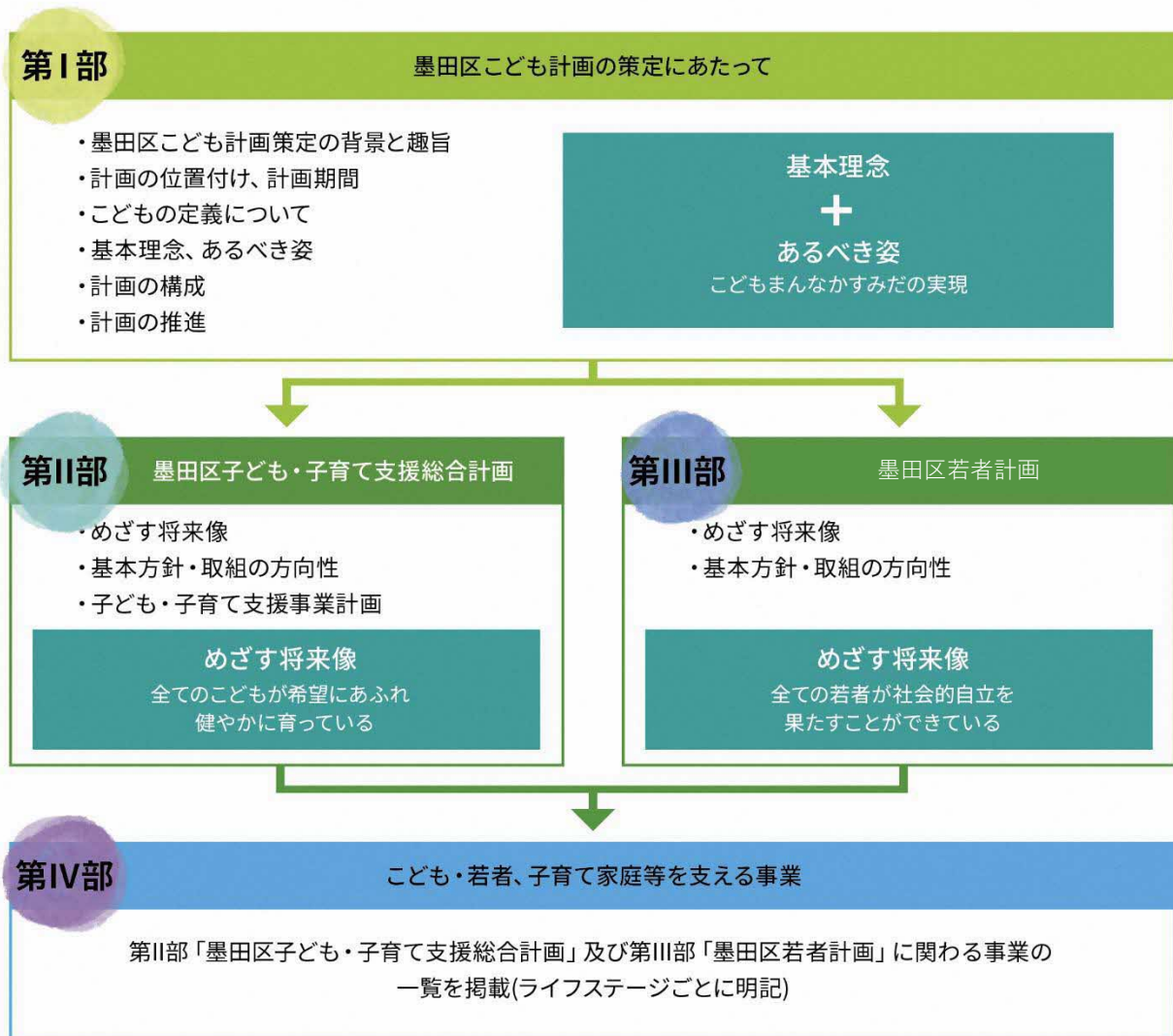
本計画は4部構成とします。

第Ⅰ部では、計画の策定趣旨や基本理念、あるべき姿など、本計画全体に関わる事項を示します。

第Ⅱ部及び第Ⅲ部では、あるべき姿を具現化するための計画を示します。第Ⅱ部は、子どもに関するめざす将来像や基本方針を定めた「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を、第Ⅲ部は、若者に関するめざす将来像や基本方針を定めた「墨田区若者計画」を示します。

第Ⅳ部では、第Ⅱ部及び第Ⅲ部に関わる事業を、ライフステージごとに一覧として示します。

計画の全体構成図



8 計画の推進

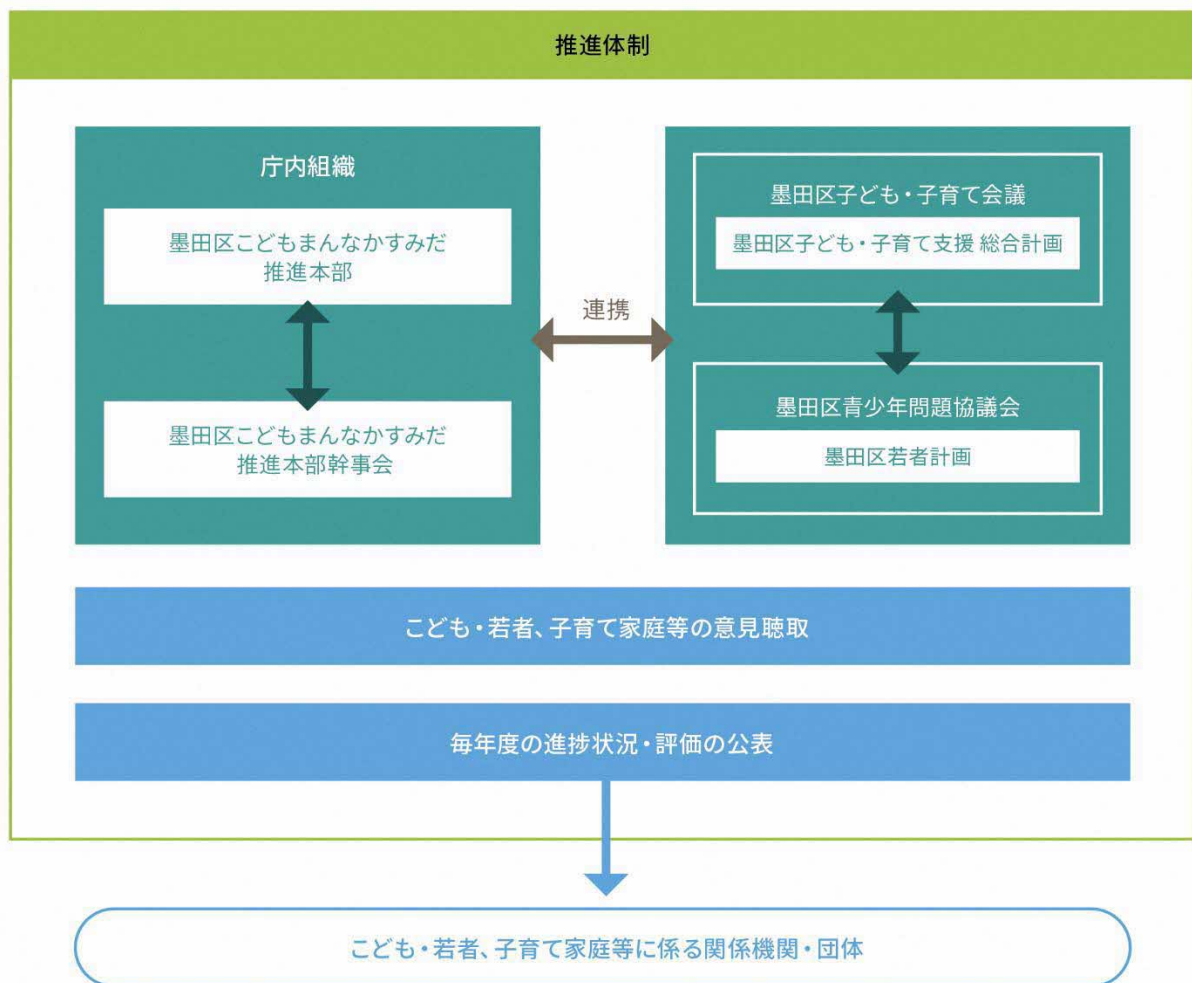
(1) 推進体制及び計画の進行管理

本計画は、墨田区こどもまんなかすみだ推進本部において、計画全体の進行管理や評価を行っていきます。第Ⅱ部「墨田区子ども・子育て支援総合計画」については、墨田区子ども・子育て会議で、第Ⅲ部「墨田区若者計画」については、墨田区青少年問題協議会で、事業等の進捗管理を行っていきます。

また、本計画の推進にあたっては、こども・若者や子育て家庭等の意見聴取に努め、社会情勢に応じた施策の推進を図っていきます。

(2) 関係機関・団体との連携推進

区内の多様な関係機関・団体との連携や協働を推進することで、一層の施策の充実を図っていきます。



(3) 評価指標

計画の着実な推進を図ることを目的に、進捗状況を客観的に評価するための指標を設定し、計画期間経過後（令和11年度末）の目標値を定めます。評価指標は、計画全体と第Ⅱ部の「墨田区子ども・子育て支援総合計画」及び第Ⅲ部の「墨田区若者計画」のそれぞれで設けるものとし、次のとおりとします。

こども計画全体の指標

評価指標	現状値	目標値
「『こどもの権利』がしっかりと守られている」と感じる割合	46.5%	60.0%
「自分のことが好きだ」と感じる割合	67.6%	80.0%
「墨田区のまちづくりや区役所の仕事について自分の意見や考えを言うことができる」と感じる割合	17.9%	50.0%

第Ⅱ部 墨田区子ども・子育て支援総合計画の指標

評価指標	現状値	目標値
「親同士のつながりと子育て力が育成されてきている」と感じる割合	37.2%	45.0%
「幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している」と感じる割合	63.8%	75.0%
「こどもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」と感じる割合	66.1%	80.0%
「保護が必要なこどもとその家庭への支援が整っている」と感じる割合	44.9%	50.0%
「子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮しているこどもとその家庭への支援が整っている」と感じる割合	46.1%	50.0%
「子育てを協力・支えあえる地域のつながりがある」と感じる割合	45.5%	50.0%
「子育てにやさしいまちづくりが推進されている」と感じる割合	50.9%	60.0%

(※) 墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査から設定

第Ⅲ部 墨田区若者計画の指標

評価指標	現状値	目標値
「いろいろなことに積極的に挑戦することができる」と感じる割合	65.0%	70.0%
朝食を毎日とる割合	43.8%	50.0%
週に1回以上運動・スポーツをしている割合(20代)	68.0%	75.0%
自分の精神状態は健康であると思う割合	79.0%	85.0%

地域活動に参加していない又は参加したくないと思う割合	40.3%	35.0%
働いている割合 (正規・非正規の被用者 + 自営業・自由業)	81.0%	85.0%
無職の割合	5.8%	4.0%
収入、経済面に対する不安感の割合	44.1%	40.0%
これまでの人生のなかで、自殺したい、またはそれに近いことを考えたことがある割合	37.8%	30.0%
悩み事を誰にも相談したいと思わない割合	73.7%	65.0%
自分が知りたい区政情報を入手できている割合 (20代)	25.5%	30.0%
地域住民やボランティア団体によるパトロールなどの地域の防犯活動に参加したいと思う割合 (20代)	18.8%	25.0%

(※) 墨田区若者実態調査及び第 28 回墨田区住民意識調査(令和 6 年度)から設定



第II部

墨田区子ども・子育て支援総合計画

第Ⅱ部 墨田区子ども・子育て支援総合計画

第1章 墨田区子ども・子育て支援総合計画について

1 墨田区子ども・子育て支援総合計画策定の趣旨

国は、急速に進展する少子化に対応するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を、また、こども及びこどもを養育している人に必要な支援を行い、もって一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成24年に「子ども・子育て支援法」を制定し、総合的な少子化対策や、こどもが健やかに成長することができる社会の実現を進めてきました。また、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するため、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、令和6年6月には、こども大綱を踏まえ、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正して、こどもの貧困対策のより一層の推進を図っています。

本区においては、平成27年3月に次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づく「すみだ子育て・子育て応援宣言」を、令和2年2月に「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を策定し、こども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

近年、こどもを取り巻く課題は複雑・多様化し、児童虐待、いじめ・不登校等のほか、こどもの貧困やヤングケアラーなどの問題が深刻化するとともに、配慮が必要なこどもと子育て家庭への支援や、子育て支援のサービスや利便性の向上、こどもの居場所の確保など、多岐にわたるさまざまな課題への対応が求められています。

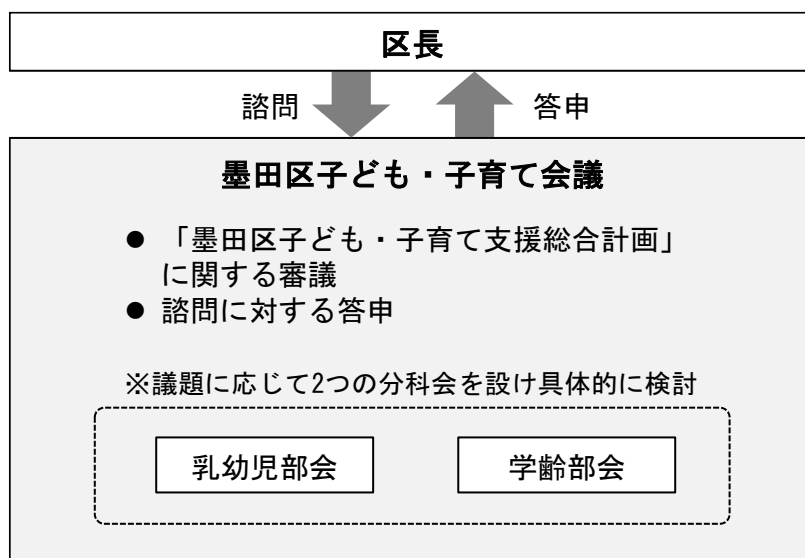
こうした状況を踏まえ、全てのこどもが、希望にあふれ健やかに成長できるよう、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を墨田区こども計画に包含し、より一層こどもや子育て家庭への支援施策の推進を図っていきます。

2 計画策定の体制

■策定体制

本計画の策定においては、学識経験者や区内のこども・子育てに関わる関係団体により構成する「墨田区子ども・子育て会議」にて諮問し、審議してきました。

墨田区子ども・子育て会議では、議題に応じて、構成者を「乳幼児部会」「学齢部会」に分けて具体的な検討を行ってきました。



■子ども・子育て支援ニーズ調査

本計画の策定にあたり、今後のこども・子育て支援施策を進める上での資料とするため、令和5年9月に「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました（詳細は第2章7を参照）。

第2章 墨田区におけるこども・子育てを取り巻く現状

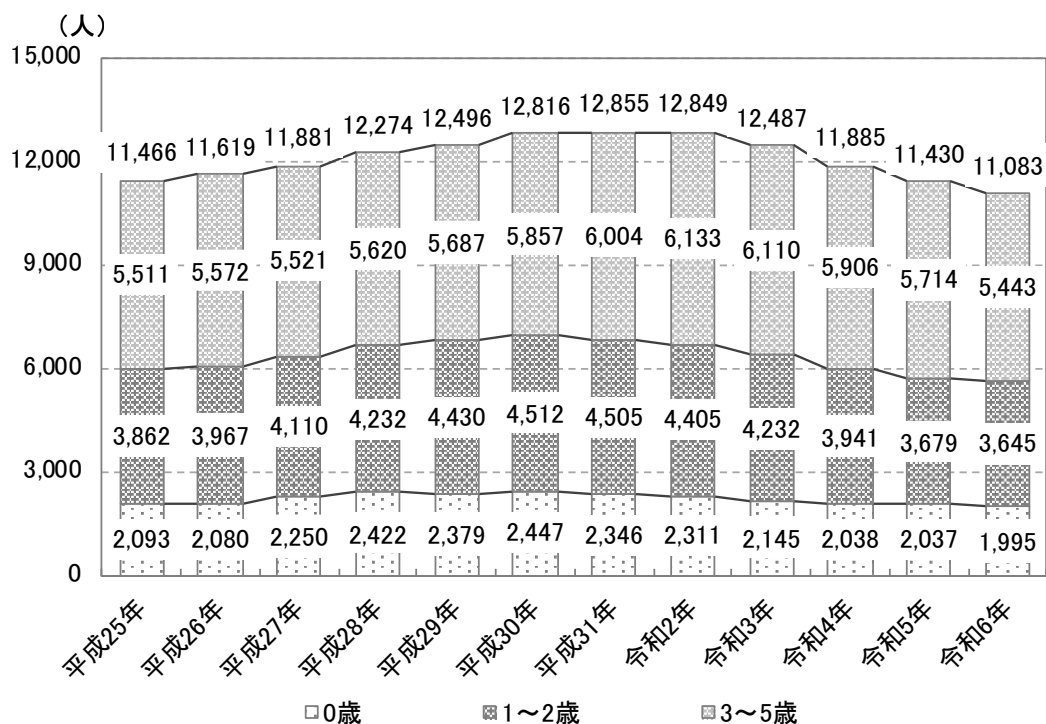
1 児童数の推移

(1) 未就学児童

平成25年以降の未就学児童の推移をみると、平成31年に12,855人でピークを迎え、その後減少傾向に転じ、令和6年には11,083人になっています。

0歳、1～2歳人口は、平成30年のピークから令和6年までに20%弱減少しています。

【未就学児童数の推移】



(各年4月1日現在)

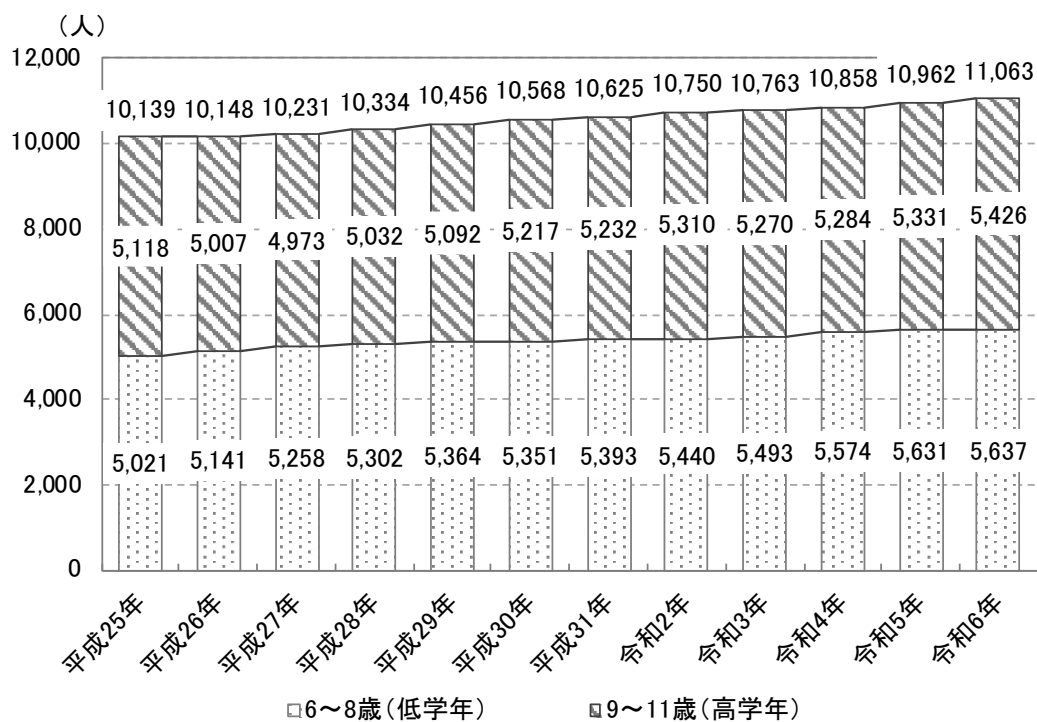
資料：墨田区

(2) 就学児童

平成 25 年以降の就学児童の推移をみると、全体で微増傾向が続いています。

6～8 歳の低学年は、平成 30 年を除いて増加傾向にあります。9～11 歳の高学年は平成 27 年まで減少傾向にありましたが、平成 28 年以降は令和 2 年度を除いて増加傾向にあります。

【就学児童数の推移】



(各年 4 月 1 日現在)

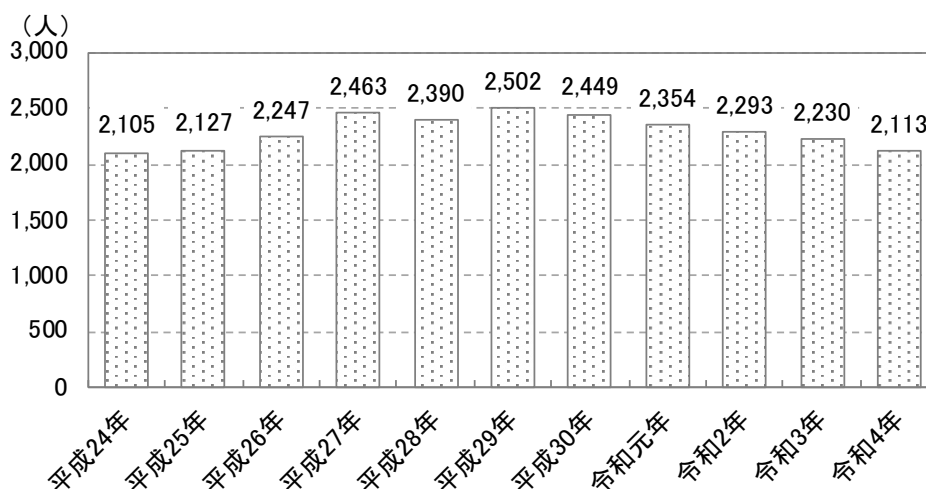
資料：墨田区

2 出生数と合計特殊出生率

(1) 出生数

平成 24 年以降、概ね増加傾向が続き、平成 29 年は近年で最も多い 2,502 人となりました。その後減少傾向に転じ、令和 4 年には 2,113 人となっています。

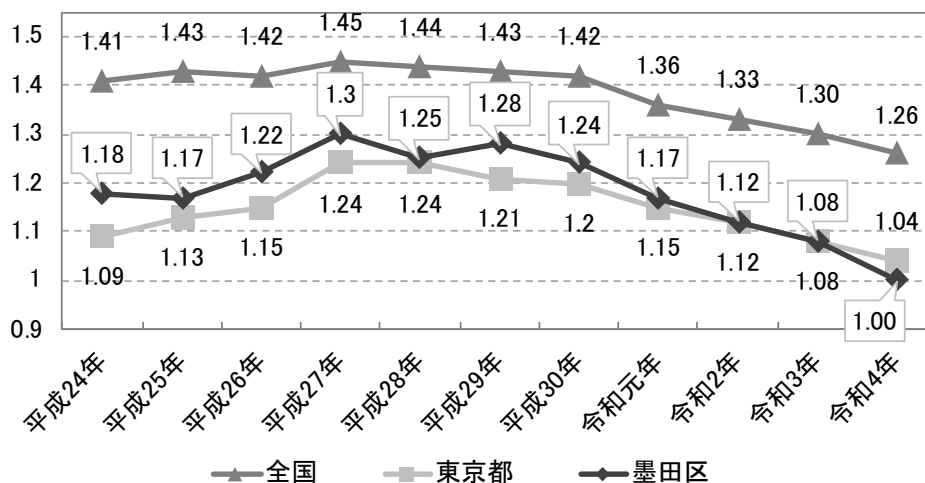
【出生数の推移】



(2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、全国と比べると低い数値となっています。東京都と比べると、令和元年までは概ね高い水準にありましたが、令和 2～3 年には同程度、令和 4 年には 1.00 と東京都を下回りました。

【合計特殊出生率の推移】

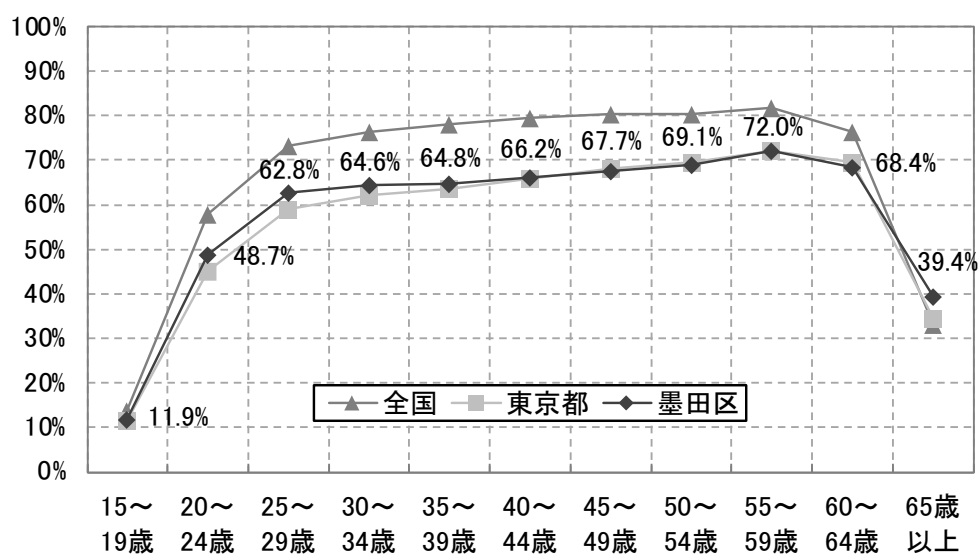


資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

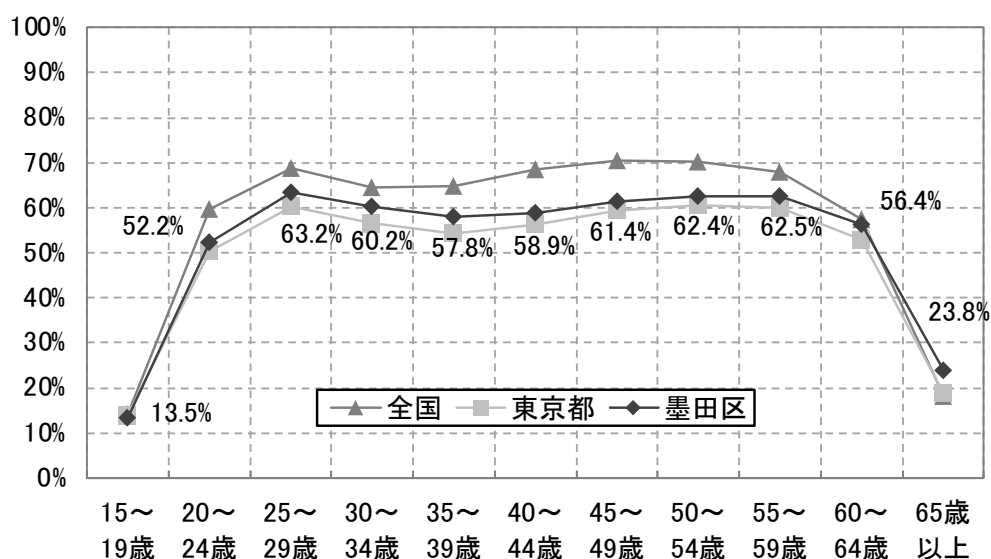
3 就業率

就業率を墨田区、東京都、全国で比較すると、男性はおおむね全国を下回っていますが、ほぼ東京都と同じような数値となっています。女性は、全体として緩やかなM字型の状況にあり、おおむね東京都と全国の間の数値となっていますが、60歳以降では全国と同程度もしくは上回っています。

【男性の就業率（令和2年）】



【女性の就業率（令和2年）】



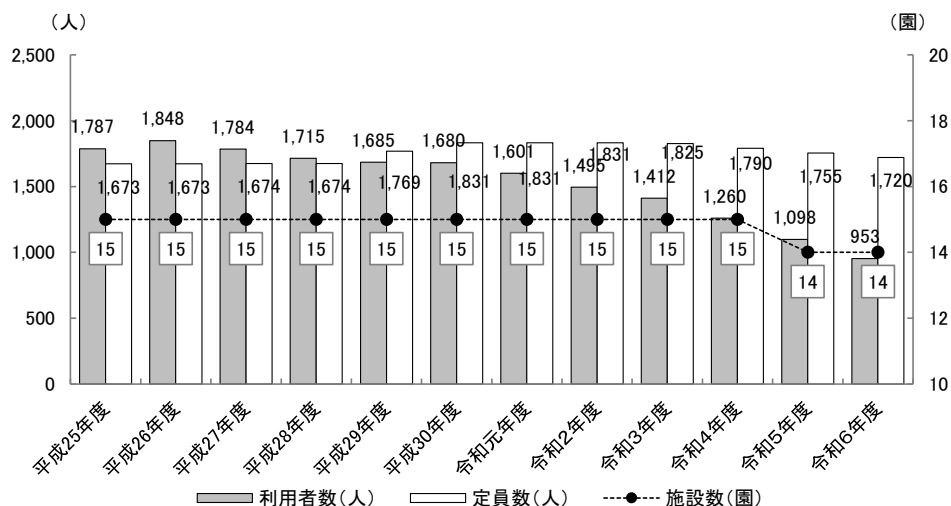
資料：令和2年国勢調査

4 教育・保育施設の現状

(1) 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）の定員・利用者数・施設数の推移

幼稚園は、令和5年度以降の施設数は14園で推移し、ここ数年の定員数は横ばいとなっていますが、利用者数は減少傾向にあります。

【幼稚園の定員・利用者数・施設数の推移】



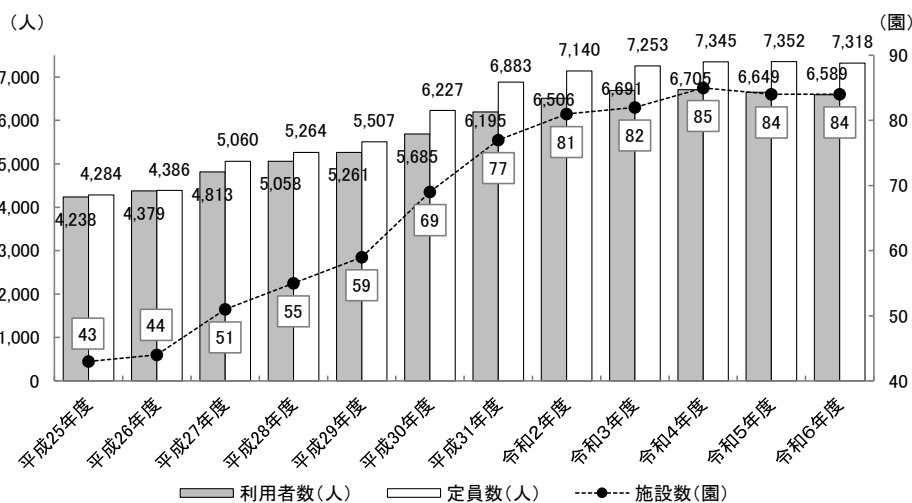
(各年度5月1日現在)

資料：墨田区

(2) 保育所（幼保連携型認定こども園含む）の定員・利用者数・施設数の推移

保育所の定員、利用者数、施設数は、増加傾向にありましたが、ここ数年は横ばいとなっています。

【保育所の定員・利用者数・施設数の推移】



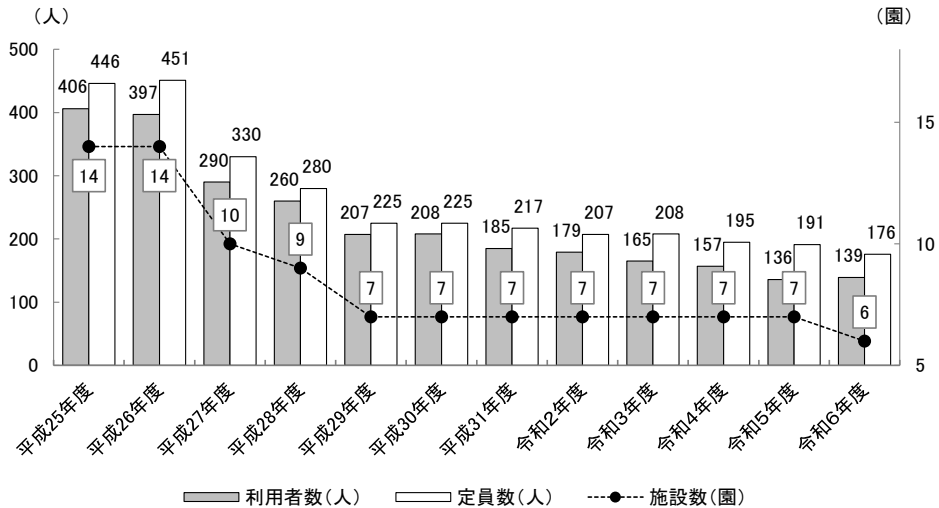
(各年度4月1日現在)

資料：墨田区

(3) 認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移

認証保育所の施設数は認可保育所への移行等に伴い減少し、ここ数年は横ばいとなっています。施設数の減少に伴い定員数、利用者数ともに減少傾向にあります。

【認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移】



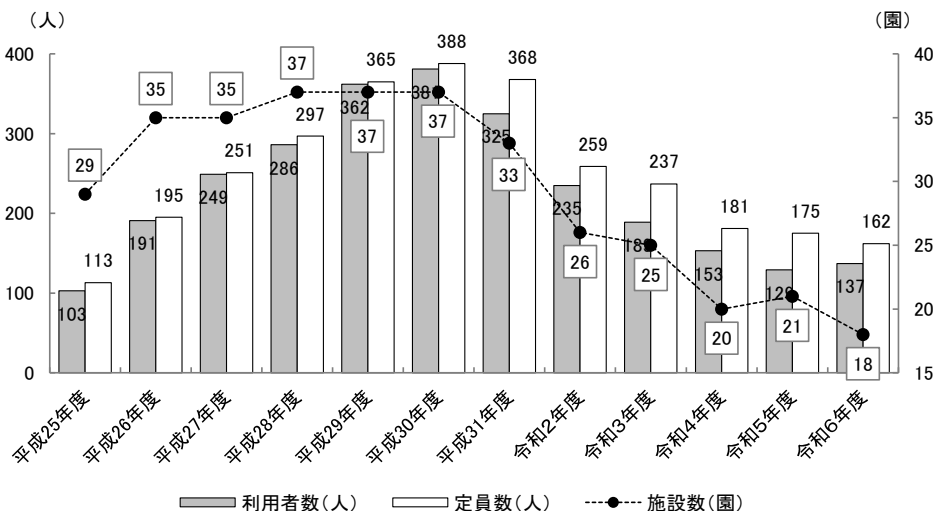
(各年度4月1日現在)

資料：墨田区

(4) その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移

平成30年度から施設数、定員数、利用者数ともに減少傾向にあります。

【その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移】



(各年度4月1日現在)

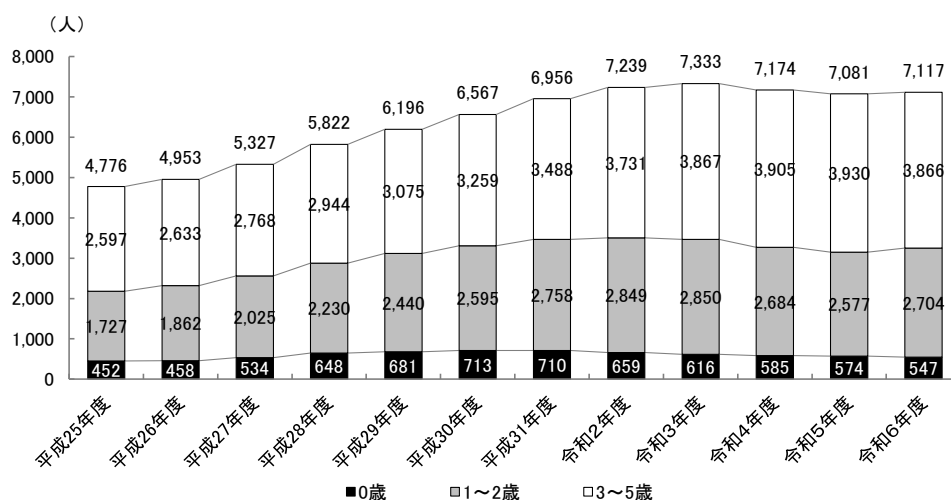
資料：墨田区

5 保育施設の待機児童数

(1) 認可保育施設の申込み者数の推移

認可保育施設の申込み者数は、令和3年度の7,333人をピークに、微減傾向となり、令和6年度は7,117人となっています。

【認可保育施設の申込み者数の推移】



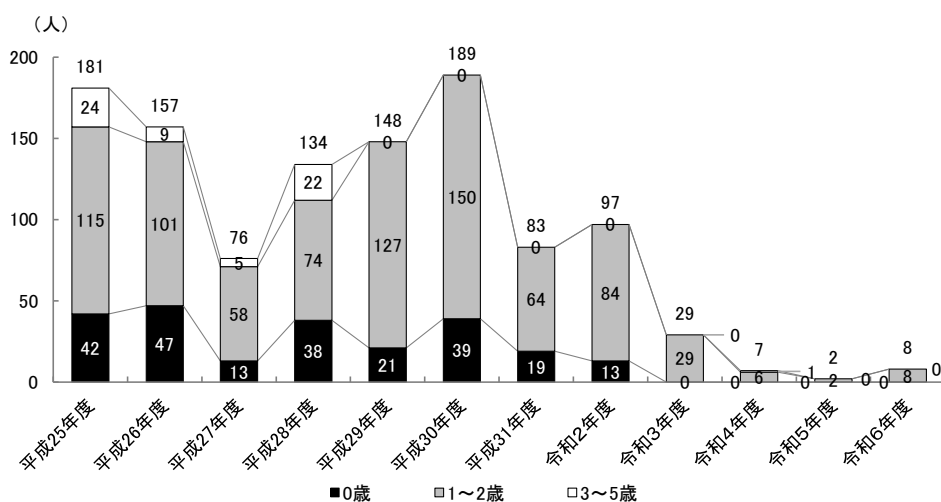
(各年4月1日現在)

資料：墨田区

(2) 待機児童数の推移

待機児童は平成27年度以降増加傾向にありましたが、平成31年度には大きく減少しました。令和2年度以降も減少傾向にあり、区内の待機児童は解消に近づいています。

【待機児童数の推移】



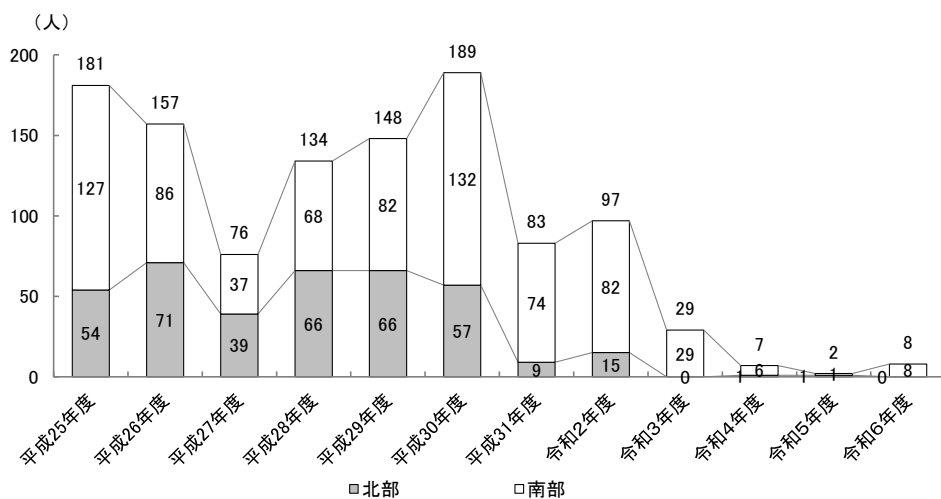
(各年4月1日現在)

資料：墨田区

(3) 地域別の待機児童数の推移

待機児童を南北別で見ると、北部の待機児童は解消し、南部の待機児童も解消に近づいています。

【地域別の待機児童数の推移】



(各年4月1日現在)

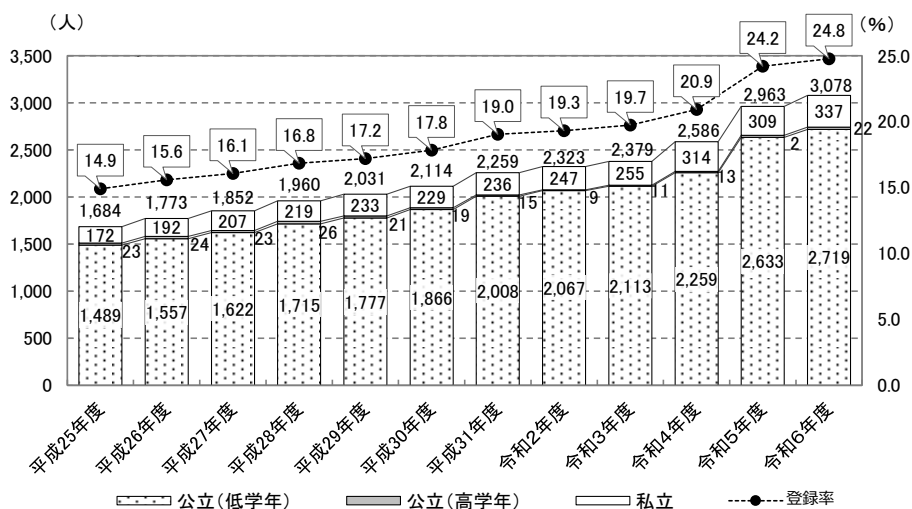
資料：墨田区

6 学童クラブの状況

(1) 学童クラブの在籍数の推移

学童クラブの在籍数は、増加傾向にあり、令和6年度には3,078人となっています。

【学童クラブの在籍数の推移】



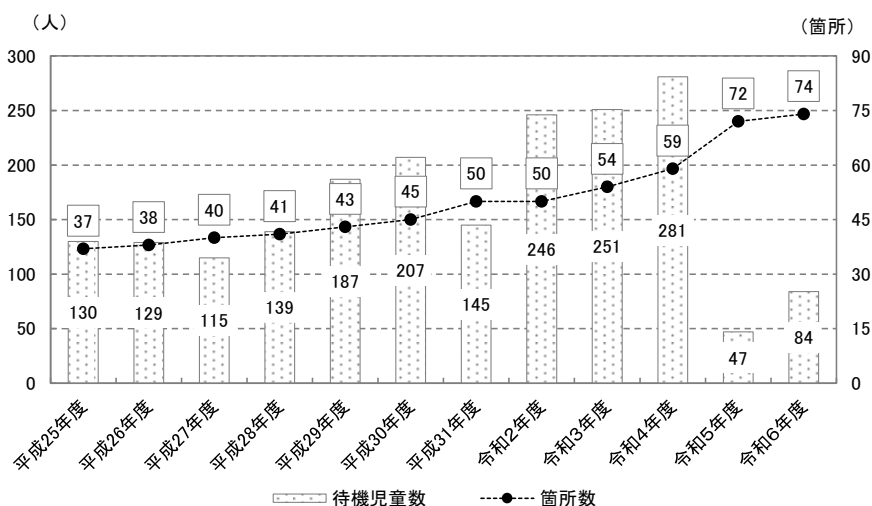
(各年4月1日現在)

資料：墨田区

(2) 学童クラブの待機児童数と箇所数の推移

学童クラブの箇所数は徐々に増加し、令和6年度には74か所となっています。令和5年度に施設数が大幅に増加したことにより、待機児童は減少しましたが、解消には至っておらず令和6年度には84人となっています。

【学童クラブの待機児童数と箇所数の推移】



(各年4月1日現在)

資料：墨田区

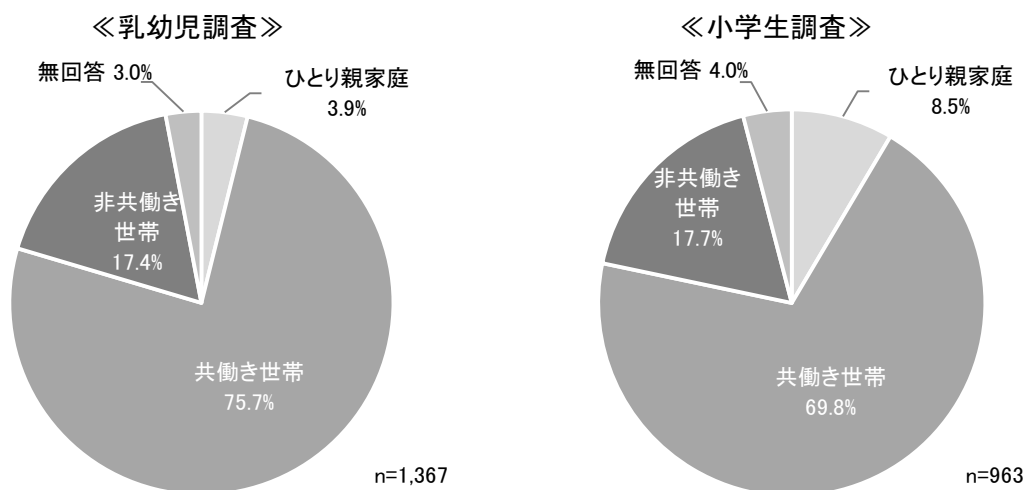
7 子育て家庭の状況

(1) 家族類型

乳幼児の各世帯の家庭類型は、「共働き世帯」が75.7%で前回調査の61.4%から14.3ポイント増加し、「非共働き世帯」が17.4%と前回調査の30.6%から13.2ポイント減少となり、乳幼児の家庭類型における共働き世帯の増加がさらに顕著になっています。

小学生の各世帯の家庭類型は、「共働き世帯」が69.8%で前回調査の60.9%から増加し、「非共働き世帯」が17.7%と前回調査の20.9%からやや減少しています。

【各世帯の家族類型】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（令和6年3月）

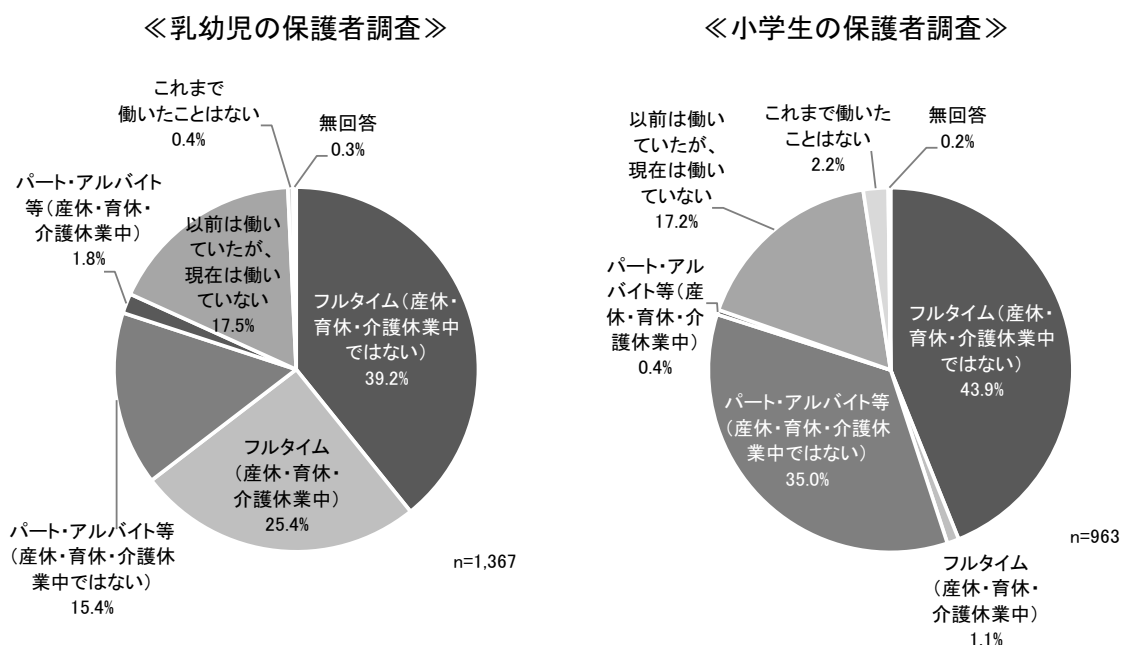
(2) 母親の就労状況

乳幼児の母親の現在の就労状況は、「フルタイム(産休・育休・介護休業中ではない)」が39.2%と最も多く、前回調査の34.3%から4.9ポイント増加しました。次いで「フルタイム(産休・育休・介護休業中)」が25.4%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が17.5%などとなっています。

小学生の母親は、「フルタイム(産休・育休・介護休業中ではない)」が43.9%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等(産休・育休・介護休業中ではない)」が35.0%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が17.2%などとなっています。

乳幼児の母親も小学生の母親も、フルタイムで働いている母親の割合はそれぞれ前回調査から増加しており、総じて働いている母親の割合が増加している状況です。

【母親の就労状況】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(令和6年3月)

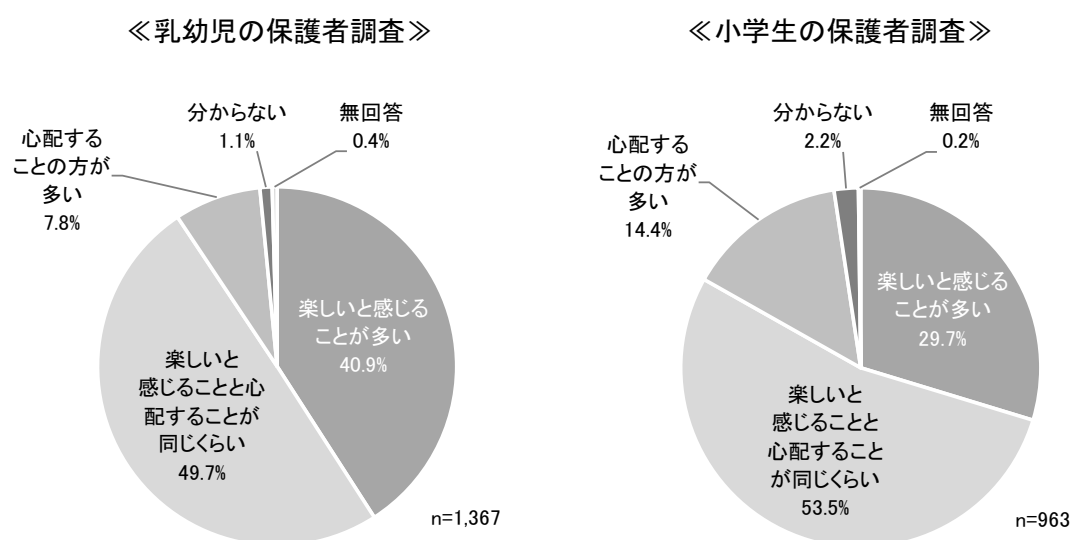
(3) 保護者の子育てに対する意識

乳幼児の保護者は、子育てについて「楽しいと感じることと心配することが同じくらい」との回答が 49.7%で最も多く、次いで「楽しいと感じることの方が多いい」が 40.9%、「心配することの方が多いい」が 7.8%などとなっています。

小学生の保護者は、「楽しいと感じることと心配することが同じくらい」との回答が 53.5%で最も多く、次いで「楽しいと感じることの方が多いい」が 29.7%、「心配することの方が多いい」が 14.4%などとなっています。

乳幼児の保護者、小学生の保護者ともに前回と同様の傾向が見られます。

【保護者の子育てに対する意識】

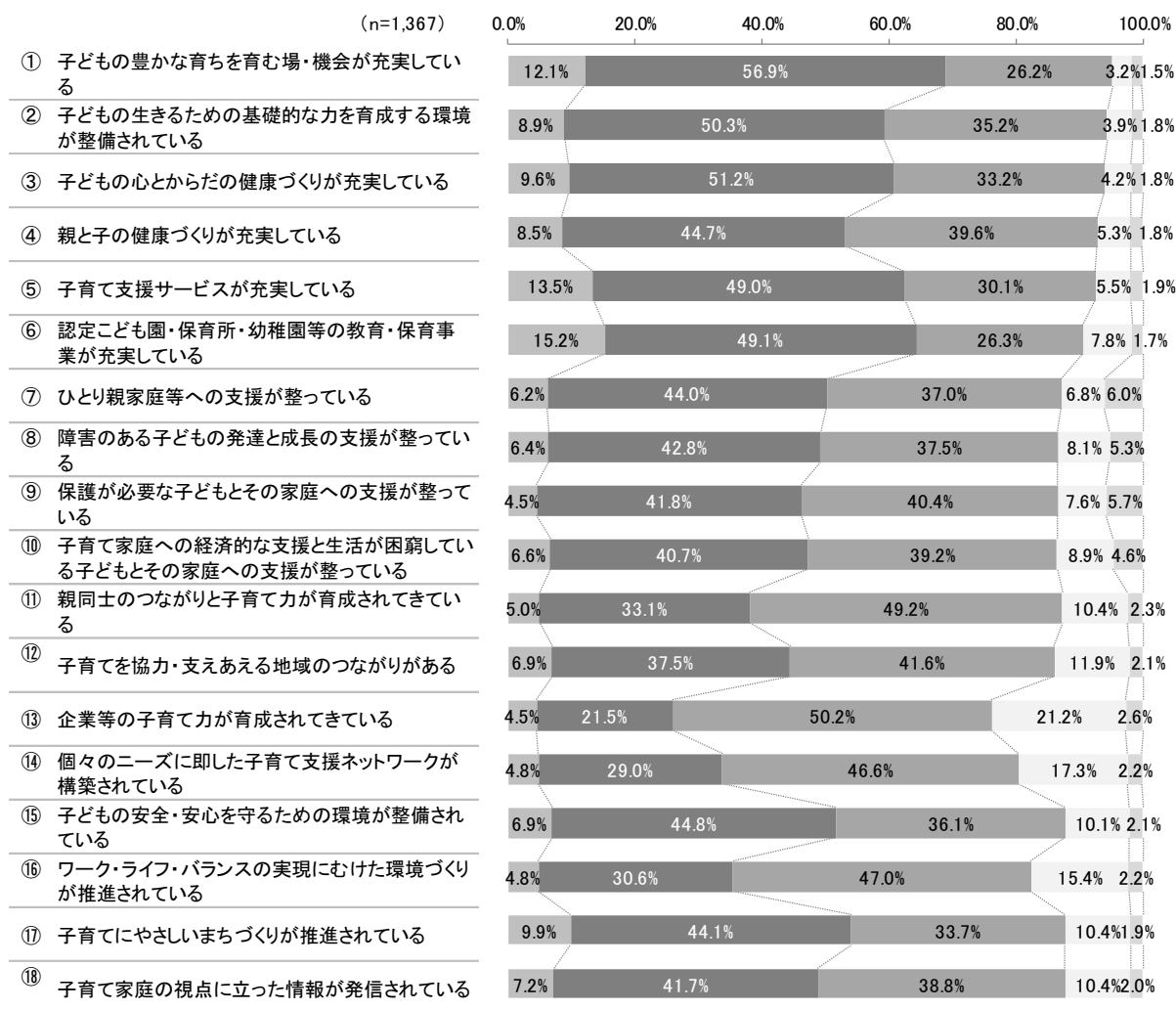


資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(令和6年3月)

(4) 乳幼児の保護者の子育て環境に対する評価と要望

墨田区の乳幼児期の子育て環境について、そう思う割合(「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計)が高かったのは、①子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している(69.0%)、⑥幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している(64.3%)、⑤子育て支援サービスが充実している、(62.5%)、③子どもの心とからだの健康づくりが充実している(60.8%)などとなっています。

【乳幼児の保護者の子育て環境に対する評価】



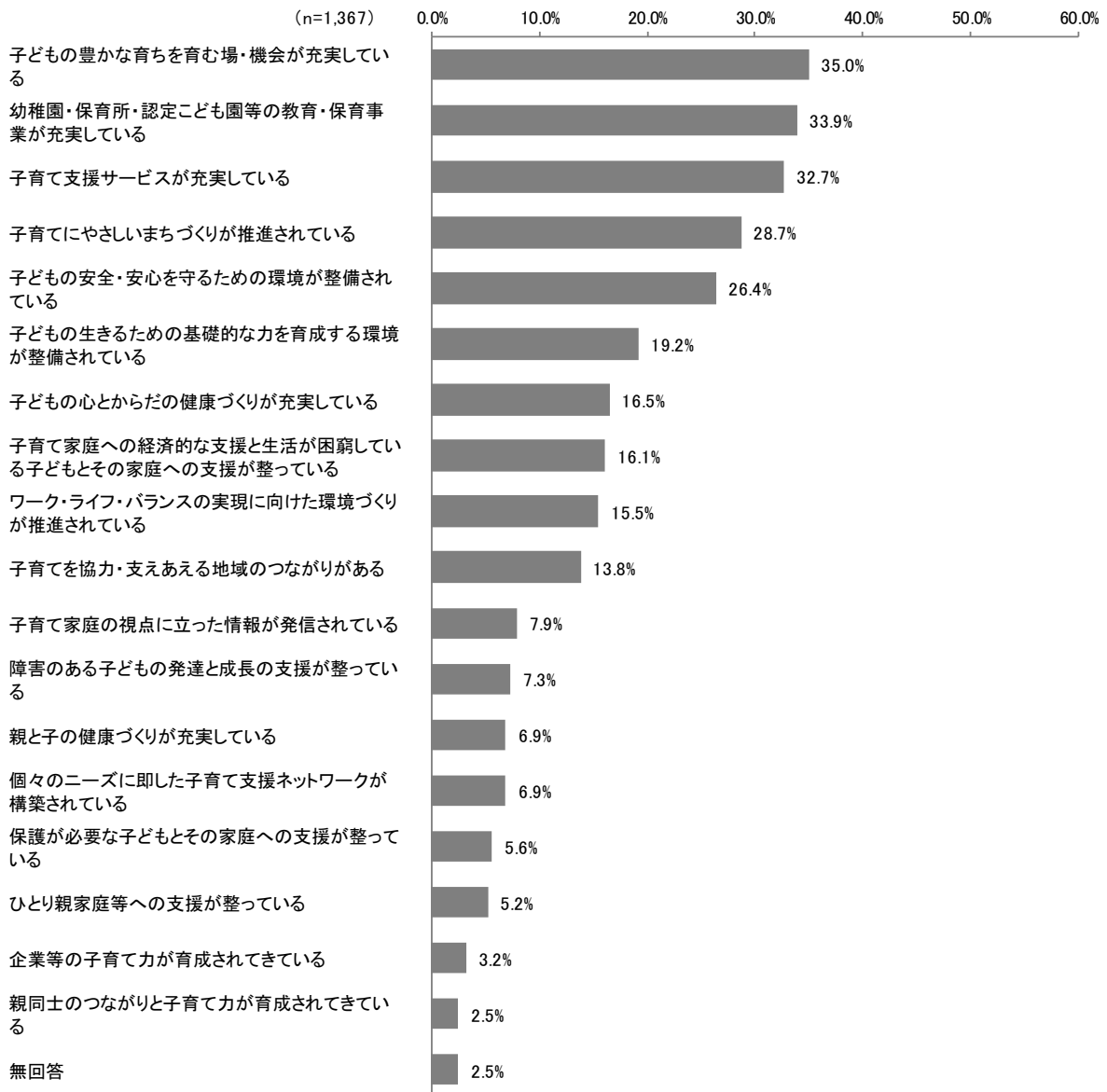
(凡例)

とてもそう思う | まあそう思う | あまり思わない | まったく思わない | 無回答

資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(令和6年3月)

墨田区がめざす子育て環境として重要だと思うことについては、「子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」が35.0%と最も多く、次いで「幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している」が33.9%、「子育て支援サービスが充実している」32.7%などと続いています。

【乳幼児の保護者の子育て環境に対する要望】

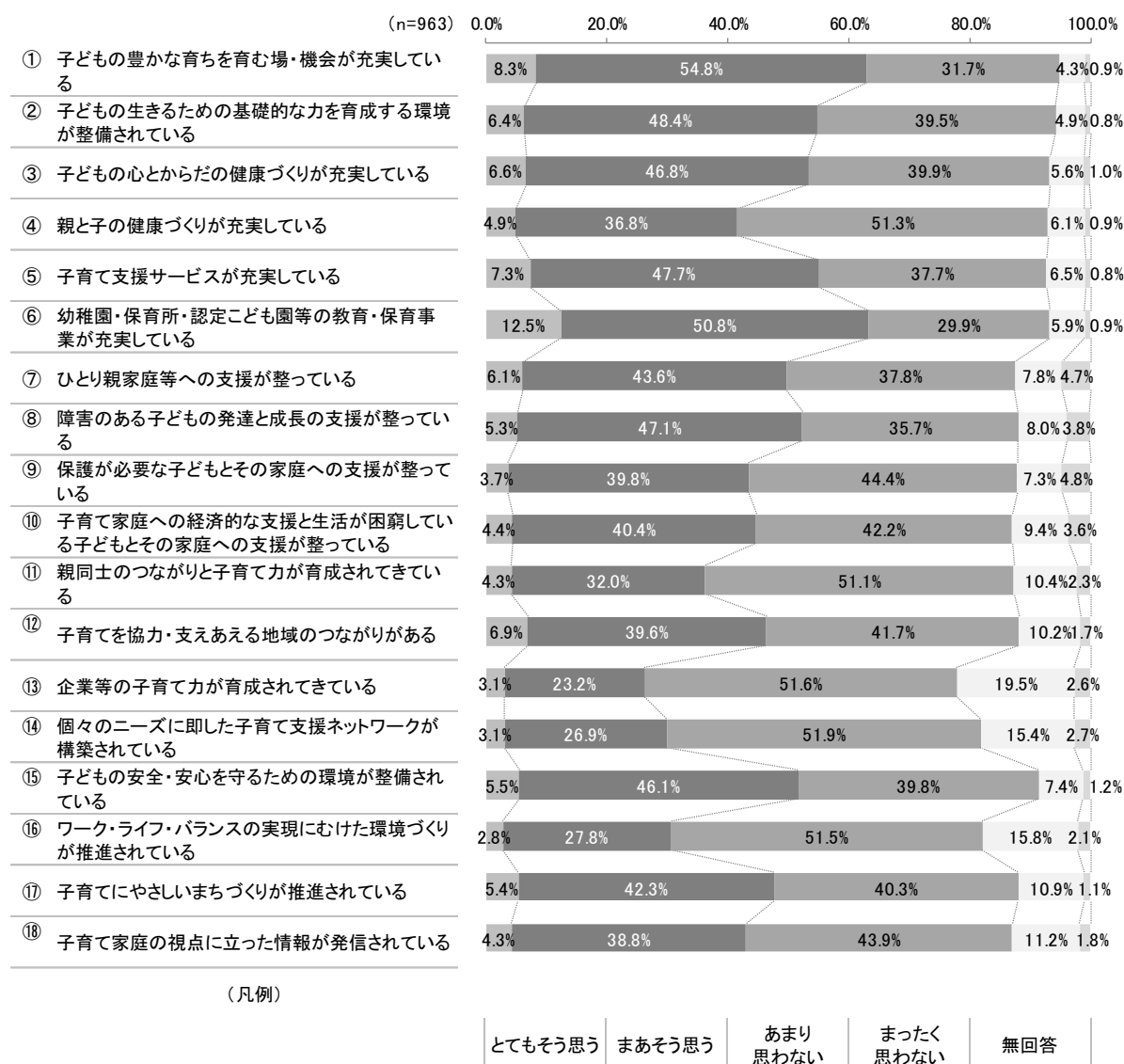


資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（令和6年3月）

(5) 小学生の保護者の子育て環境に対する評価と要望

墨田区の小学生の子育て環境について、そう思う割合（「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計）が高かったのは、⑥幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している（63.3%）、①子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している（63.1%）、⑤子育て支援サービスが充実している（55.0%）、②子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境が整備されている（54.8%）、などとなっています。

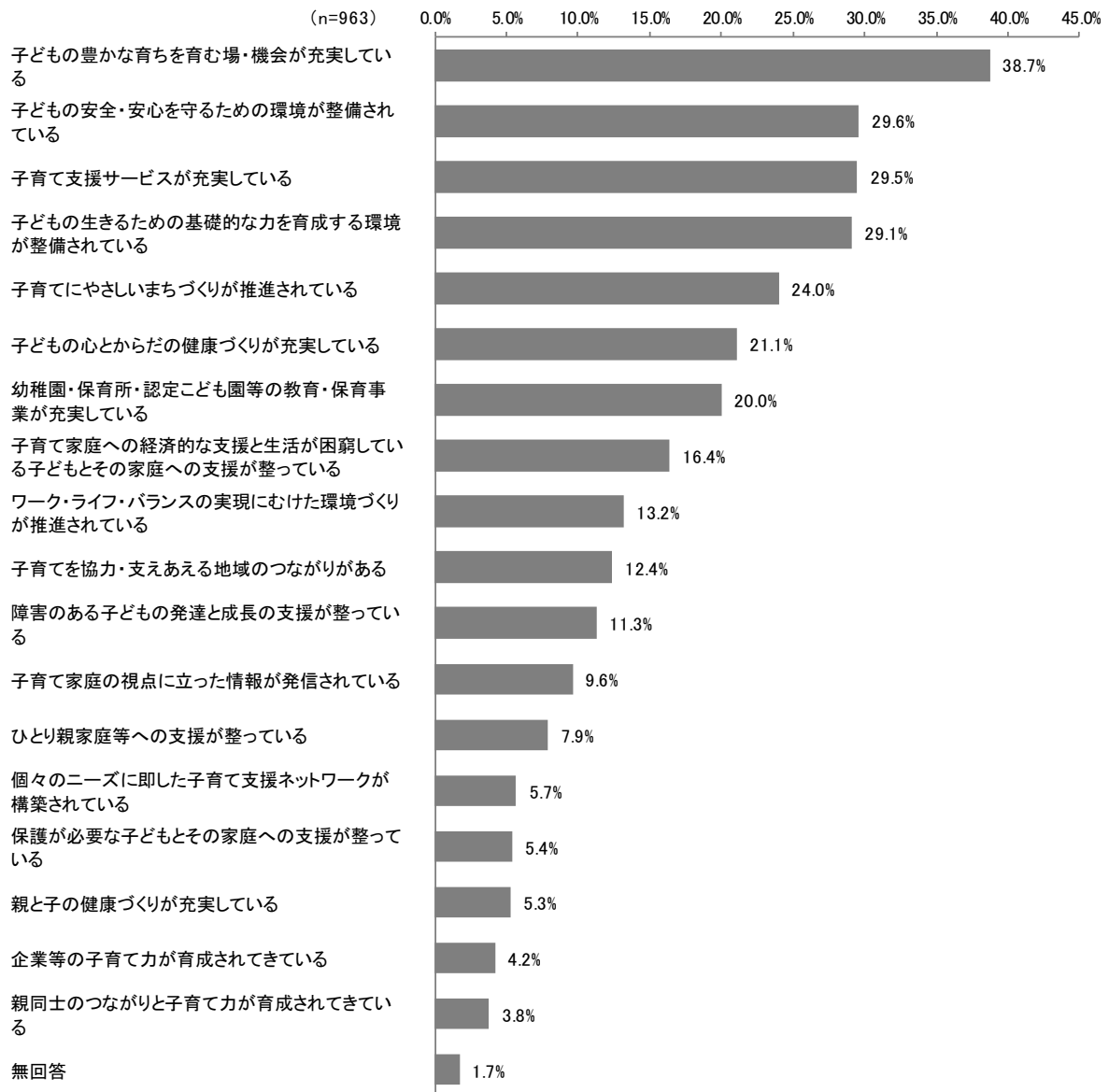
【小学生の保護者の子育て環境に対する評価】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（令和6年3月）

墨田区がめざす子育て環境として重要だと思うことについては、「子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」が38.7%と最も多く、次いで「子どもの安全・安心を守るための環境が整備されている」が29.6%、「子育て支援サービスが充実している」が29.5%などと続いています。

【小学生の保護者の子育て環境に対する要望】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（令和6年3月）

8 こどもの貧困の状況

(1) 全国の相対的貧困率

「相対的貧困率」は、国民一人あたりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。令和3年の相対的貧困率は、15.4%で、うち17歳以下のこどもの貧困率は、11.5%となっています。

また、18歳未満のこどもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、令和3年は10.6%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は、8.6%であるのに対し、大人1人の世帯では44.5%と約半数を占めており、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。

諸外国との比較では、OECD加盟の38か国中、データが公表されている加盟国の中で、相対的貧困率は8番目に高く、ひとり親世帯の相対的貧困率については、5番目に高くなっています。

【相対的貧困率の年次推移（全国）】

単位：%

	1985 (昭和60)年	1988 (63)	1991 (平成3)年	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)		2021 (令和3)年
													旧基準	新基準
(単位：%)														
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
(単位：万円)														
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	254
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	127

注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

4) 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

5) 2015(平成27)年の数値は、熊本県を除いたものである。

6) 2018(平成30)年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

7) 2021(令和3)年からは、新基準の数値である。

資料：厚生労働省「2022(令和4)年国民生活基礎調査」より引用

【相対的貧困率の年次推移（全国）】



注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 6) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

資料：厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」より引用

【貧困率の国際比較】

単位：%

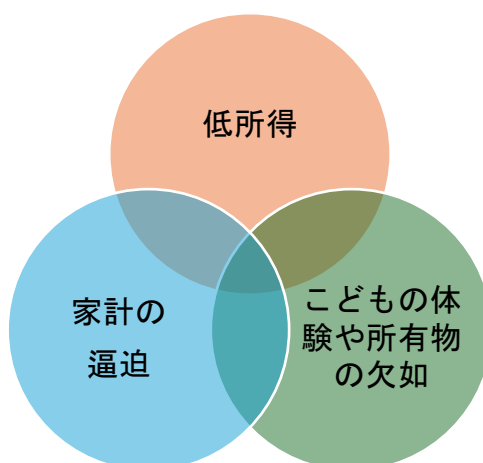
相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の貧困率								
順位	国名	割合	順位	国名	割合	計			大人が一人			大人が二人以上		
						順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	2.9	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	9.7	1	フィンランド	2.0
2	チェコ	5.3	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	フィンランド	16.3	2	アイスランド	2.8
3	デンマーク	6.5	3	アイスランド	5.4	3	アイスランド	3.8	3	アイスランド	18.9	3	デンマーク	3.5
4	フィンランド	6.7	4	スロベニア	6.0	4	アイスランド	4.5	4	ノルウェー	23.4	4	チェコ	3.6
5	スロベニア	7.0	5	ノルウェー	6.7	5	スロベニア	5.1	5	ハンガリー	23.5	5	スロベニア	4.0
6	ベルギー	7.3	6	ポーランド	7.1	6	チェコ	5.4	6	ポーランド	23.8	6	アイスランド	4.1
7	アイスランド	7.7	7	カナダ	7.3	7	ノルウェー	6.7	7	スロベニア	24.5	7	アイスランド	4.5
8	スロバキア	7.8	8	アイスランド	7.4	8	ポーランド	6.7	8	ラトビア	24.8	8	ノルウェー	4.5
9	ノルウェー	7.9	9	チェコ	7.8	9	アイスランド	7.0	9	スウェーデン	25.3	9	ベルギー	5.3
10	オランダ	8.2	10	ベルギー	8.0	10	スウェーデン	7.8	10	ギリシャ	26.8	10	スウェーデン	5.4
11	フランス	8.4	11	スウェーデン	8.9	11	ベルギー	8.0	11	ドイツ	27.2	11	フランス	6.0
12	カナダ	8.6	12	韓国	9.8	12	オーストリア	8.6	12	アイスランド	27.5	12	オランダ	6.3
13	ハンガリー	8.7	13	ハンガリー	10.2	13	ハンガリー	8.8	12	ポルトガル	27.5	13	ポーランド	6.4
14	ポーランド	9.1	14	オランダ	10.3	14	オランダ	8.9	14	イギリス	28.1	14	ドイツ	6.7
15	スウェーデン	9.2	15	エストニア	10.6	15	ラトビア	9.3	15	チェコ	28.4	15	ニュージーランド	7.3
16	オーストリア	9.6	16	ラトビア	10.6	16	エストニア	9.4	16	エストニア	29.1	16	オーストリア	7.5
17	ルクセンブルク	9.8	17	リトアニア	10.6	16	フランス	9.4	16	フランス	29.1	16	エストニア	7.5
18	スイス	9.9	18	スイス	11.4	16	ドイツ	9.4	18	ベルギー	29.5	18	ラトビア	7.6
19	ドイツ	10.9	19	日本	11.5	19	カナダ	9.8	18	オランダ	29.5	19	カナダ	7.7
20	イギリス	11.2	20	フランス	11.7	20	日本	10.6	20	オーストリア	31.0	19	ハンガリー	7.7
21	ニュージーランド	12.4	20	ドイツ	11.7	20	スロバキア	10.6	21	トルコ	31.2	21	日本	8.6
22	オーストリア	12.6	22	イギリス	11.9	22	ポルトガル	11.1	22	イタリア	33.4	22	オーストリア	8.8
23	ポルトガル	12.8	23	オーストリア	12.0	23	ニュージーランド	11.3	23	スロバキア	33.6	23	リトアニア	9.5
24	ギリシャ	13.0	24	スロバキア	12.4	24	オーストラリア	11.5	24	イスラエル	33.9	24	ポルトガル	9.7
25	イタリア	13.5	25	オーストラリア	13.3	25	韓国	11.6	25	メキシコ	34.2	25	イギリス	9.9
26	リトアニア	14.1	26	ニュージーランド	14.8	26	イギリス	12.3	26	ルクセンブルク	40.2	26	スロバキア	10.2
27	トルコ	15.0	27	ポルトガル	15.2	27	ギリシャ	13.5	27	スペイン	40.3	27	韓国	10.7
28	韓国	15.3	28	ギリシャ	15.3	28	リトアニア	13.8	28	オーストラリア	41.0	28	ルクセンブルク	12.1
29	日本	15.4	29	ルクセンブルク	15.6	29	ルクセンブルク	14.3	29	リトアニア	41.3	29	ギリシャ	13.2
29	スペイン	15.4	30	イタリア	17.2	30	メキシコ	16.4	30	チリ	42.6	30	アメリカ	14.9
31	エストニア	15.8	31	アメリカ	18.6	31	イタリア	17.2	31	カナダ	44.1	31	メキシコ	15.3
32	アメリカ	16.4	32	メキシコ	19.9	32	スペイン	17.6	32	日本	44.5	32	イタリア	15.8
33	チリ	16.5	33	イスラエル	20.1	33	イスラエル	18.2	33	アメリカ	45.7	33	スペイン	16.4
34	メキシコ	16.6	34	チリ	21.5	34	アメリカ	18.3	34	ニュージーランド	46.1	34	チリ	16.7
35	イスラエル	16.9	35	スペイン	21.8	35	トルコ	18.4	35	コスタリカ	47.4	35	イスラエル	17.7
35	ラトビア	16.9	36	トルコ	22.4	36	チリ	18.9	36	韓国	47.7	36	トルコ	18.2
37	コスタリカ	20.3	37	コスタリカ	27.4	37	コスタリカ	24.3	—	コロンビア	—	37	コスタリカ	22.1
—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	スイス	—	—	コロンビア	—
	OECD平均	11.4		OECD平均	12.4		OECD平均	11.0		OECD平均	31.1		OECD平均	9.2

注1)「相対的貧困率」及び「子どもの貧困率」の出典はOECD「Income Distribution Database」。「子どもがいる世帯の貧困率」の出典はOECD Family Database「Child poverty」。いずれも2023年7月19日開示
 注2)「相対的貧困率」、「子どもの貧困率」及び「子どもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2022年国民生活基礎調査（厚生労働省）に基づく2021年のデータであり、2015年に改定されたOECDの新たな所得定義に基づく数値。
 注3)「相対的貧困率」及び「子どもの貧困率」のチリ及びアイスランドは2017年、デンマーク、フランス、ドイツ、スロバキア、スイス及びトルコは2019年、コスタリカ、フィンランド、日本、ノルウェー及びスウェーデンは2021年、それ以外の国は2020年の数値。コロンビアは数値なし。
 注4)「子どもがいる世帯の貧困率」のニュージーランドは2014年、オランダは2016年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは2017年、カナダ、ラトビア、スウェーデン及びイギリスは2019年、コスタリカは2020年、日本は2021年、それ以外の国は2018年の数値。大人が一人の子どもがいる世帯の貧困率のスイスの数値はOECDデータベース上0%となっているが、有効な数値が不明なため数値なしとしている。コロンビアは数値なし。
 注5)各項目のOECD平均は、37か国（「子どもがいる世帯の貧困率」の「大人が一人」については36か国）の単純平均。

資料：子ども家庭庁「第1回子どもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会」資料より引用

(2) 東京都の生活困難度

「生活困難度」は、こどもの生活における生活困難を「低所得（等価世帯所得が142.9万円未満）」、「こどもの体験や所有物の欠如（海水浴、旅行、本、勉強部屋等）」、「家計の逼迫」の3つの要素から捉え、2つ以上に該当する場合に「困窮層」、1つ該当する場合に「周辺層」と分類します。小学5年生については困窮層5.1%、周辺層11.2%、中学2年生については困窮層6.5%、周辺層15.0%、16～17歳については困窮層7.2%、周辺層14.5%となっています。



【東京都の各年齢層における生活困難層の状況】

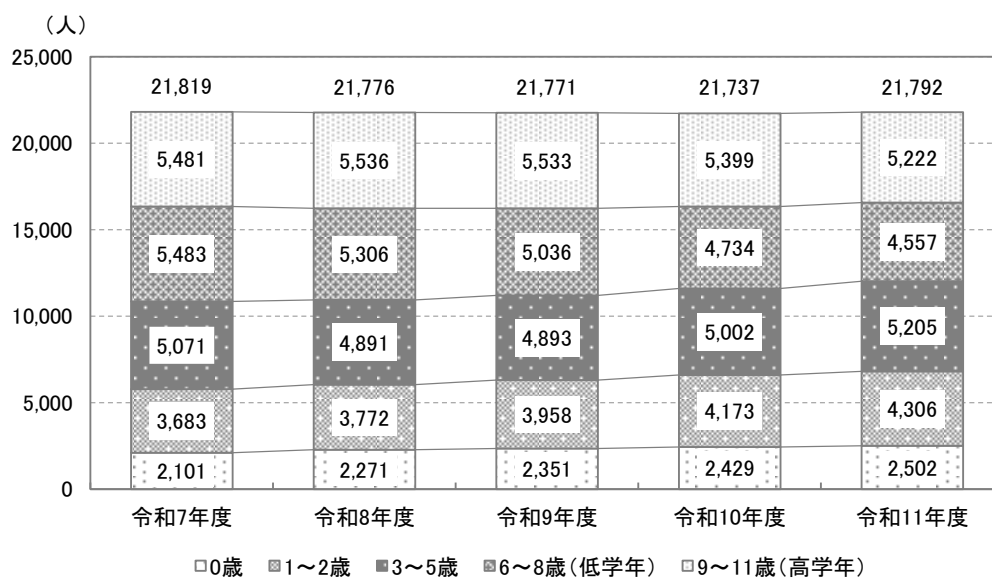
	小学5年生	中学2年生	16～17歳
生活困難層（困窮層＋周辺層）	16.3%	21.5%	21.7%
困窮層（2つ以上に該当）	5.1%	6.5%	7.2%
周辺層（いずれか1つ該当）	11.2%	15.0%	14.5%

資料：令和4年度東京都こどもの生活実態調査

9 こどもの人口の将来推計

【こどもの人口の将来推計】

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	2,101	2,271	2,351	2,429	2,502
1歳	1,922	1,958	2,113	2,184	2,253
2歳	1,761	1,814	1,845	1,989	2,053
3歳	1,632	1,672	1,720	1,748	1,882
4歳	1,668	1,583	1,620	1,666	1,691
5歳	1,771	1,636	1,553	1,588	1,632
0～5歳・小計	10,855	10,934	11,202	11,604	12,013
6歳	1,802	1,711	1,579	1,497	1,531
7歳	1,826	1,779	1,689	1,558	1,477
8歳	1,855	1,816	1,768	1,679	1,549
9歳	1,896	1,848	1,808	1,761	1,672
10歳	1,802	1,887	1,839	1,800	1,752
11歳	1,783	1,801	1,886	1,838	1,798
6～11歳・小計	10,964	10,842	10,569	10,133	9,779
合計	21,819	21,776	21,771	21,737	21,792



(各年4月1日現在)

資料：墨田区

10 こども・子育てを取り巻く現状・課題

本区の教育・保育施設の状況としては、保育所の利用者数は増加傾向にありますが、保育施設の待機児童数は減少傾向にあり、区内の待機児童は解消に近づきつつあります。学童クラブに関しては、箇所数、在籍数ともに増加しております。待機児童は大きく減少しましたが、解消には至っておらず、引き続き対応が求められています。

上記の背景として、乳幼児や小学生を持つ家庭において共働き世帯が増えていることに加え、フルタイムの就労が増加している状況があり、今後もこれらの就労状況に応じた子育て支援サービスの提供が重要となります。

墨田区子ども・子育て会議においても、子育て支援に係るサービスや利便性の向上が課題として挙げられており、教育・保育の質の向上に向けた人員の適切配置や資質向上のほか、施設利用や一時預かりの申込など子育て支援に関するDX推進も求められています。加えて、在宅子育てにおける不安解消やニーズに対応した支援サービスも課題となっています。

また、乳幼児期から学齢期におけるいわゆる小1の壁などの課題への対応も望まれているほか、療育や多子世帯への支援の充実など、配慮が必要なこどもや保護者への支援の強化も求められています。

学齢期においては、学童クラブの量の確保も課題となっています。特に、共働き世帯が増えている中では、子どもの居場所づくりとして、放課後の過ごし方の充実も重要な課題となっています。

また、墨田区の特徴である地域のつながりの強みを生かした居場所づくりやネットワークづくりが求められています。加えて、不登校の子どもへの支援は引き続き取り組むべき課題となっているほか、近年顕著化しつつあるヤングケアラーについても学校や地域などとの連携により適切な対応や支援が必要となっています。

第3章 めざす将来像と基本方針

1 めざす将来像

墨田区子ども・子育て支援総合計画は、墨田区こども計画の基本理念のもと、あるべき姿「こどもまんなかすみだの実現」に向けて、こども大綱を踏まえ、めざす将来像を以下のとおりとします。

《めざす将来像》

**全てのこどもが希望にあふれ
健やかに育っている**

2 基本方針

めざす将来像「全てのこどもが希望にあふれ健やかに育っている」社会の実現に向けて、6つの基本方針を掲げ、こども・子育て支援施策を展開していきます。

基本方針 1

妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます

[方向性]

- (1) 妊娠・出産期における支援の充実
 - 出産準備期の支援
 - 妊娠期から乳幼児期の支援
- (2) こどもと親の健康づくりの促進
 - 母子の健診・予防接種
 - 医療を安心して受けられる仕組み
 - 食育
 - 健康づくり
- (3) 一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上
 - 親子の交流・情報交換の場づくり
 - 相談できる場の提供
 - 親のリフレッシュや不安解消

基本方針 2

乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります

[方向性]

- (1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備
 - 保育の質の向上及び保育士等の人材確保・育成・定着
 - 乳幼児期における教育・保育の環境づくり
- (2) 多様なニーズに対応した保育の充実
 - さまざま状況への保育サポート
 - 病気や緊急時の保育サービス

基本方針 3

こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります

[方向性]

- (1) こどもが安心して過ごせる居場所づくり
 - 児童館・学童クラブの整備
 - こどもの居場所づくり
- (2) こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
 - 学び・体験の機会づくり
 - 読書活動による豊かな心の育成
 - スポーツによる心身の育成
- (3) こどもの生きるための基礎的な力の育成
 - 多様な学習プログラムによる学校教育の充実
 - 情報教育とデジタル化への環境整備
 - 環境に対する教育の充実
 - 防災に関する教育の充実
 - こころを育む教育の充実
 - 学校教育の環境向上
- (4) こどもの育ちや自立を支える取組の推進
 - こどもの自立に向けた取組

基本方針 4

配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します

[方向性]

- (1) ひとり親家庭等への支援
 - 相談の場・機会づくり
 - 経済的負担の軽減
 - 自立のための支援施設
 - 自立・教育の支援
- (2) 障害のあるこどもの発達と成長支援
 - 療育の充実
 - 療育等における経済的支援
 - 教育的ニーズに応じた環境づくり
- (3) こどもの貧困対策と支援
 - こどもの貧困に対する取組
- (4) さまざまなサポートが必要なこどもと家庭への支援
 - いじめ・不登校への取組
 - 児童虐待防止
 - ヤングケアラーへの支援
 - 医療的ケア児への支援
 - 外国籍児童への支援
 - 経済的負担への支援
 - 相談支援
 - 多様性への取組

基本方針 5

地域でこどもの育ちを支える取組を促進します

[方向性]

- (1) 地域の子育て力の育成と協働
 - 子育てに関するネットワークづくり
 - 子ども会や少年団体の育成
 - 高齢者との関わりによる育成の機会
 - 生涯学習やボランティア活動への支援
 - 学校や地域・関係機関による青少年の健全育成
- (2) 企業等の子育て力との協働
 - 企業等との関わりづくり
- (3) こどもの安全安心を守る取組の推進
 - 防犯・交通安全
 - 犯罪対策
 - 安全安心に関する情報発信

基本方針 6

子育てしやすい環境づくりを推進します

[方向性]

- (1) 仕事と生活の調和に向けた取組の推進
 - 働き方に関する取組
- (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進
 - こどもを連れて出かけやすいまちづくり
 - 子育てしやすい住宅環境の整備
- (3) 子育て支援に関する情報発信の強化とDX化の推進
 - 多様な手法による情報発信

3 施策の体系

めざす 将来像	基本方針	取組の方向性
全ての子どもが希望にあふれ健やかに育っている	基本方針 1 妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます	(1) 妊娠・出産期における支援の充実 (2) こどもと親の健康づくりの促進 (3) 一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上
	基本方針 2 乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります	(1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備 (2) 多様なニーズに対応した保育の充実
	基本方針 3 こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります	(1) こどもが安心して過ごせる居場所づくり (2) こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実 (3) こどもの生きるための基礎的な力の育成 (4) こどもの育ちや自立を支える取組の推進
	基本方針 4 配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します	(1) ひとり親家庭等への支援 (2) 障害のあるこどもの発達と成長支援 (3) こどもの貧困対策と支援 (4) さまざまなサポートが必要なこどもと家庭への支援
	基本方針 5 地域でこどもの育ちを支える取組を促進します	(1) 地域の子育て力の育成と協働 (2) 企業等の子育て力との協働 (3) こどもの安全安心を守る取組の推進
	基本方針 6 子育てしやすい環境づくりを推進します	(1) 仕事と生活の調和に向けた取組の推進 (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進 (3) 子育て支援に関する情報発信の強化とDX化の推進

第4章 めざす将来像の実現に向けた取組

基本方針1

妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます

現状と課題

- 本区における0歳から11歳までの人口の将来推計は、横ばいの見通しとなっていますが、全国的には少子化が進行し、その要因の一つに育児に対する経済的負担が挙げられています。また、妊娠・出産期においては、精神的な面でも母親やパートナーにかかる負担が大きく、特に、産後の育児疲れや孤立化なども大きな課題となっています。

墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、希望するこどもの数より実際のこどもの数が少ない理由として、育児の経済的負担(79.2%)、将来の教育費の負担(70.8%)などが多く挙げられています。

そのため、妊娠・出産期、さらには産後におけるさまざまな不安や悩みに対して適切に対応していくことが求められます。

- 母子保健はこどもの健やかな成長の基盤であり、食育や適切な生活習慣、健康づくりは特に重要な取組となります。本区の乳幼児健診の受診率は高い水準で推移していることから、引き続き母子や乳幼児の健診を推進し、こどもと親の健康づくりを支えていくことが求められます。

- 子育てにおいて、母親やパートナーにかかる負担は大きく、とくに出産直後から数か月の授乳や育児による睡眠不足、体調不良や疲労が大きな精神的・体力的負担となり、その後は家事と育児の両立に追われるケースも少なくありません。精神的・体力的不安により、外出の機会や交流の機会が少なくなり、孤立・孤独を感じる方も多くいます。

墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、子育てにおける孤立感は約半数が感じている状況となっています。特に、在宅子育ての不安感や孤立感を和らげるために必要なこととして、こどもを預けられる場(48.6%)や家事・育児のサポート(39.1%)などのニーズが高くなっています。

そのため、さまざまな状況に応じた不安や悩みを解消できるよう、適切な情報提供や相談、サポート支援とともに、孤立化させないための交流や相談場所の設置など、ニーズに対応した適切で切れ目ない子育て支援のサービスの充実が求められています。

(1) 妊娠・出産期における支援の充実

- ・出産を控えた妊婦とそのパートナーに向けた、妊娠・出産・育児に関する情報提供や実習、参加者同士の交流の場を図ります。
- ・産後の身体的回復と精神的負担の軽減を促進し、安心して子育てができるよう支援します。
- ・全ての妊婦が安心して出産・子育てができるよう、継続的な相談支援と経済的支援を図ります。

【計画事業】

《出産準備期の支援》

- ◇出産・子育て応援事業（ゆりかご・すみだ事業）[事業番号 1]
- ◇親子健康手帳（母子健康手帳）の交付 [事業番号 2]
- ◇入院助産事業 [事業番号 3]
- ◇出産準備クラス・パパのための出産準備クラス [事業番号 4]
- ◇妊産婦訪問指導事業 [事業番号 8]

《妊娠期から乳幼児期の支援》

- ◇国民健康保険料の産前産後期間の免除制度 [事業番号 5]
- ◇国民年金保険料の産前産後期間の免除制度 [事業番号 6]
- ◇乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）[事業番号 7]
- ◇家事・育児サポーター事業 [事業番号 9]
- ◇妊婦のための支援給付交付金事業 [事業番号 10]
- ◇周産期保健医療ネットワークシステムの運営 [事業番号 11]
- ◇出産・子育て応援事業（バースデーサポート）[事業番号 76]
- ◇産後ケア事業 [事業番号 77]

(2) こどもと親の健康づくりの促進

- ・出産後のこどもの発育・栄養・生活環境等の育児指導の機会を設け、育児不安の解消、虐待の未然防止・早期発見を図ります。
- ・妊産婦やパートナー、新生児・幼児への適切な時期ごとの健診や歯科検診、予防接種などを行い、アレルギーや疾病の早期発見や予防といったこどもの健やかな育成に係る支援を行います。
- ・こどもの食育や健康・体力向上への取組の推進とともに、こどもの年齢に合わせて、喫煙や飲酒、薬物、性教育などについての学習機会の確保や正しい理解の普及啓発を図ります。

【計画事業】

《母子の健診・予防接種》

- ◇母子健康診査 [事業番号 13]
- ◇母子歯科健康診査 [事業番号 14]
- ◇歯科衛生相談運営 [事業番号 82]
- ◇乳幼児健康診査 (3～4 か月児、6～7 か月児、9～10 か月児、1 歳半児、3 歳児)、乳幼児経過観察健診、アレルギー健診 [事業番号 83]
- ◇アレルギー健診事業 [事業番号 84]
- ◇こどもの予防接種 [事業番号 117]
- ◇5 歳児健康相談事業 [事業番号]

《医療を安心して受けられる仕組み》

- ◇小児医療体制の充実・確保 [事業番号 23]
- ◇こども医療費助成 [事業番号 118]

《食育》

- ◇食育の推進 [事業番号 37]
- ◇食育推進事業 [事業番号 38]
- ◇栄養指導 [事業番号 39]
- ◇栄養価の高い給食の提供 [事業番号 191]

《健康づくり》

- ◇健康づくりのための普及啓発 [事業番号 40]
- ◇区立スポーツ施設整備運営事業 [事業番号 41]
- ◇スポーツ推進委員の活動 [事業番号 143]
- ◇ぜんそく児のための環境保健事業(機能訓練事業) [事業番号 165]
- ◇健康と体力向上の推進 [事業番号 190]
- ◇喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策 [事業番号 226]
- ◇エイズ及び性感染症等に関する性教育 [事業番号 227]
- ◇健康診査 [事業番号 265]

(3) 一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上

- ・子育て中の親子同士での交流・情報交換の機会の提供や子育てに関する講座などを実施し、孤立の防止、育児不安の解消を図ります。
- ・地域のなかで安心して育児ができる環境を整えます。また、子育てに関わる地域の団体を対象に講習会を実施するなど、地域における教育力・相談力の向上に取り組みます。
- ・育児疲れや疾病、事故等により一時的にこどもの養育が困難になった場合に、サポートができる支援の充実を図ります。

【計画事業】

《親子の交流・情報交換の場づくり》

- ◇両国・文花子育てひろばの運営 [事業番号 16]
- ◇児童館における地域子育て支援拠点事業 [事業番号 17]
- ◇民間事業者による地域子育て支援拠点事業 [事業番号 18]
- ◇利用者支援事業 [事業番号 24]
- ◇家庭と地域の教育力充実事業 [事業番号 42]
- ◇育児学級・育児講演会 [事業番号 78]
- ◇保育園における地域子育て支援 [事業番号 85]
- ◇幼稚園の園庭開放 [事業番号 86]
- ◇社会福祉会館における乳幼児事業 [事業番号 87]
- ◇みんなであ・そ・ぼ「こみかんたいむ」「おれんじたいむ」 [事業番号]

《相談できる場の提供》

- ◇保育コンシェルジュ [事業番号 15]
- ◇子育て安心ステーション事業 [事業番号 88]
- ◇乳幼児子育て相談 [事業番号 89]
- ◇いっしょに保育 [事業番号 90]
- ◇育児相談 [事業番号 91]

《親のリフレッシュや不安解消》

- ◇一時預かり事業 [事業番号 92]
- ◇子育てママ対象講座 [事業番号 93]
- ◇ショートステイ [事業番号 115]
- ◇児童養育家庭ホームヘルプサービス [事業番号 116]

現状と課題

- 本区の認可保育施設は、施設数の増加に伴い利用定員の充足が図られたことにより、近年の利用者数は横ばいの状況であり、待機児童数も概ね解消されつつあります。一方、幼稚園では、定員数が確保されているものの、利用者数は減少傾向にあります。
- 墨田区子ども・子育て会議において、乳幼児に対する教育・保育の重要性が議論されており、特に教育・保育の質の向上が重要な課題として答申に示されています。その背景として保育士不足等の問題があることから、子育て施設における適切な人員の確保や配置、加えて、職員への積極的な研修等の機会を通じた育成支援と定着が求められています。
- 墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、就労していない乳幼児の母親の73.8%は就労の意思があり、保育環境の整備においては、多様な就労形態やニーズに対応した取組が求められます。

また、共働き世帯の割合が増加しており、それぞれの働く環境に合わせた多様なニーズに対応し、サービスの充実を図っていく必要があります。特に、こどもが病気になった際の病児・病後児保育や一時保育はニーズが高い状況です。

このように、保護者の就労形態やニーズの多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。

(1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備

- ・こどもへの質の高い安全安心な保育環境の確保を図るため、そのための人材確保や研修などを通じた人材の育成と定着、施設整備に関する支援や、施設運営に関する指導の助言を行います。

【計画事業】

《保育の質の向上及び保育士等の人材確保・育成・定着》

- ◇保育におけるこどもの安心・安全な環境づくり事業 [事業番号]
- ◇特定教育・保育施設等への指導検査 [事業番号 94]
- ◇保育士の確保事業 [事業番号 95]
- ◇保育施設における質の向上のための取組 [事業番号 96]
- ◇保育施設の福祉サービス第三者評価の受審推進 [事業番号 97]

《乳幼児期における教育・保育の環境づくり》

- ◇小規模保育事業・家庭的保育事業 [事業番号 79]
- ◇区立保育園への民間活力導入事業 [事業番号 99]
- ◇私立保育所等整備助成事業 [事業番号 100]
- ◇幼児教育の推進 [事業番号 151]
- ◇幼保小中一貫教育推進事業 [事業番号 156]

(2) 多様なニーズに対応した保育の充実

- ・さまざまなニーズに合わせ、どんなときも安心して子育てできる環境の充実を図ります。

【計画事業】

《さまざまな状況への保育サポート》

- ◇定期利用保育事業 [事業番号 80]
- ◇延長保育 [事業番号 101]
- ◇スポット延長保育 [事業番号 102]
- ◇休日保育 [事業番号 103]
- ◇年末保育 [事業番号 104]
- ◇ベビーシッター利用支援事業 [事業番号]
- ◇私立幼稚園等の預かり保育 [事業番号 152]

《病気や緊急時の保育サービス》

- ◇緊急一時保育 [事業番号 105]
- ◇病児保育事業 [事業番号 112]
- ◇すみだ子育て支援ネット「はぐ」 [事業番号 113]

現状と課題

○ 現在、本区には児童館12館（分館を含む）、コミュニティ会館児童室3室があり、放課後等のこどもの居場所になっています。令和5年12月から児童館等の来館・退館受付システム「すみチル」を導入し、令和6年4月には、墨田区内で初となる地域交流機能（地域活動施設）を持った児童館として八広児童館（愛称：ぼかぼか）をリニューアルオープンしました。より身近で、利用しやすい児童館づくりを進めています。

一方、墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、自分の時間を過ごす場所として、小学生（4～6年生）で34.0%、中学生で19.5%、高校生等で20.1%が「児童館や図書館」を挙げています。加えて、「児童館がどのような場所だと良いか」の質問に対して、スポーツや同世代と話ができる場を多くの小学生、中学生及び高校生等が挙げています。

こどもの健全育成や豊かな育ちにおいては、こどもが自分らしくいることができる居場所が重要であり、児童館をはじめ、こどもの居場所づくりの充実が求められています。

○ 学童クラブにおいては、年々登録数が増加しており、令和5年度には施設数の増加に伴い、学童クラブの待機児童数は激減したものの解消には至っていない状況です。今後も、保護者の共働きの増加に伴い、こどもの放課後における居場所のニーズは高まることが予想されるため、ニーズに対応した整備が求められています。

また、いわゆる「小1の壁」については、墨田区子ども・子育て会議においても課題として挙げられており、対策の一つとして就学前から学齢期への移行に向けた切れ目ない支援として学童クラブの量の確保が求められています。

○ 墨田区で生まれ育つこどもが、次代の担い手として成長するためには、青少年の健全な育成も大切です。そのためには、多様な体験や交流、読書、スポーツなど、小学生や中学生、高校生等に対する育ちの場と機会を創出し、自立した大人へ成長できる支援も必要となります。

○ こどもの生きる力を高めていく基盤としては学校教育が重要です。「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」に基づき、こどもたちが「挑戦する力」「つながる力」「役立つ力」を身につけることをめざし、より質の高い学校教育を推進するための仕組みづくりと、一人ひとりのこどもに応じた教育の展開が必要となります。そのため、国際教育や環境教育、防災学習、人権教育などを積極的に展開するとともに、新たに、リプロダクティブヘルス^(※)を進めることが求められています。加えて、これら学校教育の向上を図るための環境づくりや教職員等の資質向上も必要となっています。

(※) リプロダクティブヘルス：性やこどもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。

(1) こどもが安心して過ごせる居場所づくり

- ・こどもの居場所や交流の場を整備し、充実させることで、他者との関わりのなかで育まれる心の成長を促します。
- ・こどもの健全育成を目的に、異年齢のこども同士や親子の交流を深める場の提供と子育て支援を図ります。
- ・労働などにより、保護者が昼間にこどもを家庭で育成できない場合の適切な遊び・生活の場、放課後の居場所づくりを図ります。
- ・こどもが地域社会のなかで心豊かに健やかに育まれる環境づくりをめざし、安全安心な居場所や相談できる場の提供、交流活動の機会を提供できるよう取り組みます。

【計画事業】

《児童館・学童クラブの整備》

- ◇児童館事業 [事業番号 119]
- ◇児童館の改修 [事業番号 120]
- ◇コミュニティ会館事業 [事業番号 121]
- ◇学童クラブ事業 [事業番号 175]

《こどもの居場所づくり》

- ◇こどもの居場所ネットワークづくり [事業番号 43]
- ◇ひきこもり支援推進事業 [事業番号 44]
- ◇社会福社会館事業 [事業番号 122]
- ◇放課後子ども教室推進事業 [事業番号 176]
- ◇子ども第三の居場所事業 [事業番号 228]

(2) こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実

- ・自然とふれあう体験や農業体験などを通じて、環境に対する意識の向上や社会奉仕の心を育む機会の充実を図ります。
- ・スポーツや音楽、ボランティアを通じて、個々の心の豊かさを育むとともに、仲間づくり、集団活動での協調性・リーダーシップを養い、こどもたちの健全育成に取り組みます。また、さまざまな体験の場を提供し、地域交流や社会問題への関心を深め、自主性や積極性を育みます。
- ・こどもが自主的に学習できる場の提供や、読書の機会を充実させ、生涯にわたる学ぶ力を育み、より豊かな人生を送れるように取り組みます。
- ・模擬区議会の体験や区の活動に参画できる機会を充実させ、すみだの未来を担うこどもたちの郷土に対する関心や愛着心などの向上を図ります。

【計画事業】

《学び・体験の機会づくり》

- ◇すみだまつり・こどもまつり [事業番号 48]
- ◇自然環境学習 [事業番号 155]
- ◇ものづくりフェア [事業番号 157]
- ◇わんぱく天国 [事業番号 166]
- ◇環境体験学習 [事業番号 167]
- ◇起震車による地震体験 [事業番号 172]
- ◇クリーンキャンペーン [事業番号 173]
- ◇子どもの体験活動支援事業 [事業番号]
- ◇サブ・リーダー講習会 [事業番号 177]
- ◇夏休み自然体験教室 [事業番号 178]
- ◇すみだ子どもPR大使事業 [事業番号]
- ◇生産体験活動 [事業番号 194]
- ◇被保護学童・生徒に対する修学旅行支度金 [事業番号 195]
- ◇児童・生徒向けボランティアスクール [事業番号 229]
- ◇すみだ少年少女合唱団 [事業番号 230]
- ◇児童館における定期学習会の実施 [事業番号 231]
- ◇夏体験ボランティア事業 [事業番号 242]
- ◇区報ジュニアレポーター事業 [事業番号]
- ◇中学生区議会 [事業番号 254]
- ◇児童館における中高生世代の音楽活動の支援 [事業番号 259]

《読書活動による豊かな心の育成》

- ◇子ども読書活動の推進（地域での読書活動の推進/区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実/家庭における読書活動の啓発） [事業番号 25]
- ◇子ども読書活動の推進（学校図書館の充実/学校と図書館の連携強化/ほうかご図書室） [事業番号 193]

《スポーツによる心身の育成》

- ◇スポーツ振興事業 [事業番号 45]
- ◇区民健康スポーツデー [事業番号 46]
- ◇総合型地域スポーツクラブ自立支援 [事業番号 47]
- ◇各種スポーツ活動 [事業番号 192]

(3) こどもの生きるための基礎的な力の育成

- ・こどもが安全安心な学校生活を送りながら、生活習慣を形成し、確かな学力を身に付けることができる学校教育を推進します。
- ・こどもたちが主体となり問題を解決する能力や組織で取り組む能力を向上させる機会を設け、自身で考え判断し、表現する力を育みます。
- ・具体的には、英語に慣れ親しむ機会や地域の伝統文化に触れる機会など、言語や文化に触れる教育の充実を図るとともに、ICT化の推進やSNS利用についてなど、情報活用能力の向上を図ります。また、一人ひとりの防災行動力を高めるとともに、将来の地域防災の担い手育成を含めた防災教育などを推進します。

【計画事業】

《多様な学習プログラムによる学校教育の充実》

- ◇特色ある学校づくり [事業番号 158]
- ◇国際理解教育の推進 [事業番号 196]
- ◇学力向上推進事業 [事業番号 198]
- ◇図書館を使った調べる学習コンクール [事業番号 201]
- ◇体験的な活動を取り入れた学習の展開 [事業番号 202]
- ◇伝統文化等に触れる機会の提供 [事業番号 203]

《情報教育とデジタル化への環境整備》

- ◇情報教育の推進 [事業番号 197]
- ◇学校ICT化推進事業 [事業番号 207]
- ◇普通教室等ICT運営管理事業 [事業番号 208]

《環境に対する教育の充実》

- ◇環境学習の支援 [事業番号 179]
- ◇ごみの減量と分別に関する環境学習 [事業番号 180]

《防災に関する教育の充実》

- ◇総合防災教育 [事業番号 144]
- ◇消防少年団 [事業番号 232]
- ◇防災教育 [事業番号 255]

《こころを育む教育の充実》

- ◇若年層に向けた男女共同参画意識の醸成 [事業番号 70]
- ◇リプロダクティブヘルス推進事業 [事業番号 71]
- ◇道徳教育の推進 [事業番号 199]
- ◇人権教育 [事業番号 200]
- ◇交流教育・障害児理解教育の実施 [事業番号 204]
- ◇学校教育における生活習慣にかかわる指導 [事業番号 205]
- ◇SOSの出し方に関する教育 [事業番号 206]
- ◇学校のボランティア活動普及事業 [事業番号 243]

《学校教育の環境向上》

- ◇教職員研修事業 [事業番号 159]
- ◇学校支援指導員派遣事業 [事業番号 160]

(4) **こどもの育ちや自立を支える取組の推進**

- ・未来を担うこどもに、選挙への関心を高める取組を行います。
- ・就職活動に向けた情報提供や準備・相談など、より良い就職につながる支援を行います。

【計画事業】

《こどもの自立に向けた取組》

- ◇男女共同参画に関する各種啓発の取組 [事業番号 49]
- ◇創業機運醸成事業 [事業番号 209]
- ◇小中学生向け啓発物の配布 [事業番号 210]
- ◇明るい選挙啓発ポスターコンクール [事業番号 233]
- ◇学卒求人申込説明会 [事業番号 260]
- ◇中高生の就職支援 [事業番号 261]

現状と課題

- 区内の母子・父子相談件数の推移を見ると、減少傾向にあるものの、子育てと仕事を両立していく上で多くの困難に直面している状況であると言えます。

そのため、引き続き、経済的支援や就労支援、相談体制を充実させていくほか、本区の特徴でもあり強みでもある人のつながりをいかして、地域社会で子どもの成長を見守るとともに、子育て家庭を支えていく環境を整えていくことが求められます。

- 本区における知的障害を持つ児童数は増加傾向にあり、区では、幼稚園・保育所や学童クラブなどにおいて配慮が必要な子どもへの療育の支援を進めています。引き続き、障害の有無に関わらず、ともに育ちながら、それぞれの個性と能力を伸ばしていけるよう、教育・保育の環境づくりや体制づくりなど療育の支援を充実させていく必要があります。

そのため、WEBの活用による相談サポート体制づくりなど、療育を必要とする家庭に対する支援の充実を図ることが望まれています。加えて、療育の認定に関わる期間短縮などスムーズな登録の仕組みづくり、療育に関わる適切な体制づくりの推進が求められています。

また、教育面では、特別支援学級・教室の運営や就学相談など、一人ひとりに応じた支援の充実も必要です。

- 貧困に関しては、令和4年度東京都こどもの生活実態調査によると、生活困難層として、小学5年生で16.3%、中学2年生で21.5%、16～17歳で21.7%が該当するという結果が見られ、こどもの貧困の問題は、複雑化・複合化しており、多くの課題があります。

全ての子どもが教育や体験の機会を得て、健やかに成長できるよう、家庭内のさまざまな課題を早期に把握した上で、適切な支援を早期かつ包括的に講じることが求められています。

- いじめや不登校、児童虐待をはじめ、ヤングケアラーや医療的なケアが必要な子ども、外国にルーツを持つ子ども、自身の性について悩む子どもなど、さまざまな悩みを抱える子どもや家庭があります。それらの子どもや家庭の悩みを、状況に応じて相談できる機会の充実や経済的支援など、一人ひとりに応じた継続的な支援が求められています。

(1) ひとり親家庭等への支援

- ・さまざまな悩みを抱えるひとり親家庭の方が安心して相談できる環境を整え、不安の軽減・解消に取り組みます。
- ・経済的な支援や就業・自立支援を通して、ひとり親家庭の方が社会の中で安定して生活していける基盤を持つことをめざします。

【計画事業】

《相談の場・機会づくり》

- ◇母子・父子、女性、家庭相談 [事業番号 50]
- ◇養育費等支援事業 [事業番号 131]

《経済的負担の軽減》

- ◇児童扶養手当 [事業番号 123]
- ◇児童育成手当 [事業番号 124]
- ◇ひとり親家庭の医療費の助成 [事業番号 125]
- ◇ひとり親家庭自立支援給付金事業 [事業番号 126]
- ◇ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業 [事業番号 127]
- ◇東京都母子及び父子福祉資金の貸付 [事業番号 129]
- ◇特定自転車駐車場の使用料減額 [事業番号 145]

《自立のための支援施設》

- ◇母子等緊急一時保護事業 [事業番号 26]
- ◇母子生活支援施設 [事業番号 130]

《自立・教育の支援》

- ◇ひとり親家庭就業・自立支援事業 [事業番号 128]
- ◇こどもの未来応援事業（こども食堂・食品ロス削減） [事業番号 168]
- ◇こどもの学習・生活支援事業 [事業番号 234]
- ◇ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業 [事業番号]

(2) 障害のあるこどもの発達と成長支援

- ・幼稚園・保育所・学校では、配慮が必要な子どもたちを受け入れる体制を整備し、こどもの発達と成長の支援や学習や就学の支援を行います。
- ・障害のある子どもたちが社会に参画していくことを目的として、日常生活に必要な基本的動作・知識技能の学習、集団生活への適応訓練や、社会における基本的なルールなどを学ぶ機会を設けています。さらに、一人ひとりの状況に合わせて、適切な支援のうえでの通常学級での学習や、就学に関わる手当の支給などによって、それぞれの個性と能力を最大限伸ばし、地域社会の中で自立していける環境やプロセスを整備していきます。
- ・それぞれのこどもが置かれている状況や障害の種類・特質ごとに適切な支援を行うため、専門的な技能をもった人員を育成し、手当の給付やヘルパーの派遣など、生活していくうえで必要な支援を行っていきます。

【計画事業】

《療育の充実》

- ◇保育施設における障害児保育 [事業番号 106]
- ◇心理相談員の保育施設への巡回 [事業番号 107]
- ◇障害児通所支援事業 [事業番号 132]
- ◇障害児移動支援事業 [事業番号 133]
- ◇幼稚園における特別支援教育 [事業番号 153]
- ◇学童クラブへの障害児の受入 [事業番号 181]

《療育等における経済的支援》

- ◇小児精神障害の医療費助成制度 [事業番号 27]
- ◇自立支援医療（精神通院）の支給 [事業番号 51]
- ◇自立支援医療（育成医療）の支給 [事業番号 134]
- ◇障害児福祉手当 [事業番号 147]
- ◇児童育成手当（障害） [事業番号 148]
- ◇特別児童扶養手当 [事業番号 149]

《教育的ニーズに応じた環境づくり》

- ◇特別支援教育への対応 [事業番号 211]
- ◇特別支援学級・教室の運営 [事業番号 212]
- ◇特別支援学級等の就学相談 [事業番号 213]
- ◇就学奨励費の支給 [事業番号 214]
- ◇介助支援の実施 [事業番号 215]
- ◇すみだ教室の実施 [事業番号 266]

（3）こどもの貧困対策と支援

- ・こどものライフステージに応じた就学や自立に向けた施策を展開し、こどもの成長を支援します。

【計画事業】

《こどもの貧困に対する取組》

- ◇就学援助 [事業番号 216]
- ◇被保護学童に対する学童服・運動衣の購入費の支給 [事業番号 217]
- ◇被保護者自立促進事業（学習環境整備支援費） [事業番号 235]
- ◇墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業 [事業番号 256]
- ◇受験生チャレンジ支援貸付事業 [事業番号 262]
- ◇被保護者自立促進事業（大学等進学支援費） [事業番号 264]
- ◇墨田育英会事業 [事業番号 267]
- ◇生活困窮者自立支援事業 [事業番号 288]
- ◇生活困窮者家計改善支援事業 [事業番号 289]

(4) さまざまなサポートが必要な子どもと家庭への支援

- ・さまざまな子どもと家庭を、適切な配慮・支援と結びつけるために、区、学校、地域住民、家庭、事業者その他の関係者が連携して、相談・支援体制を構築していきます。

【計画事業】

《いじめ・不登校への取組》

- ◇教育支援センター事業 [事業番号 218]
- ◇いじめ・不登校防止対策事業 [事業番号 219]

《児童虐待防止》

- ◇要保護児童対策協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化 [事業番号 28]
- ◇児童虐待防止に向けた啓発活動の推進 [事業番号 29]
- ◇児童虐待に関する相談 [事業番号 30]
- ◇社会的養護推進のための啓発強化 [事業番号 32]

《ヤングケアラーへの支援》

- ◇ヤングケアラーの認知度向上のための啓発 [事業番号 169]
- ◇ヤングケアラーの相談・支援 [事業番号 170]

《医療的ケア児への支援》

- ◇医療的ケア児に対する居宅訪問型保育事業 [事業番号 108]
- ◇重症心身障害児（者）等介護者支援事業 [事業番号 137]
- ◇医療的ケア児の受入 [事業番号 139]
- ◇医療的ケア児に関する協議会及び庁内連絡会議の運営 [事業番号 140]

《外国籍児童への支援》

- ◇外国語相談 [事業番号 72]
- ◇外国籍等児童・生徒の支援 [事業番号 220]

《経済的負担への支援》

- ◇幼児教育・保育の無償化 [事業番号 109]
- ◇認証保育所保育料負担軽減補助事業 [事業番号 110]
- ◇児童手当 [事業番号 135]
- ◇区立幼稚園昼食費補助事業 [事業番号]
- ◇私立幼稚園等園児の保護者への助成 [事業番号 154]
- ◇修学旅行費・日光移動教室無償化事業 [事業番号]
- ◇学校給食費保護者負担軽減事業 [事業番号]
- ◇私立学校就学者等支援事業 [事業番号]

《相談支援》

- ◇児童相談 [事業番号 31]
- ◇各種相談の実施 [事業番号 52]
- ◇養育支援訪問事業 [事業番号 136]
- ◇教育相談事業 [事業番号 138]

◇発達が気になるお子さんの相談の強化 [事業番号 141]

◇思春期相談・思春期講演会 [事業番号 244]

《多様性への取組》

◇性的マイノリティの人の人権等さまざまな人権問題に関する啓発 [事業番号 53]

現状と課題

- こどもの健全育成や自立において、地域でこどもの育ちを支え合うことは重要な取組です。特に、“人のつながり”は墨田らしさの特徴の一つであり、こどもを支える環境づくりにおいて強みと言えます。

これまで、本区では、助け合いの精神や人情深い下町気質を活かし、地域全体でこどもの育ちを支えてきていますが、今後も引き続き地域全体で意識を高めながら取り組んでいくことが求められています。

- 本区はものづくりのまちであり、近年では令和3年から千葉大学墨田キャンパスで毎月開催されているあそび大学において、区内のものづくりに関わる企業から廃材が提供されるなど、企業との協働によるこどもの遊びや体験の機会が創出されています。

このように、区内の企業の子育てへの参画や協力を促進し、区や地域との連携・協働につなげていくことが求められています。

- こどもの健やかな育ちを支えていく上で、防犯や交通安全、犯罪対策のほか、近年においては性犯罪やネット上のつながりから巻き込まれる犯罪も増加しており、これらに対しては地域でこどもの安全安心を守っていくことが必要です。

墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査によると、区がめざすべき環境として、こどもの安全安心を守るための環境が、就学前及び小学生の保護者ともに、上位に挙げられています。

今後も引き続き、事故や犯罪の未然防止など安全安心のまちづくりに向けて取り組んでいくことが求められています。

(1) 地域の子育て力の育成と協働

- ・親同士の関係をつくり孤立を防ぐとともに、相談窓口や地域のボランティアが担う子育て支援サービスなどを通じて、地域の子育て力の向上を図っていきます。
- ・子ども自身が、地域の中でかかわりを広げ、健やかに成長できるよう取り組みます。
- ・学校や地域団体との連携を強化するとともに、子どもを守り支える団体の人材や担い手を育成し、地域で子どもが安全安心に過ごすことができる仕組みや体制づくりを強化します。

【計画事業】

《子育てに関するネットワークづくり》

- ◇地域子育てネットワークの構築 [事業番号 33]
- ◇地域福祉プラットフォーム事業 [事業番号 54]
- ◇民生委員・児童委員活動 [事業番号 56]
- ◇協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業 [事業番号 57]
- ◇すみだファミリー・サポート・センター事業 [事業番号 114]
- ◇子育て支援活動助成事業 [事業番号 142]
- ◇学校運営連絡協議会の設置と運営 [事業番号 161]
- ◇学校安全ボランティア事業 [事業番号 183]
- ◇PTAへの支援 [事業番号 222]
- ◇学校支援ネットワーク事業 [事業番号 224]

《子ども会や少年団体の育成》

- ◇子ども会活性化事業 [事業番号 182]
- ◇少年団体の育成 [事業番号 263]

《高齢者との関わりによる育成の機会》

- ◇シニア人材バンク事業 [事業番号 19]
- ◇ふれあい給食事業 [事業番号 111]
- ◇高齢者とのコミュニケーション（講演会等）事業 [事業番号 221]
- ◇次代に継ぐ平和のかたりべ事業 [事業番号 236]

《生涯学習やボランティア活動への支援》

- ◇すみだ生涯学習センター事業 [事業番号 174]
- ◇自主グループ等への支援 [事業番号 245]
- ◇ボランティア推進事業 [事業番号 246]
- ◇ボランティアセンターの活動 [事業番号 247]

《学校や地域・関係機関による青少年の健全育成》

- ◇子ども・若者への見守り支援 [事業番号 55]
- ◇青少年問題協議会の運営 [事業番号 150]
- ◇闇バイトへの対応の推進 [事業番号]
- ◇墨田区青少年健全育成区民大会 [事業番号 223]
- ◇ふれあい協議会 [事業番号 237]

- ◇墨田区青少年非行・被害防止強調月間 [事業番号 248]
- ◇更生保護活動 [事業番号 249]
- ◇社会を明るくする運動 [事業番号 250]
- ◇地域教育懇談会 [事業番号 251]
- ◇青少年委員活動の推進 [事業番号 252]
- ◇青少年育成委員会活動への支援 [事業番号 253]

(2) 企業等の子育て力との協働

- ・子育てに関わる地域貢献を企業等に促すことで、こどもたちがすみだの産業について知り、それを通じたこどもの職業観の育成や墨田区で働くイメージの形成につなげていきます。

【計画事業】

《企業等との関わりづくり》

- ◇就職・仕事カウンセリングルームの運営 [事業番号 58]
- ◇すみだ探究工房 [事業番号 171]
- ◇中学生の職場体験の充実 [事業番号 257]

(3) こどもの安全安心を守る取組の推進

- ・犯罪に巻き込まれることを防ぐために、パトロールや保護者への緊急情報発信メール、SNSや掲示板の監視などの防犯活動を行っていきます。
- ・犯罪や交通事故を防ぐために、地域住民と連携して危険箇所の確認・改善や、交通安全指導などを行っていきます。

【計画事業】

《防犯・交通安全》

- ◇防犯パトロールカーによる巡回 [事業番号 59]
- ◇交通安全普及啓発 [事業番号 60]
- ◇児童の交通安全教育事業 [事業番号 162]
- ◇地域防犯対策 [事業番号 184]
- ◇防犯ブザーの配布 [事業番号 186]
- ◇こどもの110番事業 [事業番号 187]
- ◇スクールゾーン育成事業費 [事業番号 188]
- ◇通学路防犯設備整備事業 [事業番号 189]
- ◇地域パトロール [事業番号 238]

《犯罪対策》

- ◇緊急通報装置等の防犯設備 [事業番号 164]

- ◇帰宅呼びかけ放送 [事業番号 185]
- ◇セーフティ教室 [事業番号 225]
- ◇スクールサポーター制度 [事業番号 239]
- ◇有害環境の浄化活動 [事業番号 240]
- ◇サイバーパトロールの実施 [事業番号 241]
- ◇デートDV予防啓発講座 [事業番号 258]

《安全安心に関する情報発信》

- ◇危機情報のメール配信 [事業番号 61]
- ◇緊急情報発信メール配信事業 [事業番号 163]

現状と課題

- 墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、育児休業の取得状況は、母親が71.9%、父親は22.5%と前回調査よりもそれぞれ割合は高まっているものの、父親の育休取得はまだ低い状況です。

こどもの健やかな成長を支えていくためには、家庭において親子がともに過ごす時間が大切であるため、女性も男性も仕事と育児などの生活の両立ができるよう、柔軟な働き方の選択や、男性の育児休業を取得できる環境づくりと意識醸成が求められています。

- 子育て中の親が望むときに外出できるようにすることは、心身の健康保持や孤立の防止にもつながります。一方、妊産婦や子どもを連れた外出にはさまざまなハードルがあり、利用しづらい環境が多くあります。

そのため、バリアフリー化等によって障壁を取り除くとともに、利用しやすい公園等を整備することで、子育てを楽しめるまちをつくっていくことが重要です。また、区内への定住を促進するために、経済的負担の軽減等、子育て家庭への住宅支援を図っていくことも必要です。

- 墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、子育てに関する情報共有の媒体として、LINEなどの定期的な配信サービスやSNSでの情報発信などへのニーズが高い結果となっています。また、ファミリー・サポート・センター等の予約、保育所や児童館の利用申請などの各種子育てサービスの利用におけるオンライン化へのニーズが高くなっています。

そのため、子育て支援における施設利用や申込み、サービスに関する情報取得、オンラインによる相談、支援サービスの利用申込みなど、さまざまな子育て支援施策の展開においてDXを進め、保護者の負担軽減と支援サービスの利便性向上を図っていくことが求められます。

(1) 仕事と生活の調和に向けた取組の推進

- ・仕事と生活を無理なく両立できる環境整備を進めるため、ワーク・ライフ・バランスの重要性の啓発活動や男性の育児休暇の取得促進といった取組を実行していきます。

【計画事業】

《働き方に関する取組》

- ◇若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援 [事業番号 62]
- ◇ワーク・ライフ・バランス推進事業 [事業番号 73]
- ◇男性対象講座「すみだパパスクール」 [事業番号 81]

(2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進

- ・バリアフリー化や多目的トイレの整備・増設を行い、安全で快適なまちづくりを行っていくことで、子育て中の親が望むときに外出できる環境を整備していきます。
- ・魅力や特色のある公園を整備することで、外出する動機を増やしていきます。
- ・子育て家庭への住まいの支援を行い、経済的負担を軽減することで墨田区への定住を促進していきます。

【計画事業】

《こどもを連れて出かけやすいまちづくり》

- ◇赤ちゃん休けいスポット [事業番号 12]
- ◇こどもや子育て世帯が利用しやすい公園づくり（公園等新設・再整備事業） [事業番号 20]
- ◇子育て世帯が安全に移動できる道路の環境づくり事業 [事業番号 21]
- ◇ボール遊びができる公園等の整備 [事業番号 34]
- ◇放置自転車等対策 [事業番号 35]
- ◇健康づくりのための環境整備 [事業番号 63]
- ◇公園等新設・再整備事業 [事業番号 64]
- ◇トイレ改築事業 [事業番号 65]
- ◇道路バリアフリー整備事業 [事業番号 66]
- ◇歩行者・自転車通行空間再整備事業 [事業番号 67]
- ◇特定自転車駐車場の優先当選 [事業番号 146]

《子育てしやすい住宅環境の整備》

- ◇すみだ良質な集合住宅認定制度 [事業番号 68]
- ◇子育て世帯等定住促進事業 [事業番号 74]
- ◇住宅修築資金融資あっせん [事業番号 75]

(3) 子育て支援に関する情報発信の強化とDX化の推進

- ・子育て家庭に必要な情報を届けるために、区報やメール・SNSなどを多様な手段で発信していきます。

【計画事業】

《多様な手法による情報発信》

- ◇区公式LINEを活用した情報配信（きずなメール）[事業番号 22]
- ◇すみだいきいき子育てガイドブックの発行 [事業番号 36]
- ◇各種広報媒体による情報発信 [事業番号 69]

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関わる市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」である「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保の方策」を計画するものとされています。

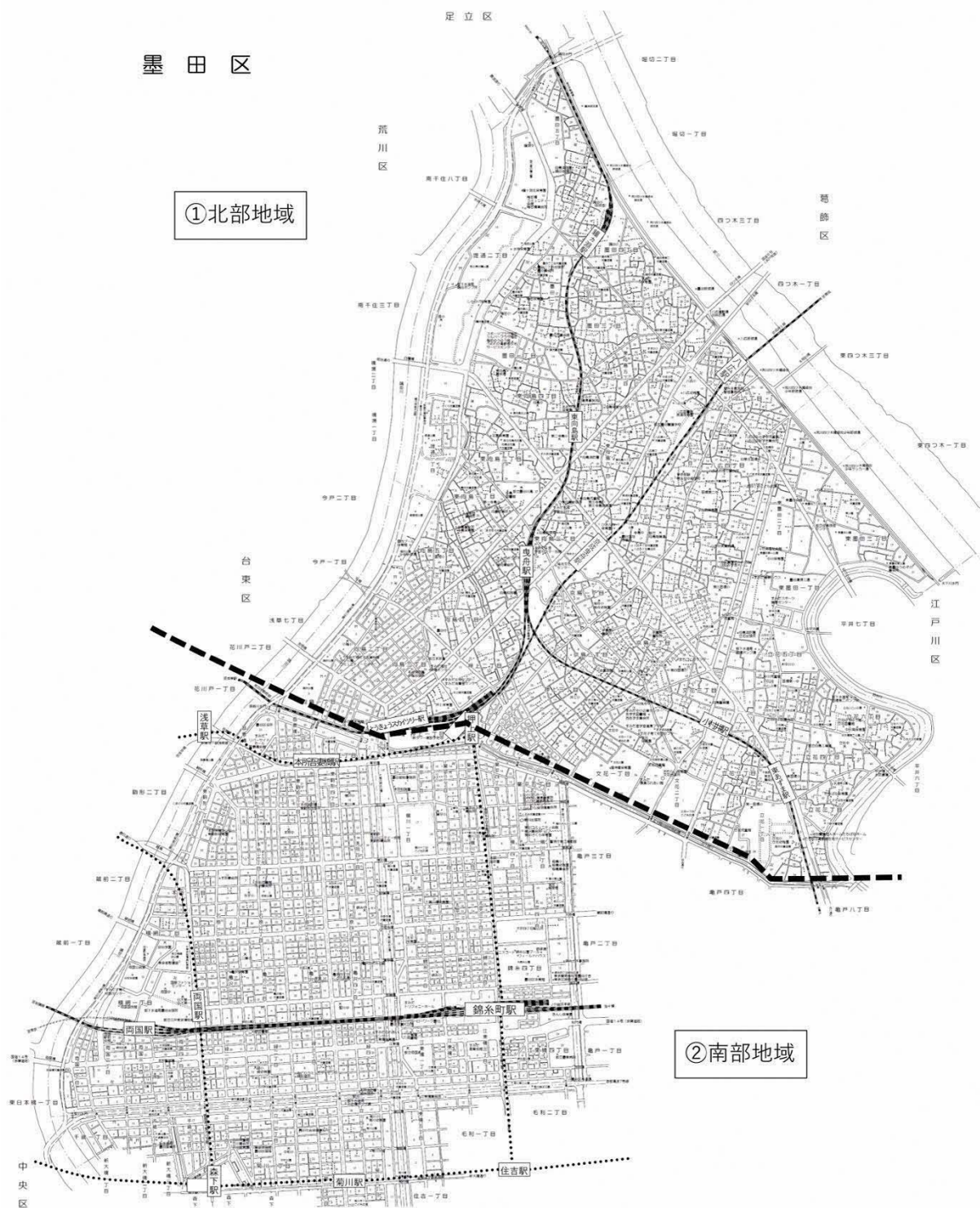
1 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)及び地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)は、こどもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざす考え方から、南北別に2区域の設定とします。

■提供区域の設定

墨田区

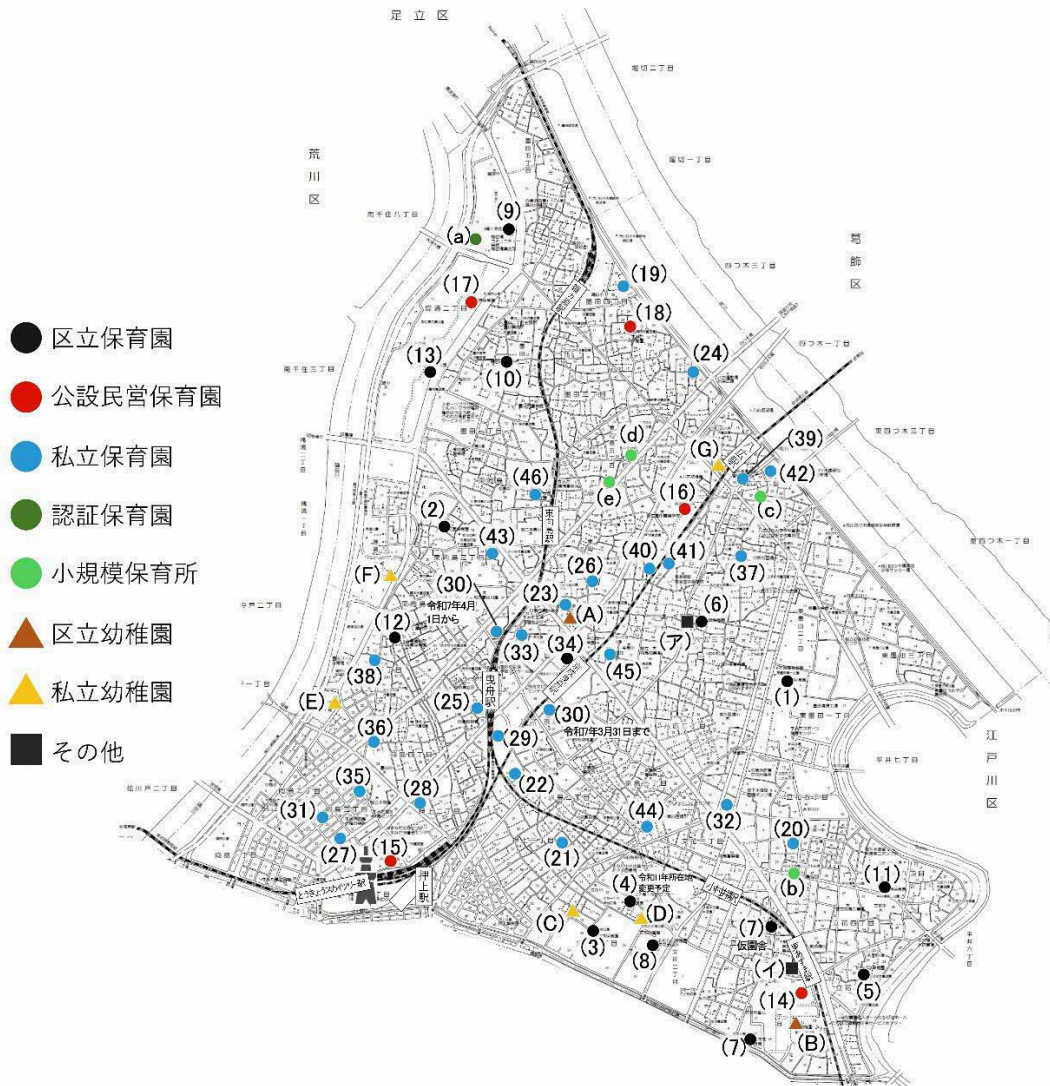
①北部地域



②南部地域

■保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育所配置図【北部地域】

(令和7年4月1日現在)



区立保育園	1	中川保育園
	2	花園保育園
	3	福神橋保育園
	4	文花保育園
	5	たちばな保育園
	6	八広保育園
	7	東あずま保育園 東あずま保育園仮園舎
	8	おむらい保育園
	9	鐘ヶ淵北保育園
	10	梅若保育園
	11	中川南保育園
	12	寺島保育園
	13	しらひげ保育園
公設民営保育園	14	横川さくら保育園分園
	15	押上保育園
	16	長浦保育園
	17	水神保育園
	18	すみだ保育園

私立保育園	19	ほがらか保育園
	20	厚生館保育園
	21	幼保連携型認定こども園 共愛館保育園
	22	興望館こども園
	23	東京愛育苑さゆり保育園
	24	木ノ下保育園
	25	杉の子学園保育所
	26	ナーズリー保育園
	27	小梅保育園
	28	グローバルキッズ押上園
	29	小学館アカデミー ひきふね駅前保育園
	30	(仮)チェリッシュ曳舟保育園
	31	向島ひまわり保育園
	32	キッズガーデン墨田八広
33	ミアヘルサ保育園ひびき曳舟	
34	まなびの森保育園曳舟	
35	わらべ向島保育園	
36	わらべ向島保育園分園	

私立保育園	37	うれしい保育園八広
	38	にじいろ保育園向島
	39	まなびの森保育園八広
	40	グローバルキッズ八広園
	41	たんぼぼ保育所八広園
	42	キッズガーデン第二墨田八広
認証保育所	43	さくらさくみらい東向島
	44	グローバルキッズ曳舟保育園 (公私連携型保育所)
	45	クローバーこども園 (公私連携型保育所)
	46	あおやぎ保育園
小規模保育所	a	ピノキオ幼児舎鐘ヶ淵園
	b	(仮)ぶれあ保育園・小村井
	c	八広ぶどうの木保育室
	d	キャリア保育園東向島
	e	未来っ子保育園東向島園

区立幼稚園	A	第三寺島幼稚園
	B	立花幼稚園
私立幼稚園	C	あさひ幼稚園
	D	あづま幼稚園 (幼稚園型認定こども園)
	E	言問幼稚園
	F	墨田幼稚園
	G	向島文化幼稚園
その他	ア	はなみずき保育室
	イ	そらまめ東あずま駅前園

■保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育所配置図【南部地域】

(令和7年4月1日現在)



区立保育園	47	江東橋保育園
	48	江東橋保育園分園
	49	横川橋保育園
	50	東駒形保育園 (R7 秋頃～) 東駒形保育園仮園舎
	51	太平保育園
52	立川保育園	
公設民営保育園	53	横川さくら保育園
	54	きんし保育園
	55	亀沢保育園

私立保育園	56	墨田みどり保育園
	57	墨田みどり保育園分園
	58	光の園保育学校 光の園保育学校 (両国駅前分園)
	59	菊川保育園
	60	育正保育園
	61	こひつじ保育園
	62	わらべみどり保育園
	63	本所たから保育園
	64	すみだ中和こころ保育園
	65	両国・なかよし保育園
	66	すみだ川のほとりに 笑顔咲くほいくえん
	67	まなびの森保育園錦糸町
	68	両国すきっぷ保育園 のびのび保育園
	69	①～2歳:キッズ館、3～5歳:ジュニア館
	70	すこやか錦糸保育園
	71	AIAI NURSERY 錦糸町
	72	ういず東駒形保育園
73	ベネッセ 菊川北保育園	
74	チェリッシュあおぞら保育園	

私立保育園	75	アスク両国保育園
	76	オウトピア保育園
	77	そらまめ保育園すみだ横川
	78	ひらがなのツリーほいくえん
	79	石原こころ保育園
	80	アスク緑保育園
	81	キッズガーデン業平
	82	AIAI NURSERY 石原
	83	キッズパートナー菊川
認証保育所	84	にじいろ保育園菊川
	85	すこやか本所保育園
	86	タムスわんぱく保育園墨田
	87	クオリスキッズ菊川保育園
	88	ベネッセ菊川保育園
	89	マミーズエンジェル墨田 みなみ保育園
	f	心夢保育園
	g	こすもす保育園
	h	保育園夢未来錦糸町園
i	ポピンズナーサリースクール すみだ	

小規模保育所	j	ぶどうの木保育室
	k	ちやのま保育園横川
	l	ちやのま保育園両国
	m	ル・アンジェ両国保育園
区立幼稚園	H	柳島幼稚園
	I	緑幼稚園
	J	菊川幼稚園
私立幼稚園	K	江東学園幼稚園
	L	本所白百合幼稚園
	M	両国幼稚園
その他	ウ	両国子育てひろば保育室

2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 認定区分と施設・事業

子ども・子育て支援新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を区市町村に行い、それに基づいて区市町村が認定を行います(ただし、幼稚園の場合は、幼稚園を通じた申請となります。)

認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

【認定区分】

認定区分	年齢	教育・保育	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	幼稚園等での教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満(0～2歳)		保育所、地域型保育事業、認定こども園

※認定の基準は、国の基準を踏まえて墨田区の規則で定めます。

認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設(施設型給付)」と「地域型保育事業(地域型保育給付)」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。

【施設・事業の内容】

区分	施設・事業名	対象認定 対象年齢	内容
教育・保育 施設 (施設型給付)	幼稚園	1号認定 3～5歳	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。
	保育所	2・3号認定 0～5歳	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を保育します。
	認定こども園	1～3号認定 0～5歳	保護者の仕事の状況にかかわらず、こどもを受け入れ、教育・保育を一体的に行います(幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です)。
地域型 保育事業 (地域型保育 給付)	家庭的保育事業	3号認定 0～2歳	家庭的な雰囲気の中で、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
	小規模保育事業		少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中、きめ細かな保育を行います。
	事業所内保育事業		会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育します。
	居宅訪問型保育事業		障害・疾患等で個別のケアが必要な場合などに保護者の自宅で1対1の保育を行います。

(2) 区域別の量の見込みと確保の内容

教育・保育の量の見込みと確保の内容は、提供区域ごとと認定区分ごとに記載します。

また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異を示しています。

子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業(例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など)も、確保の内容に含めます。

各年度における確保量の基準日は、当年度の4月1日とします。

1) 全区域

単位：人

年度	認定区分	①量の 見込み	②確保の内容						差異 (②-①)	
			幼稚園		保育所	認定 こども 園	地域型 保育 事業	認証 保育所 等		
			新制度	私学 助成						
令和6 年度	1号	-	1,065	690	-	18	-	-	-	
	2号	-	-	-	4,062	281	-	57	-	
	3号	1~2歳	-	-	2,260	153	137	228	-	
		0歳	-	-	531	51	25	81	-	
令和7 年度	1号	924	986	690	-	18	-	-	770	
	2号	3,851	-	-	4,214	158	-	48	569	
	3号	1~2歳	2,693	-	-	2,347	91	130	214	89
		0歳	545	-	-	558	30	23	74	140
令和8 年度	1号	893	986	690	-	18	-	-	801	
	2号	3,836	-	-	4,219	158	-	48	589	
	3号	1~2歳	2,682	-	-	2,342	91	130	214	95
		0歳	543	-	-	558	30	23	74	142
令和9 年度	1号	863	986	690	-	18	-	-	831	
	2号	3,821	-	-	4,218	158	-	48	603	
	3号	1~2歳	2,671	-	-	2,343	91	127	214	104
		0歳	541	-	-	558	30	22	74	143
令和10 年度	1号	833	986	690	-	18	-	-	861	
	2号	3,806	-	-	4,217	158	-	48	617	
	3号	1~2歳	2,660	-	-	2,344	91	127	214	116
		0歳	539	-	-	558	30	22	74	145
令和11 年度	1号	805	986	690	-	18	-	-	889	
	2号	3,791	-	-	4,216	158	-	48	631	
	3号	1~2歳	2,649	-	-	2,345	91	127	214	128
		0歳	537	-	-	558	30	22	74	147

2) 北部区域

単位：人

年度	認定区分	①量の 見込み	②確保の内容						差異 (②-①)	
			幼稚園		保育所	認定 こども 園	地域型 保育 事業	認証 保育所 等		
			新制度	私学 助成						
令和6 年度	1号	-	559	362	-	9	-	-	-	
	2号	-	-	-	2,132	148	-	30	-	
	3号	1~2歳	-	-	1,187	80	72	120	-	
		0歳	-	-	279	27	13	43	-	
令和7 年度	1号	485	518	362	-	9	-	-	404	
	2号	2,022	-	-	2,212	83	-	25	298	
	3号	1~2歳	1,414	-	-	1,232	48	68	112	46
		0歳	286	-	-	293	16	12	39	74
令和8 年度	1号	469	518	362	-	9	-	-	420	
	2号	2,014	-	-	2,215	83	-	25	309	
	3号	1~2歳	1,408	-	-	1,229	48	68	112	49
		0歳	285	-	-	293	16	12	39	75
令和9 年度	1号	453	518	362	-	9	-	-	436	
	2号	2,006	-	-	2,214	83	-	25	316	
	3号	1~2歳	1,402	-	-	1,230	48	67	112	55
		0歳	284	-	-	293	16	12	39	76
令和10 年度	1号	438	518	362	-	9	-	-	451	
	2号	1,998	-	-	2,214	83	-	25	324	
	3号	1~2歳	1,396	-	-	1,230	48	67	112	61
		0歳	283	-	-	293	16	12	39	77
令和11 年度	1号	423	518	362	-	9	-	-	466	
	2号	1,990	-	-	2,213	83	-	25	331	
	3号	1~2歳	1,391	-	-	1,231	48	67	112	67
		0歳	282	-	-	293	16	12	39	78

3) 南部区域

単位：人

年度	認定区分	①量の 見込み	②確保の内容						差異 (②-①)	
			幼稚園		保育所	認定 こども 園	地域型 保育 事業	認証 保育所 等		
			新制度	私学 助成						
令和6 年度	1号	-	506	328	-	9	-	-	-	
	2号	-	-	-	1,930	133	-	27	-	
	3号	1~2歳	-	-	1,073	73	65	108	-	
		0歳	-	-	252	24	12	38	-	
令和7 年度	1号	439	468	328	-	9	-	-	366	
	2号	1,829	-	-	2,002	75	-	23	271	
	3号	1~2歳	1,279	-	-	1,115	43	62	102	43
		0歳	259	-	-	265	14	11	35	66
令和8 年度	1号	424	468	328	-	9	-	-	381	
	2号	1,822	-	-	2,004	75	-	23	280	
	3号	1~2歳	1,274	-	-	1,113	43	62	102	46
		0歳	258	-	-	265	14	11	35	67
令和9 年度	1号	410	468	328	-	9	-	-	395	
	2号	1,815	-	-	2,004	75	-	23	287	
	3号	1~2歳	1,269	-	-	1,113	43	60	102	49
		0歳	257	-	-	265	14	10	35	67
令和10 年度	1号	395	468	328	-	9	-	-	410	
	2号	1,808	-	-	2,003	75	-	23	293	
	3号	1~2歳	1,264	-	-	1,114	43	60	102	55
		0歳	256	-	-	265	14	10	35	68
令和11 年度	1号	382	468	328	-	9	-	-	423	
	2号	1,801	-	-	2,003	75	-	23	300	
	3号	1~2歳	1,258	-	-	1,114	43	60	102	61
		0歳	255	-	-	265	14	10	35	69

4) 1号認定

単位：人

【全区域】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	924	893	863	833	805
②確保の 内容	教育・保育施設	1,083	1,004	1,004	1,004	1,004	1,004
	幼稚園(私学助成)	690	690	690	690	690	690
差異(②-①)		-	770	801	831	861	889

【北部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	485	469	453	438	423
②確保の 内容	教育・保育施設	569	527	527	527	527	527
	幼稚園(私学助成)	362	362	362	362	362	362
差異(②-①)		-	404	420	436	451	466

【南部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	439	424	410	395	382
②確保の 内容	教育・保育施設	514	477	477	477	477	477
	幼稚園(私学助成)	328	328	328	328	328	328
差異(②-①)		-	366	381	395	410	423

【今後の方向性】

現状の受入れ体制でニーズを満たすことができる見込みです。

5) 2号認定

単位：人

【全区域】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	3,851	3,836	3,821	3,806	3,791
②確保の 内容	教育・保育施設	4,343	4,372	4,377	4,376	4,375	4,374
	認証保育所等	57	48	48	48	48	48
差異（②-①）		-	569	589	603	617	631

【北部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	2,022	2,014	2,006	1,998	1,990
②確保の 内容	教育・保育施設	2,280	2,295	2,298	2,297	2,297	2,296
	認証保育所等	30	25	25	25	25	25
差異（②-①）		-	298	309	316	324	331

【南部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	1,829	1,822	1,815	1,808	1,801
②確保の 内容	教育・保育施設	2,063	2,077	2,079	2,079	2,078	2,078
	認証保育所等	27	23	23	23	23	23
差異（②-①）		-	271	280	287	293	300

【今後の方向性】

現状の受入れ体制でニーズを満たすことができる見込みです。

6) 3号認定 (0歳)

単位：人

【全区域】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	545	543	541	539	537
②確保の 内容	教育・保育施設	582	588	588	588	588	588
	地域型保育事業	25	23	23	22	22	22
	認証保育所等	81	74	74	74	74	74
差異 (②-①)		-	140	142	143	145	147

【北部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	286	285	284	283	282
②確保の 内容	教育・保育施設	306	309	309	309	309	309
	地域型保育事業	13	12	12	12	12	12
	認証保育所等	43	39	39	39	39	39
差異 (②-①)		-	74	75	76	77	78

【南部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	259	258	257	256	255
②確保の 内容	教育・保育施設	276	279	279	279	279	279
	地域型保育事業	12	11	11	10	10	10
	認証保育所等	38	35	35	35	35	35
差異 (②-①)		-	66	67	67	68	69

【今後の方向性】

現状の受入れ体制でニーズを満たすことができる見込みです。

7) 3号認定(1~2歳)

単位：人

【全区域】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	2,693	2,682	2,671	2,660	2,649
②確保の 内容	教育・保育施設	2,413	2,438	2,433	2,434	2,435	2,436
	地域型保育事業	137	130	130	127	127	127
	認証保育所等	228	214	214	214	214	214
差異(②-①)		-	89	95	104	116	128

【北部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	1,414	1,408	1,402	1,396	1,391
②確保の 内容	教育・保育施設	1,267	1,280	1,277	1,278	1,278	1,279
	地域型保育事業	72	68	68	67	67	67
	認証保育所等	120	112	112	112	112	112
差異(②-①)		-	46	49	55	61	67

【南部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	1,279	1,274	1,269	1,264	1,258
②確保の 内容	教育・保育施設	1,146	1,158	1,156	1,156	1,157	1,157
	地域型保育事業	65	62	62	60	60	60
	認証保育所等	108	102	102	102	102	102
差異(②-①)		-	43	46	49	55	61

【今後の方向性】

現在の受入れ体制で満たすことができる見込みですが、特定の年齢や地域にニーズが集中することも考えられるため、必要に応じて保育所等の整備について検討していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は事業ごとに記載し、必要に応じて区域ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異を示しています。

事業の提供区域は、事業ごとに区全域である1区域か、南北別の2区域とします。

【地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定】

事業	区域検討の考え方	提供区域
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ事業)	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
時間外保育事業 (延長保育事業)	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	全区域でのニーズに応えられるよう、施設数や定員の拡充を図りながら、必要な時に利用できる状態をめざします。	区全域
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
幼稚園による預かり保育事業等	状況に応じて柔軟に利用できる状態をめざします。	区全域
一時預かり事業等	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	希望するタイミングで利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	区全域
病児・病後児保育事業	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
利用者支援事業	区全域を対象とした情報提供やニーズ把握などの支援体制の構築をめざします。	区全域
妊婦健診	妊婦が自らの状況に応じて医療機関を利用するため、区域を分ける必要性はありません。	区全域
乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいる全ての家庭を対象とするため、区域を分ける必要性はありません。	区全域
養育支援訪問時事業	虐待等支援が必要な家庭を訪問するため、区域を分ける必要性はありません。	区全域
妊婦等包括相談支援事業	妊婦がいる全ての家庭を対象とするため、区域を分ける必要性はありません。	区全域
乳児等通園支援事業	全区域でのニーズに応えられるよう、必要な時に利用できる状態をめざします。	区全域
産後ケア事業	産婦が自らの状況に応じてサービスを利用するため、区域を分ける必要性はありません。	区全域

(1) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)

【事業の内容】

保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

単位:人/年

【全区域】			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込み	低学年		-	2,910	2,939	2,905	2,839	2,840
	高学年	特に配慮を必要とするニーズ	-	56	59	62	63	63
	合計		-	2,966	2,998	2,967	2,902	2,903
② 確保の 内容	低学年		2,798	2,883	2,880	2,947	2,986	3,046
	高学年		22	56	59	62	63	63
	合計		2,820	2,939	2,939	3,009	3,049	3,109
差異(②-①)			-	▲27	▲59	42	147	206

※「特に配慮を必要とするニーズ」の量の見込みの設定に当たっては、令和6年度時点における18歳未満人口の障害者手帳交付比率を各年度の高学年人口に乗じて算出した値に、各年度の想定申込率を乗じて算出しました。

※区域別の数値は、各年度における対象年齢児童の人口比で按分。

【北部】			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込み	低学年		-	1,528	1,543	1,525	1,490	1,491
	高学年	特に配慮を必要とするニーズ	-	29	31	33	33	33
	合計		-	1,557	1,574	1,558	1,523	1,524
② 確保の 内容	低学年		1,469	1,514	1,512	1,547	1,568	1,599
	高学年		12	29	31	33	33	33
	合計		1,481	1,543	1,543	1,580	1,601	1,632
差異 (②-①)			-	▲14	▲31	22	78	108

【南部】			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込み	低学年		-	1,382	1,396	1,380	1,349	1,349
	高学年	特に配慮を必要とするニーズ	-	27	28	29	30	30
	合計		-	1,409	1,424	1,409	1,378	1,379
② 確保の 内容	低学年		1,329	1,369	1,368	1,400	1,418	1,447
	高学年		10	27	28	29	30	30
	合計		1,340	1,396	1,396	1,429	1,448	1,477
差異 (②-①)			-	▲13	▲28	20	70	98

【今後の方向性】

現状の体制で、想定される需要量は満たす見込みですが、待機児童の解消に向けて、今後も児童館や公共施設の改築等の機会を捉えて、学童クラブの設置を進めていきます。

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

【事業の内容】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所、認定こども園などで保育を行う事業です。

単位:人/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	81,180	81,767	83,771	86,778	89,847
②確保の内容	267,840	269,251	269,251	269,251	269,251	269,251
差異(②-①)	-	188,071	187,484	185,480	182,473	179,404

【北部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	42,620	42,928	43,980	45,558	47,170
②確保の内容	140,616	141,357	141,357	141,357	141,357	141,357
差異(②-①)	-	98,737	98,429	97,377	95,798	94,187

【南部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	38,561	38,839	39,791	41,220	42,677
②確保の内容	127,224	127,894	127,894	127,894	127,894	127,894
差異(②-①)	-	89,334	89,055	88,103	86,675	85,217

【今後の方向性】

現状の受入れ体制でニーズを満たすことはできています。

(3) 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)

【事業の内容】

保護者が疾病や冠婚葬祭、出張、育児不安等の理由により、一時的にこどもを養育することが困難な場合、区が委託する乳児院・児童養護施設・協力家庭で、こどもを短期間養育します。

単位:日/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	299	304	310	319	328
②確保の内容	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
③定員(人/日)	3	3	3	3	3	3
差異(②-①)	-	796	791	785	776	767

【今後の方向性】

こどもの最善の利益を鑑み、必要なときに住み慣れた地域で受け入れることができるよう、継続して環境確保に取り組んでいきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：人回/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	185,327	193,616	202,155	211,542	218,159
②確保の内容	317,295	329,985	344,734	359,936	376,636	388,386
③箇所数	19	19	19	19	19	19
差異(②-①)	-	144,658	151,118	157,781	165,094	170,227

【北部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	97,297	101,648	106,131	111,060	114,533
②確保の内容	163,323	169,855	177,447	185,272	193,868	199,916
③箇所数	11	11	11	11	11	11
差異(②-①)	-	72,558	75,799	79,141	82,808	85,383

【南部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	88,030	91,968	96,024	100,482	103,626
②確保の内容	153,972	160,130	167,287	174,664	182,768	188,470
③箇所数	8	8	8	8	8	8
差異(②-①)	-	72,100	75,319	78,640	82,286	84,844

※確保の内容

児童館については、乳幼児と親の1組あたりの専用面積を3.3㎡とし、利用者が2回転すると仮定して算出。

子育てひろば、民設地域子育て支援拠点については乳幼児と親の1組あたりの専用面積を3.3㎡とし、利用者が3回転すると仮定して算出。

【今後の方向性】

両国・文花子育てひろば、各児童館、コミュニティ会館で継続して親子同士の交流や情報交換の場を提供するほか、子育てに関する各種講座や講習会等を実施します。また、関係機関と連携し、事業内容の充実と利用者の拡大を図ります。

(5) 一時預かり事業

1) 幼稚園による預かり保育事業等

【事業の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、幼稚園で一時的に保育を行う事業です。

単位：人日/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	28,355	28,241	28,128	28,016	27,904
②確保の内容	28,469	28,355	28,241	28,128	28,016	27,904
差異(②-①)	-	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現在の体制を維持していきます。

2) 一時預かり事業等

【事業の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に保育を行う事業です。また、病児・病後児保育を除くファミリー・サポート・センター事業も含まれます。

単位：人日/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	4,913	4,971	5,105	5,296	5,481
②確保の内容	79,171	80,085	81,637	84,299	87,417	90,437
差異(②-①)	-	75,172	76,666	79,194	82,121	84,956

【北部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	2,579	2,610	2,680	2,780	2,878
②確保の内容	44,241	44,771	45,935	47,634	49,396	51,124
差異(②-①)	-	42,192	43,325	44,954	46,616	48,246

【南部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	2,334	2,361	2,425	2,516	2,603
②確保の内容	34,930	35,314	35,702	36,665	38,021	39,313
差異(②-①)	-	32,980	33,341	34,240	35,505	36,710

【今後の方向性】

現状の受入れ体制で、想定される需要量を満たしている状況にありますが、特定の日に需要が集中することも考えられるため、必要な時に利用しやすい環境づくりを進めていくこととし、既存施設の活用の中で可能な限り事業の拡充を図ります。

(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業の内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日/年

【全区域】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込み	低学年	-	2,964	2,866	2,723	2,560	2,463
	高学年	-	741	717	681	640	616
	合計	-	3,705	3,583	3,404	3,200	3,079
② 確保の 内容	低学年	4,136	4,136	4,136	4,136	4,136	4,136
	高学年	948	948	948	948	948	948
	合計	5,084	5,084	5,084	5,084	5,084	5,084
差異 (②-①)		-	1,379	1,501	1,680	1,884	2,005

受入れ可能数(50人/日：平均して預かれる会員数)を、年齢区分(乳幼児、小学校低学年、小学校高学年)ごとの実績数(令和5年度)で按分したもののうち、小学校低学年、小学校高学年の推計値

- ・受入れ可能数50人/日(平均して預かれる会員数)×365日(開所日数)=18,250人日/年
- ・小学校低学年：18,250人日/年×842/3,715(小学校低学年/全利用者：令和5年度実績値)=4,136
- ・小学校高学年：18,250人日/年×193/3,715(小学校低学年/全利用者：令和5年度実績値)=948

【今後の方向性】

事業の周知に努め事業認知度を向上させるとともに、新たな担い手の育成をすすめ、利用しやすい環境づくりを推進していきます。

(7) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	755	761	779	807	836
②確保の内容	2,734	2,734	2,734	2,734	2,734	2,734
差異(②-①)	-	1,979	1,973	1,955	1,927	1,898

【北部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	396	400	409	424	439
②確保の内容	879	879	879	879	879	879
差異(②-①)	-	483	479	470	455	440

【南部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	359	361	370	383	397
②確保の内容	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855
差異(②-①)	-	1,496	1,494	1,485	1,472	1,458

(訪問型：5人／(現在平均して預かれる病後児サポーター数)×293日(開所日数)＝1,465人日/年)

(医療機関型：4人/日(定員)×244日(開所日数)＝976人日/年)

(北部と南部は、0～11歳の人口比率で按分)

【今後の方向性】

現状の受入れ体制でニーズを充足することができていますが、医療機関型病児保育は、南部のみに整備されていることから、区民の利便性の向上を図るため、保育所併設型や複合施設併設型等、さまざまな手法による事業拡充に努めます。

また、訪問型保育支援事業(病後児保育)は、事業の充実及びサポーターの育成に努めます。

(8) 利用者支援事業

【事業の内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所数

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
箇所数	-	17	17	17	17	17

【今後の方向性】

現在区役所で実施している保育コンシェルジュ事業や子育て支援総合センター、子育てひろば（2施設）、児童館（12館）、保健所（1施設）での実施体制を維持し、利用者にとって身近な場所において、情報提供や相談・助言等のほか、子育てニーズの把握や関係機関との連携・調整、地域課題の把握など、幅広い支援を行います。

(9) 妊婦健康診査

【事業の内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、1健康状態の把握、2検査・計測、3保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回／年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	-	29,414	31,794	32,914	34,006	35,028
確保の内容	全ての対象者に事業を実施します。					

【今後の方向性】

全ての妊婦に対して事業を実施し、妊娠中の健康管理を促します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：回／年

【全区域】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	2,101	2,271	2,351	2,429	2,502
確保の内容	全ての対象者に事業を実施します。					

【今後の方向性】

訪問率100%を目標にし、病院や産院との連携を強化し、訪問指導の充実を図ります。

(11) 養育支援訪問事業

【事業の内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人／年

【全区域】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	19	18	18	18	18
確保の内容	支援が必要なケース全てに事業を実施します。					

【今後の方向性】

要支援家庭及び要保護家庭が少ない状態が望ましいですが、支援を必要とする保護者が安心して子どもを養育することができるよう、相談・指導、家事支援、育児支援を行います。

(12) 妊婦等包括相談支援事業

【事業の内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

単位：回/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	-	6,303	6,813	7,053	7,287	7,506
確保の内容	全ての対象者に事業を実施します					

【今後の方向性】

全ての妊婦に対して事業を実施し、妊娠時から妊産婦等に寄り添う伴走型相談支援の推進を図ります。

(13) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業の内容】

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず保育施設等を利用できる制度です。

単位：人日/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	-	2,530	2,598	2,696	2,790
②確保の内容	-	-	1,172	2,930	2,930	2,930
差異(②-①)	-	-	▲1,358	332	234	140

【今後の方向性】

事業実施に向けた準備を進めていきます。

(14) 産後ケア事業

【事業の内容】

産後のお母さんの身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行います。

単位：人日/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	2,438	2,636	2,729	2,819	2,904
②確保の内容	2,267	2,500	2,650	2,750	2,850	2,950
差異 (②-①)	-	62	14	21	31	46

【今後の方向性】

現状の受入れ体制の中で想定される需要量を満たす予定ですが、特定の日に需要が集中することも考えられるため、必要な時に利用しやすい環境づくりを進めていくことをめざします。今後も支援を充実させていく必要があるため、新たな担い手・事業者の確保を図ります。



第III部

墨田区若者計画

第Ⅲ部 墨田区若者計画

第1章 墨田区若者計画について

1 墨田区若者計画策定の趣旨

こども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上で、さまざまな悩みを持つこども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、同年7月に同法に基づく大綱として基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成28年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が第2次大綱として策定されました。また、東京都においても、平成27年8月に「東京都子供・若者計画」、その後、令和2年4月には「東京都子供・若者計画（第2期）」が策定され、新たなこども・若者育成支援の方向性が示されました。

さらに、こども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増す中、全てのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざし、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりでこども・若者の健全育成に取り組んでいくため、令和3年4月には「子供・若者育成支援推進大綱」が第3次に改定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の五つの基本方針が掲げられました。その後、I-1ページで触れたとおり、こどもに関する大綱を一つに束ねる形で、「こども大綱」が令和5年12月に策定されました。

こうした中、墨田区では、平成31年3月に「墨田区子ども・若者計画」を策定し、「全てのこども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができる」を基本理念とし、全てのこども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成に向けたこども・若者育成支援施策を推進してきたところです。

しかし、アフターコロナにおける新たな問題の表出など、特に若者を取り巻く環境が大きく変化する中で、若年無業者（ニート）やひきこもり、児童虐待、いじめ、さらには、若者の貧困問題など、若者に関する諸問題が深刻化しています。こうした状況を踏まえ、若者が健やかに成長し、夢や希望を育み、円滑に社会生活を営むことができるよう、より一層の若者の育成支援施策の推進を図るため、「墨田区若者計画」として改定します。

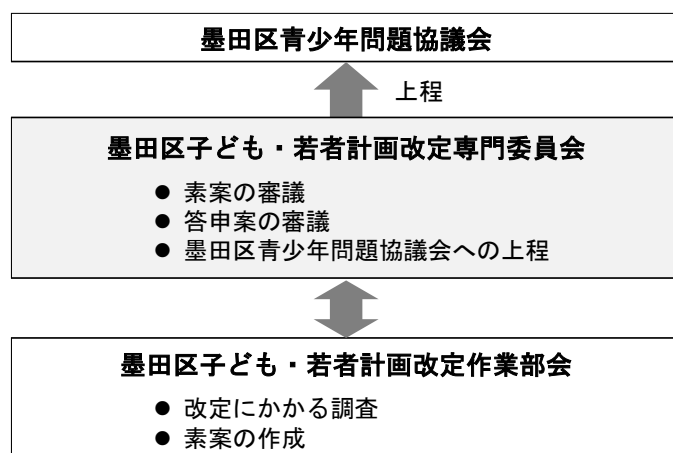
なお、「墨田区若者計画」は、子ども・若者育成支援推進法に定める「子ども・若者計画」のうち、若者の育成支援に関わる計画として位置付け、こどもに関わる計画は、「墨田区こども計画」に内包されています。

2 計画策定の体制

■策定体制

本計画の策定においては、若者施策に関わる区民や地域団体等の幅広い関係者で構成する「墨田区青少年問題協議会」にて審議しました。

また、計画及び施策等については、「墨田区子ども・若者計画改定専門委員会」及び「墨田区子ども・若者計画改定作業部会」にて検討を行いました。



■実態調査

本計画の策定にあたり、墨田区内の若者が日頃どのような生活を営み、どのような意識を持っているかを把握することで、今後の若者支援施策を進める上での参考資料とするため、令和6年6月から8月にかけて、「墨田区若者実態調査」を実施しました（詳細は第2章2を参照）。

第2章 墨田区における若者を取り巻く現状

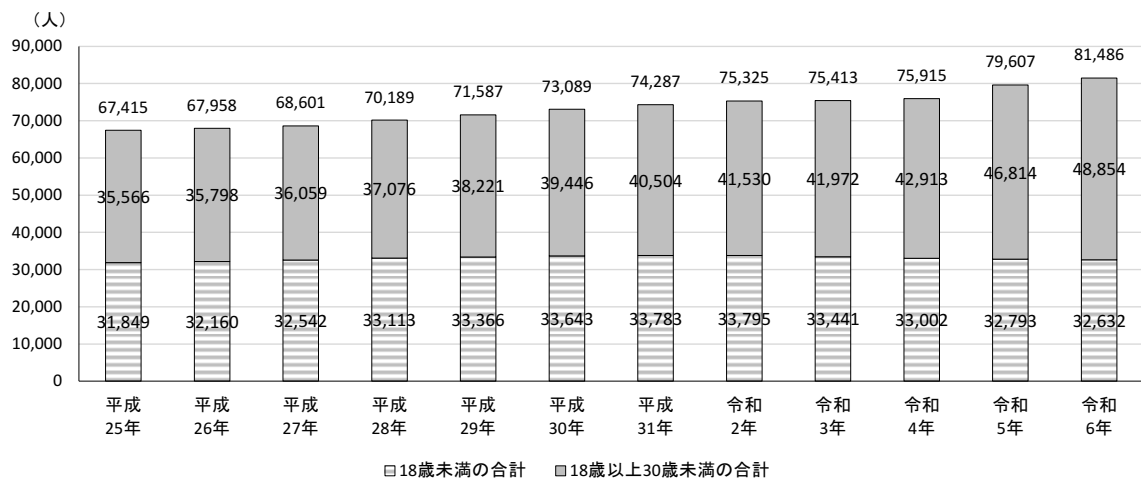
1 18歳以上30歳未満の人口

(1) 18歳以上30歳未満人口の推移

令和6年4月1日現在、墨田区に住む18歳以上30歳未満の人口は48,854人で、平成25年以降増加傾向です。

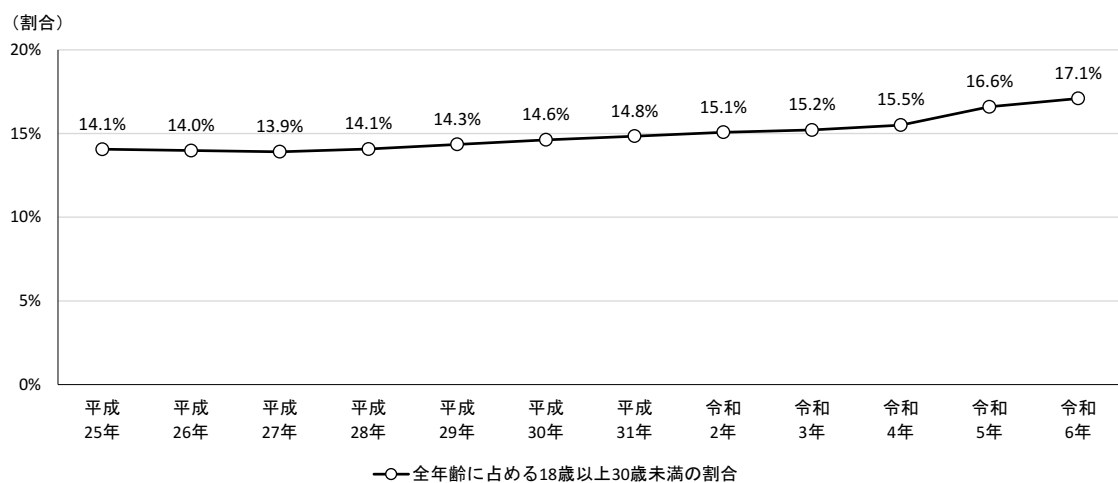
全年齢に占める18歳以上30歳未満の割合は、令和6年4月1日現在で17.1%となっています。

【墨田区における30歳未満人口の推移】



(各年4月1日現在)

【全年齢に占める18歳以上30歳未満の割合】

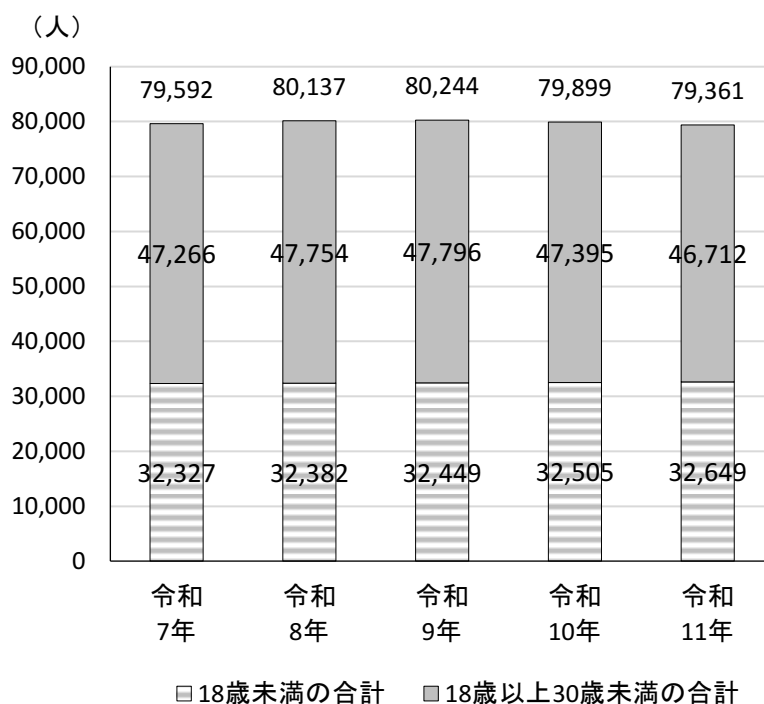


(各年4月1日現在)

(2) 18歳以上30歳未満の人口推計

【18歳以上30歳未満の人口の将来推計】

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～17歳計	32,327	32,382	32,449	32,505	32,649
18歳	1,850	1,774	1,820	1,885	1,836
19歳	1,836	1,987	1,901	1,949	2,016
20歳	2,037	1,977	2,136	2,042	2,089
21歳	2,201	2,134	2,070	2,233	2,133
22歳	2,792	2,829	2,729	2,634	2,827
23歳	3,430	3,392	3,423	3,288	3,162
24歳	4,277	4,063	4,005	4,027	3,855
25歳	5,062	4,934	4,674	4,593	4,604
26歳	5,592	5,701	5,543	5,237	5,133
27歳	6,026	6,125	6,232	6,048	5,703
28歳	6,131	6,452	6,548	6,651	6,445
29歳	6,032	6,386	6,715	6,808	6,908
18～29歳計	47,266	47,754	47,796	47,395	46,712



2 実態調査結果に見る若者の姿

(1) 調査の概要

○調査目的：墨田区内の若者が日頃どのような生活を営み、どのような意識を持っているかを把握することで、今後の若者支援施策を進める上での参考資料として、調査を実施したものです。

○調査対象：墨田区在住の18歳から29歳（令和6年4月1日基準）を無作為抽出

○調査期間：令和6年6月14日から令和6年8月2日まで

○調査方法：郵送による配布、郵送及びWEBによる回収

○回収状況：下記のとおり

配布数	有効回答数	有効回答率	備考
4,468	885	19.8%	紙回答：399件（45.1%） WEB回答：486件（54.9%）

1) ひきこもり群・一般群の定義

①広義のひきこもり群の定義

本調査では、社会的自立に至っているかどうかに着目して、平成30年度調査と同様に（国が実施している「若者の生活に関する調査報告書」を引用）以下のように定義します。

- ふだんの外出頻度について、次のいずれかに回答した者で、かつ、その状態になってから6か月以上と回答した者
 - ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事ときだけ外出する
 - ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
 - 自室からは出るが、家からは出ない
 - 自室からほとんど出ない

から

- 上記の状態となったきっかけについて、「病気」又は「妊娠」と回答した者
- ふだん自宅でよくしていることについて、「家事・育児をする」と回答した者
- 現在の就労状況について、「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者

を除いた者

②ひきこもり親和群の定義

- 次の4項目について、すべて「はい」と回答した者、又は3項目に「はい」で1項目のみ「どちらかといえばはい」と回答した者
 - 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる
 - 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある
 - 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる
 - 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

から「広義のひきこもり群」を除いた者

③ひきこもり群の定義

本調査では、標本数の関係から「広義のひきこもり群」と「ひきこもり親和群」に該当する者を「ひきこもり群」として定義して集計しています。

④一般群の定義

回答者全体から「ひきこもり群」を除いた者で、ひきこもり群の抽出に関連する調査項目すべてに回答した者です。

2) インターネット依存者の定義

①インターネット依存者の定義

- インターネットの利用について、次の8項目のうち、5項目以上に「はい」と回答した者
- インターネットに夢中になっていると感じるか
 - 満足を得るために、ネットを使う時間を長くしていかなければならないと感じるか
 - 使用時間を減らしたり、やめようとしたりしたが、うまくいかなかったことが度々あったか
 - ネットの使用をやめようとした時、落ち込みやイライラを感じるか
 - 意図したよりも、長時間オンラインの状態にいるか
 - ネットのため、大切な人間関係、学校、部活のことを危うくしたことがあったか
 - 熱中しすぎていることを隠すため、家族や身近な人にうそをついたことがあるか
 - 嫌な気持ちや不安、落ち込みから逃げるためにネットを使うか

②インターネット非依存者の定義

回答者全体から「インターネット依存者」を除いた者で、インターネット依存者の抽出に関連する調査項目すべてに回答した者です。

③ひきこもり・インターネット依存者

【ひきこもり群】

	回答者数	広義の ひきこもり群	ひきこもり 親和群	ひきこもり群
令和6年度調査	885人	16人 (1.8%)	104人 (11.8%)	120人 (13.6%)

【インターネット依存】

	回答者数	インターネット 依存者
令和6年度調査	885人	141人 (15.9%)

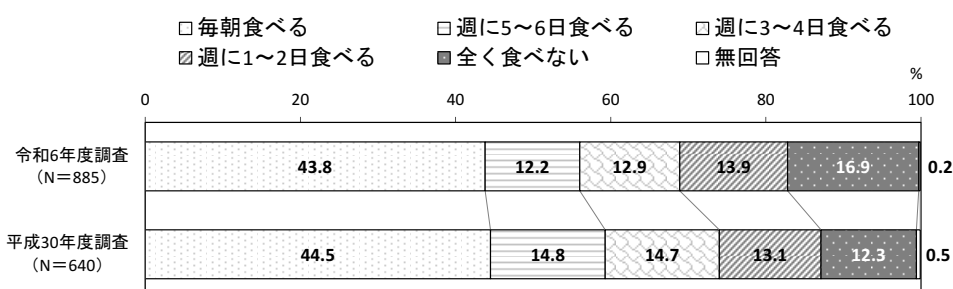
(2) 調査結果

※ 回答は各設問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

1) 朝ごはんを食べる頻度について

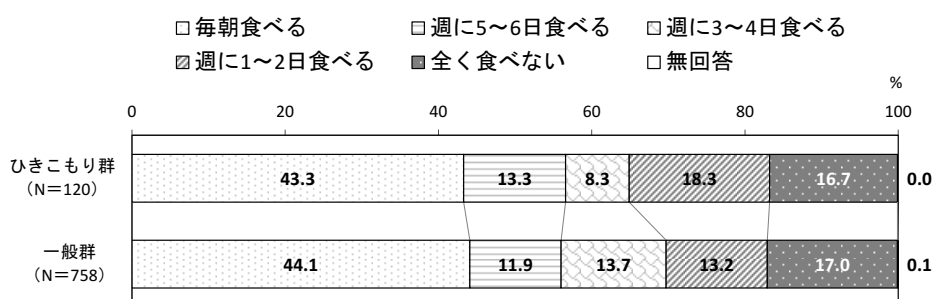
「毎朝食べる」の割合が43.8%と最も高く、次いで「全く食べない」の割合が16.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、他と比べて「週に3～4日食べる」の割合がやや減少し、「全く食べない」の割合がやや増加しています。



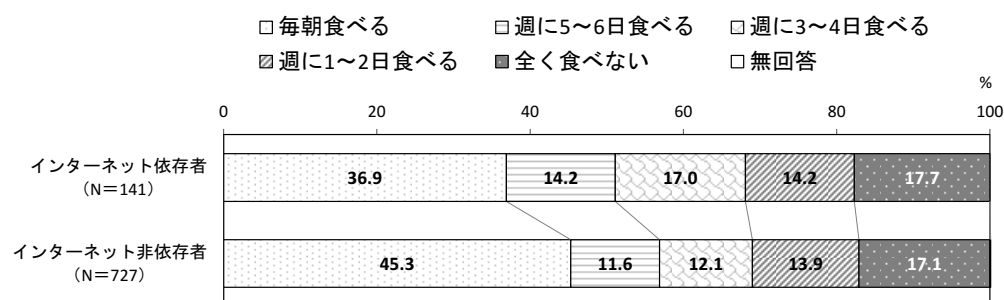
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「週に1～2日食べる」の割合がやや高くなっています。



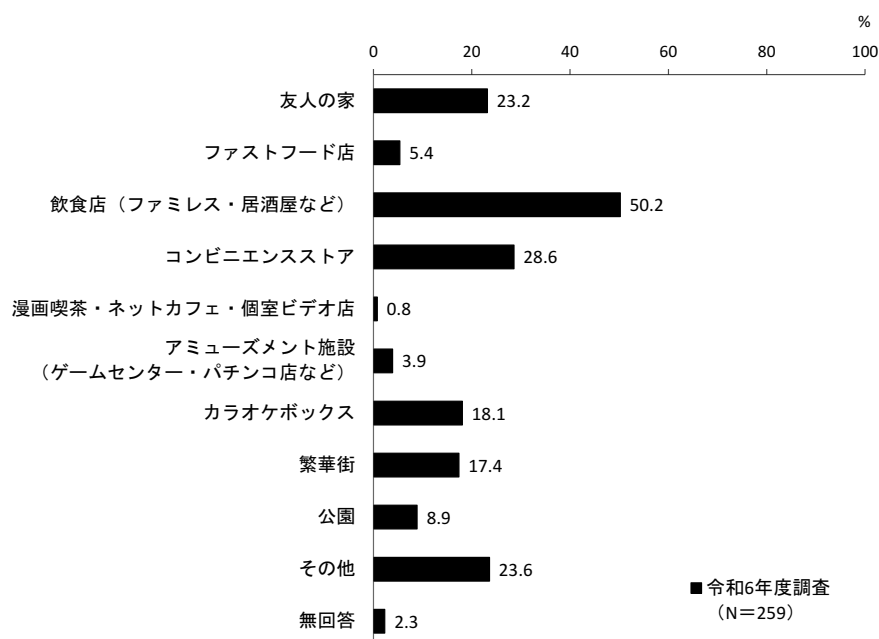
【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「毎朝食べる」の割合が低くなっています。



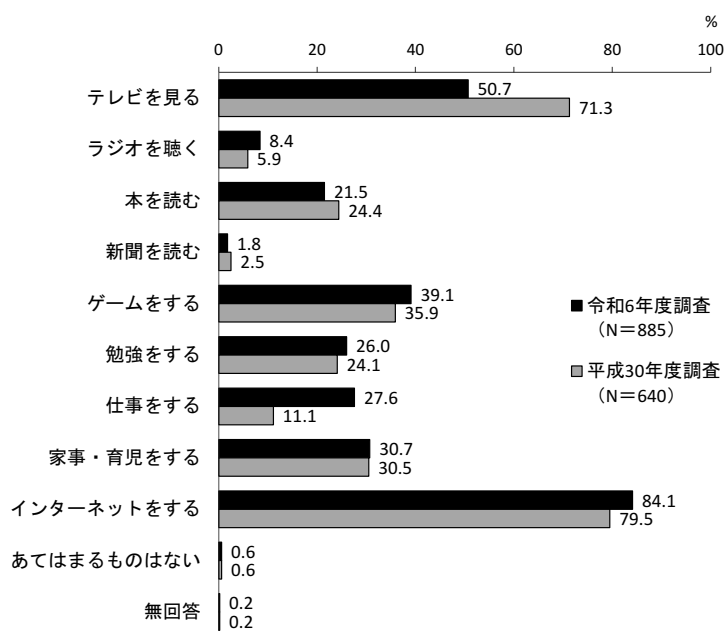
2) 夜間(午後10時～翌日午前4時)に外出する際にいる場所について

「飲食店(ファミレス・居酒屋など)」の割合が50.2%と最も高く、次いで「コンビニエンスストア」の割合が28.6%、「友人の家」の割合が23.2%となっています。



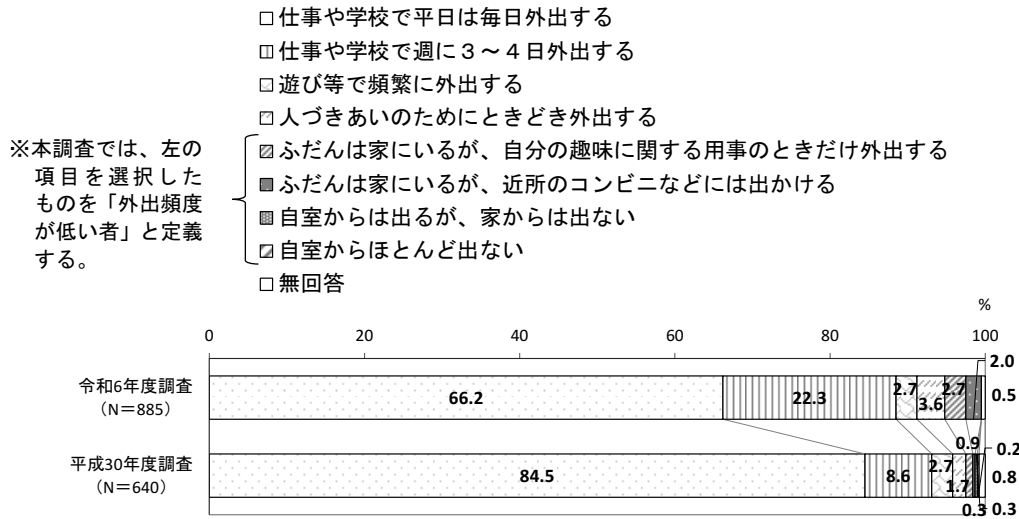
3) 自宅にいるときによくしていることについて

「インターネットをする」の割合が84.1%とも最も高く、次いで「テレビを見る」の割合が50.7%、「ゲームをする」の割合が39.1%となっています。



4) 外出頻度について

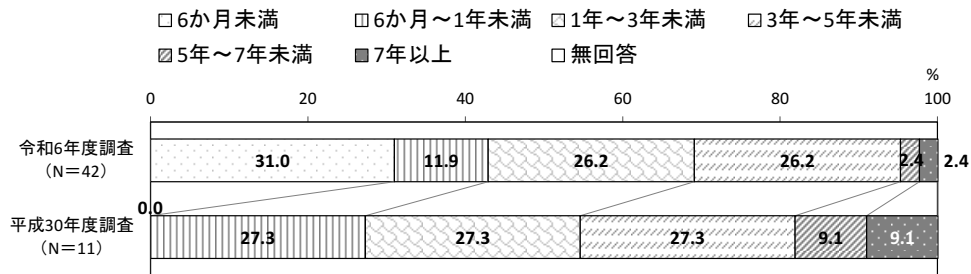
「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が66.2%と最も高く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」の割合が22.3%となっています。



※ 以下5)～7)は、4)において「外出頻度が低い者」の回答となっています。

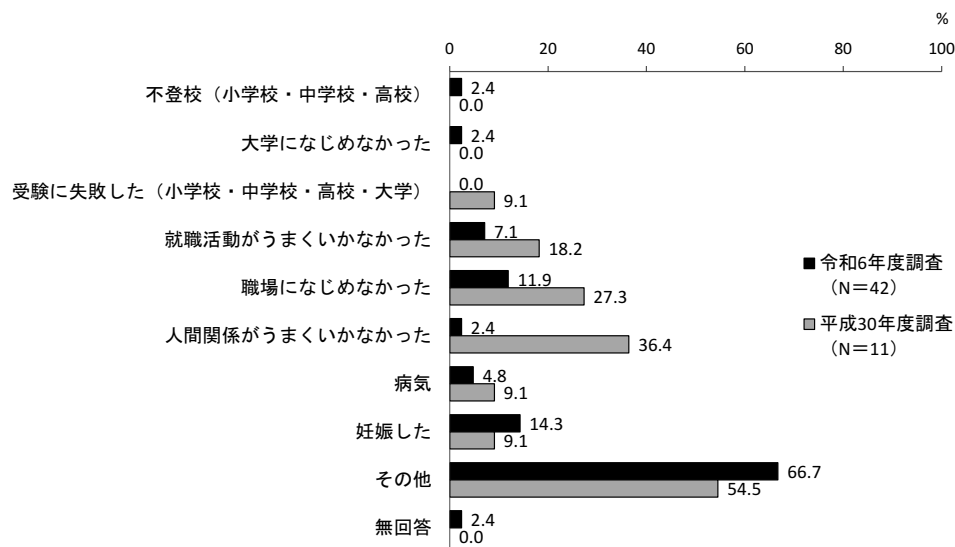
5) 現在の状態（外出頻度が低い状態）になってからの期間について

「6か月未満」の割合が31.0%と最も高く、次いで「1年～3年未満」「3年～5年未満」の割合がともに26.2%となっています。



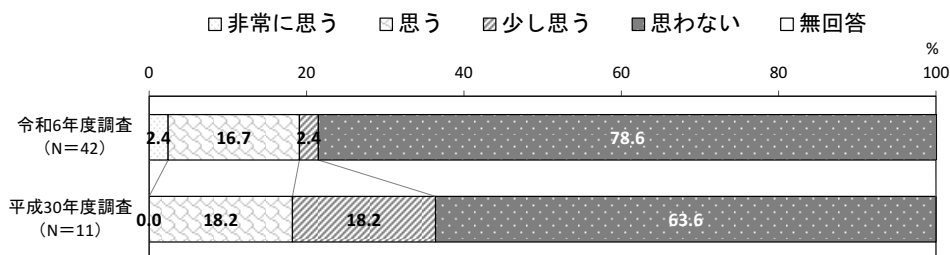
6) 現在の状態（外出頻度が低い状態）になったきっかけについて

「その他」の割合が 66.7%と最も高く、次いで「妊娠した」の割合が 14.3%、「職場になじめなかった」の割合が 11.9%、「就職活動がうまくいかなかった」の割合が 7.1%となっています。「その他」の意見としては、在宅勤務・テレワークのため、などが挙げられています。



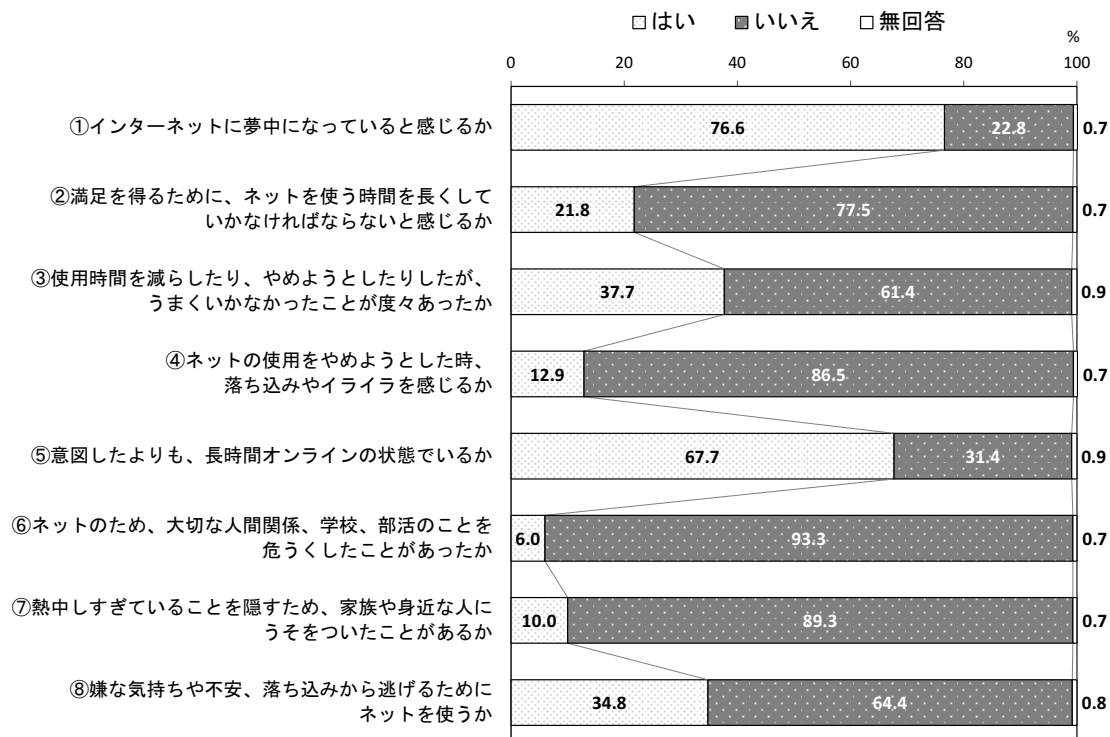
7) 現在の状態（外出頻度が低い状態）を関係機関に相談したいと思うかについて

「非常に思う」、「思う」と「少し思う」をあわせた“相談したいと思う”の割合が 21.5%、「思わない」の割合が 78.6%となっています。



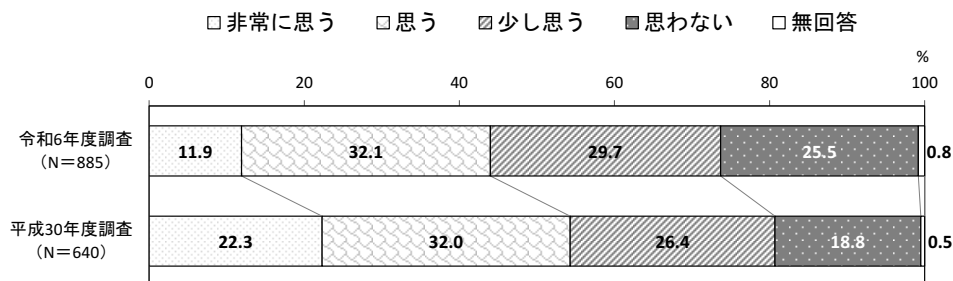
8) インターネットの利用状況について

「①インターネットに夢中になっていると感じるか」、「⑤意図したよりも、長時間オンラインの状態であるか」で「はい」の割合が6割を超えています。



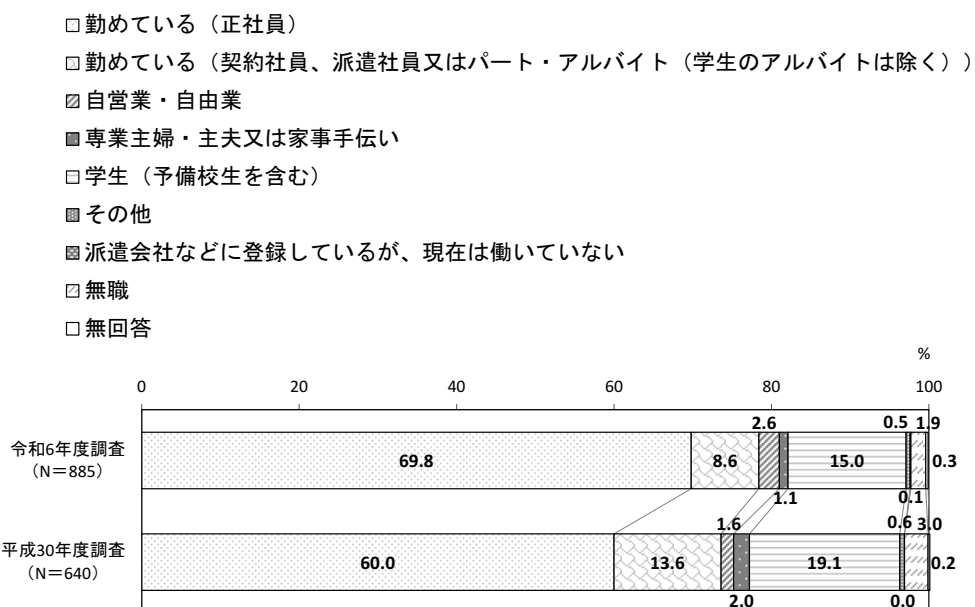
9) 悩み事を誰かに相談したいと思うかについて

「思う」の割合が32.1%と最も高く、次いで「少し思う」の割合が29.7%となっており、「非常に思う」「思う」「少し思う」をあわせた“相談したいと思う”の割合が73.7%、「思わない」の割合が25.5%となっています。



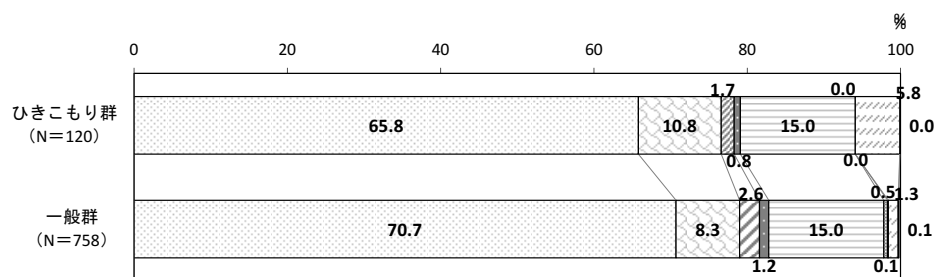
10) 現在の就労状況について

「勤めている（正社員）」の割合が 69.8%と最も高く、次いで「学生（予備校生を含む）」の割合が 15.0%、「勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く）」の割合が 8.6%となっています。



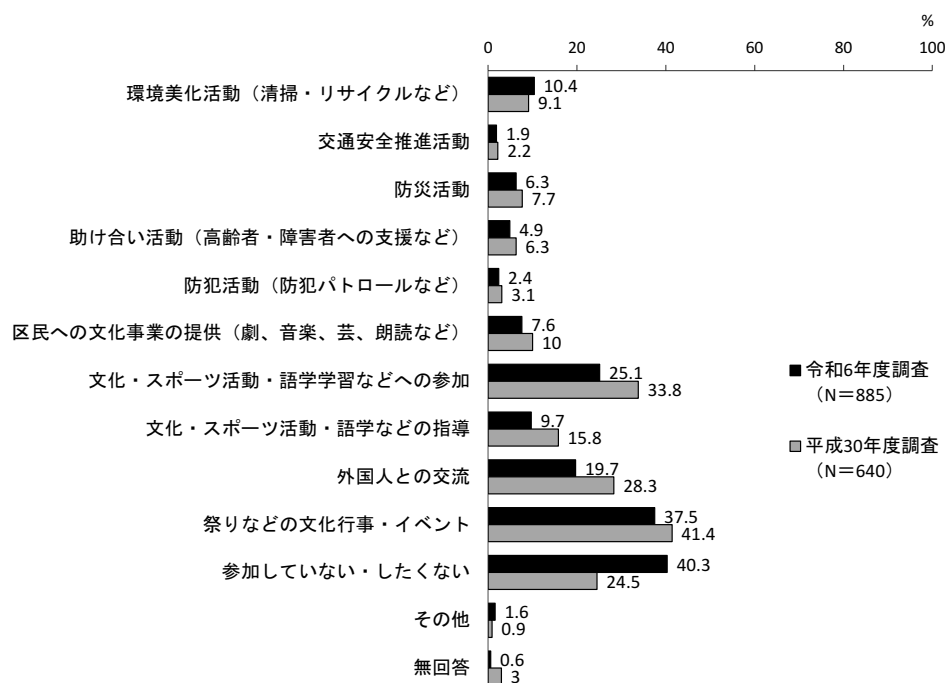
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く）」「無職」の割合が高くなっています。



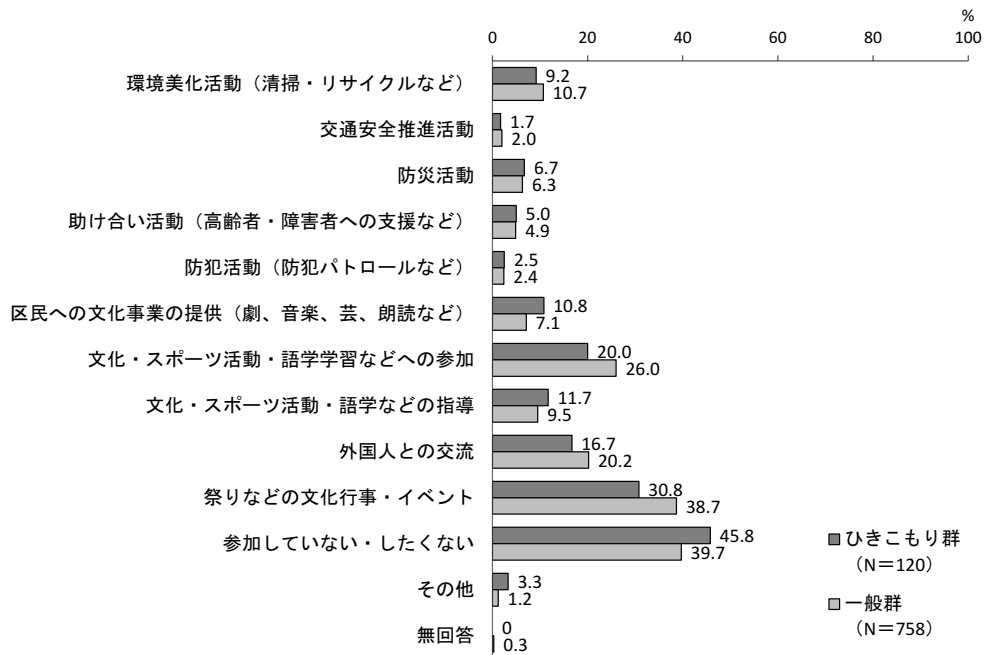
1 1) 実際に参加している地域活動、または参加してみたい地域活動について

「参加していない・したくない」の割合が40.3%と最も高く、次いで「祭りなどの文化行事・イベント」の割合が37.5%、「文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加」の割合が25.1%、「外国人との交流」の割合が19.7%となっています。



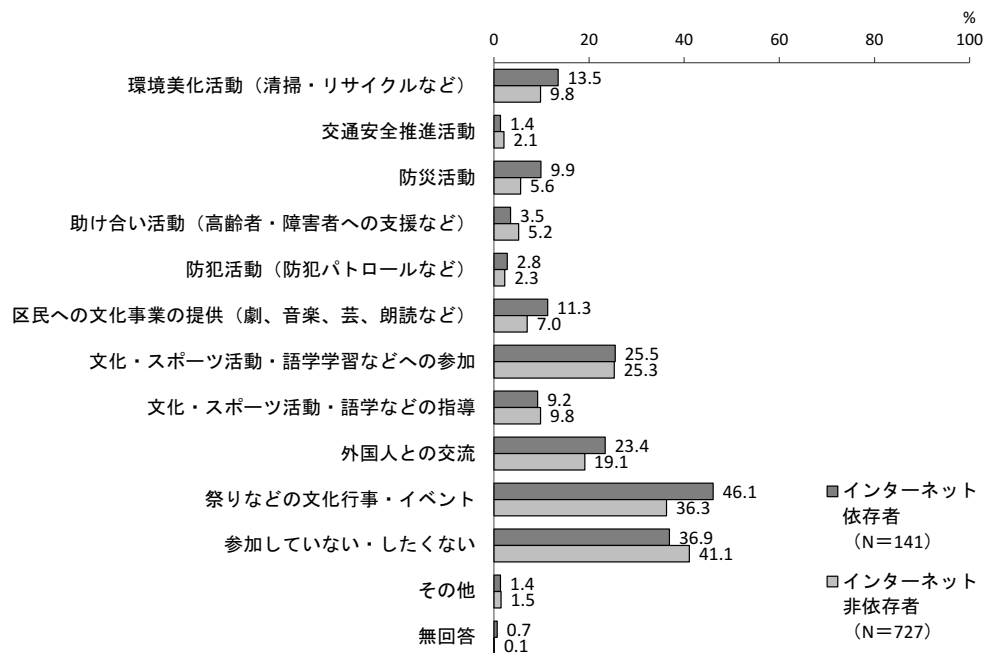
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「参加していない・したくない」とともに「区民への文化事業の提供（劇、音楽、芸、朗読など）」の割合が高くなっています。



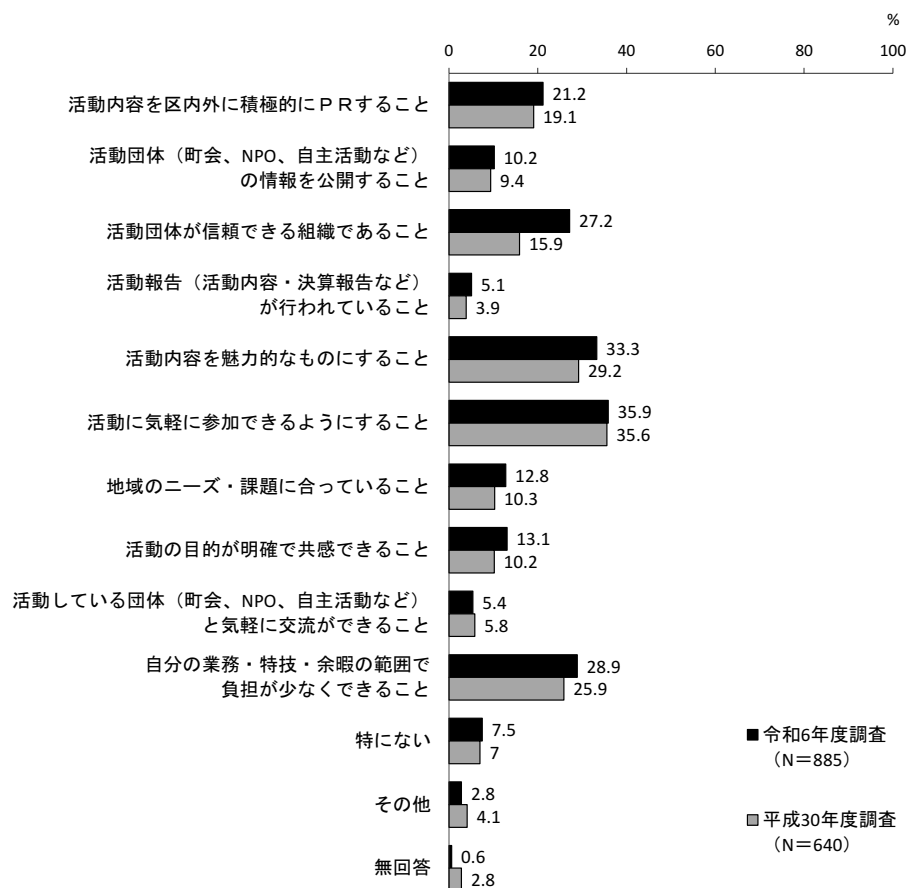
【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「環境美化活動（清掃・リサイクルなど）」「防災活動」「区民への文化事業の提供（劇、音楽、芸、朗読など）」「祭りなどの文化行事・イベント」の割合が高くなっています。



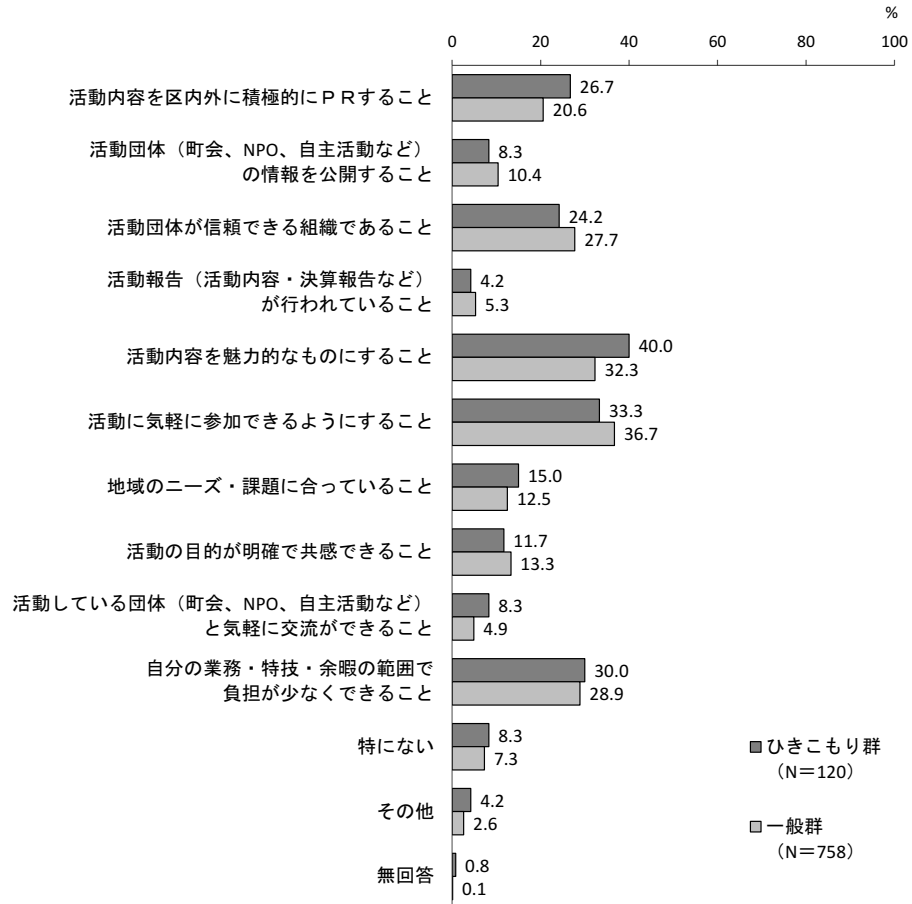
1 2) 地域活動に多くの人が参加するために必要なことについて

「活動に気軽に参加できるようにすること」の割合が35.9%と最も高く、次いで「活動内容を魅力的なものにすること」の割合が33.3%、「自分の業務・特技・余暇の範囲で負担が少なくできること」の割合が28.9%となっています。



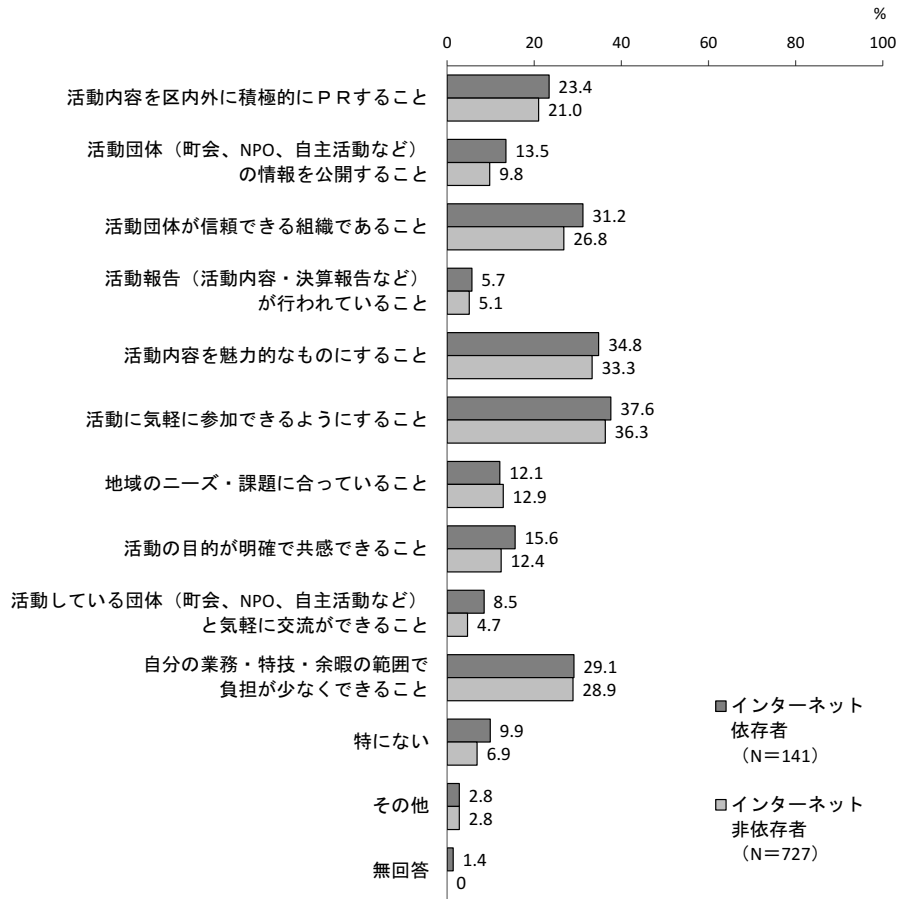
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「活動内容を区内外に積極的にPRすること」「活動内容を魅力的なものにすること」の割合が高くなっています。



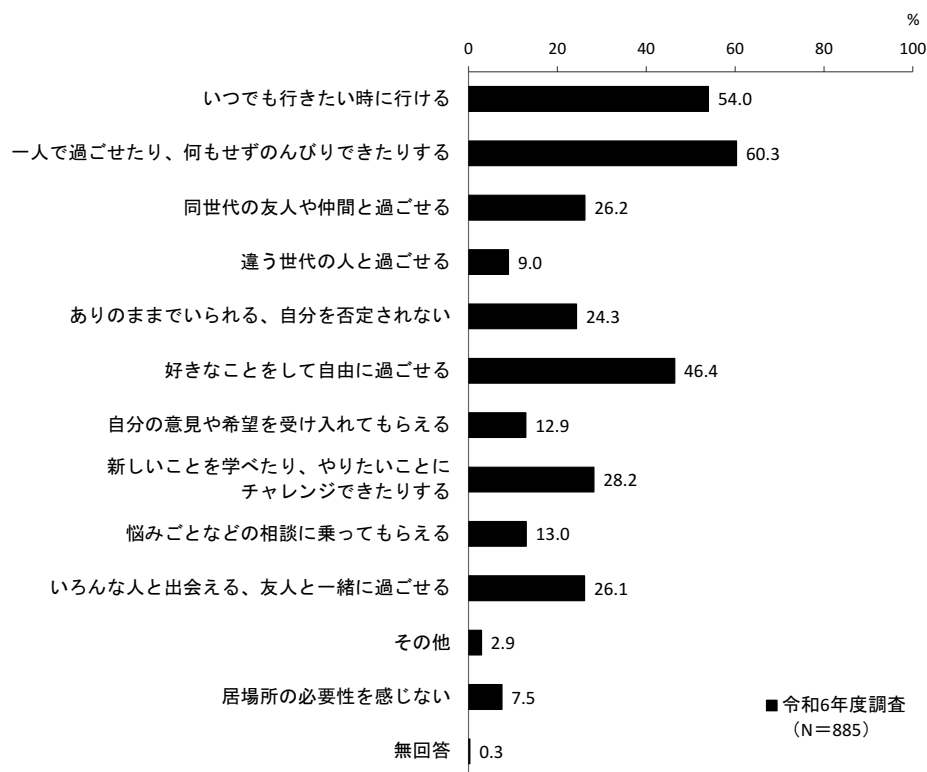
【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、全体的にインターネット依存者で割合が高くなっています。



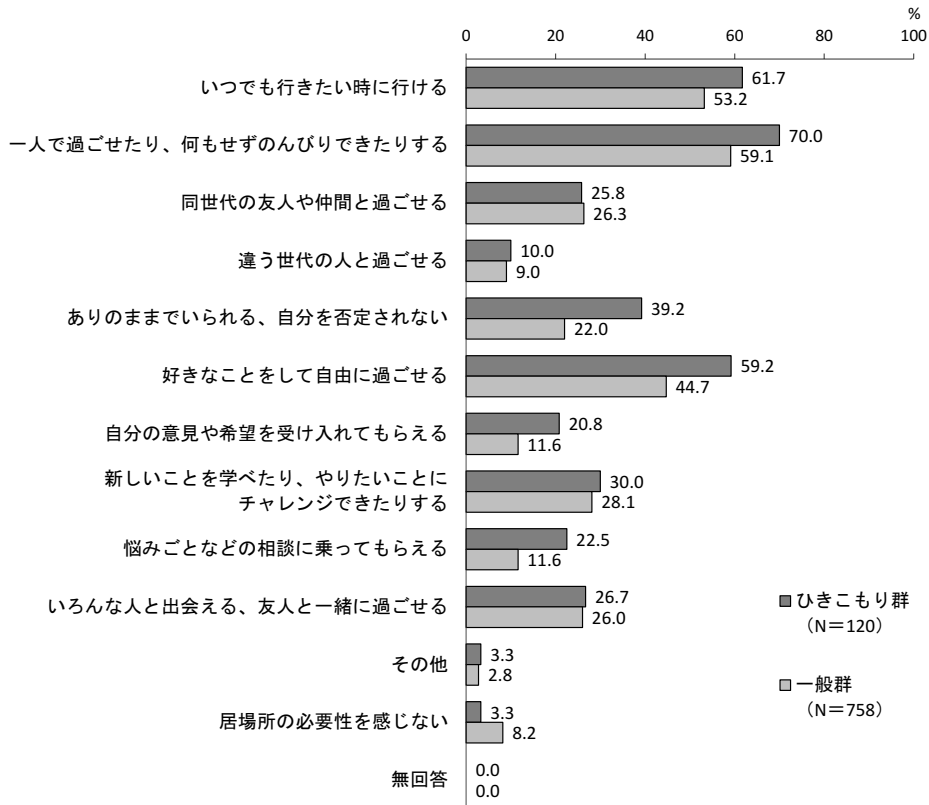
13) 仕事や学校、家庭などのほかにあればよいと思う居場所について

「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできたりする」の割合が60.3%と最も高く、次いで「いつでも行きたい時に行ける」の割合が54.0%、「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が46.4%となっています。



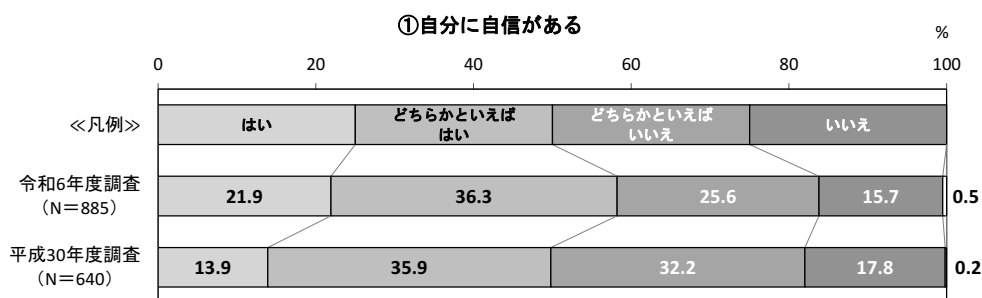
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「いつでも行きたいときに行ける」「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできたりする」「ありのままでいられる、自分を否定されない」「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が高くなっています。



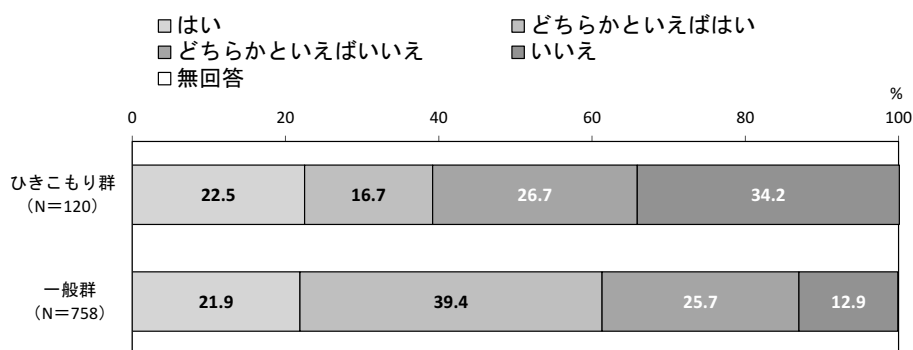
1 4) 自分に自信があるかについて

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が58.2%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が41.3%となっています。



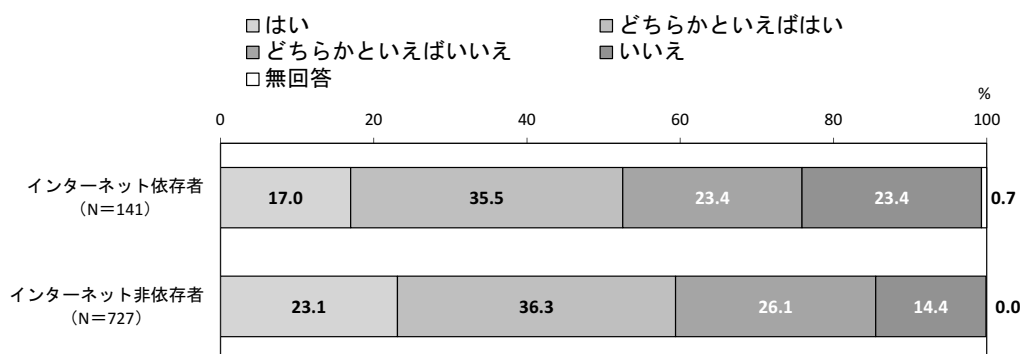
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で“いいえ”の割合が高くなっています。



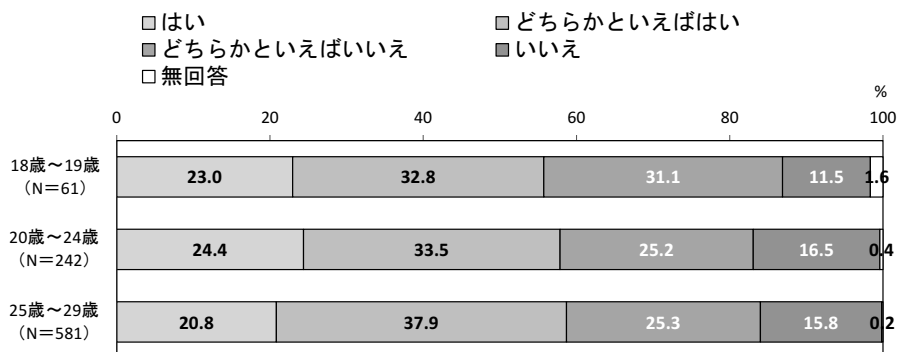
【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で“いいえ”の割合が高くなっています。



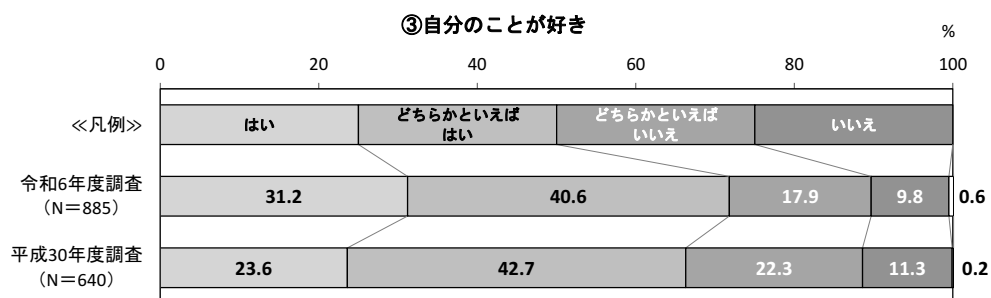
【年代別】

年代別でみると、「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合は、いずれの年代も50%を超えており、年代が上がるほど高くなっています。



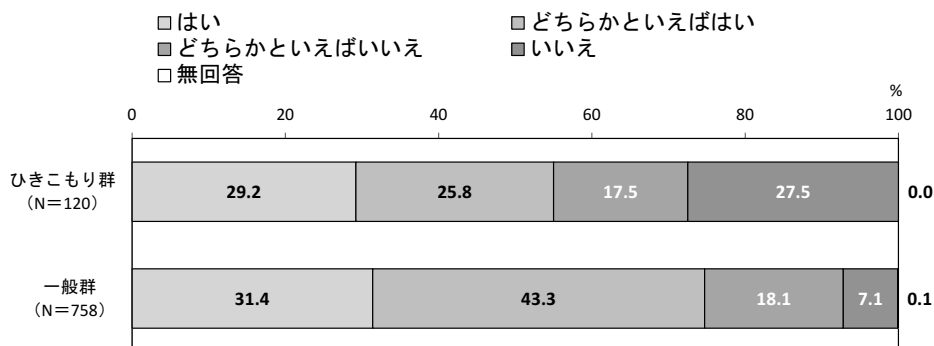
15) 自分のことが好きかどうかについて

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が71.8%、「どちらかといえばいいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が27.7%となっています。



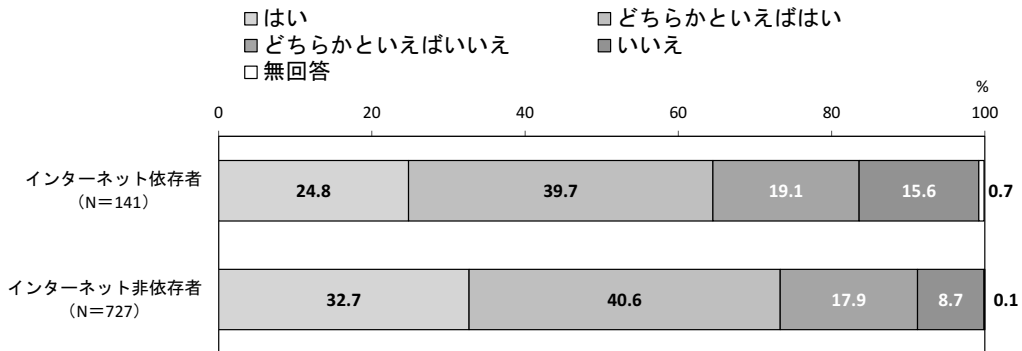
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で“いいえ”の割合が高くなっています。



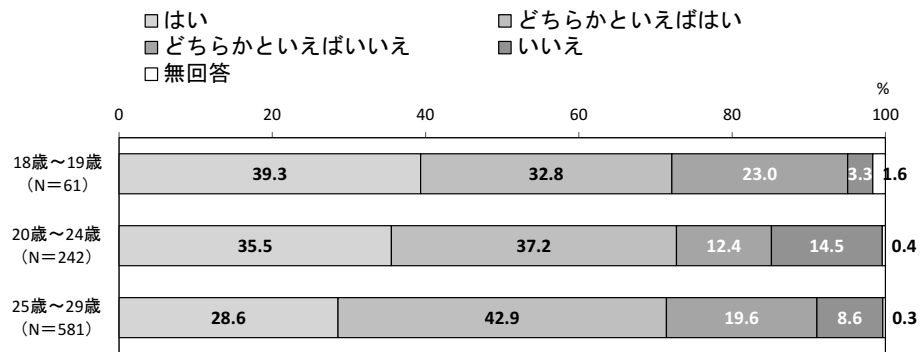
【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で“いいえ”の割合が高くなっています。



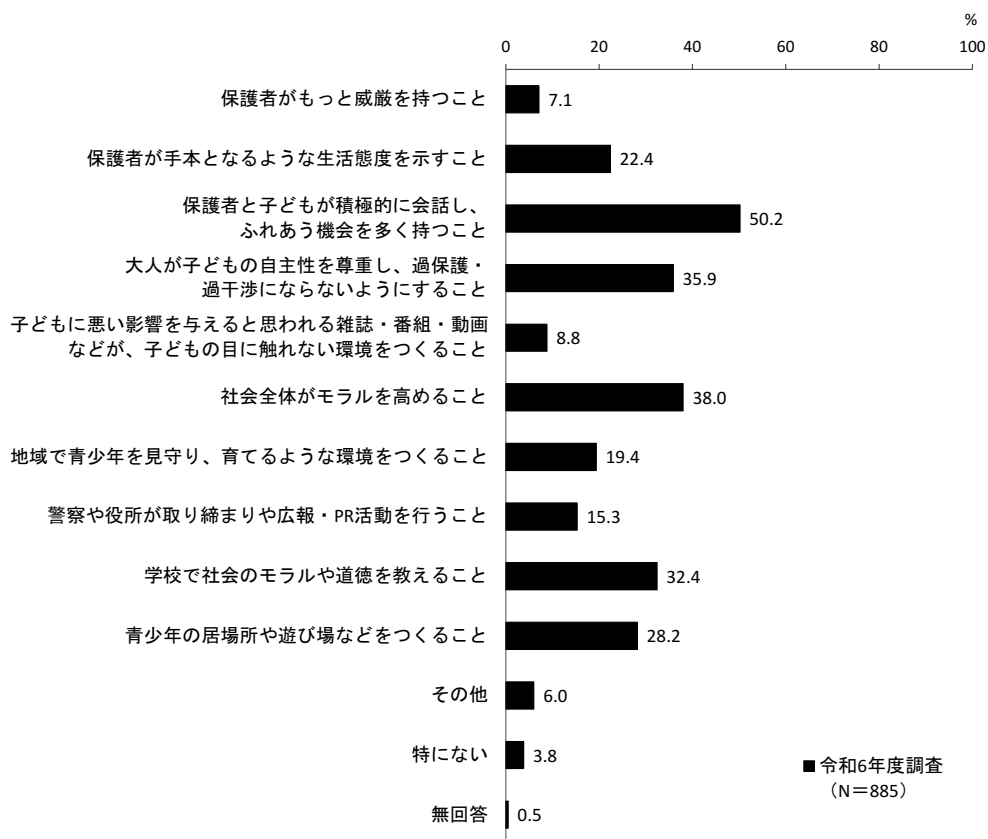
【年代別】

年代別でみると、「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合は、いずれの年代も70%を超えています。



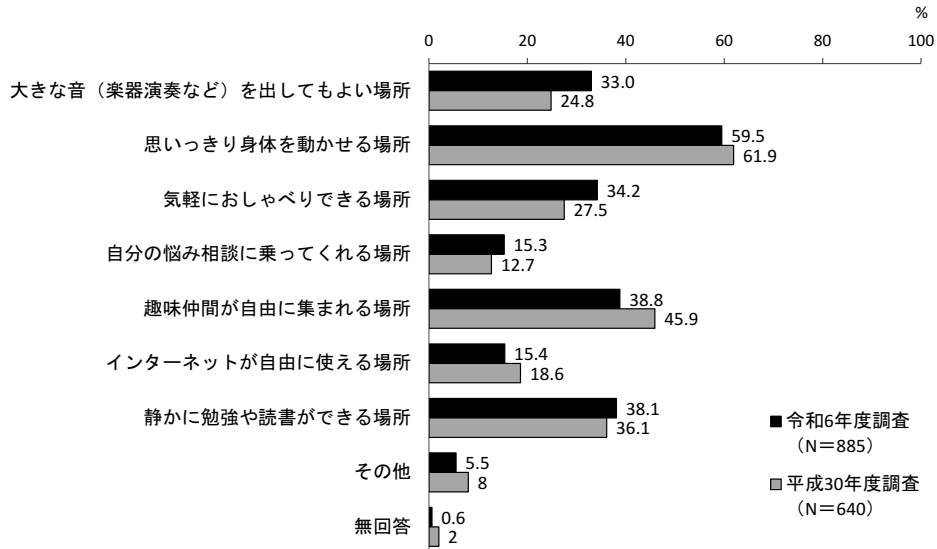
16) 子どもや若者が犯罪や非行に巻き込まれないようにするために必要なことについて

「保護者と子どもが積極的に会話し、ふれあう機会を多く持つこと」の割合が50.2%と最も高く、次いで「社会全体がモラルを高めること」の割合が38.0%、「大人が子どもの自主性を尊重し、過保護・過干渉にならないようにすること」の割合が35.9%となっています。



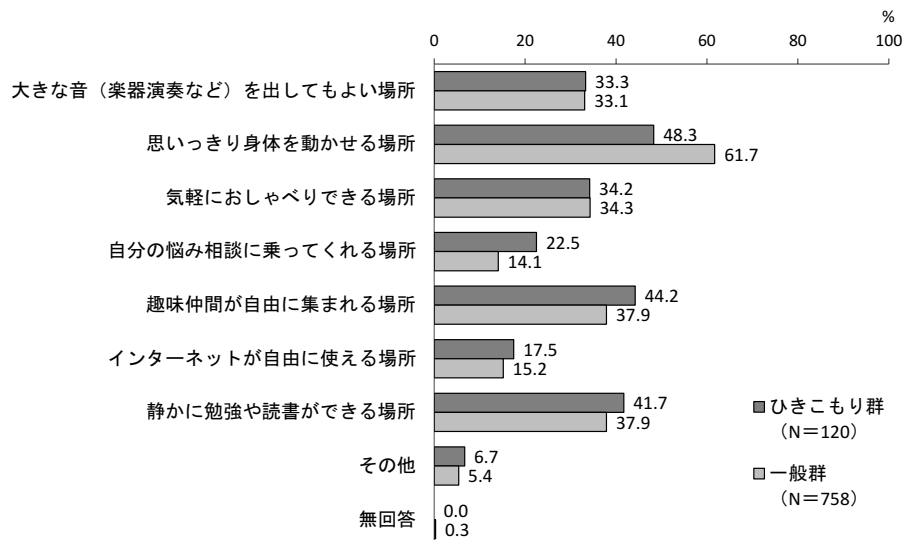
17) 墨田区にあればよいと思う若者向けの場所について

「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が59.5%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が38.8%、「静かに勉強や読書ができる場所」の割合が38.1%となっています。



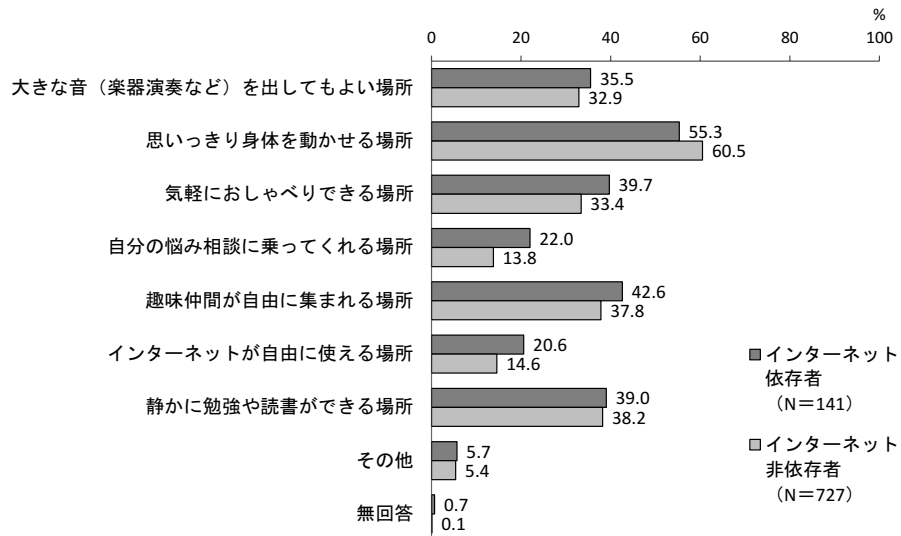
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「自分の悩み相談に乗ってくれる場所」「趣味仲間が自由に集まれる場所」「静かに勉強や読書ができる場所」の割合が高くなっています。



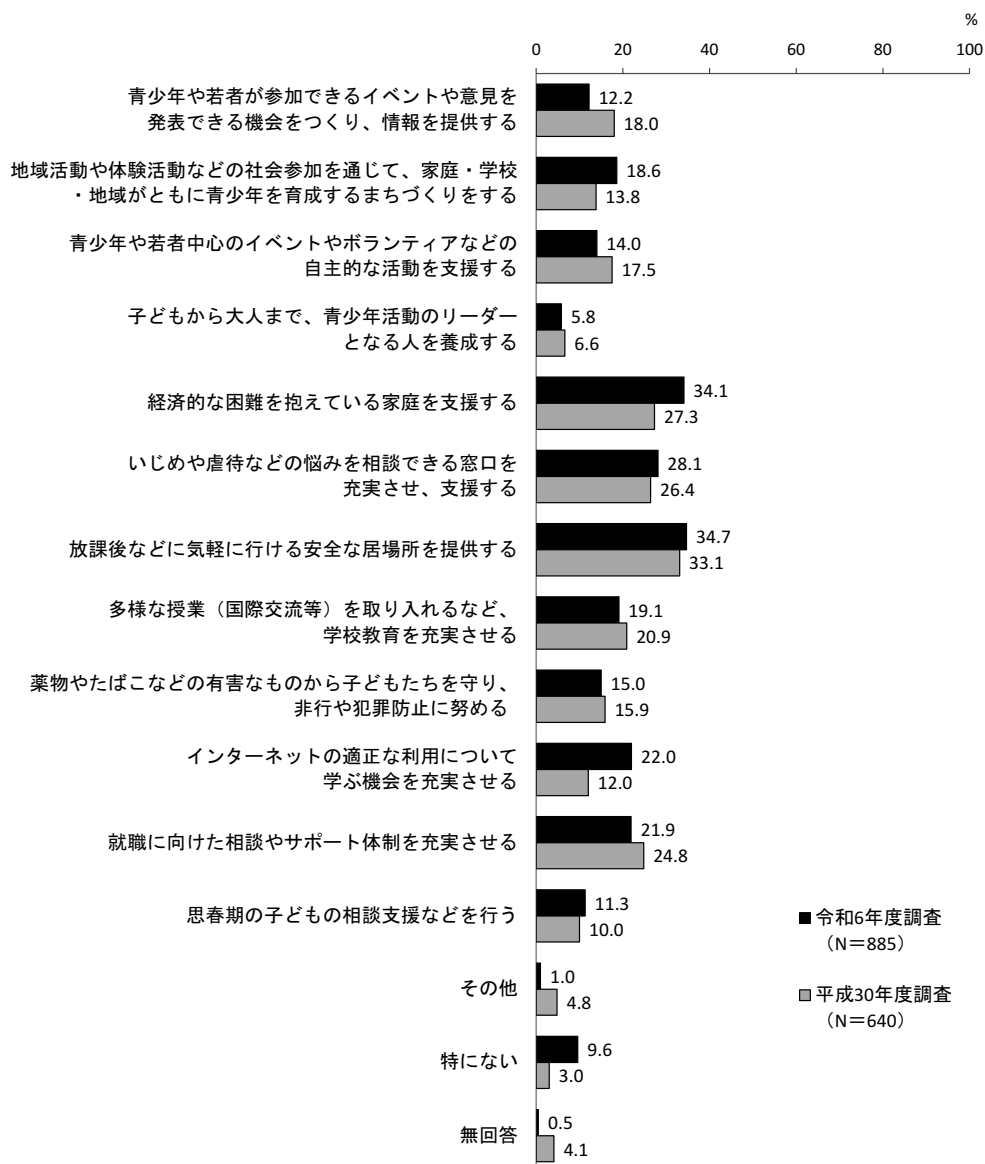
【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「気軽におしゃべりできる場所」「自分の悩み相談に乗ってくれる場所」「趣味仲間が自由に集まれる場所」「インターネットが自由に使える場所」の割合が高くなっています。



18) 墨田区が取り組む青少年や若者の施策に望むことについて

「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」の割合が34.7%と最も高く、次いで「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が34.1%、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」の割合が28.1%となっています。



3 若者を取り巻く現状・課題

こども大綱によると、これまでのこども関連 3 大綱を踏まえた課題認識の一つとして、令和 3 年 4 月に示された子供・若者育成支援推進大綱に関して、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGs の推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などへの指摘が示されています。

また、若者が過ごす場ごとの状況としては、世帯構造の変化、貧困、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大による弊害といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題への指摘が示されています。

区においては、令和 6 年度墨田区青少年対策基本方針（令和 6 年 7 月）で、青少年をめぐる問題は、核家族化の進行、情報化社会の進展等を背景に複雑化・深刻化しており、インターネットの長時間利用によるネット依存やSNSなどをきっかけとしていじめや性被害、また、いわゆる闇バイトから犯罪に巻き込まれるトラブル、薬物乱用などが社会問題となっていると示唆されています。また、薬物に絡む重大事故の発生や乱用、若者の貧困、ヤングケアラーとなることによる生活等への支障、さらに、成年年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、社会経験や知識等が少ない若者をターゲットにした消費者被害の拡大への懸念とともに、新型コロナウイルス感染症のさまざまな制限からの解放も相まって、若者を取り巻く社会環境の変化は激しさを増し、さまざまな問題として現れてきていることが挙げられています。

令和 6 年度に実施した墨田区若者実態調査結果をみると、ひきこもり群は 13.6%、インターネット依存者 15.9%と、前回調査時（平成 30 年度）よりもいずれも割合は高くなっており、上記に示すとおり、ひきこもりやインターネット依存の課題が深刻化しつつある状況ともいえます。

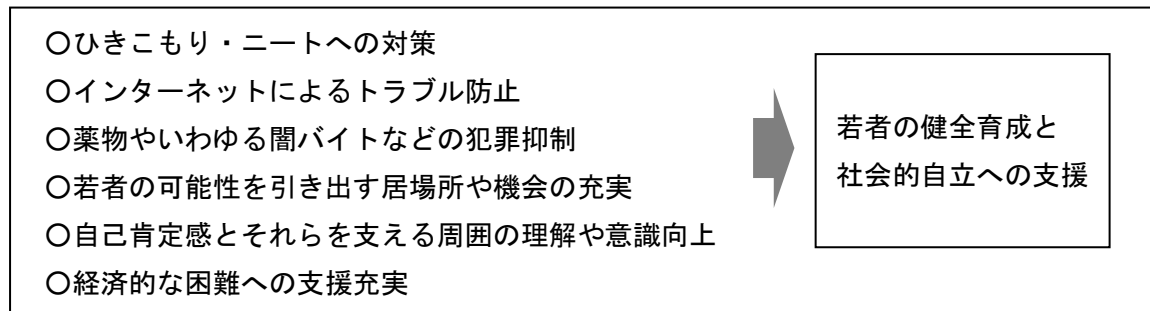
一方、若者のウェルビーイングにつながる自己肯定感として、「自分に自信がある（58.2%）」と「自分のことが好き（71.8%）」という意識の割合は、いずれも前回調査時よりも上昇しており、今後もそれらを高めていくことを継続して進めていくことが求められます。

加えて、日頃の生活において求める居場所として、のんびりできる場所や行きたい時に行ける場所、好きなことをして自由に過ごせる場所など、気軽に行ける安全な居場所づくり（34.7%）が求められているほか、経済的困難への支援（34.1%）も課題の大きな一つとなっています。

また、墨田区子ども・若者計画改定専門委員会においても、ひきこもりへの対策のほか、薬物やいわゆる闇バイトなどの犯罪増加への懸念が挙げられています。

加えて、若者の自主的な活動やチャレンジを後押しできる場や機会を通じて、若者それぞれの可能性を引き出すことの重要性も問われており、そのための環境や機会づくりとともに、それらをサポートする周囲の理解や意識の醸成も課題となっています。さらに、若者の社会的自立に向けた経済的な困難への支援なども課題として挙げられています。

■若者を取り巻く重点課題



第3章 めざす将来像と基本方針

1 めざす将来像

墨田区若者計画は、墨田区子ども計画の基本理念のもと、あるべき姿「こどもまんなかすみだの実現」に向けて、子ども大綱を踏まえ、めざす将来像を以下のとおりとします。

《めざす将来像》

**全ての若者が社会的自立を
果たすことができている**

本計画においてはこの「社会的自立」を、「自己表現ができる、あるいは自己肯定感を高めることができる場所や機会を得て、ウェルビーイングを生涯にわたって持続させること」と定義付けます。

ウェルビーイングとは「個人や社会の良い状態」のことですが、子ども大綱では、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態」とさらに踏み込んで表現しています。そして、その状態は、一人ひとり千差万別のものです。

社会的自立を果たした若者は、そうしたことを踏まえた上で、社会で多くの人と関わり合いながら、自分の意思を持って目標を達成でき、よりよい社会を形成していく一員として、あるいはよりよい自分自身を追求していく個人として、暮らし続けている状態となっています。

2 基本方針

めざす将来像「全ての若者が社会的自立を果たすことができる」社会の実現に向けて、4つの基本方針を掲げ、若者施策を展開していきます。

基本方針1 若者の健やかな成長に向けた支援を推進します

[方向性]

- (1) 基本的な生活習慣の形成
- (2) 健康づくりやスポーツ活動の推進
- (3) 心身の健康保持の支援

基本方針2 若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します

[方向性]

- (1) 多様な居場所づくりや体験の機会の充実
- (2) 若者の地域活動や社会参画の推進
- (3) 職業的自立の支援

基本方針3 若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します

[方向性]

- (1) 障害のある若者への支援
- (2) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策
- (3) 生活困窮家庭や若者の貧困の対策
- (4) 若者の自殺対策
- (5) さまざまな悩みを持つ若者に対応した支援

基本方針4 若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します

[方向性]

- (1) 非行・犯罪への対策
- (2) 社会全体で若者を見守る仕組みの充実
- (3) 若者が安全安心に暮らせる環境づくり
- (4) 若者への積極的な情報発信・情報共有

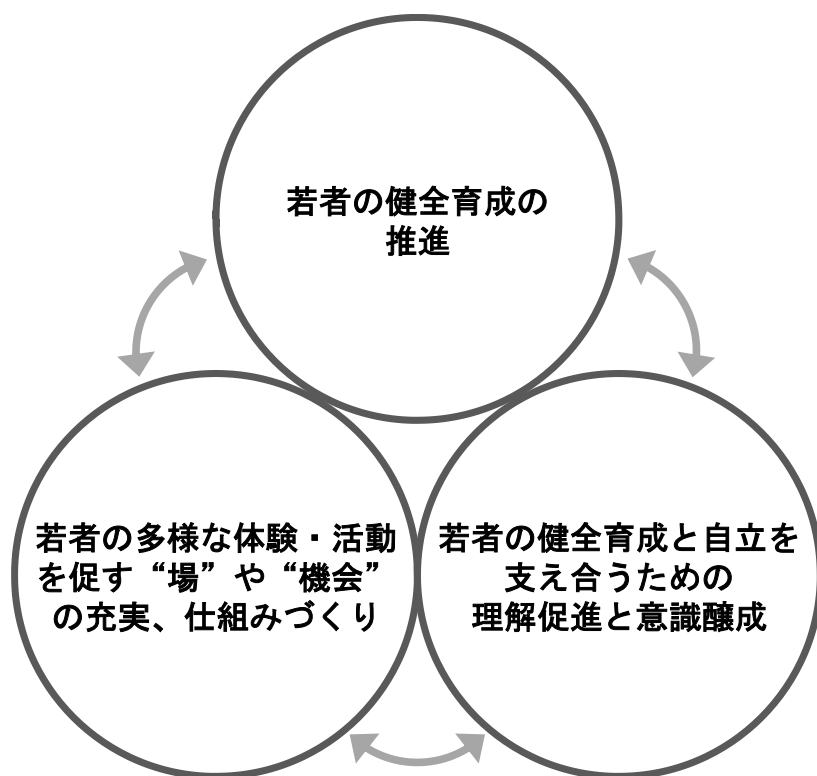
3 施策を推進する視点

昨今の若者を取り巻く現状を背景に、ひきこもりやニート対策、インターネットトラブルや身近に迫る犯罪への対策のほか、一人ひとりの成長を通じて社会的自立につなげるための、若者の居場所やチャレンジできる場と機会の創出、さらには、若者を支える大人や地域社会の理解促進、自立に向けた経済的支援等が重要課題となっています。

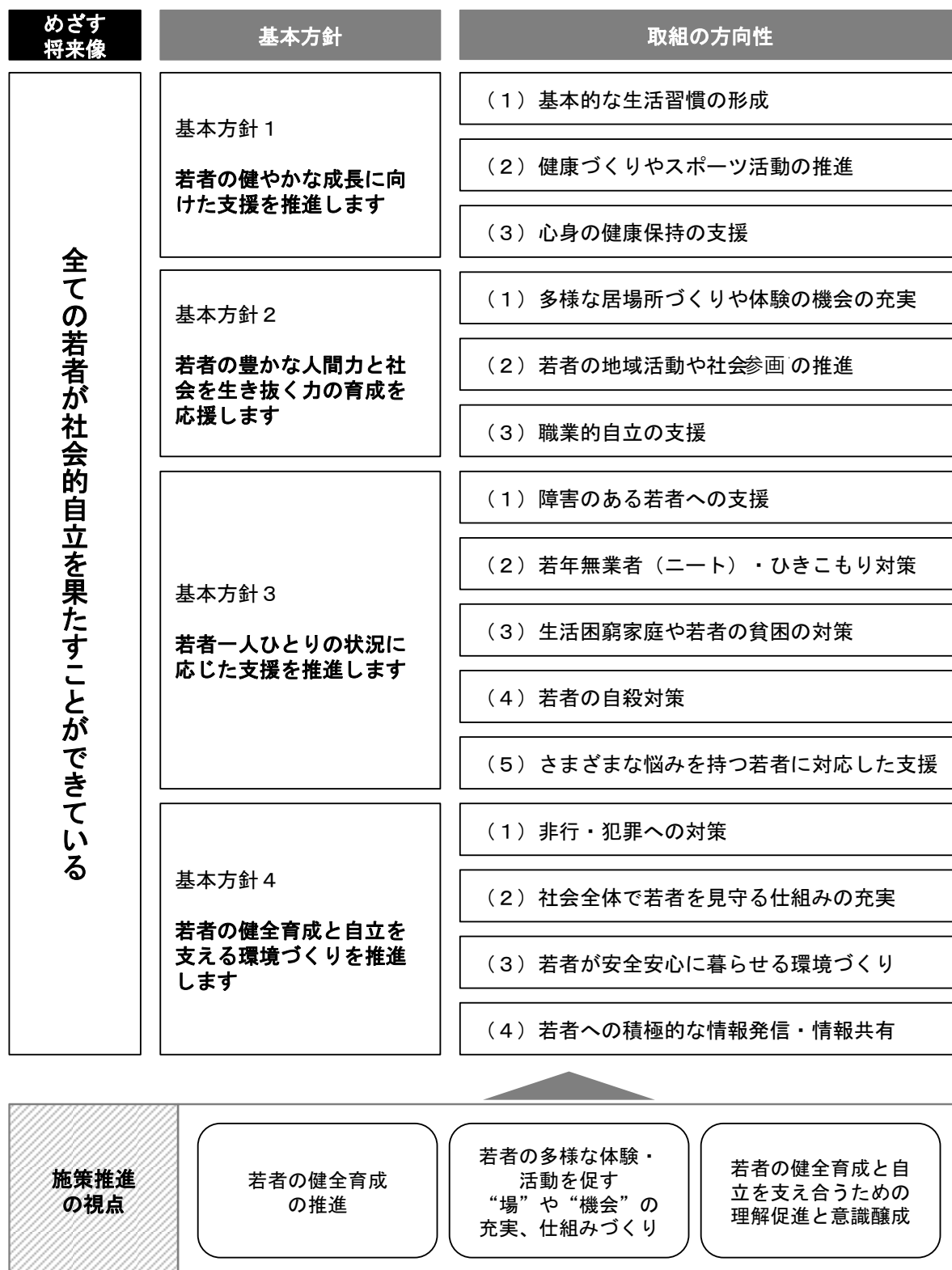
そこで、全ての若者の社会的自立をめざすため、健康づくりや豊かな人間性の醸成など、若者の健全育成の視点がまず必要です。

加えて、それら若者の健全育成を図るための、多様な体験や交流、活動できる場と機会の充実、そして、若者のチャレンジを見守り、支える周囲の理解向上や意識醸成が重要となります。

本計画では、めざす将来像の実現に向けた基本方針及び施策を推進していく上で、以上の視点を持って進めていきます。



4 施策の体系



第4章 めざす将来像の実現に向けた取組

基本方針 1

若者の健やかな成長に向けた支援を推進します

現状と課題

- 食や生活に関する価値観やライフスタイルの多様化が進み、利便性、簡便性が求められる一方、朝食欠食や不規則な食事などが原因と考えられる生活習慣病の増加が問題となっています。令和6年度墨田区若者実態調査（以下「実態調査」という）においても、週4日以上朝食を欠食する割合が30.8%と前回調査時より増えているとともに、区平均21.7%（「健康」に関する区民アンケート調査（令和2年3月））から大きく上回っています。

「健康」に関する区民アンケート調査によると、食育に対する認知は、全体（57.8%）に対して特に20代男性が低く（36.0%）なっています。

食に関する知識を身に付け、健全な食生活を実践することにより、生涯にわたって「食べる力」を「生きる力」へと育むことが重要です。また正しい食習慣とともに、ストレスやライフスタイルの乱れからくるリスクについても正しく理解する必要があります。

- 「健康」に関する区民アンケート調査によると、1日30分以上の汗ばむ運動に対して、20代男性では最低1日以上運動をしている割合が5割以上となっている一方で、20代女性は運動していないが7割以上となっており、女性の若者の運動不足の傾向がうかがえます。

若者の健やかな成長には、性別や年齢・障害の有無などに関わらず参画できるスポーツや地域の活動を通じて、体の健康はもちろん、心の健康増進、さらに他者との交流体験を重ねることでのさまざまな感情を味わい、心身ともに成長していくことが重要です。

- 若者たちにとって、SDGs17の目標にもある「ジェンダー平等」は、より身近な社会問題となっています。日本労働組合総連合会の調査によるとZ世代の約9割が社会課題に関心があると答え、その中でも「ジェンダーにもとづく差別」は上位になります。社会における性的マイノリティの生きづらさは、日常的な違和感をはじめ、自身の自己肯定感を低くする要素となる可能性もあることから、ライフプランやアイデンティティへの不安にもつながっています。今後、社会の仕組みの変化と、若者の意識や行動の相乗効果が、ジェンダーギャップの解消につながっていくことが期待されます。

(1) 基本的な生活習慣の形成

- ・ 「みんなが笑顔で楽しい食環境を通じて豊かな人生を送る」ことを目標に、ライフステージに合わせた食育事業を実施します。
- ・ 健康づくりに対する知識の普及や、健康管理・生活習慣病予防に役立てるための検診を実施します。

【計画事業】

- ◇食育の推進 [事業番号 37]
- ◇食育推進事業 [事業番号 38]
- ◇栄養指導 [事業番号 39]
- ◇健康診査 [事業番号 265]

(2) 健康づくりやスポーツ活動の推進

- ・ スポーツを通じて、健康的な体づくりはもちろん、ストレスの軽減、自己肯定感の向上、集中力や注意力の醸成、チームワークや社交性の発展、忍耐力と向上心の養成など、心の健康増進も促します。

【計画事業】

- ◇健康づくりのための普及啓発 [事業番号 40]
- ◇区立スポーツ施設整備運営事業 [事業番号 41]
- ◇スポーツ振興事業 [事業番号 45]
- ◇区民健康スポーツデー [事業番号 46]
- ◇総合型地域スポーツクラブ自立支援 [事業番号 47]
- ◇健康づくりのための環境整備 [事業番号 63]
- ◇スポーツ推進委員の活動 [事業番号 143]

(3) 心身の健康保持の支援

- ・ 性別を理由に不自由することなく、自分の存在を誇りに思うことができ、また他者と互いに尊重し合える人間性を育みます。

【計画事業】

- ◇男女共同参画に関する各種啓発の取組 [事業番号 49]
- ◇若年層に向けた男女共同参画意識の醸成 [事業番号 70]
- ◇リプロダクティブヘルス推進事業 [事業番号 71]

現状と課題

- 令和5年度の「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」において、協調的幸福感の幸福度は、日本では13～15歳が最も高く、年齢があがるにつれて低下し、25～29歳の群で最も低くなるという結果が出ています。また、いずれの年齢層でも自己肯定感との相関が最も高いことから、人生で行っていることへの価値を感じるかどうか、生活満足度や将来の展望などの価値につながるものがうかがえます。

実態調査によると、若者の自由な時間を過ごす場所としては自分の家のほか、カフェや飲食店、商業施設が主となっている中、求める居場所としては、行きたいときに行ける、のんびりできる、自由に過ごせる、やりたいことにチャレンジできる、といったものが多く挙げられています。

そのため、若者が安定した居場所を持ち、自分の将来を切り拓くことができると感じられる環境づくり、さらには、社会関係や価値観を育む場や機会が大切になります。若者それぞれがサポートを受けながら、仲間をつくり、将来への意欲を育むことができる機会、また多様性を認識する場の機会をつくることが求められています。

- 実態調査において、実際に参加している、または参加してみたい地域活動について「祭りなどの文化行事・イベント」が37.5%、「文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加」が25.1%となっている一方で、「参加していない・したくない」が40.3%となっています。また、地域活動に多くの人に参加するために必要なこととしては、「気軽に参加できること」「活動内容の魅力化」「負担が少なくできること」などが上位に挙げられています。地域コミュニティの活性化に対しても、若者が地域活動へ参加しやすい仕組みづくりが求められています。
- 非正規や定収入が見込めない若者が増え、自身を取り巻く環境が不安定で、賃金がなかなか上がらない経済状況を生きている若者も少なくありません。その反面、少子高齢化により労働力の減少が見込まれる中で、若者が社会の担い手として活躍することも求められています。若者の就労や社会貢献に対する意識や能力を育み、自己の職業適性や将来の設計について主体的に考えられるようにするなど、次代を担う若者を望ましい雇用環境へ導く必要があります。こうした現状を踏まえ、職業的自立に必要な能力・態度を身に付けるようキャリア教育・職場体験などの学習活動を行うとともに、個人の資質や能力に応じた就労ができるよう支援していくことが求められています。

(1) 多様な居場所づくりや体験の機会の充実

- ・ 各種団体との連携を図り、若者の居場所やさまざまな体験・活動の機会づくりを推進します。

【計画事業】

- ◇こどもの居場所ネットワークづくり [事業番号 43]
- ◇地域福祉プラットフォーム事業 [事業番号 54]

- ◇すみだ生涯学習センター事業 [事業番号 174]
- ◇自主グループ等への支援 [事業番号 245]
- ◇地域力育成・支援事業 [事業番号 268]

(2) 若者の地域活動や社会参画の推進

- ・ 地域活動や選挙など、社会参画の機会と情報を提供し、若者の社会参画を促進します。
- ・ 地域の大人を交えた活動、清掃や防災をはじめ、ボランティアなどへの参画を通じて、コミュニティとしての意義や役割、社会に参画するためのスキルや他者との交流する力を育みます。

【計画事業】

- ◇すみだまつり・こどもまつり [事業番号 48]
- ◇総合防災教育 [事業番号 144]
- ◇クリーンキャンペーン [事業番号 173]
- ◇夏体験ボランティア事業 [事業番号 242]
- ◇学校のボランティア活動普及事業 [事業番号 243]
- ◇ボランティア推進事業 [事業番号 246]
- ◇ボランティアセンターの活動 [事業番号 247]
- ◇はたちのつどい [事業番号 269]
- ◇若年投票立会人 [事業番号 270]
- ◇若年啓発グループ [事業番号 271]

(3) 職業的自立の支援

- ・ 東京都やハローワーク墨田と連携し、若者の雇用・就労の促進を図ります。また、セミナーやスキルアップの機会の環境整備に努めます。
- ・ 若者の生活困窮者の自立促進を図ります。
- ・ 安定した職業生活支援のため、若者と企業のマッチングの機会の提供等、必要な支援を行います。

【計画事業】

- ◇就職・仕事カウンセリングルームの運営 [事業番号 58]
- ◇若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援 [事業番号 62]
- ◇被保護者自立促進事業（就労支援費） [事業番号 272]
- ◇住居確保給付金の支給 [事業番号 273]
- ◇就職支援コーナーすみだ [事業番号 274]
- ◇求職者支援訓練 [事業番号 276]
- ◇職業訓練受講給付金 [事業番号 277]
- ◇若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金（国） [事業番号 278]
- ◇合同就職面接会等の開催 [事業番号 279]
- ◇人材確保プロモーション支援事業 [事業番号 280]
- ◇人材確保・就職支援コーナー [事業番号 281]
- ◇ヤング相談コーナー [事業番号 282]
- ◇ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介 [事業番号 283]

現状と課題

○ 現在の日本においては、コロナ禍を経てさらに社会の環境（技術的・経済的・労働環境等）の変化は加速しています。その中で、ひとり親世帯や若者の貧困、ニートやひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題は依然として深刻化が進行しています。

また、SNSの広がりや負の側面として、有害情報の氾濫や、いわゆる闇バイトや薬物などの違法行為に巻き込まれることなどの新たな問題が生まれていることから、若者をめぐる環境は悪化しています。そのような現状に対しては、これまでの取組を継続しつつ、新たな視点やより踏み込んだ問題意識に基づいて、若者やその家族の状況を具体的に認識し、それぞれの課題に適切に届く支援を行っていくことが重要です。

○ 発達の課題や障害がある若者が、意欲をもって、社会の中で周囲の人との継続的な関係を築き、自立していくためには、各家庭の状況や個人の特性を踏まえた相談支援体制を充実させ、支えていくことが重要です。そのために、発達段階や障害の性質に応じた教育環境の整備や、能力に応じた就労支援・就労環境の向上を行っていく必要があります。また、発達の課題や障害のある若者が地域社会へ参画し、包摂されるための理解促進や、若者の状況に合わせた適切な教育環境を家族が選択していくための支援についても行っていく必要があります。

○ ひきこもり対策として、墨田区では「ひきこもりに関する専用相談窓口」のほか、令和5年11月にはひきこもり支援専用ウェブサイト「すみ家」を開設して、ひきこもりで悩む当事者や家族からの相談を受け、解決に向けた伴走支援を進めています。一方で、実態調査では、ひきこもり群は13.6%となっており、趣味や買い物を除き外出をほとんどしない割合は増加傾向にあります。コロナ禍の影響もあり、またそれ以前から存在している問題による影響でひきこもり状態にいる人は多く、それが長期にわたることもあります。ひきこもりの原因となっている困難や生きづらさを解消していくことが必要であり、居場所や相談できる・助けてくれる人、機関と結び付ける体制を強化していくことが重要です。

若年無業者（ニート）においても、その数は増加傾向にあります。困難や生きづらさを抱えているすべての若者に、気軽に相談できる場や人とのつながりを持てる場を確実に提供するとともに、若者がより社会参画できるような取組を進めていく必要があります。

- 若者が犯罪・非行に巻き込まれることは、貧困や家庭環境による発達・発育への影響などの構造的で環境的な問題が解消されない限り、抜本的な解決にはつながりません。また、個人が持つデジタルデバイスを通じて犯罪者や犯罪組織、またはそれに類する人物・集団と関わりを持つ例が増加していることから、それらのつながりやその契機を把握し、阻止することは、より難しくなっています。

そのような状況においては、若者における犯罪・非行がほかの諸問題と深く関係していることを認識するとともに、意識醸成や啓発活動を行うこと、個別の問題に対処していくことが必要です。また、より簡単に犯罪・非行に巻き込まれうる現在においては、居場所の支援や地域社会とのつながりをつくることでの予防、関わった若者への社会復帰支援の取組が求められます。

- 単身世帯・ひとり親世帯の増加や雇用・就業構造の変化などによって、生活していくことが困難な世帯が増加しており、生活の困難から抜け出すことができない「貧困の連鎖」という課題があります。

実態調査において、区の若者施策に求めることとして、居場所の提供に次いで、経済的困難への支援(34.1%)、が上位となっており、若者への経済的支援は課題の一つとなっています。

これらの課題に対して、関係機関の協力により包括的に対処していくことが求められます。また、若者それぞれの状況に応じた適切な方法をもって、それらに対処していくことが必要です。

- 言語的な障害の有無や国籍・在留資格、家庭環境・所得など要因はさまざまですが、外国にルーツを持つ若者の増加や、異性愛規範や男女二元論が相対化され、それらに対して違和感を表明したり帰属意識を持たなかったりする人の声が徐々に尊重されるようになってきています。そのような若者への支援が特別必要なくなるまでは、一人ひとりに向き合い声を聴くきめ細かな支援と、それらを取り巻く周囲の人々や地域、社会への働きかけが求められます。

(1) 障害のある若者への支援

- ・ 障害のある若者が社会の中で就労し生活していくために、基本的なルールや協調性を身につけるためのプログラムを実施します。
- ・ 就労の環境や工賃を向上させることで継続的な就労を促し、社会の中での自立できるプロセスを整備していきます。
- ・ 経済的に困窮している家庭に対して、助言や経済的な支援、就労への支援も行っていきます。

【計画事業】

- ◇自立支援医療（精神通院）の支給 [事業番号 51]
- ◇障害児福祉手当 [事業番号 147]
- ◇児童育成手当（障害） [事業番号 148]
- ◇特別児童扶養手当 [事業番号 149]
- ◇すみだ教室の実施 [事業番号 266]
- ◇就労継続支援事業 [事業番号 284]
- ◇すみだ障害者就労支援総合センター [事業番号 285]
- ◇墨田区福祉作業所ネットワーク KAI [事業番号 286]

(2) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策

- ・ 若年無業者（ニート）やひきこもり、その周囲の人が、それぞれの苦勞を話す場を設けることで、問題や課題を明確にし、支援につなげていきます。
- ・ 無業状態やひきこもり状態を解消し、自立を促していくために、就労意欲を喚起し、その人に合った職や働き方と結び付けるための支援を行っていきます。

【計画事業】

- ◇ひきこもり支援推進事業 [事業番号 44]
- ◇社会参加促進事業 [事業番号 287]

(3) 生活困窮家庭や若者の貧困の対策

- ・ 若者の健全な生活を支えるため、生活困窮家庭や貧困を抱える若者への各種支援を行います。

【計画事業】

- ◇特定自転車駐車場の使用料減額 [事業番号 145]
- ◇特定自転車駐車場の優先当選 [事業番号 146]
- ◇墨田育英会事業 [事業番号 267]
- ◇生活困窮者自立支援事業 [事業番号 288]
- ◇生活困窮者家計改善支援事業 [事業番号 289]
- ◇生活困窮者就労準備支援事業 [事業番号 290]

(4) 若者の自殺対策

- ・ さまざまな悩みの相談窓口や周囲の気づきから若者の自殺防止の取組を図ります。

【計画事業】

- ◇ゲートキーパー研修 [事業番号 291]
- ◇すみだ ころと生活の相談窓口 [事業番号 292]

(5) さまざまな悩みを持つ若者に対応した支援

- ・ 外国にルーツをもつ若者たちが社会の中で生きていくにあたっての障害になっているものについて、非日本語で相談できる窓口を設けることで解決を図っていきます。
- ・ 個別的支援が必要な若者やその周囲の人が相談できる窓口を設け、話を聞き適切なアドバイスを行うとともに、関係機関と連携を図ることで適切な支援につなげていきます。
- ・ 個別的支援が必要な若者が自立していくために、その前段階としてカウンセリングやセミナー、ボランティア体験など、さまざまなプログラムを実施していきます。

【計画事業】

- ◇母子・父子、女性、家庭相談 [事業番号 50]
- ◇各種相談の実施 [事業番号 52]
- ◇性的マイノリティの人の人権等様々な人権問題に関する啓発 [事業番号 53]
- ◇こども・若者への見守り支援 [事業番号 55]
- ◇外国語相談 [事業番号 72]
- ◇思春期相談・思春期講演会 [事業番号 244]

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化等の影響により家族のあり方が変わるとともに、地域社会のつながりも弱まり、地域社会における人間関係の希薄化は、地域活動への参画意識を弱めるなど、地域力低下の要因となっています。さらにコロナ禍を経て、インターネットやSNSの普及によりオンラインでの人間関係が進む一方で、リアルなコミュニケーションの困難や人とのつながりを感じづらく、不安や孤独感に苛^{さいな}まれている若者も少なくありません。区内の関連団体との連携や協働により、このような若者の悩みに寄り添いながら若者を見守り、健全育成を支援する仕組みをつくることが求められています。
- 若者が巻き込まれるような性犯罪やインターネットを使った事件が後を絶たず、薬物乱用の低年齢化も憂慮されており、若者たちを犯罪被害から守るための取組や薬物乱用の防止に向けた取組のさらなる充実が求められています。
- まちの環境や治安、日々の生活環境を守り、住みよいまちにすることは、若者たちを犯罪から守るだけでなく、地元愛を育み、地域とのつながりを強め、その循環が若者たちの人間性をより高めることにもつながっていきます。

(1) 非行・犯罪への対策

- ・ 健全な成長を促し、非行や犯罪に関わることを予防するために関係機関・団体と連携し、意識の醸成や周知の活動を行っていきます。
- ・ 予防だけでなく、罪を犯した若者が社会に復帰できるようにするために、保護観察や生活環境の調整を行うほか、その若者を取り巻く周囲の区民の理解と協力を得るための啓発活動を行っていきます。

【計画事業】

- ◇墨田区青少年非行・被害防止強調月間 [事業番号 248]
- ◇更生保護活動 [事業番号 249]
- ◇社会を明るくする運動 [事業番号 250]

(2) 社会全体で若者を見守る仕組みの充実

- ・ 若者の健やかな成長を多面的にサポートするため、地域に根差した団体やその連携によるネットワークなどの仕組みづくりを通じて若者を社会全体で見守ります。
- ・ 地域で若者の非行防止や健全育成を推進し、支える人材を育成するなど、活動団体の支援を行います。
- ・ さまざまな媒体を使った方法での情報提供やライフステージに合わせた相談支援を図ります。

【計画事業】

- ◇家庭と地域の教育力充実事業 [事業番号 42]
- ◇民生委員・児童委員活動 [事業番号 56]
- ◇協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業 [事業番号 57]
- ◇ワーク・ライフ・バランス推進事業 [事業番号 73]
- ◇青少年問題協議会の運営 [事業番号 150]
- ◇地域教育懇談会 [事業番号 251]
- ◇青少年委員活動の推進 [事業番号 252]
- ◇青少年育成委員会活動への支援 [事業番号 253]

(3) 若者が安全安心に暮らせる環境づくり

- ・ 犯罪発生抑制や治安の向上、道路のバリアフリー化や通行空間の整備など、安全安心なまちづくりを推進します。

【計画事業】

- ◇防犯パトロールカーによる巡回 [事業番号 59]
- ◇交通安全普及啓発 [事業番号 60]
- ◇公園等新設・再整備事業 [事業番号 64]
- ◇トイレ改築事業 [事業番号 65]
- ◇道路バリアフリー整備事業 [事業番号 66]
- ◇歩行者・自転車通行空間再整備事業 [事業番号 67]
- ◇すみだ良質な集合住宅認定制度 [事業番号 68]
- ◇子育て世帯等定住促進事業 [事業番号 74]
- ◇住宅修築資金融資あっせん [事業番号 75]

(4) 若者への積極的な情報発信・情報共有

- ・ さまざまな若者向けの取組や機会などの情報が広く若者に届くよう、多様な手法を用いて積極的に情報発信を行います。

【計画事業】

- ◇危機情報のメール配信 [事業番号 61]
- ◇各種広報媒体による情報発信 [事業番号 69]

The background of the page is white with numerous purple circles of varying sizes scattered across it. The circles have a soft, watercolor-like texture. A large, prominent purple circle is located on the right side of the page, partially overlapping the text.

第Ⅳ部

こども・若者、子育て家庭等を支える事業

第Ⅳ部 こども・若者、子育て家庭等を支える事業

1 事業一覧（ライフステージ別）

事業番号	計画事業名	該当する方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳未満	3歳以上	小学生	中学生	高校生等	若者
1	出産・子育て応援事業（ゆりかご・すみだ事業）	子1-(1)	←→						
2	親子健康手帳（母子健康手帳）の交付事業	子1-(1)	←→						
3	入院助産事業	子1-(1)	←→						
4	出産準備クラス・パパのための出産準備クラス事業	子1-(1)	←→						
5	国民健康保険料の産前産後期間の免除制度	子1-(1)	←→						
6	国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	子1-(1)	←→						
7	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	子1-(1)	←→	←→					
8	妊産婦訪問指導事業	子1-(1)	←→	←→					
9	家事・育児サポーター事業	子1-(1)	←→	←→					
10	妊婦のための支援給付事業	子1-(1)	←→	←→					
11	周産期保健医療ネットワークシステムの運営事業	子1-(1)	←→	←→					
12	赤ちゃん休けいスポット事業	子6-(2)	←→	←→					
13	母子健康診査事業	子1-(2)	←→	←→	←→				
14	母子歯科健康診査事業	子1-(2)	←→	←→	←→				
15	保育コンシェルジュ事業	子1-(3)	←→	←→	←→				
16	両国・文花子育てひろばの運営事業	子1-(3)	←→	←→	←→				
17	児童館における地域子育て支援拠点事業	子1-(3)	←→	←→	←→				
18	民間事業者による地域子育て支援拠点事業	子1-(3)	←→	←→	←→				
19	シニア人材バンク事業	子5-(1)	←→	←→	←→				
20	こどもや子育て世帯が利用しやすい公園づくり事業（公園等新設・再整備事業）	子6-(2)	←→	←→	←→	←→			

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ							
			妊娠 期	3歳 未 満	3歳 以 上	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	若 者	
21	子育て世帯が安全に移動できる道路の環境づくり事業	子6-(2)	←	←	←	←	←			
22	区公式LINEを活用した情報配信事業（きずなメール）	子6-(3)	←	←	←	←	←			
23	小児医療体制の充実・確保事業	子1-(2)	←	←	←	←	←	←		
24	利用者支援事業	子1-(3)	←	←	←	←	←	←	←	
25	子ども読書活動の推進事業 ○地域での読書活動の推進 ○区立図書館での児童・生徒向けサービス の充実 ○家庭における読書活動の啓発	子3-(2)	←	←	←	←	←	←	←	
26	母子等緊急一時保護事業	子4-(1)	←	←	←	←	←	←	←	
27	小児精神障害の医療費助成制度	子4-(2)	←	←	←	←	←	←	←	
28	要保護児童対策協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化事業	子4-(4)	←	←	←	←	←	←	←	
29	児童虐待防止に向けた啓発活動の推進事業	子4-(4)	←	←	←	←	←	←	←	
30	児童虐待に関する相談事業	子4-(4)	←	←	←	←	←	←	←	
31	児童相談事業	子4-(4)	←	←	←	←	←	←	←	
32	社会的養護推進のための啓発強化事業	子4-(4)	←	←	←	←	←	←	←	
33	地域子育てネットワークの構築事業	子5-(1)	←	←	←	←	←	←	←	
34	ボール遊びができる公園等の整備事業	子6-(2)	←	←	←	←	←	←	←	
35	放置自転車等対策事業	子6-(2)	←	←	←	←	←	←	←	
36	すみだいきいき子育てガイドブックの発行事業	子6-(3)	←	←	←	←	←	←	←	
37	食育の推進事業	子1-(2) 若1-(1)	←	←	←	←	←	←	←	←
38	食育推進事業	子1-(2) 若1-(1)	←	←	←	←	←	←	←	←
39	栄養指導事業	子1-(2) 若1-(1)	←	←	←	←	←	←	←	←
40	健康づくりのための普及啓発事業	子1-(2) 若1-(2)	←	←	←	←	←	←	←	←
41	区立スポーツ施設整備運営事業	子1-(2) 若1-(2)	←	←	←	←	←	←	←	←
42	家庭と地域の教育力充実事業	子1-(3) 若4-(2)	←	←	←	←	←	←	←	←
43	こどもの居場所ネットワークづくり事業	子3-(1) 若2-(1)	←	←	←	←	←	←	←	←
44	ひきこもり支援推進事業	子3-(1) 若3-(2)	←	←	←	←	←	←	←	←
45	スポーツ振興事業	子3-(2) 若1-(2)	←	←	←	←	←	←	←	←

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ							
			妊娠 期	3歳 未 満	3歳 以 上	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	若 者	
46	区民健康スポーツデー事業	子3-(2) 若1-(2)	←							→
47	総合型地域スポーツクラブ自立支援事業	子3-(2) 若1-(2)	←							→
48	すみだまつり・こどもまつり事業	子3-(2) 若2-(2)	←							→
49	男女共同参画に関する各種啓発の取組事業	子3-(4) 若1-(3)	←							→
50	母子・父子、女性、家庭相談事業	子4-(1) 若3-(5)	←							→
51	自立支援医療（精神通院）の支給事業	子4-(2) 若3-(1)	←							→
52	各種相談の実施事業	子4-(4) 若3-(5)	←							→
53	性的マイノリティの人の人権等さまざまな人権問題に関する啓発事業	子4-(4) 若3-(5)	←							→
54	地域福祉プラットフォーム事業	子5-(1) 若2-(1)	←							→
55	こども・若者への見守り支援事業	子5-(1) 若3-(5)	←							→
56	民生委員・児童委員活動事業	子5-(1) 若4-(2)	←							→
57	協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業	子5-(1) 若4-(2)	←							→
58	就職・仕事カウンセリングルームの運営事業	子5-(2) 若2-(3)	←							→
59	防犯パトロールカーによる巡回事業	子5-(3) 若4-(3)	←							→
60	交通安全普及啓発事業	子5-(3) 若4-(3)	←							→
61	危機情報のメール配信事業	子5-(3) 若4-(4)	←							→
62	若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援事業	子6-(1) 若2-(3)	←							→
63	健康づくりのための環境整備事業	子6-(2) 若1-(2)	←							→
64	公園等新設・再整備事業	子6-(2) 若4-(3)	←							→
65	トイレ改築事業	子6-(2) 若4-(3)	←							→
66	道路バリアフリー整備事業	子6-(2) 若4-(3)	←							→
67	歩行者・自転車通行空間再整備事業	子6-(2) 若4-(3)	←							→
68	すみだ良質な集合住宅認定制度	子6-(2) 若4-(3)	←							→
69	各種広報媒体による情報発信事業	子6-(3) 若4-(4)	←							→
70	若年層に向けた男女共同参画意識の醸成事業	子3-(3) 若1-(3)	←					←		→

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ							
			妊娠期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者	
71	リプロダクティブヘルス推進事業	子3-(3) 若1-(3)	←→			←→				
72	外国語相談事業	子4-(4) 若3-(5)	←→							←→
73	ワーク・ライフ・バランス推進事業	子6-(1) 若4-(2)	←→							←→
74	子育て世帯等定住促進事業	子6-(2) 若4-(3)	←→			←→				←→
75	住宅修築資金融資あっせん事業	子6-(2) 若4-(3)	←→			←→				←→
76	出産・子育て応援事業（パースデーサポート）	子1-(1)		←→						
77	産後ケア事業	子1-(1)		←→						
78	育児学級・育児講演会事業	子1-(3)		←→						
79	小規模保育事業・家庭的保育事業	子2-(1)		←→						
80	定期利用保育事業	子2-(2)		←→						
81	男性対象講座「すみだパバスクール」事業	子6-(1)		←→						
82	歯科衛生相談運営事業	子1-(2)		←→						
83	乳幼児健康診査事業（3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳半児、3歳児）、乳幼児経過観察健診、アレルギー健診	子1-(2)		←→						
84	アレルギー健診事業	子1-(2)		←→						
85	保育園における地域子育て支援事業	子1-(3)		←→						
86	幼稚園の園庭開放事業	子1-(3)		←→						
87	社会福祉会館における乳幼児事業	子1-(3)		←→						
88	子育て安心ステーション事業	子1-(3)		←→						
89	乳幼児子育て相談事業	子1-(3)		←→						
90	いっしょに保育事業	子1-(3)		←→						
91	育児相談事業	子1-(3)		←→						
92	一時預かり事業	子1-(3)		←→						
93	みんなであ・そ・ぼ「こみかんたいむ」「おれんじたいむ」事業	子1-(3)		←→						
94	子育てママ対象講座事業	子1-(3)		←→						
95	保育におけるこどもの安心・安全な環境づくり事業	子2-(1)		←→						

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠 期	3歳 未 満	3歳 以 上	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	若 者
96	特定教育・保育施設等への指導検査事業	子2-(1)		←→					
97	保育士の確保事業	子2-(1)		←→					
98	保育施設における質の向上のための取組事業	子2-(1)		←→					
99	保育施設の福祉サービス第三者評価の受審推進事業	子2-(1)		←→					
100	区立保育園への民間活力導入事業	子2-(1)		←→					
101	私立保育所等整備助成事業	子2-(1)		←→					
102	延長保育事業	子2-(2)		←→					
103	スポット延長保育事業	子2-(2)		←→					
104	休日保育事業	子2-(2)		←→					
105	年末保育事業	子2-(2)		←→					
106	緊急一時保育事業	子2-(2)		←→					
107	保育施設における障害児保育事業	子4-(2)		←→					
108	心理相談員の保育施設への巡回事業	子4-(2)		←→					
109	医療的ケア児に対する居宅訪問型保育事業	子4-(4)		←→					
110	幼児教育・保育の無償化事業	子4-(4)		←→					
111	認証保育所保育料負担軽減補助事業	子4-(4)		←→					
112	ふれあい給食事業	子5-(1)		←→					
113	ベビーシッター利用支援事業	子2-(2)		←→	→				
114	病児保育事業	子2-(2)		←→	→				
115	すみだ子育て支援ネット「はぐ」事業	子2-(2)		←→	→				
116	すみだファミリー・サポート・センター事業	子5-(1)		←→	→				
117	栄養価の高い給食の提供事業	子1-(2)		←→	→	→			
118	ショートステイ事業	子1-(3)		←→	→	→			
119	児童養育家庭ホームヘルプサービス事業	子1-(3)		←→	→	→			
120	こどもの予防接種事業	子1-(2)		←→	→	→	→		

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ							
			妊娠 期	3歳 未 満	3歳 以 上	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	若 者	
121	こども医療費助成事業	子1-(2)		←→						
122	児童館事業	子3-(1)		←→						
123	児童館の改修事業	子3-(1)		←→						
124	コミュニティ会館事業	子3-(1)		←→						
125	社会福祉会館事業	子3-(1)		←→						
126	児童扶養手当制度	子4-(1)		←→						
127	児童育成手当制度	子4-(1)		←→						
128	ひとり親家庭の医療費の助成事業	子4-(1)		←→						
129	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子4-(1)		←→						
130	ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業	子4-(1)		←→						
131	ひとり親家庭就業・自立支援事業	子4-(1)		←→						
132	東京都母子及び父子福祉資金の貸付事業	子4-(1)		←→						
133	母子生活支援施設事業	子4-(1)		←→						
134	養育費等支援事業	子4-(1)		←→						
135	障害児通所支援事業	子4-(2)		←→						
136	障害児移動支援事業	子4-(2)		←→						
137	自立支援医療（育成医療）の支給制度	子4-(2)		←→						
138	児童手当制度	子4-(4)		←→						
139	養育支援訪問事業	子4-(4)		←→						
140	重症心身障害児（者）等介護者支援事業	子4-(4)		←→						
141	教育相談事業	子4-(4)		←→						
142	医療的ケア児の受入事業	子4-(4)		←→						
143	発達が気になるお子さんの相談の強化事業	子4-(4)		←→						
144	子育て支援活動助成事業	子5-(1)		←→						
145	スポーツ推進委員の活動事業	子1-(2) 若1-(2)		←→						←→

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者
171	わんぱく天国事業	子3-(2)			←	→			
172	環境体験学習事業	子3-(2)			←	→			
173	こどもの未来応援事業（こども食堂・食品ロス削減）	子4-(1)			←	→			
174	ヤングケアラーの認知度向上のための啓発事業	子4-(4)			←	→			
175	ヤングケアラーの相談・支援事業	子4-(4)			←	→			
176	すみだ探究工房事業	子5-(2)			←	→			
177	起震車による地震体験事業	子3-(2) 若2-(1)			←	→			
178	クリーンキャンペーン事業	子3-(2) 若2-(2)			←	→			
179	すみだ生涯学習センター事業	子5-(1) 若2-(1)			←	→			
180	学童クラブ事業	子3-(1)				←	→		
181	放課後子ども教室推進事業	子3-(1)				←	→		
182	子どもの体験活動支援事業	子3-(2)				←	→		
183	サブ・リーダー講習会事業	子3-(2)				←	→		
184	夏休み自然体験教室事業	子3-(2)				←	→		
185	すみだ子どもPR大使事業	子3-(2)				←	→		
186	環境学習の支援事業	子3-(3)				←	→		
187	ごみの減量と分別に関する環境学習事業	子3-(3)				←	→		
188	学童クラブへの障害児の受入事業	子4-(2)				←	→		
189	子ども会活性化事業	子5-(1)				←	→		
190	学校安全ボランティア事業	子5-(1)				←	→		
191	地域防犯対策事業	子5-(3)				←	→		
192	帰宅呼びかけ放送事業	子5-(3)				←	→		
193	防犯ブザーの配布事業	子5-(3)				←	→		
194	こどもの110番事業	子5-(3)				←	→		
195	スクールゾーン育成事業費支援事業	子5-(3)				←	→		

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠 期	3歳 未 満	3歳 以 上	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	若 者
196	通学路防犯設備整備事業	子5-(3)				←→			
197	健康と体力向上の推進事業	子1-(2)				←→	←→		
198	各種スポーツ活動事業	子3-(2)				←→	←→		
199	子ども読書活動の推進事業 ○学校図書館の充実 ○学校と図書館の連携強化 ○ほうかご図書室	子3-(2)				←→	←→		
200	生産体験活動事業	子3-(2)				←→	←→		
201	被保護学童・生徒に対する修学旅行支度金支給事業	子3-(2)				←→	←→		
202	国際理解教育の推進事業	子3-(3)				←→	←→		
203	情報教育の推進事業	子3-(3)				←→	←→		
204	学力向上推進事業	子3-(3)				←→	←→		
205	道徳教育の推進事業	子3-(3)				←→	←→		
206	人権教育事業	子3-(3)				←→	←→		
207	図書館を使った調べる学習コンクール事業	子3-(3)				←→	←→		
208	体験的な活動を取り入れた学習の展開事業	子3-(3)				←→	←→		
209	伝統文化等に触れる機会の提供事業	子3-(3)				←→	←→		
210	交流教育・障害児理解教育の実施事業	子3-(3)				←→	←→		
211	学校教育における生活習慣にかかわる指導事業	子3-(3)				←→	←→		
212	SOSの出し方に関する教育事業	子3-(3)				←→	←→		
213	学校ICT化推進事業	子3-(3)				←→	←→		
214	普通教室等ICT運営管理事業	子3-(3)				←→	←→		
215	創業機運醸成事業	子3-(4)				←→	←→		
216	小中学生向け啓発物の配布事業	子3-(4)				←→	←→		
217	特別支援教育への対応事業	子4-(2)				←→	←→		
218	特別支援学級・教室の運営事業	子4-(2)				←→	←→		
219	特別支援学級等の就学相談事業	子4-(2)				←→	←→		
220	就学奨励費の支給事業	子4-(2)				←→	←→		

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠 期	3歳 未 満	3歳 以 上	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	若 者
221	介助支援の実施事業	子4-(2)				←→			
222	就学援助事業	子4-(3)				←→			
223	被保護学童に対する学童服・運動衣の購入費の支給事業	子4-(3)				←→			
224	教育支援センター事業	子4-(4)				←→			
225	いじめ・不登校防止対策事業	子4-(4)				←→			
226	外国籍等児童・生徒の支援事業	子4-(4)				←→			
227	修学旅行費・日光移動教室無償化事業	子4-(4)				←→			
228	学校給食費保護者負担軽減事業	子4-(4)				←→			
229	私立学校就学者等支援事業	子4-(4)				←→			
230	高齢者とのコミュニケーション（講演会等）事業	子5-(1)				←→			
231	P T Aへの支援事業	子5-(1)				←→			
232	間バイトへの対応の推進	子5-(1)				←→			
233	墨田区青少年健全育成区民大会事業	子5-(1)				←→			
234	学校支援ネットワーク事業	子5-(1)				←→			
235	セーフティ教室事業	子5-(3)				←→			
236	喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策事業	子1-(2)				←→			
237	エイズ及び性感染症等に関する性教育事業	子1-(2)				←→			
238	子ども第三の居場所事業	子3-(1)				←→			
239	児童・生徒向けボランティアスクール事業	子3-(2)				←→			
240	すみだ少年少女合唱団事業	子3-(2)				←→			
241	児童館における定期学習会の実施事業	子3-(2)				←→			
242	消防少年団事業	子3-(3)				←→			
243	明るい選挙啓発ポスターコンクール事業	子3-(4)				←→			
244	こどもの学習・生活支援事業	子4-(1)				←→			
245	被保護者自立促進事業（学習環境整備支援費）	子4-(3)				←→			

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠 期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者
246	次代に継ぐ平和のかたりべ事業	子5-(1)				←	→		
247	ふれあい協議会事業	子5-(1)				←	→		
248	地域パトロール事業	子5-(3)				←	→		
249	スクールサポーター制度	子5-(3)				←	→		
250	有害環境の浄化活動事業	子5-(3)				←	→		
251	サイバーパトロールの実施事業	子5-(3)				←	→		
252	夏体験ボランティア事業	子3-(2) 若2-(2)				←	→	←	→
253	学校のボランティア活動普及事業	子3-(3) 若2-(2)				←	→	←	→
254	思春期相談・思春期講演会事業	子4-(4) 若3-(5)				←	→	←	→
255	自主グループ等への支援事業	子5-(1) 若2-(1)				←	→	←	→
256	ボランティア推進事業	子5-(1) 若2-(2)				←	→	←	→
257	ボランティアセンターの活動事業	子5-(1) 若2-(2)				←	→	←	→
258	墨田区青少年非行・被害防止強調月間事業	子5-(1) 若4-(1)				←	→	←	→
259	更生保護活動事業	子5-(1) 若4-(1)				←	→	←	→
260	社会を明るくする運動事業	子5-(1) 若4-(1)				←	→	←	→
261	地域教育懇談会事業	子5-(1) 若4-(2)				←	→	←	→
262	青少年委員活動の推進事業	子5-(1) 若4-(2)				←	→	←	→
263	青少年育成委員会活動への支援事業	子5-(1) 若4-(2)				←	→	←	→
264	区報ジュニアレポーター事業	子3-(2)					←	→	
265	中学生区議会事業	子3-(2)					←	→	
266	防災教育事業	子3-(3)					←	→	
267	墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業	子4-(3)					←	→	
268	中学生の職場体験の充実事業	子5-(2)					←	→	
269	デートDV 予防啓発講座事業	子5-(3)					←	→	
270	児童館における中高生世代の音楽活動の支援事業	子3-(2)					←	→	

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ					
			妊娠 期	3歳 未 満	3歳 以 上	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等
271	学卒求人申込説明会事業	子3-(4)					←→	
272	中高生の就職支援事業	子3-(4)					←→	
273	ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業	子4-(1)					←→	
274	受験生チャレンジ支援貸付事業	子4-(3)					←→	
275	少年団体の育成事業	子5-(1)					←→	
276	被保護者自立促進事業（大学等進学支援費）	子4-(3)					←→	
277	健康診査事業	子1-(2) 若1-(1)						←→
278	すみだ教室事業	子4-(2) 若3-(1)						←→
279	墨田育英会事業	子4-(3) 若3-(3)						←→
280	地域力育成・支援事業	若2-(1)						←→
281	はたちのつどい事業	若2-(2)						←→
282	若年投票立会人事業	若2-(2)						←→
283	若年啓発グループ事業	若2-(2)						←→
284	被保護者自立促進事業（就労支援費）	若2-(3)						←→
285	住居確保給付金の支給事業	若2-(3)						←→
286	就職支援コーナーすみだ事業	若2-(3)						←→
287	求職者支援訓練事業	若2-(3)						←→
288	職業訓練受講給付金事業	若2-(3)						←→
289	若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金（国）制度	若2-(3)						←→
290	合同就職面接会等の開催事業	若2-(3)						←→
291	人材確保プロモーション支援事業	若2-(3)						←→
292	人材確保・就職支援コーナー事業	若2-(3)						←→
293	ヤング相談コーナー事業	若2-(3)						←→
294	ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介事業	若2-(3)						←→
295	就労継続支援事業	若3-(1)						←→

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者
296	すみだ障害者就労支援総合センター事業	若3-(1)							⇔
297	墨田区福祉作業所等ネットワーク事業	若3-(1)							⇔
298	社会参加促進事業	若3-(2)							⇔
299	生活困窮者自立支援事業	若3-(3)							⇔
300	生活困窮者家計改善支援事業	若3-(3)							⇔
301	生活困窮者就労準備支援事業	若3-(3)							⇔
302	ゲートキーパー研修事業	若3-(4)							⇔
303	すみだ こころと生活の相談窓口事業	若3-(4)							⇔

2 事業の内容

1	出産・子育て応援事業（ゆりかご・すみだ事業）		子1-(1)
事業概要	目的	専門職による面接を実施し、必要な支援を行うことで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実現する。	
	具体的内容	保健師などの専門職が妊婦に面接を行い、継続した支援が必要な場合には支援プランを作成して、関係機関と連携しながら必要な支援を実施します。	
担当課		健康推進課	

2	親子健康手帳（母子健康手帳）の交付事業		子1-(1)
事業概要	目的	安心して妊娠期を過ごし、健やかな赤ちゃんとの出会いを迎えられるよう支援する。	
	具体的内容	妊娠の届出により親子健康手帳（母子健康手帳）の交付を行い、必要に応じて保健指導を行います。	
担当課		健康推進課	

3	入院助産事業		子1-(1)
事業概要	目的	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の助産支援を行う。	
	具体的内容	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由（低所得など）により、出産費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、児童福祉法に規定する助産施設で安心して分娩出来るよう、出産費用を助成する。	
担当課		生活福祉課	

4	出産準備クラス・パパのための出産準備クラス事業		子1-(1)
事業概要	目的	妊娠中を快適に過ごし、健やかな赤ちゃんとの出会いを迎えられるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の習得を図る。	
	具体的内容	○出産準備クラス これから出産を迎える妊婦の方を対象に、お産の進み方や妊娠中の過ごし方、妊娠中の食生活に関する講座などを実施します。 ○パパのための出産準備クラス これから出産を迎える妊婦とそのパートナーを対象に、妊婦疑似体験や赤ちゃんのお世話の実習、参加者同士の情報交換などを行います。	
担当課		健康推進課	

5	国民健康保険料の産前産後期間の免除制度		子1-(1)
事業概要	目的	出産前後の国民健康保険料を免除し、次世代育成支援を図る。	
	具体的内容	国民健康保険被保険者について、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民健康保険料を免除します。	
担当課		国保年金課	

6	国民年金保険料の産前産後期間の免除制度		子1-(1)
事業概要	目的	出産前後の国民年金保険料を免除し、次世代育成支援を図る。	
	具体的内容	国民年金第1号被保険者について、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民年金保険料を免除し、当該期間を保険料納付済期間とします。	
担当課		国保年金課	

7	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		子1-(1)
事業概要	目的	妊産婦及び新生児の健康維持、増進を図るために訪問指導を行い、こどもの健やかな出生と育成を支援する。	
	具体的内容	<p>新生児及び生後120日以内の乳児に対して、自宅を訪問して発育、栄養、生活環境等の育児指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止、早期発見に努めます。</p> <p>さらに、訪問時に産後うつスクリーニングアンケートを実施し、高い点数の方には必要な相談・支援につなげます。</p>	
担当課		健康推進課	

8	妊産婦訪問指導事業		子1-(1)
事業概要	目的	妊婦に対し、日常生活指導を行うとともに、異常の発生防止及び早期発見に努め、母子保健の向上を図る。	
	具体的内容	妊産婦訪問を継続し、健康の保持・増進並びに育児不安の解消及び虐待の防止・早期発見を図ります。	
担当課		健康推進課	

9	家事・育児サポーター事業		子1-(1)
事業概要	目的	妊娠期や乳幼児期のこどもを養育する家庭の身体的・精神的負担を軽減し、妊娠期及び産後も安心して子育てできるよう支援する。	
	具体的内容	妊娠中の方や乳幼児期（0歳から2歳まで）のこどもを育てる家庭に対し、自宅へサポーターを派遣して家事・育児の支援サービスを実施します。	
担当課		子育て支援総合センター	

10	妊婦のための支援給付事業		子1-(1)
----	---------------------	--	--------

事業概要	目的	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な地域で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的な負担軽減を図る。
	具体的内容	「妊婦のための支援給付」として妊娠時に5万円、出産後にこどもの人数×5万円を支給します。 「妊婦等包括相談支援事業」として面談等を通じて妊娠時から妊産婦等に寄り添い必要な支援につなぎます。
担当課		健康推進課

11	周産期保健医療ネットワークシステムの運営事業		子1-(1)
事業概要	目的	地域の周産期医療機関相互のネットワークシステムの連携強化を図る。	
	具体的内容	周産期医療を取り扱う近隣の医療機関及び助産院と「周産期保健医療ネットワーク会議」を開催し、情報交換及び今後の連携についての検討を行います。	
担当課		健康推進課	

12	赤ちゃん休けいスポット事業		子6-(2)
事業概要	目的	赤ちゃんのおむつ替えや授乳のために気軽に利用できる場所を認定・周知し、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整える。	
	具体的内容	区で設定した基準を満たした施設・民間店舗等を「赤ちゃん休けいスポット」として認定し、ステッカーの掲示、区公式ホームページでの案内等により周知を図ります。	
担当課		子育て支援課	

13	母子健康診査事業		子1-(2)
事業概要	目的	各種健康診査を通して母性の健康を保持増進させ、こどもの出生と育成を推進する。	
	具体的内容	妊婦及び乳幼児に対して適切な時期に健康診査と指導を行い、健康の保持、増進を図ります。また、育児不安の解消や虐待の未然防止・早期発見に努めます。 あわせて、健診の機会を通じてこどもの事故防止に関する知識の普及・啓発にも取り組みます。	
担当課		健康推進課	

14	母子歯科健康診査事業		子1-(2)
事業概要	目的	妊産婦とそのパートナー及び乳幼児の歯科健康診査を実施し、口腔内疾患の予防と早期発見、適切な時期での治療を推進し、口腔の健康づくりを支援する。	
	具体的内容	<p>【妊産婦歯科健康診査・育メン歯科健康診査】</p> <p>妊娠中に1回、産後1年未満までの間に1回の計2回、区内の実施歯科医療機関において、歯科健康診査と歯科保健指導が受けられます。同様に、妊産婦のパートナーを対象とした歯科健康診査を実施します。（自己負担なし）</p> <p>【乳幼児の歯科健康診査】</p> <p>1歳6か月児と3歳児を対象とした歯科健康診査を実施します。</p> <p>また、区内の実施歯科医療機関において、4歳児を対象とした歯科健康診査を実施します。</p>	
担当課		健康推進課	

15	保育コンシェルジュ事業		子1-(3)
事業概要	目的	子育て家庭の個別のニーズや状況に最も合った保育サービスを利用できる環境を整える。	
	具体的内容	保育専門相談員を配置し、妊婦及び乳幼児を子育てしている家庭の保護者からの相談に応じ、個別の状況に応じた適切な保育サービスを案内します。	
担当課		子育て支援課	

16	両国・文花子育てひろばの運営事業		子1-(3)
事業概要	目的	子育て家庭のつながりを促進し、孤立の防止、育児不安の解消を図る。	
	具体的内容	在宅子育て支援の中核となる両国・文花子育てひろばにおいて、妊娠期、子育て中の親子同士の交流や情報交換の場を提供するほか、子育てに関する各種講座の開催、育児に関する相談対応を実施します。	
担当課		子育て支援総合センター	

17	児童館における地域子育て支援拠点事業		子1-(3)
事業概要	目的	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る。	
	具体的内容	区内の各児童館において地域子育て支援拠点事業を実施し、週3日、3時間以上、乳幼児及びその保護者の交流の場を設けます。また、月1回以上子育て及び子育て支援に関する講習会を実施します。	
担当課		子育て政策課	

18	民間事業者による地域子育て支援拠点事業		子 1-(3)
事業概要	目的	民間事業者と連携し、子育て家庭のつながりを促進する場を創出し、孤立の防止、育児不安の解消を図る。	
	具体的内容	親子の交流、情報交換の場を確保し、区内の育児相談環境を充実させます。	
担当課		子育て支援課	

19	シニア人材バンク事業		子 5-(1)
事業概要	目的	地域における高齢者と児童の交流ふれあい事業を展開し、子どもたちに楽しい時間を提供し、高齢者の生きがいづくりにつなげる。	
	具体的内容	シニア人材バンクに登録しているボランティアの方々が、読み聞かせを通じて子どもたちと交流したり、子育て世帯の育児相談に応じたりすることで、豊かな経験を活かした世代間交流を行います。	
担当課		高齢者福祉課	

20	こどもや子育て世帯が利用しやすい公園づくり事業（公園等 新設・再整備事業）		子 6-(2)
事業概要	目的	公園利用者の多様なニーズに対応し、こどもや子育て世帯が快適に利活用できる魅力的な公園づくりを進める。	
	具体的内容	乳幼児や児童向けの遊具、じゃぶじゃぶ池などの水遊び場など、こどもを対象とした施設などの整備を進めるとともに、関係機関と連携し、昔遊び体験や子育て交流などのプログラムを充実させます。 施設整備に当たっては、近隣の小学校や保育園などへのアンケートや、公園で遊んでいるこどもや保護者に直接意見を聞くことにより、利用者などの意見を踏まえた施設整備とします。	
担当課		公園課	

21	子育て世帯が安全に移動できる道路の環境づくり事業		子 6-(2)
事業概要	目的	乳幼児から小学校低学年までのこども及びその保護者の子育て世帯が、安全・安心にお出かけができるよう歩道環境を整備する。	
	具体的内容	ベビーカー使用時に引っ掛かりやすい歩道の縁端部（段差 2 cm）を段差 0 cm の縁端部に改良し、保育園児等の視認性が悪いガードレールをガードパイプにすることで、こどもや保護者がストレスなく安全に通行できる道路環境を整備します。	
担当課		道路・橋りょう課	

22	区公式LINEを活用した情報配信事業（きずなメール）		子6-(3)
事業概要	目的	妊娠期から子育て期までの家庭に対し、産前産後のケア情報や各種子育て支援情報を発信することで、必要な方が必要な支援を活用できる環境を整える。	
	具体的内容	区公式LINEのメール連携機能を活用して、民間事業者と連携した産前産後のケア情報の提供や、各種子育て支援情報の発信を行います。	
担当課		子育て支援課、広報広聴担当	

23	小児医療体制の充実・確保事業		子1-(2)
事業概要	目的	休日や平日の夜間における急病患者に対する初期救急医療体制を確保することで、区民の健康を守り、安心して子育てできる環境を整える。	
	具体的内容	<p>【休日応急診療事業】</p> <p>祝祭日、日曜日及び年末年始に、休日応急診療所を開設し、内科・小児科の応急診療に対応します。</p> <p>【小児初期救急平日夜間診療】</p> <p>平日の夜間、同愛記念病院内のすみだ平日夜間救急こどもクリニックにおいて、小児専門の初期救急診療を行います。</p>	
担当課		保健計画課	

24	利用者支援事業		子1-(3)
事業概要	目的	こども及びその保護者等、又は妊娠している方が、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるように支援を行う。	
	具体的内容	子育て支援総合センター、子育てひろば、児童館、コミュニティ会館、保健所、区役所等の子育て親子が集まりやすい身近な場所で、地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言や関係機関との連絡調整を行います。	
担当課		子育て支援総合センター、子育て政策課、地域活動推進課、健康推進課	

25	子ども読書活動の推進事業 ○地域での読書活動の推進 ○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実 ○家庭における読書活動の啓発		子3-(2)	
事業概要	目的	こどもが本に親しみ、本をとおして保護者や地域と能動的に関わりを持つことで、学習の基盤となる言語能力の育成や思考力や判断力を養うとともに、こどもたちの豊かな心を育てる。		
	具体的内容	<p>○ブックスタート事業 3・4か月健診時に、乳児と保護者に絵本の手渡しと読み聞かせのアドバイスを行うとともに、幼児向けブックリストを配布します。</p> <p>○地域での読書活動の推進 幼稚園・保育園等の施設への団体貸出を行うとともに、図書館ボランティアの協力を得て、学校や障害児施設での出張読み聞かせ会等を行い、地域での読書活動を推進します。</p> <p>○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実 ①おはなし会やイベントを通じて、幼児・児童・生徒の読書への関心を高めます。また、保護者向けのイベントも開催します。 ②子育て関連施設への団体貸し出しの拡充を行い、各施設における読書環境をより充実させることで、保育の質の向上やこどもの健全育成の推進を図ります。</p> <p>○家読（うちどく）の啓発 1冊の本を通じて家族で読書を楽しめる「おうちDe どくしょノート」の配布や保護者向け講演会の開催を通じて、家庭における読書活動の啓発を行います。</p> <p>○子ども司書や中高生ボランティアの育成をします。</p> <p>○電子書籍の充実 いつでもどこでも、読みたいときに本がある環境を作ります。</p>		
	担当課	ひきふね図書館		

26	母子等緊急一時保護事業		子4-(1)	
事業概要	目的	緊急的な避難を必要とする方を一時的に保護し、自立に向けた支援を行う。		
	具体的内容	家庭内のトラブルなどで緊急的な避難が必要な母子又は女性を、施設等で一時的に保護します。落ち着いた環境の中で相談・支援を実施することで、対象者の自立を援助します。		
担当課	生活福祉課			

27	小児精神障害の医療費助成制度		子 4-(2)
事業概要	目的	小児精神病の患者に対して、入院医療費を助成することにより、その医療の確立と普及とを図り、併せて患者の医療費等の負担軽減を図る。	
	具体的内容	小児精神病での入院費を助成します。	
担当課		健康推進課	

28	要保護児童対策協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化事業		子 4-(4)
事業概要	目的	児童虐待防止のために必要な連携体制を強化し、要保護児童の早期発見、適切な保護並びに要保護児童とその保護者への適切な支援を図る。	
	具体的内容	児童虐待に関する相談や防止対策の活動を、関係機関相互の連携・協力の下に総合的に行うためのネットワークである「要保護児童対策地域協議会」を運営し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等を開催して、適切な支援を行います。	
担当課		子育て支援総合センター	

29	児童虐待防止に向けた啓発活動の推進事業		子 4-(4)
事業概要	目的	各種啓発活動を推進し、児童虐待の防止を図る。	
	具体的内容	地域で虐待を防止するための区民向けパンフレットや、幼稚園、保育所、学校、児童館、医療機関等関係機関向けの虐待防止マニュアルを作成し、配布します。	
担当課		子育て支援総合センター	

30	児童虐待に関する相談事業		子 4-(4)
事業概要	目的	こどもが安全・安心に生活できるよう、家庭等の課題について相談・支援する。	
	具体的内容	児童虐待に関する対応を行います。問題解決にあたっては、江東児童相談所と連携を図ります。	
担当課		子育て支援総合センター	

31	児童相談事業	子 4-(4)	
事業概要	目的	すべてのこどもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように、専門の相談機関として家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していくことを目的としています。	
	具体的内容	18 歳未満のこどもに関するあらゆる相談を受け、児童福祉法に基づく対応を行います。問題解決にあたっては、子育て支援総合センターと連携を図ります。	
担当課		江東児童相談所	

32	社会的養護推進のための啓発強化事業	子 4-(4)	
事業概要	目的	こどもを社会全体で養護していくため、養育里親に関する啓発を実施して里親の増加を図る。	
	具体的内容	東京都江東児童相談所と連携し、虐待防止に関する講演会の開催や関連イベントの機会を捉えた啓発に取り組みます。	
担当課		子育て支援総合センター	

33	地域子育てネットワークの構築事業	子 5-(1)	
事業概要	目的	地域子育て支援拠点として、子育て世代同志のネットワーク構築を図る。	
	具体的内容	新施設における交流室事業の活用及び子育てひろば利用登録団体同士の交流促進等により地域の子育て世代のネットワーク構築を図ります。また、社会資源研修をはじめとする人材育成や事例研究に取り組みます。	
担当課		子育て支援総合センター	

34	ボール遊びができる公園等の整備事業	子 6-(2)	
事業概要	目的	特色のある公園づくりの一環として、ボール遊びができる広場を整備する。	
	具体的内容	こどもたちが、外でボール遊びができる環境づくりに向けて、既存公園等にボール遊びができる広場の整備を進めます。	
担当課		公園課	

35	放置自転車等対策事業		子 6-(2)
事業概要	目的	放置自転車等による生活環境の悪化を防止し、安全で快適なまちづくりの実現を図る。	
	具体的内容	<p>自転車整理員による日常的な周知活動や呼びかけのほか、啓発キャンペーンを推進します。</p> <p>また、自転車放置禁止区域では自転車等の即時撤去を実施するなど、撤去・保管・返還業務も行います。保管期限経過後も引取りのない撤去自転車については、自転車の状態に応じてリサイクル、海外供与、売却、廃棄などの処分を実施します。</p>	
担当課		土木管理課	

36	すみだいきいき子育てガイドブックの発行事業		子 6-(3)
事業概要	目的	妊娠期から子育て期までの家庭に必要な情報を掲載した冊子を作成・配布することで、必要な支援を活用できる環境を整える。	
	具体的内容	<p>子育てに関する相談窓口や公園などのお出かけ先、健診・予防接種情報など、子育て情報をまとめた「すみだいきいき子育てガイドブック」を作成・配布します。</p>	
担当課		子育て支援課	

37	食育の推進事業		子 1-(2)	若 1-(1)
事業概要	目的	次世代の命を育む妊婦に必要な栄養の知識を普及するとともに、こどもが望ましい食習慣を身につけ、食の大切さを理解し、食を通じて自らの健康を管理できるよう、乳幼児期から食育に取り組む。		
	具体的内容	<p>【妊婦向け】 出産準備クラスの際に、妊娠中の食事について講義を行い、望ましい食習慣を身につけるための指導を実施します。</p> <p>【乳幼児期】 健診時や講習会の場を通じて、集団及び個別の栄養指導を行い、食に関する知識の普及啓発を図ります。また、各幼稚園、保育園等においても食育検討会の実施や栄養バランスのとれた給食の提供を通じて、食育に取り組みます。</p> <p>【小中学生】 年3回の食育検討会の実施や、各学校での取組をまとめた食育実践報告書を作成します。また、食育の取組を支援するため、給食を活用した食育事業を実施する区立小中学校に対し、食育推進交付金を交付します。</p> <p>【地域】 墨田区食育推進計画に基づき、区民・民間団体等の主体的な活動と地域の特性を活かした総合的な食育を推進し、食育フェス、食育シンポジウムの実施等を通じて食育の普及啓発に取り組めます。</p>		
担当課		子ども施設課、学務課、指導室、健康推進課		

38	食育推進事業		子 1-(2)	若 1-(1)
事業概要	目的	「みんなが笑顔でたのしい食環境を通じて豊かな人生をおくる」ことを目標に、すべての区民を対象に食育事業を実施する。		
	具体的内容	「墨田区食育推進計画」に基づき、「手間かけて みんなでつくる すみだの食育」を基本理念に、基本目標『食で「ひと」「まち」「交流」「安心」「協働」を育む』に準じた食育推進事業を区民・地域団体・NPO・事業者・企業・大学など多様な分野と区が連携しながら、すみだ食育推進会議の中で「協創」の食育へと推進します。		
担当課		健康推進課		

39	栄養指導事業		子 1-(2)	若 1-(1)
事業概要	目的	自ら適切な食生活を実践できるように、栄養知識の普及啓発を行う。		
	具体的内容	栄養相談や食生活講習会等を実施し、栄養に関する正しい知識の普及啓発を図ります。		
担当課		健康推進課		

40	健康づくりのための普及啓発事業		子 1-(2)	若 1-(2)
----	------------------------	--	---------	---------

事業概要	目的	健康づくりに対する区民の意識の高揚や知識の普及を図る。
	具体的内容	「すみだ健康づくり総合計画」に基づき、区民一人ひとりが生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、様々な取組を進めます。
担当課		健康推進課

41	区立スポーツ施設整備運営事業		子 1-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	スポーツ施設について、適正な管理運営と整備を行うことで、区民がスポーツを実施しやすい環境づくりを行う。		
	具体的内容	スポーツを通じ、異なる世代の人々の価値観を超えた交流を促進するとともに、青少年等の社会教育活動を行う施設として整備、運営します。		
担当課		スポーツ振興課		

42	家庭と地域の教育力充実事業		子 1-(3)	若 4-(2)
事業概要	目的	心身ともに健康なこどもの育成を促すため、保護者等が家庭での子育て等について学習する機会を設け、家庭教育の振興を図る。		
	具体的内容	親子を対象とした「家庭教育支援講座」の実施や、地域を対象とした「地域育成者講習会」の実施、家庭教育等に関する学習活動を行う団体への経費補助等の支援を行います。また、児童・生徒の保護者に子育てに関する季刊誌を発行することにより、親子のふれあい・こどもの自主性・家庭における教育の大切さについての意識啓発を推進します。		
担当課		地域教育支援課		

43	こどもの居場所ネットワークづくり事業		子 3-(1)	若 2-(1)
事業概要	目的	食事提供活動を通じ、こどもの居場所づくりを行っている区内の団体及び区との連携、ネットワークづくりを支援します。		
	具体的内容	食事提供活動団体に加え、学習支援やおしゃべりの場などこども・若者の居場所づくりを行っている団体に範囲を拡大し、情報交換会等の開催や、ボランティアの紹介、墨田区社会福祉協議会ホームページへ活動内容を掲載することで、活動の後方支援を行います。		
担当課		厚生課、墨田区社会福祉協議会		

44	ひきこもり支援推進事業		子 3-(1)	若 3-(2)
事業概要	目的	ひきこもり状態にある本人やその家族からの相談を受けとめ、本人の望む解決に向けて伴走支援を行う体制を構築し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指す。		
	具体的内容	対面での相談だけでなく、ひきこもりで悩んでいる方の状況に寄り添い非対面で電話やメールで相談等ができるひきこもり地域支援センター【すみ家】を設置、運営します。 また、ひきこもりに対する正しい理解の周知を図るとともに、ひきこもりで悩んでいる方や家族が地域から孤立しがちな状況を踏まえた上で、分かりやすい情報を発信するため、ひきこもり支援専用WEBサイトを管理、運営します。		
担当課		厚生課		

45	スポーツ振興事業		子 3-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	年齢や障害の有無等にかかわらず、広く区民の健康増進を支援し、スポーツ実施率を向上させる。		
	具体的内容	スポーツ教室、区民スポーツ大会、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会などを開催し、スポーツの振興を図るとともに、広く区民の健康増進を支援します。		
担当課		スポーツ振興課		

46	区民健康スポーツデー事業		子 3-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	区民参加型のスポーツイベントを行うことで、スポーツ振興及び地域づくり、地域交流の促進を図る。		
	具体的内容	原則として10月のスポーツの日を区民健康スポーツデーと位置付け、全ての区民が一日スポーツに親しむ日とすることで、スポーツの振興を図ります。		
担当課		スポーツ振興課		

47	総合型地域スポーツクラブ自立支援事業		子 3-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	地域でスポーツに親しむことのできる身近な拠点として、区民だれもがスポーツを楽しむやすい環境づくりを行う。		
	具体的内容	地域の日常的な活動の場として、誰もが参加できる気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる地域スポーツクラブを展開し、豊かな地域スポーツライフを築きます。		
担当課		スポーツ振興課		

48	すみだまつり・こどもまつり事業		子 3-(2)	若 2-(2)
----	------------------------	--	---------	---------

事業概要	目的	区民と行政が手を携え、企画・運営することにより、「ふるさとすみだ」の意識の高揚とともに地域の振興を図る。
	具体的内容	区民等によって組織した実行委員会が企画・運営することで、「ふるさと墨田」のまちづくり意識の高揚と地域力の振興を図ります。また、安全・健康・友情と連帯の輪を目標に明るくはつらつとしたこどもの成長を促します。実施にあたって広くボランティアを募集することで、区民等の社会参画を促します。
担当課		文化芸術振興課

49	男女共同参画に関する各種啓発の取組事業	子 3-(4)	若 1-(3)
事業概要	目的	子育てを含めたさまざまな性別役割分担意識を解消し、一人ひとりが自分らしく生きられる社会の実現を目指す。	
	具体的内容	男女共同参画情報誌「すみなか」の発行や、男女共同参画推進啓発講座をはじめとする各種啓発講座の開催、家庭・学校・地域において意識啓発に取り組むことで社会全体の男女共同参画に関する意識を高めます。	
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所	

50	母子・父子、女性、家庭相談事業	子 4-(1)	若 3-(5)
事業概要	目的	それぞれの状況に応じた相談対応を実施することにより、適切な支援につなげる。	
	具体的内容	母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員が各種相談に応じ、社会的・経済的自立に向けた支援や、適切な助言、関係機関との連絡調整、情報提供を行います。	
担当課		生活福祉課	

51	自立支援医療（精神通院）の支給事業	子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	精神障害者及び障害時がその有する能力及び適正に応じて、自立した日常生活方は社会生活を営むことができるよう、その医療に必要な費用の 100 分の 20 に相当する額の給付を行い、精神障害者の福祉の増進を図る。	
	具体的内容	精神疾患のため通院による治療を受ける際に、医療費の自己負担を軽減します。	
担当課		健康推進課	

52	各種相談の実施事業		子 4-(4)	若 3-(5)
事業概要	目的	それぞれの家庭の状況に応じた相談対応を実施することにより、適切な支援につなげる。		
	具体的内容	母子父子家庭・女性・家庭における様々な相談に対して、社会的・経済的自立に向けて助言等により自立につながるよう支援を行います。 また、DV等で保護を必要とする母子や女性の保護や援助を行います。		
担当課		生活福祉課		

53	性的マイノリティの人の人権等さまざまな人権問題に関する啓発事業		子 4-(4)	若 3-(5)
事業概要	目的	子ども・若者をはじめ、誰もが幸せに暮らすことができるよう、多様性や人権を尊重し、共に支え合うことのできる地域社会の実現を目指す。		
	具体的内容	特に配慮が必要な子ども・若者への支援にあたり、必要に応じて教育委員会事務局等と連携を図ります。また、広報紙や講演会等、機会を捉えて様々な人権問題に関する啓発に取り組みます。		
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所		

54	地域福祉プラットフォーム事業		子 5-(1)	若 2-(1)
事業概要	目的	これまでの分野別の支援体制では対応しきれない「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」へ対応するため、地域の拠点として整備する。		
	具体的内容	令和2年度まで墨田区社会福祉協議会が地域の居場所、気軽な相談場所として実施していた「地域福祉プラットフォーム」を、令和3年度から区が進めている包括的支援体制整備事業の地域の拠点として位置づけ、区が墨田区社会福祉協議会に委託して運営しています。（※令和6年度時点で京島三丁目、本所一丁目、八広五丁目、墨田五丁目、緑四丁目の5カ所開設）		
担当課		厚生課		

55	子ども・若者への見守り支援事業		子 5-(1)	若 3-(5)
事業概要	目的	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、必要に応じて、相談・支援窓口のある関係機関につなげます。		
	具体的内容	地域において、特に配慮が必要な子ども・若者の把握に努め、子育ての不安やひきこもり等、支援が必要な場合は、関係機関につなげます。		
担当課		厚生課		

56	民生委員・児童委員活動事業		子5-(1)	若4-(2)
事業概要	目的	民生委員・児童委員が地域に暮らす身近な相談役として、地域と行政をつなぐパイプ役となる。		
	具体的内容	厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員が、学校や地域の相談役となり、地域と行政をつなぐ活動をします。		
担当課		厚生課		

57	協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業		子5-(1)	若4-(2)
事業概要	目的	区民同士の支え合いによる協働の推進を目的に、区民や事業者からの寄付金を原資とし、区民等が主体となって行う活動に対し助成する。		
	具体的内容	「地域や社会のために何らかのかたちで貢献したい」という区民や事業者からの思いを寄付としてお受けし、「すみだの力応援基金」に積み立てます。地域における課題解決を目指したまちづくり活動を助成事業として募集し、この基金をもとに資金面から支援します。		
担当課		地域活動推進課		

58	就職・仕事カウンセリングルームの運営事業		子5-(2)	若2-(3)
事業概要	目的	求職中の子育て世代の保護者が、それぞれの適性に応じた就労ができるよう支援する。		
	具体的内容	個別キャリアカウンセリングを実施し、就職活動の進め方から、仕事選び、適性診断、応募書類の添削や面接指導等を行い、就職を支援していきます。また、心理的な不安をお持ちの方を対象に、臨床心理士による相談対応も適宜実施します。		
担当課		経営支援課		

59	防犯パトロールカーによる巡回事業		子5-(3)	若4-(3)
事業概要	目的	犯罪発生抑制と区民の体感治安の向上を図る。		
	具体的内容	青色回転灯を搭載した防犯パトロールカーで、毎日、午前9時から翌朝2時まで区内全域のパトロールを実施します。		
担当課		安全支援課		

60	交通安全普及啓発事業		子 5-(3)	若 4-(3)
事業概要	目的	交通安全対策基本法に基づき交通安全対策協議会を開催し、交通安全運動実施計画を策定して、交通事故の防止等を図るほか、交通安全教室の開催や交通安全物資の配布により、交通ルールの周知及び交通安全意識の啓発を図る。		
	具体的内容	所轄警察署等が実施する交通安全講習会で参加者に自転車安全運転免許証を交付することで、自転車利用者の安全意識の啓発を図ります。また、自転車利用のルール及びマナー向上を図るため、スタントマンによる交通事故を再現した交通安全教室を実施するとともに、すみだまつり・こどもまつりで交通ルール及び自転車の利用マナーの啓発活動を行います。		
担当課		土木管理課		

61	危機情報のメール配信事業		子 5-(3)	若 4-(4)
事業概要	目的	危機情報を正確かつ迅速に区民等へ伝達し、災害時の速やかな初動体制の構築や犯罪発生時に犯罪等に巻き込まれることの防止を図る。		
	具体的内容	地震・大雨などの防災情報、犯罪・不審者等の防犯情報、その他事故情報を事前に登録された区民等のメールアドレスに配信します。		
担当課		安全支援課		

62	若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援事業		子 6-(1)	若 2-(3)
事業概要	目的	若者等が、それぞれの適性に応じた就労ができるよう支援する。		
	具体的内容	若者や子育て世代等の女性、求職者の保護者を対象に、キャリアカウンセリング（個別相談）を行う「就職・仕事カウンセリングルーム」を開設し、より多くの人材が区内企業等に就職できるよう支援します。		
担当課		経営支援課		

63	健康づくりのための環境整備事業		子 6-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	こどもをはじめとする公園利用者の健康増進に寄与する公園づくりを進める。		
	具体的内容	こどもたちの健やかな成長を促し、楽しく遊ぶことのできる場所を提供するため、様々な遊具や健康器具の設置も含めて、公園を整備していきます。		
担当課		公園課		

64	公園等新設・再整備事業		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	特色ある魅力的な公園を整備し、こどもから高齢者までの幅広い世代の公園利用者のニーズに応える。		
	具体的内容	身近な憩いや遊びの場である公園を、利用者のニーズにあった機能にしているため、計画的な再整備を推進します。		
担当課		都市整備課、公園課		
65	トイレ改築事業		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	トイレのバリアフリー化を進め、区民の誰もが安心して利用できるようにする。		
	具体的内容	老朽化した公衆トイレや公園等トイレの改築を計画的に進め、改築に合わせてバリアフリー化を行い、ベビーシートやベビーチェアも備えた「バリアフリートイレ」を整備します。		
担当課		公園課		
66	道路バリアフリー整備事業		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	道路のバリアフリー化を行うことで、安全で快適に移動できる歩道環境を整備する。		
	具体的内容	「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、道路のバリアフリー化を推進します。		
担当課		道路・橋りょう課		
67	歩行者・自転車通行空間再整備事業		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	歩行者と自転車が相互に安全で快適な道路利用環境を構築する。		
	具体的内容	自転車通行空間の整備を行うことで、歩行者と自転車の通行空間を分離して、相互に安全で快適な道路利用環境の構築を図ります。		
担当課		道路・橋りょう課		
68	すみだ良質な集合住宅認定制度		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	良質な集合住宅の供給促進を図るとともに、住み替えにおける良質な住環境の指針を提供することで、区内の住環境の充実を図る。		
	具体的内容	区内に供給される集合住宅のうち、住生活に関する様々な機能（子育て・防災）について、建築及び管理運営において特に配慮したものを認定し、積極的な周知を行います。		
担当課		住宅課		

69	各種広報媒体による情報発信事業		子 6-(3)	若 4-(4)
事業概要	目的	区の広報やマスメディアを活用した情報発信を行うことで、より多くの方に子育てに関する情報が届く環境を整える。		
	具体的内容	区広報媒体（区報、CATV、SNS（Facebook、X、LINE等）、区公式ホームページ内の子育て応援サイト等）により、子育てに関する情報発信を行います。		
担当課		広報広聴担当、子育て支援課		

70	若年層に向けた男女共同参画意識の醸成事業		子 3-(3)	若 1-(3)
事業概要	目的	すべての人がお互いの違いを認め合い人権を尊重し、共に責任を分かち合いながら、性別等に関わりなく、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指す。		
	具体的内容	男だから、女だからと性別を理由として役割を決めつけたり、性別のイメージを固定的に考えて自分自身や誰かの生き方を制約することがないように、中学生以上を対象とした若者向けの啓発冊子を発行し、男女共同参画意識の醸成を図ります。		
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所		

71	リプロダクティブヘルス推進事業		子 3-(3)	若 1-(3)
事業概要	目的	学童期・思春期・妊娠・出産などのライフステージに応じた性と健康の相談支援・啓発を推進するために、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識を身に着け、健康管理を促す「プレコンセプションケア」の普及・啓発を図る。		
	具体的内容	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、学校や助産師養成所、関係者と連携して、普及啓発を行います。		
担当課		健康推進課		

72	外国語相談事業		子 4-(4)	若 3-(5)
事業概要	目的	英語・中国語による相談の窓口の設置		
	具体的内容	毎週水曜日（祝日・年末年始を除く）の午前に中国語による相談を、午後に英語による相談を行い、日常生活の悩み事のアドバイスや情報提供をしています。		
担当課		広報広聴担当		

73	ワーク・ライフ・バランス推進事業		子 6-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	誰もがともに支えあいながら、あらゆる分野で平等に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、仕事と生活の両立について支援する体制を構築する。		
	具体的内容	ワーク・ライフ・バランス推進のノウハウが少ない区内事業者のため、その意義や方法、関係法令の情報を提供するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動などを推進します。		
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所		

74	子育て世帯等定住促進事業		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	子育て家庭・若年夫婦が区内に定住してもらえるよう、住宅を確保しやすい環境を整える。		
	具体的内容	【すみだ住宅取得利子補助制度】 区内の住宅を取得した中学生以下のこどもがいる子育て世帯及び夫婦いずれもが40歳未満の若年夫婦を対象に住宅ローンの利子の一部を補助します。		
担当課		住宅課		

75	住宅修築資金融資あっせん事業		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	子育て世帯・若年夫婦の住宅改修に対する経済的支援を行い、住環境の向上を図る。		
	具体的内容	住宅を改修する際、資金が不足する方を対象に、区内等の信用金庫へ低金利で融資をあっせんします。また、申込人が子育て世帯・若年夫婦のいずれかに該当し、所得制限以下の場合は、区が全額利子補助を行います。		
担当課		住宅課		

76	出産・子育て応援事業（パースデーサポート）		子 1-(1)	
事業概要	目的	1歳を迎えたこどもを育てる家庭に対し、子育てアンケートを実施し必要な支援につなげるとともに、電子クーポンを配布し経済的支援を行う。		
	具体的内容	1歳を迎えたこどもを育てる家庭に対し、子育てアンケートにより状況把握等を行う機会を創出し、必要な支援に繋がります。また、「家事・育児パッケージ（電子クーポン）」及び子育てに関するハンドブックを配布し、経済的支援と子育て支援等の情報提供を行います。		
担当課		健康推進課		

77	産後ケア事業		子 1-(1)
事業概要	目的	母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児をできるよう支援する。	
	具体的内容	<p>原則、産後 1 年未満の母子を対象として実施します。</p> <p>【宿泊型産後ケア】医療機関等の施設に宿泊して産後の休息をとりながら、産婦や乳児のケア・育児相談等を行います。</p> <p>【日帰り型産後ケア】医療機関等で産後の休息をとりながら、産婦や乳児のケア・育児相談等を行います。</p> <p>【外来型産後ケア】医療機関・助産院等の外来で助産師による乳房ケア等を受けることができます。</p> <p>【訪問型産後ケア】助産師が自宅を訪問して、乳房ケア等を受けることができます。</p>	
担当課		健康推進課	

78	育児学級・育児講演会事業		子 1-(3)
事業概要	目的	子育てに関する相談や知識の普及のため、講座や講演会を実施し、育児不安の解消と子育ての仲間づくりを目指す。	
	具体的内容	2 か月児学級、5～6 か月児学級、育児講演会を開催し、月齢に合わせた育児についての話をするほか、その機会を通じて情報交換も行き、参加者同士の交流を図ります。	
担当課		健康推進課	

79	小規模保育事業・家庭的保育事業		子 2-(1)
事業概要	目的	地域の多様な保育ニーズにきめ細かく対応した保育事業を実施し、待機児童の解消を図る。	
	具体的内容	<p>【小規模保育事業】</p> <p>3 歳未満の乳幼児を対象にした、区が独自の基準を定めて認可した定員 19 人以下の小規模な保育施設を運営し、保育を実施する事業者に対し、運営費の補助を行います。</p> <p>【家庭的保育事業】</p> <p>3 歳未満の乳幼児を対象にした、区が独自の基準を定めて認可し、家庭的な環境の中で保育を実施する個人事業主に対し、運営費の補助を行います。</p>	
担当課		子ども施設課	

80	定期利用保育事業	子 2-(2)	
事業概要	目的	パートタイムや短時間就労等により保育が必要な世帯に対し、就労状況に応じた保育を提供する。	
	具体的内容	1か月当たり40時間以上160時間未満の範囲において、保護者の状況に応じ、預けたい曜日、時間を決めてこどもを預かる「定期利用保育事業」を実施する、または実施事業者に補助金を交付することで、安定的な運営を支援し、保育環境の充実に取り組みます。	
担当課		子ども施設課、子育て支援総合センター	

81	男性対象講座「すみだパパスクール」事業	子 6-(1)	
事業概要	目的	男性が、子育てや家庭生活、地域活動に積極的に関わることができるよう意識啓発を行う。	
	具体的内容	父親であることを楽しみながら積極的に育児に取り組めるよう、様々なテーマでの講座を開催し、父親同士の交流や父と子のスキンシップ等に取り組みます。	
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所、すみだ共生社会推進センター	

82	歯科衛生相談運営事業	子 1-(2)	
事業概要	目的	幼児の歯科保健に係る保護者の不安や悩みに対応し、むし歯の予防及び進行の抑制に取り組み、生涯にわたる歯と口腔の健康基盤をつくる。	
	具体的内容	<p>【歯科健診・相談】</p> <p>歯科医師会に歯科医師の派遣を依頼し、定期的な歯科健康診査を実施します。</p> <p>【歯科保健指導】</p> <p>歯みがき教室、歯科健診・相談等において歯科保健指導を行います。むし歯予防はじめ乳幼児の発育発達段階にあわせた歯と口の健康づくりに取り組みます。</p>	
担当課		健康推進課	

83	乳幼児健康診査事業（3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳半児、3歳児）、乳幼児経過観察健診、アレルギー健診	子 1-(2)	
事業概要	目的	各種健康診査を行い、疾病の早期発見のみならず、児の健全育成、保護者への育児支援を図る。	
	具体的内容	各種健康診査において乳幼児の身体の発育及び精神発達の両面から確認し、保健・栄養指導を行います。	
担当課		健康推進課	

84	アレルギー健診事業	子 1-(2)	
----	------------------	---------	--

事業概要	目的	診察とあわせて保健指導・栄養相談を行い、小児ぜんそくの発症防止、健康の回復及び疾病の予防を図る。
	具体的内容	乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、育児相談の結果、必要と認められた乳幼児の保護者を対象に、アレルギー性疾患についての知識を普及し、予防に努めます。
担当課		健康推進課

85	保育園における地域子育て支援事業		子1-(3)
事業概要	目的	保護者が地域の中で安心して育児できる環境を整える。	
	具体的内容	地域支援室を整えた区立保育園において、年齢に応じた玩具遊び、在園児との交流、給食体験、育児相談などを行います。	
担当課		子ども施設課	

86	幼稚園の園庭開放事業		子1-(3)
事業概要	目的	幼稚園について知ってもらうとともに、親同士、こども同士のつながりを広げる。	
	具体的内容	区立幼稚園の園庭を開放し、親子のコミュニティ広場として提供するほか、在園児との交流や子育て出前相談員による子育て相談を実施します。	
担当課		指導室	

87	社会福祉会館における乳幼児事業		子1-(3)
事業概要	目的	乳幼児と保護者を対象とした事業を行い、児童福祉の向上を図る。	
	具体的内容	未就学のこどもとその保護者を対象に、毎年募集を行い、年間を通じて乳幼児事業（体操、行事、読み聞かせ）を実施します。	
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所	

88	子育て安心ステーション事業		子1-(3)
事業概要	目的	地域の中で子育てに関する相談ができる環境を整え、育児不安の解消を図る。	
	具体的内容	在宅子育て家庭の支援として、就学前の乳幼児とその保護者を対象に、地域の認可保育所を登録することができ、育児相談を実施するほか、園行事への参加や給食体験など、園ごとに異なるサポートを受けられます。	
担当課		子ども施設課	

89	乳幼児子育て相談事業		子1-(3)
事業概要	目的	さまざまな機会を通じて悩みや不安を相談する機会をつくり、子育て家庭の不安解消と孤立の防止に取り組む。	
	具体的内容	在宅で子育てしている家庭を対象に、区立保育園で電話や面接を通じて、育児相談を実施します。また、施設見学を兼ねた子育て世代の方々の交流の場も提供します。	
担当課		子ども施設課	

90	いっしょに保育事業		子1-(3)
事業概要	目的	子育て相談ができる環境を整え、育児不安の解消を図る。	
	具体的内容	在宅で子育てしている保護者の自宅に保育士が直接訪問し、保護者と一緒に保育をしながら、子育ての相談や家の中の危険対策チェックを行います。	
担当課		子育て支援総合センター	

91	育児相談事業		子1-(3)
事業概要	目的	赤ちゃんやこどもの健康と育児に関する相談に対応し、育児不安の解消を図る。	
	具体的内容	保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談を実施し、子育てに関する相談対応、知識の普及に取り組みます。	
担当課		健康推進課	

92	一時預かり事業		子1-(3)
事業概要	目的	保護者の休養や育児疲れの解消・リフレッシュ、短時間勤務等の理由により、一時的に家庭で保育できない乳幼児を保育する。	
	具体的内容	区内の保育園や一時預かり専用保育室を備える施設等において、定員の範囲においてこどもを一時的に預かる「一時預かり事業」を実施します。また、実施事業者に対し、補助金を交付することで運営を支援し、育児負担の軽減に取り組みます。	
担当課		子ども施設課、子育て支援総合センター	

93	みんなであ・そ・ほ「こみかんたいむ」「おれんじたいむ」事業		子1-(3)
事業概要	目的	親子同士の交流や専門職員への相談を通して子育て世帯の支援を図る。	
	具体的内容	親子で遊びながら親子同士の交流や情報交換、専門職員への悩みの相談ができる「こみかんたいむ」「おれんじたいむ」を月曜日に交互に開催します。	
担当課		子育て支援総合センター	

94	子育てママ対象講座事業		子1-(3)
----	--------------------	--	--------

事業概要	目的	乳幼児子育て中の母親が持つ不安やストレスの解消を図る。
	具体的内容	幼稚園等に入園前のこどもの母親を対象に、自分のための時間を提供し、さまざまな講座を実施します。
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所、すみだ共生社会推進センター

95	保育におけるこどもの安心・安全な環境づくり事業		子2-(1)
事業概要	目的	こどもの安心・安全が保たれるよう保育施設等における保育の質の向上を図り、こどもの最善の利益へとつなげる。	
	具体的内容	通報窓口の整備及び改善指導や、保育施設等の全職員を対象とした研修の実施等、不適切保育の未然防止に資する事業を実施する。また、保育施設内の環境整備及び保育体制の充実を図る。	
担当課		子育て支援課、子ども施設課	

96	特定教育・保育施設等への指導検査事業		子2-(1)
事業概要	目的	特定教育・保育施設等への指導検査を実施し、保育の質の確保を図る。	
	具体的内容	子ども・子育て支援法等に基づいて認可保育所をはじめとする特定教育・保育施設等に指導検査等を実施し、各種法令、通知に規定されている施設等の運営と保育サービスの質が確保されているかどうかの確認を行います。	
担当課		子育て支援課	

97	保育士の確保事業		子2-(1)
事業概要	目的	私立保育所等における保育士等の人材確保に取り組み、保育の質の確保、向上を図る。	
	具体的内容	国や東京都の補助事業の実施状況にあわせて、保育士等が入居する宿舎に要する賃借料の一部を補助するなど、私立保育所等が保育士等を確保できるよう支援します。	
担当課		子ども施設課	

98	保育施設における質の向上のための取組事業		子2-(1)
事業概要	目的	こどもたちに質の高い保育を提供可能な環境整備を図る。	
	具体的内容	保育士一人ひとりが、意欲ややりがいを持って、日々の保育に取り組み、保育士個人の知見の向上が図れるように、各種研修や公開保育などを通じて、お互いに学びあい、高めあう環境を整えます。また、保育士が心身の健康を保ち、働き続けたいと思える保育環境の整備を図ります。	
担当課		子ども施設課	

99	保育施設の福祉サービス第三者評価の受審推進事業		子2-(1)
----	--------------------------------	--	--------

事業概要	目的	サービスや運営について、事業者・利用者以外の第三者機関による評価の受審を推進し、保育の質の確保を図る。
	具体的内容	区立保育所では原則3年に1度受審するほか、私立保育所等に対しては受審費用の助成を行うことで、福祉サービス第三者評価の受審を積極的に推進します。
担当課		厚生課、子ども施設課

100	区立保育園への民間活力導入事業		子2-(1)
事業概要	目的	区立保育園へ民間活力を導入することで、保育ニーズの多様化に対応し、柔軟な保育サービスの提供を行う。	
	具体的内容	墨田区公設保育所整備計画に基づき、公私連携制度等を活用して区立保育園に民間活力を導入していきます。	
担当課		子育て支援課	

101	私立保育所等整備助成事業		子2-(1)
事業概要	目的	待機児童の地域別、年齢別分布状況、区民ニーズ等を踏まえ、需要量に応じた保育所等の整備を実施し、保育の受け皿を確保することで、待機児童の解消を図る。	
	具体的内容	民間保育事業者による保育所等整備に当たり、工事費や開設前賃借料等の保育所整備に要する費用の一部を補助するとともに、施設整備に向けた指導、支援を行います。	
担当課		子育て政策課	

102	延長保育事業		子2-(2)
事業概要	目的	保護者の就労形態の多様化に応じた保育を提供し、保護者の就労と育児の両立を図る。	
	具体的内容	標準時間保育（7：15～18：15）終了後及び短時間保育（9：00～17：00）の前後において、延長保育を実施します。	
担当課		子ども施設課	

103	スポット延長保育事業		子2-(2)
事業概要	目的	突発的な事情による延長保育を提供し、保護者の就労と育児の両立を図る。	
	具体的内容	急な残業や公共交通機関の遅れ等により、突発的に通常の保育時間を超えて保育施設を利用する場合の、スポット延長保育を実施します。	
担当課		子ども施設課	

104	休日保育事業		子2-(2)
-----	---------------	--	--------

事業概要	目的	休日に保育を提供することで、さまざまな就労形態の中にあっても就労と育児の両立ができる環境を整える。
	具体的内容	保護者の就労形態により、日曜日及び祝日にこどもを保育できない場合に、一部の保育園で保育を実施します。
担当課		子ども施設課

105	年末保育事業	子 2-(2)
事業概要	目的	年末（12月29、30日）に保育を提供することで、さまざまな就労形態の中にあっても就労と育児の両立ができる環境を整える。
	具体的内容	保護者が就労等の事情により、年末にこどもを保育できない場合に、一部の保育園で保育を実施します。
担当課		子ども施設課

106	緊急一時保育事業	子 2-(2)
事業概要	目的	緊急に保育を必要とする児童を一時的に保育園で保育する。
	具体的内容	集団保育可能な生後6か月から小学校就学前までの児童が、保護者の病気・出産等により緊急に保育が必要となった場合、緊急一時枠を設けた保育園等の保育施設で保育を実施します。
担当課		子育て支援総合センター

107	保育施設における障害児保育事業	子 4-(2)
事業概要	目的	障害の有無に関わらず、集団の中でお互いに認めあい、共に育ちあう保育環境の実現を図る。
	具体的内容	区立保育園においては、保育の充実を図るため、各園の状況に合わせて人員体制を整え、安心してこどもを預けられる環境を整備します。 私立保育所等においては、障害児及び障害児等が入所している保育所等に対し、保育事業に要する経費の一部を補助し、保育環境の充実を図ります。
担当課		子ども施設課

108	心理相談員の保育施設への巡回事業	子 4-(2)
事業概要	目的	配慮が必要なこどもの保育に関する適切な助言を行うことで、健やかな発達を支援する。
	具体的内容	心理相談員が保育園等を巡回し、配慮が必要なこどもの園での姿を観察し、施設職員、保護者に対して、その子に合った保育へのアドバイスを提供します。
担当課		子ども施設課

109	医療的ケア児に対する居宅訪問型保育事業	子 4-(4)
-----	----------------------------	---------

事業概要	目的	医療的ケアが必要な児童を居宅で保育することで保育サービスの充実と児童福祉の向上を図る。
	具体的内容	医療的ケアが必要な疾病等のため、集団保育が困難な児童を、保育者が児童の自宅で1対1の保育を行います。
担当課		子ども施設課

110	幼児教育・保育の無償化事業		子4-(4)
事業概要	目的	幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子育て世帯の保護者の負担を軽減し、児童福祉の充実を図る。	
	具体的内容	幼稚園、認可保育施設、認可外保育施設等の無償化対象施設を利用する児童の保護者に対し、一定の要件を満たす場合に保育料の負担を軽減します。	
担当課		子ども施設課	

111	認証保育所保育料負担軽減補助事業		子4-(4)
事業概要	目的	認証保育所に入所している児童の保護者の負担を軽減し、児童福祉の充実を図る。	
	具体的内容	認証保育所に支払っている保育料と、認可保育所に在園した場合の保育料との差額を基準として、保護者に対して補助金を助成します。	
担当課		子ども施設課	

112	ふれあい給食事業		子5-(1)
事業概要	目的	地域の高齢者と保育園児のふれあいを促し、こどもたちの豊かな人間性の育成や高齢者の孤独感の解消、生きがいづくりにつなげる。	
	具体的内容	給食や生きがい教室などのふれあい給食事業を行う私立保育所等に対し、その経費の一部を助成することで、円滑な事業運営を推進します。	
担当課		高齢者福祉課	

113	ベビーシッター利用支援事業		子2-(2)
事業概要	目的	保護者の多様なニーズに応えるとともに、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整備する。	
	具体的内容	東京都指定のベビーシッター事業者を利用した保護者の負担軽減を図るため利用料の一部を補助します。	
担当課		子育て支援総合センター	

114	病児保育事業		子 2-(2)
事業概要	目的	病児又は病後児で、集団保育が困難であり、かつ保護者の仕事等の事情により家庭で保育を行うことが困難な児童を保育することで、子育てしやすい環境を整える。	
	具体的内容	医療機関や保育施設に併設する専用のスペースがある保育室や、専用の施設において、入院加療の必要がなく、症状の急変が認められない病気のこどもや、病気の回復期であるものの保育園等に通園できないこどもの保育を実施します。	
担当課		子育て支援課	

115	すみだ子育て支援ネット「はぐ」事業		子 2-(2)
事業概要	目的	地域の子育て支援人材との協力体制を整え、訪問型の保育事業を実施する。	
	具体的内容	こどもの病気、保護者の体調不良・通院・冠婚葬祭などにより一時的な保育が必要となった家庭を対象に、区が養成・認定した子育てサポーター又は病後児サポーターが利用者の自宅を訪問して保育を実施します。	
担当課		子育て支援総合センター	

116	すみだファミリー・サポート・センター事業		子 5-(1)
事業概要	目的	区民の自主的な相互援助活動を推進し、地域における子育て支援環境の充実を図る。	
	具体的内容	子育ての手助けを必要とする方と子育てのお手伝いができる方をつなぐ会員組織「すみだファミリー・サポート・センター」を運営し、保育園・幼稚園・学童クラブ等の送迎、一時的な預かり等の相互援助活動を支援します。	
担当課		子育て支援総合センター	

117	栄養価の高い学校給食の提供事業		子 1-(2)
事業概要	目的	こどもたちの豊かな人間性を育て、「食べる」ことを通して楽しさや喜びを感じてもらう。	
	具体的内容	学校栄養職員の資質向上を図ることで、学校給食の内容を向上させ、児童生徒の健康に寄与する。	
担当課		学務課	

118	ショートステイ事業		子1-(3)
事業概要	目的	一時的に家庭でのこどもの養育が困難になったとき等に、こどもを預かることで、家族の精神的・身体的な子育て負担の軽減を図る。	
	具体的内容	<p>【子どもショートステイ】</p> <p>保護者の出産、疾病、事故などの理由により、一時的に家庭でこどもを養育することが困難になったとき、区が委託する乳児院や区内の協力家庭で短期間（7日間程度）こどもを預かります。</p> <p>【要支援家庭を対象としたショートステイ】</p> <p>当該家庭への支援プログラムに基づき、乳児院等の実施施設で児童の養育、生活指導等を行い、関係機関等と連携して保護者への支援を行うことで、虐待防止につなげます。</p>	
担当課		子育て支援総合センター	

119	児童養育家庭ホームヘルプサービス事業		子1-(3)
事業概要	目的	一時的な疾病等により日常生活に支障をきたしている家庭に対して日常生活の世話等必要な援助を行うことで、家庭の福祉の増進や児童の健全育成を図る。	
	具体的内容	義務教育終了前の児童を養育している家庭に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣して家事支援を行います。	
担当課		子育て支援総合センター	

120	こどもの予防接種事業		子1-(2)
事業概要	目的	こどもを対象に予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。	
	具体的内容	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症の発生及びまん延防止のため、これらの疾病に対して免疫効果を獲得させるワクチンを対象者に接種します。また、任意予防接種として、定期予防接種対象期間外の麻しん及び風しん予防接種、おたふくかぜ予防接種、小児インフルエンザ予防接種、男性へのヒトパピローマウイルス予防接種の費用助成制度を実施します。	
担当課		保健予防課	

121	こども医療費助成事業		子 1-(2)
事業概要	目的	子育てに係る経済負担を軽減し、費用の心配なく医療を受けられるようにする。	
	具体的内容	健康保険に加入している高校生等年齢相当までの児童が医療機関等を受診した時に、保険診療の自己負担分を助成しています。	
担当課		子育て支援課	

122	児童館事業		子 3-(1)
事業概要	目的	18歳未満のすべての児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童館を運営する。	
	具体的内容	専門職員による個別的・集団的指導を通して児童の健全育成を図り、異年齢のこども同士、親子での交流を深める場の提供と子育て支援を行います。	
担当課		子育て政策課	

123	児童館の改修事業		子 3-(1)
事業概要	目的	児童館を改修し、こどもたちの居場所の環境改善を図る。	
	具体的内容	老朽化が進んでいる施設から計画的に大規模修繕等の改修を実施します。	
担当課		子育て政策課	

124	コミュニティ会館事業		子 3-(1)
事業概要	目的	児童の心身の健全な育成及び青少年の文化活動並びに健康の増進を図る。	
	具体的内容	幼児から高校生までを対象に、スポーツやボランティア活動などの様々な交流活動を実施するなど、青少年の健全育成のための支援を行います。	
担当課		地域活動推進課	

125	社会福社会館事業		子 3-(1)
事業概要	目的	児童の心身の健全な育成及び青少年の文化活動並びに健康の増進を図る。	
	具体的内容	幼児から高校生までを対象に、スポーツやボランティア活動などの様々な交流活動を実施するなど、青少年の健全育成のための支援を行います。	
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所	

126	児童扶養手当制度		子4-(1)
事業概要	目的	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。	
	具体的内容	父又は母がいない若しくは父又は母に重度の障害がある等の、18歳に達する年度末までの児童を養育している方に手当を支給します。	
担当課		子育て支援課	

127	児童育成手当制度		子4-(1)
事業概要	目的	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。	
	具体的内容	父又は母がいない若しくは父又は母に重度の障害がある等の、18歳に達する年度末までの児童を養育している方に手当を支給します。	
担当課		子育て支援課	

128	ひとり親家庭の医療費の助成事業		子4-(1)
事業概要	目的	ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図る。	
	具体的内容	ひとり親家庭等が医療機関で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成します。	
担当課		子育て支援課	

129	ひとり親家庭自立支援給付金事業		子4-(1)
事業概要	目的	就職や転職に必要な資格を取得するための費用を給付し、就職や収入の増加につなげ、生活の安定を図る。	
	具体的内容	区から指定を受けた教育訓練講座を受講する際に、受講費用の一部を給付するほか、看護師や保育士等の就労に有利な資格を取得するために養成機関へ通う期間中、生活費の一部として訓練促進給付金を給付します。	
担当課		生活福祉課	

130	ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業		子4-(1)
事業概要	目的	緊急的に必要になった資金を貸付け、ひとり親家庭の生活の安定と生活意欲の増進を図る。	
	具体的内容	ひとり親家庭の父または母が病気、冠婚葬祭などにより応急に資金が必要となった時に、5万円を限度として貸付を行います。	
担当課		生活福祉課	

131	ひとり親家庭就業・自立支援事業		子4-(1)
-----	------------------------	--	--------

事業概要	目的	ひとり親家庭の就労を支援し、生活の安定と経済的自立を図る。
	具体的内容	対象者の状況に合わせて自立支援プログラムを策定し、関係機関と連携して、資格取得や就転職を支援します。
担当課		生活福祉課

132	東京都母子及び父子福祉資金の貸付事業		子 4-(1)
事業概要	目的	ひとり親家庭が必要とする資金を貸付けることで、生活の安定を図る。	
	具体的内容	子の進学のための修学資金や転宅資金など必要な資金の貸付を行います。	
担当課		生活福祉課	

133	母子生活支援施設事業		子 4-(1)
事業概要	目的	支援を必要とする母子世帯について、支援を行いながら自立の促進を図る。	
	具体的内容	母子家庭で、生活上の様々な問題のために子を十分に養育することができない場合に、自立のために生活支援を受けることができる施設です。きめ細かいサポートを実施します。	
担当課		生活福祉課	

134	養育費等支援事業		子 4-(1)
事業概要	目的	養育費の取決め・確保を支援し、ひとり親家庭の経済状況の安定を図る。	
	具体的内容	養育費の取決めに関して相談・助言を行います。また、事業を利用した方には、養育費の取決め・確保に係る補助を行います。	
担当課		生活福祉課	

135	障害児通所支援事業		子 4-(2)
事業概要	目的	児童福祉法に定める障害児通所支援事業を実施し、18歳未満の障害児の心身の発達を支援する。	
	具体的内容	児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を実施し、日常生活に必要な基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育を行います。	
担当課		障害者福祉課	

136	障害児移動支援事業		子 4-(2)
事業概要	目的	単独での外出が困難な障害児の外出を支援することで、自立と社会参加の促進を図る。	
	具体的内容	障害児の外出を支援するヘルパーを派遣して、余暇や文化活動のための支援を行います。なお、未就学児童は保護者同伴に限ります。	
担当課		障害者福祉課	

137	自立支援医療（育成医療）の支給制度		子 4-(2)
事業概要	目的	身体に障害がある児童、又は、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患のある児童が、その障害が確実に除去・経験されると見込まれる治療を受ける場合の医療費の一部を公費で負担することにより、福祉の増進を図る。	
	具体的内容	原則、医療費の1割を自己負担とし、所得区分に応じて負担上限額が設定されます。	
担当課		健康推進課	

138	児童手当制度		子 4-(4)
事業概要	目的	こども・子育て支援の適切な実施を図るため、児童を養育している保護者に手当を支給することにより、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	
	具体的内容	高校生年代修了前のこどもを養育している方に手当を支給します。	
担当課		子育て支援課	

139	養育支援訪問事業		子 4-(4)
事業概要	目的	家族の状況等さまざまな原因でこどもの養育が困難になっている家庭に適切な養育支援を行うことで、保護者が安心してこどもを養育できる環境を整える。	
	具体的内容	母子保健事業等との連携の下、要支援家庭及び要保護家庭を訪問し、相談・指導、育児援助、家事援助等を行うことで、抱えている問題の解決、軽減を図ります。	
担当課		子育て支援総合センター	

140	重症心身障害児（者）等介護者支援事業		子 4-(4)
事業概要	目的	医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）等の家庭や特別支援学校に看護師等を派遣し、家族等に代わってケアを行うことで、家族等の休息・就労等支援を図る。	
	具体的内容	区内に住所があり、在宅で家族等の介護を受けながら生活していて、日常的に訪問看護で医療的ケアを受けている上で、一定の要件を満たす方を対象に、その家庭や特別支援学校に看護師等を派遣し、一定時間、家族等に代わってケアを行うことで、家族等の休息・就労等支援を図ります。	
担当課		障害者福祉課	

141	教育相談事業		子 4-(4)
事業概要	目的	子どもたちに関わる諸問題を早期改善・解決することで、子どもたちの健やかな育ちを支援する。	
	具体的内容	幼児・児童・生徒と、その保護者を対象に、こどもの教育上のさまざまな悩みに対して、臨床心理士等が相談に応じ、その解決のための助言や支援を行います。また、電話相談として「教育相談室 電話相談」を実施します。	
担当課		教育センター	

142	医療的ケア児の受入事業		子 4-(4)
事業概要	目的	教育・保育施設において医療的ケアが必要なこどもの受け入れを行う。	
	具体的内容	幼稚園、保育園、小学校、中学校等にいたるまで、医療的ケア児の受け入れを進めていくとともに、引き続き受け入れに必要な人員体制、施設環境等について、調査・検討を行います。	
担当課		子ども施設課、学務課	

143	発達が気になるお子さんの相談の強化事業		子 4-(4)
事業概要	目的	子どもの発達相談を受けることができる体制を整え、育児不安の解消を図る。	
	具体的内容	お子さんとの関わり方の工夫を保護者へお伝えするなどの相談支援を行い、安心して子育てができる環境を整えていきます。	
担当課		子育て支援総合センター	

144	子育て支援活動助成事業		子 5-(1)	
事業概要	目的	区内で子育て支援活動を実施する団体の活動経費を助成することにより、地域における子育て支援活動の活性化を図り、もって、区内の子育て環境を充実させる。		
	具体的内容	1 団体 50 万円を上限に、区内で子育て支援活動を実施する団体の活動経費を助成します。		
担当課		子育て支援課		

145	スポーツ推進委員の活動事業		子 1-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	スポーツの魅力を体感できる機会を充実させ、遊びやレクリエーションを通じて体を動かす楽しさを実感できるきっかけづくりを行う。		
	具体的内容	スポーツ教室等の企画運営に参画し、区民にスポーツの指導・助言を行いスポーツの振興を図ることで、広く区民の健康増進を支援します。		
担当課		スポーツ振興課		

146	総合防災教育事業		子 3-(3)	若 2-(3)
事業概要	目的	幼児から大学生までに対して、防災に関する教育を継続的かつ段階的に実施していくことにより、防災に関する知識や技術を確実に身につけさせ、将来の防火防災の担い手を育成するとともに、家庭や地域における防災行動力を向上させる。		
	具体的内容	自らの防災行動力を高めるとともに、将来における地域防災の担い手を育成するため、幼児期から発達の段階に応じた防火防災教育を総合防災教育と位置付け、継続的に実施します。		
担当課		本所・向島消防署		

147	特定自転車駐車場の使用料減額制度		子 4-(1)	若 3-(3)
事業概要	目的	自転車駐車場利用における経済的負担の軽減を図る。		
	具体的内容	墨田区が発行した「ひとり親医療証」を所持する世帯主及びその世帯に属するこどもに対して、使用料を減額（半額）します。		
担当課		土木管理課		

148	特定自転車駐車場の優先当選制度		子 6-(2)	若 3-(3)
事業概要	目的	希望どおりの自転車駐車場を利用しやすくすることにより子育てを応援する。		
	具体的内容	新年度の特定自転車駐車場の利用申請時に抽選となった場合、子育て世帯の方（墨田区在住で高校生以下のこどもがいる世帯の保護者又はこども本人）は、必要書類を添付することで優先当選の対象となります。		
担当課		土木管理課		

149	障害児福祉手当制度		子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	重度障害児に対し、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、重度障害児の福祉の向上を図る。		
	具体的内容	20歳未満で、精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方に対し、手当を支給します。		
担当課		障害者福祉課		

150	児童育成手当（障害）制度		子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	知的障害若しくは身体障害等を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。		
	具体的内容	20歳未満で、中程度以上の障害児を養育している方に対し、手当を支給します。		
担当課		子育て支援課		

151	特別児童扶養手当制度		子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	精神又は身体に障害を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。		
	具体的内容	20歳未満で、中程度以上の障害児を養育している方に対し、手当を支給します。		
担当課		子育て支援課		

152	医療的ケア児に関する協議会及び庁内連絡会議の運営事業		子 4-(4)	
事業概要	目的	医療的ケアが必要な子どもを地域全体で支援していくための環境を整える。		
	具体的内容	保健、医療、福祉、教育等の関係機関等との連携体制を構築し、医療的ケア児に関する課題の共有化と解決に努めます。		
担当課		障害者福祉課		

153	青少年問題協議会の運営事業		子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を審議し、それらの施策を適切に実施するため、区及び青少年関係機関・団体の連絡調整を図る。		
	具体的内容	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を審議し、それらの施策を適切に実施するため、区及び青少年関係機関・団体の連絡調整を図ります。併せて、これらの関係機関・団体の活動の指針とするため、毎年度、「青少年対策基本方針」を定めます。 また、区立小学校1年生・4年生、区立中学校1年生の保護者を対象とした家庭教育パンフレット「おやこいっしょに」の発行等を行います。		
担当課		地域教育支援課		

154	5歳児健康相談事業		子 1-(2)	
事業概要	目的	就学前に、こどもの特性にあった支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消を図ることで、こどもの健全な成長発達の推進と虐待防止を図る。		
	具体的内容	健康相談を希望する保護者に対し、相談を通してこどもの発達特性への理解を促し、特性に応じた育児が行えるように助言し、又療育や医療が必要なこどもが就学前に適切な支援を受けられるように専門機関を案内します。		
担当課		健康推進課		

155	幼児教育の推進事業		子 2-(1)	
事業概要	目的	幼児の発達段階に応じて、生活経験や遊びを通して人格形成の基礎を培い、その後の小学校教育への接続を図る。		
	具体的内容	幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものです。幼稚園・保育園において、教員・保育士等は、幼児が安定した情緒の下で主体的に活動できるよう環境を整え、基本的な生活習慣や集団生活のルール、健全な心身の発達の基礎等について身に付けるようにします。		
担当課		指導室、子ども施設課		

156	私立幼稚園等の預かり保育事業		子 2-(2)	
事業概要	目的	私立幼稚園等で預かり保育事業を実施し、保護者の負担軽減及び社会参加の機会の確保を図る。		
	具体的内容	幼稚園等の通常の教育時間前後又は長期休暇時に預かり保育を実施している区内の私立幼稚園等設置者に対し、預かり日数や人数に応じた補助を行うことで、幼稚園等での預かり保育事業の充実に取り組みます。		
担当課		子ども施設課		

157	幼稚園における特別支援教育事業		子 4-(2)
事業概要	目的	幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、特別な配慮を要する幼児の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する。	
	具体的内容	区立幼稚園においては、介助があれば集団保育に適応できる幼児を2人程度受け入れています。 私立幼稚園においては、特別な配慮を要する幼児を受け入れている区内の私立幼稚園等設置者に対し、特別支援教育事業に要する経費を補助することで、受け入れ環境の充実を図ります。	
担当課		子ども施設課、学務課	

158	区立幼稚園昼食費補助事業		子 4-(4)
事業概要	目的	保護者の経済的負担を軽減し、幼児の健やかな育ちを支える。	
	具体的内容	区立幼稚園に通う幼児の昼食費を補助します。	
担当課		学務課	

159	私立幼稚園等園児の保護者への助成事業		子 4-(4)
事業概要	目的	私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者の負担軽減及び幼児教育の振興と充実を図る。	
	具体的内容	私立幼稚園等へ入園し、保育料と入園料を納入した園児の保護者に保育料と入園料の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減します。	
担当課		子ども施設課	

160	自然環境学習事業		子 3-(2)
事業概要	目的	自然とのふれあいを通じて、命の尊さや自然環境保全の重要性を啓発する。	
	具体的内容	野鳥、昆虫、樹木などの観察を通して、人と自然とのつながりを見る目を養い、今後の環境づくりを考えるきっかけとするとともに、身近な場所にビオトープを造ることで、生き物と触れ合い、自然環境の大切さを学びます。	
担当課		環境保全課	

161	幼保小中一貫教育推進事業		子2-(1)
事業概要	目的	中学校卒業までを連続した教育期間として捉え、こどもたちの生きる力（知・徳・体）を育む。	
	具体的内容	「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、全てのブロック（中学校区）で校種間の連携を意識した取組を進めます。また、幼保小中一貫教育フォーラムの開催や、「小学校すたーとブック」「中学校入学プレブック」の配布により、一層の連携推進を図ります。	
担当課		すみだ教育研究所	

162	ものづくりフェア事業		子3-(2)
事業概要	目的	区と区内産業団体等との共催でこども向けものづくり体験イベントを開催することにより、ものづくりへの興味を持ってもらうとともに、墨田区の産業をこどもから大人まで広くPRする。	
	具体的内容	こども向けものづくり体験イベント「すみだものづくりフェア」を開催し、こどもたちがものづくりに触れる機会を提供することで、すみだのものづくりの魅力やものづくりの楽しさを子どもから大人まで広くPRします。	
担当課		経営支援課	

163	特色ある学校づくり事業		子3-(3)
事業概要	目的	各学校で設定した研究テーマに基づき、組織的に取り組むことで、学力向上や体力向上などの教育課題に対応する。	
	具体的内容	指定を受けた学校が今日的課題に特化した内容や、それぞれの学校における特色ある教育活動について実践・研究し、1年間研究してきたテーマについて研究発表会を実施することで、各学校の教育活動の充実を図ります。	
担当課		指導室	

164	教職員研修事業		子3-(3)
事業概要	目的	各種研修により、教職員の指導力等の資質向上を図る。	
	具体的内容	今日的な教育課題への対応、各職層において習得すべき内容、授業指導法などについて研修を行い、教員の指導力向上を図り、こどもたちの学力向上につなげます。	
担当課		指導室	

165	学校支援指導員派遣事業		子 3-(3)
事業概要	目的	学校・園の教育課題や学習指導、生徒指導の両面、保健指導において、さまざまな課題に対応し、健全育成に向けたきめ細やかな支援を行う。	
	具体的内容	区立幼稚園・学校に学校支援指導員を配置して、学習指導、生活指導、特別支援等の補助を行い、幼児・児童・生徒が安心・安全な学校生活を送るとともに、確かな学力の向上を図ります。	
担当課		指導室	

166	学校運営連絡協議会の設置と運営事業		子 5-(1)
事業概要	目的	学校（園）と家庭・地域との連携を強化し、幼稚園・小中学校の教育活動の改善・充実を図る。	
	具体的内容	区立幼稚園・小中学校に学校運営連絡協議会を設置し、年 3 回以上の協議会を実施して、開かれた学校づくりを推進するとともに、地域人材を活用した教育活動等の連携推進を図ります。また、今後の国型コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部への移行に向けて、モデル試行を順次行います。	
担当課		指導室、地域教育支援課	

167	児童の交通安全教育事業		子 5-(3)
事業概要	目的	児童・生徒等に対し、生活全般における交通事故や犯罪に関する自己防衛のための力を身につけさせる。	
	具体的内容	幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒及び保護者を対象に、交通安全（防犯）教室を実施し、登下校時の通学路における安全指導の強化と、防犯についての指導を行います。	
担当課		庶務課	

168	緊急情報発信メール配信事業		子 5-(3)
事業概要	目的	情報をリアルタイムで一斉に受信・発信することで、必要な情報を学校から保護者に迅速に知らせ、児童・生徒の安全確保を図る。	
	具体的内容	こどもの安全に係る不審者情報や事件・事故の発生情報などについて、学校等から保護者の携帯電話やパソコンに一斉にメール配信します。このシステムを活用して、学校行事の変更・中止や学級閉鎖などの情報の配信も行います。	
担当課		庶務課	

169	緊急通報装置等の防犯設備事業		子5-(3)
事業概要	目的	教育環境における園児及び児童・生徒等の安全確保を図る。	
	具体的内容	非常通報体制「学校110番」、防犯カメラ・モニター、電子施錠等を区立小中学校・幼稚園に導入しています。	
担当課		庶務課	

170	ぜんそく児のための環境保健事業(機能訓練事業)		子1-(2)
事業概要	目的	体力づくりの促進、発作時に症状の軽減に効果がある腹式呼吸などの体得に取り組み、こどもの健康回復、保持及び増進を目指す。	
	具体的内容	ぜん息等により患している、児童・生徒を対象に、デイキャンプ・水泳教室・音楽療法教室・食物アレルギー講演会を実施します。	
担当課		保健予防課	

171	わんぱく天国事業		子3-(2)
事業概要	目的	こどもたちが自然に触れながら、こども同士のつながりを深め、社会のあり方を学ぶことのできる場を提供する。	
	具体的内容	ボランティアが常駐し、自由にのびのびと創造的・冒険的な遊びができる「わんぱく天国」を運営します。	
担当課		地域教育支援課	

172	環境体験学習事業		子3-(2)
事業概要	目的	親子で参加できる環境学習の場を提供し、環境に対する意識を高める。	
	具体的内容	こどもたちが自然にふれあう機会を提供するため、栃木県鹿沼市にある山林での植林・林業・間伐体験や、大横川親水公園等での自然観察会、区立小学校におけるヤゴ救出・ビオトープの造成支援などの環境学習を行うほか、小中学生向け環境学習講座や展示会を実施します。	
担当課		環境保全課	

173	こどもの未来応援事業（こども食堂・食品ロス削減）		子 4-(1)
事業概要	目的	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」等の考え方に基づき貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備等を総合的に推進していく。	
	具体的内容	生活に困窮する世帯及びひとり親世帯等に対して食の提供とともに適切な支援機関へつなぐ取組を実施している区内のこども食堂及び地域食堂、フードパントリー（以下「こども食堂等」という。）に利用環境整備に係る経費の一部を補助することにより、食支援団体の利用促進を図る。 また、食品ロス削減対策として、食品ロス削減対策に取り組む各主体と連携し、官民一体となって、こども食堂等での未利用食品有効活用を図る。	
担当課		厚生課、環境政策課	

174	ヤングケアラーの認知度向上のための啓発事業		子 4-(4)
事業概要	目的	こどもの健やかな育ちを適切に支えていくための普及啓発を行う。	
	具体的内容	ヤングケアラーの認知度向上のために中学 1 年生にパンフレットを配布します。また、ケアマネジャー連絡会等を通じて啓発周知し、早期発見につなげます。	
担当課		子育て支援総合センター	

175	ヤングケアラーの相談・支援事業		子 4-(4)
事業概要	目的	相談体制・連携支援体制を強化し、適切な支援を図る。	
	具体的内容	窓口を設置することで、適切な相談・支援を行います。問題解決にあたっては、関係機関との連携を図ります。	
担当課		子育て支援総合センター	

176	すみだ探究工房事業		子 5-(2)
事業概要	目的	こどもたちの好奇心を刺激し、想像し創造する力を育てるものづくり体験などを通じて、こどもの職業体験の機会を提供する。	
	具体的内容	墨田区の産業観光資源を職業体験プログラム「アウトオブキッズニア in すみだ」として、開発・販売してきましたが、令和 3 年度からプログラムテーマを職業体験から、探究的学習へと変更し、すみだ探究工房を運営する団体に対し、事業経費の補助を行います。	
担当課		産業振興課	

177	起震車による地震体験事業		子 3-(2)	若 2-(1)
事業概要	目的	学校等に出張し、人工地震体験を通して、生徒等の防災意識の普及高揚及び地震発生時における対応力の養成を図る。		
	具体的内容	各学校や町会等で行われる防災訓練、墨田区主催のイベント等で、起震車「すみだぐらぐら号」による地震体験を行い、青少年の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ります。		
担当課		防災課		

178	クリーンキャンペーン事業		子 3-(2)	若 2-(2)
事業概要	目的	地域のイベント等への参加により、郷土に対する愛着心を深めるとともに、自主性や社会性及びボランティア精神を育み、社会参画意識の醸成を図る。		
	具体的内容	ごみゼロデー（5月30日）にちなみ、道路や公園等の散乱ごみの清掃を内容とするキャンペーンを地域住民が主体的に進める活動として実施することで、美観の向上を図るとともに、地域力の強化を目指します。		
担当課		すみだ清掃事務所		

179	すみだ生涯学習センター事業		子 5-(1)	若 2-(1)
事業概要	目的	区民の生涯学習を支援する。		
	具体的内容	区民がさまざまな生涯学習活動を行うための拠点施設として、生涯学習の機会や場の提供、学習情報の発信、学習相談を実施するなど、区民の生涯学習を支援します。		
担当課		地域活動推進課、すみだ生涯学習センター		

180	学童クラブ事業		子 3-(1)	
事業概要	目的	保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る。		
	具体的内容	児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業として、墨田区学童クラブ事業を実施し、保護者が就労、疾病等により放課後や学校休業日に家庭でこどもを育成できない場合に、小学3年生（必要に応じて6年生）までを対象に学童クラブで育成します。		
担当課		子育て政策課、地域活動推進課		

181	放課後子ども教室推進事業		子3-(1)
事業概要	目的	地域全体で子どもを見守る体制をつくることを目指し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	
	具体的内容	区立小学校の余剰教室等を利用して子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。	
担当課		地域教育支援課	

182	子どもの体験活動支援事業		子3-(2)
事業概要	目的	子どもの体験の機会を確保する。	
	具体的内容	小学生を対象に、区内での体験（文化活動、音楽芸術活動、スポーツ、自然体験等）を受けられる電子クーポンを配布する。実施に当たっては、実行委員会を立ち上げ、区内の団体と協働しながら、地域との連携、人とのつながりを活かした、下町ならではの子育て支援を行う。	
担当課		子育て支援課	

183	サブ・リーダー講習会事業		子3-(2)
事業概要	目的	子ども会や小学校の各種活動で中心的な役割を担えるよう、自主性・協調性、責任感等を養うとともに、グループ活動におけるイン・リーダーを養成する。	
	具体的内容	レクリエーション活動を主とした日帰り、宿泊の講習会を実施します。	
担当課		地域教育支援課	

184	夏休み自然体験教室事業		子3-(2)
事業概要	目的	都市と農村に住む子どもたちの相互の交流や、自然や人とのふれあいを通して得たことを人間形成に生かす。	
	具体的内容	夏休みに山形県高畠町を訪問し、高畠町の子どもたちとの共同宿泊体験・ホームステイなどを通じて大自然とふれあい、子ども同士の交流を深めます。また、冬には高畠町の子どもたちが墨田区を訪問します。	
担当課		地域教育支援課	

185	すみだ子どもPR大使事業		子3-(2)
事業概要	目的	こどもの感性・視点を通して、区の魅力を発信してもらうことで、シビックプライド醸成を図り、地域の発展に関わろうとする区民を増やすとともに、活動を通じて、自身の地域への愛着をさらに深めてもらう。	
	具体的内容	小学3年生～6年生（任期2年・1期10名程度）を対象に、さまざまな事業で体験したり取材したことを、区の広報媒体等で情報発信し、すみだの魅力を伝える活動をする。	
担当課		広報広聴担当	

186	環境学習の支援事業		子3-(3)
事業概要	目的	区内の自然、生き物に関する理解を深める。	
	具体的内容	環境学習教材「すみだ自然と生きものガイドマップ」、「ヤゴのすむ水トンボのいる街」を作成し、区立小学校3年生を対象に配布します。	
担当課		環境保全課	

187	ごみの減量と分別に関する環境学習事業		子3-(3)
事業概要	目的	3Rの大切さや、ごみの減量等について興味を持つきっかけとなるよう意識啓発を図る。	
	具体的内容	区立小学校4年生を対象に、環境啓発車「わかるくん」を使用したごみ収集の実演や、ごみの分別などについての体験学習を行います。	
担当課		すみだ清掃事務所	

188	学童クラブへの障害児の受入事業		子4-(2)
事業概要	目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない、特別な配慮が必要な就学児童に対して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	
	具体的内容	障害のあるこどもの受入れ状況に応じて職員を増員するほか、心理相談員による学童クラブへの巡回・相談を実施し、育成指導の充実を図ります。	
担当課		子育て政策課	

189	子ども会活性化事業		子5-(1)
事業概要	目的	子ども会の小規模化や育成者不足を補い、子ども会を活性化する。	
	具体的内容	地域のこどもたちの健やかな成長を促すため、子ども会に対し、各種レクリエーション種目の紹介や情報提供、技術指導など、子ども会の活動を支援します。また、子ども会活性化事業実行委員会に対し補助金を交付して、育成者研修会、少年キャンプ、各種大会等への事業支援を行うことで、区内子ども会の活性化を促します。	
担当課		地域教育支援課	

190	学校安全ボランティア事業		子5-(1)
-----	---------------------	--	--------

事業概要	目的	保護者や地域関係者と連携し、小学校に通うこどもの安全を守る。
	具体的内容	東京都の「子供安全ボランティア」活動の一環で、小学校の保護者と地域の方がボランティア活動として、こどもたちの登下校時における通学路のパトロールやこどもたちへの声かけ運動・あいさつ運動を行います。
担当課		庶務課

191	地域防犯対策事業	子 5-(3)
事業概要	目的	保護者や地域関係者と連携し、小学校に通うこどもの安全を守る。
	具体的内容	「子ども学校安全ボランティア」について、学校を通じて保護者、地域関係者に周知、募集し、登下校時のパトロールや見守り活動、あいさつ運動などを行います。
担当課		庶務課

192	帰宅呼びかけ放送事業	子 5-(3)
事業概要	目的	こどもたちの非行防止や安全確保を図る。
	具体的内容	こどもたちの非行防止や安全確保を図るため、毎日定時に防災無線システムを利用した「帰宅呼びかけ放送」を実施します。
担当課		地域教育支援課

193	防犯ブザーの配布事業	子 5-(3)
事業概要	目的	防犯ブザーの配布により、児童の登下校時の安全確保を図る。
	具体的内容	区内居住及び墨田区立小学校に在籍する全児童を対象に、防犯ブザーを配布します。
担当課		学務課

194	こどもの110番事業	子 5-(3)
事業概要	目的	地域の協力の下、緊急時のこどもの避難先を確保し、不審者による犯罪被害を未然に防ぐとともに、地域における児童の安全確保を図る。
	具体的内容	こどもたちの登下校時等の安全確保を図るため、こどもたちが不審者と遭遇した際の避難場所となる家庭等を登録し、こどもたちに周知するPTA事業である「すみだこどもの110番」の活動を支援します。事業協力者には「すみだこどもの110番」シンボルマーク入りのプレートを配布し、掲示しています。
担当課		地域教育支援課

195	スクールゾーン育成事業費支援事業		子5-(3)
事業概要	目的	小学校の通学区域ごとに設置されたスクールゾーン自主推進地区対策連絡会等の活動を支援することで、登下校時にこどもが巻き込まれる交通事故を防止する。	
	具体的内容	スクールゾーン自主推進地区対策連絡会等の活動を支援するため、補助金を交付します。また、各学校からの要望に基づいて、スクールゾーン内の安全対策を図るほか、全体意見交換会を開催します。	
担当課		土木管理課	

196	通学路防犯設備整備事業		子5-(3)
事業概要	目的	防犯設備の整備により、犯罪、交通事故を抑止し、関係機関との連携・協力体制を構築し、通学路における安全安心の向上を図る。	
	具体的内容	通学路に防犯カメラを設置することにより、学校、地域が行う児童の見守り活動を補完するとともに、通学路における児童の安全を確保します。	
担当課		庶務課	

197	健康と体力向上の推進事業		子1-(2)
事業概要	目的	児童・生徒の体力の状況を把握し、日常から体を動かす楽しさを教育活動に取り入れていくことで、体力向上に向けた取組を推進する。	
	具体的内容	全ての区立小中学校において体力テストを実施し、一人ひとりのこどもの体力と意識のデータを分析します。また、昨年度の調査結果をもとに体力向上プランを修正し、授業の改善を図り、体力向上に向けた取組の工夫、充実を図ります。 また、体育優良生徒を表彰し、スポーツ奨励を図ります。	
担当課		指導室	

198	各種スポーツ活動事業		子3-(2)
事業概要	目的	心身を鍛錬するにあたり、より効果をあげるように援助し、少年の健全育成を図る。	
	具体的内容	こどもたちの心身を鍛えるとともに、健康増進を図るため、柔・剣道教室などを実施します。	
担当課		本所・向島警察署	

199	子ども読書活動の推進事業 ○学校図書館の充実 ○学校と図書館の連携強化 ○ほうかご図書室		子 3-(2)	
事業概要	目的	こどもに身近な学校図書館を、読書の拠点として機能を充実させ、児童・生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、本とともに豊かな人生を送れるようにする。また、調べ学習等でこどもが自主的に学習できる環境を充実することで、主体的・対話的で深い学びを推進する。		
	具体的内容	○学校図書館の充実 小・中学校に学校司書要員を配置し、授業等での学校図書館の活用を図るとともに、展示の工夫やイベントの開催を通して、児童・生徒の読書活動を推進します。 ○学校と図書館の連携強化 ①小・中学校へ図書の団体貸出を行い、児童・生徒がより多くの本に接する機会を増やします。 ②読み聞かせボランティア講座を図書館で開催し、学校での読み聞かせを行うボランティアの活動を支援します。 ③図書館見学や職場体験学習、ブックリストの配布を通じて、児童・生徒の読書への関心を高めます。 ○ほうかご図書室 読書活動の場を提供するため、小学校の学校図書館を放課後に開放し、読書の機会を充実させるとともに、放課後の新たな居場所として活用します。 ○G I G A端末を利用した電子書籍サービスの提供 小・中学校の全児童・生徒に I D を配布し、いつでもどこでも本が読めるようにします。		
	担当課	ひきふね図書館、指導室		

200	生産体験活動事業		子 3-(2)	
事業概要	目的	社会奉仕の心を育むため、農業体験をはじめとした各種生産体験活動等を行い、少年の健全育成を図ることを目的とする。		
	具体的内容	社会奉仕の心を育むため、管内に通うこどもを対象に、農業体験をはじめとした生産体験活動等を行います。		
担当課	本所・向島警察署			

201	被保護学童・生徒に対する修学旅行支度金支給事業		子3-(2)
事業概要	目的	生活保護法内で対応できない修学旅行支度金の需要に対応し、児童、生徒及び世帯の自立助長を図る。	
	具体的内容	毎年4月30日までに生活保護を開始した世帯に属する児童及び生徒で修学旅行に参加する者に対して、支給を行う。	
担当課		生活福祉課	

202	国際理解教育の推進事業		子3-(3)
事業概要	目的	外国語技能習得への意欲を高めるとともに、多様な言語や文化に触れ、相互理解を深める。	
	具体的内容	新学習指導要領に基づいて英語教育の充実を図るため、全小中学校に外国語講師を導入し、英語に慣れ親しむ活動の機会を設けます。また、中学2年生を対象に東京都版英語村（TOKYO GLOBAL GATEWAY）における英語体験学習を実施します。さらに、中学2年生で選考に合格した生徒を対象に、海外派遣を実施し、その成果を発表する報告会を実施します。	
担当課		指導室	

203	情報教育の推進事業		子3-(3)
事業概要	目的	コンピュータを活用した教育等を推進し、児童・生徒が主体的に情報を選択・活用する能力を育てる。	
	具体的内容	全小中学校で情報機器を活用した授業づくりを行います。また、SNS利用のルール化を学校教育の中で見直し、改善を図ります。	
担当課		指導室	

204	学力向上推進事業		子3-(3)
事業概要	目的	こどもたちに、自ら学び、主体的に問題を解決するなどの「確かな学力」を身につけさせる。	
	具体的内容	区立小中学校在籍児童・生徒を対象に「墨田区学習状況調査」を実施し、調査結果を活用した各学校の学力向上の取組を推進します。各学校の組織的な取組や、外部人材の活用による授業及び放課後学習の支援などに取り組み、児童・生徒の学力向上を図ります。	
担当課		すみだ教育研究所	

205	道徳教育の推進事業		子3-(3)
事業概要	目的	豊かな心をもち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を身につけた児童・生徒を育成する。	
	具体的内容	平成30年度から小学校において道徳が教科化され、教科書を使用した授業となったため、道徳教育推進教師を中心に、授業づくりや評価の研修を進めています。家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進するため、道徳授業地区公開講座を全小中学校で開催します。	
担当課		指導室	

206	人権教育事業		子3-(3)
事業概要	目的	地域や学校の実態に即して、同和問題を中心に据えた人権教育を推進し、子どもたちからあらゆる偏見や差別をなくす。	
	具体的内容	年3回の人権教育推進連絡協議会の実施等を通して、東京都の人権課題を理解し、全幼稚園、小中学校の人権教育の充実を図ります。また、長期休業前に特別授業を実施して、路上生活者への偏見・差別の解消を図ります。	
担当課		指導室	

207	図書館を使った調べる学習コンクール事業		子3-(3)
事業概要	目的	図書館資料をはじめさまざまな情報を活用した調べる学習を通じて、児童・生徒自らが考え、判断し、表現する力を育む。	
	具体的内容	「墨田区 図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、児童・生徒に公共・学校図書館での調べ方を体得させ、有効に活用する力を養います。また、調べる学習の研修会や個別相談会を実施することで、多くの児童・生徒が取り組めるように支援します。	
担当課		指導室	

208	体験的な活動を取り入れた学習の展開事業		子3-(3)
事業概要	目的	総合的な学習の時間等における活動内容を充実させ、児童・生徒の生きる力を育む。	
	具体的内容	総合的な学習の時間や道徳教育、特別活動におけるボランティア活動や自然体験活動などを充実します。また、区立小学校5、6年生、中学校1、2年生を対象に、移動教室、野外体験活動を実施し、自然に親しむことができる環境の中でのさまざまな学習体験に取り組みます。	
担当課		学務課、指導室	

209	伝統文化等に触れる機会の提供事業		子3-(3)
事業概要	目的	地域の伝統文化等の情報提供を学校に行い、教育活動の充実を図る。	
	具体的内容	学習指導要領に基づいた取組として、地域の伝統文化等を学校の教育活動に活用するため、すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館と連携した教育活動を実施します。	
担当課		指導室	

210	交流教育・障害児理解教育の実施事業		子3-(3)
事業概要	目的	小中学校の児童・生徒と特別支援学級、地域の特別支援学校との交流教育を推進し、障害者理解の充実を図る。	
	具体的内容	特別支援学級、特別支援学校との交流及び共同学習を推進し、実施報告書を作成することで取組について全小中学校で共有します。また、オリンピック・パラリンピック大会のレガシーを通じて障害者理解教育にも取り組んでいきます。	
担当課		指導室	

211	学校教育における生活習慣にかかわる指導事業		子3-(3)
事業概要	目的	各学校における全教育活動を通して児童・生徒の生活習慣の基礎を形成する。	
	具体的内容	小学校入学段階のスタートカリキュラムによる指導を始めとして、各教科の学習や学級活動、保健指導、遠足・宿泊などの学校行事等を通じて、集団生活のルールや健康の保持促進、学校内外での安全について指導を行い、望ましい生活習慣を形成します。	
担当課		指導室	

212	SOSの出し方に関する教育事業		子3-(3)
事業概要	目的	ストレス等を一人でかかえ込まず、助けの声を上げられる希求行動が取れるようにする。	
	具体的内容	「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声を上げられる」ことを目標として、小学校5年生から中学校3年生までを対象に、「SOSの出し方に関する教育」を学校の教育活動として位置付けて実施します。また、授業教材の作成や授業の実施にあたっては、健康推進課の保健師等も参画します。	
担当課		指導室、保健予防課 (健康推進課)	

213	学校ICT化推進事業		子3-(3)
事業概要	目的	学校ICTネットワークシステムの運用管理、資産管理、障害対応等、システムを安定稼働を実現する。	
	具体的内容	全教員がICT機器を「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」効果的に活用することができるよう、授業改善に資するための環境整備を行います。また、教材コンテンツを共有化する仕組みを構築することで、教員がICTを活用した指導を継続的に行い、児童・生徒が意欲的に学ぶことができるような教育活動を展開します。	
担当課		庶務課	

214	普通教室等ICT運営管理事業		子3-(3)
事業概要	目的	普通教室等のICT化を推進し、校務事務の効率化、ICTを活用した授業改善、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。	
	具体的内容	教員及び児童・生徒のタブレット端末や電子黒板の導入に伴い、各教室のICT活用に係る整備・管理を実施します。	
担当課		庶務課	

215	創業機運醸成事業		子3-(4)
事業概要	目的	創業に関心のない区民等を対象に、関心を持つきっかけとなる取組を行い、区内の創業機運醸成を図る。	
	具体的内容	区内の小学生等を対象に、区内中小企業等と連携した人材育成プログラムを実施することを通して、創業機運の醸成を図ります。	
担当課		経営支援課	

216	小中学生向け啓発物の配布事業		子3-(4)
事業概要	目的	悩みを一人でかかえ込まず、相談できる希求行動が取れることを目指す。	
	具体的内容	小学校5・6年生と中学生向けに、悩みの相談先やこころのSOSチェックを掲載した啓発物を配布します。	
担当課		保健予防課	

217	特別支援教育への対応事業		子4-(2)
事業概要	目的	巡回相談やコーディネーター研修等により、特別な配慮を要する児童・生徒への校内支援体制の充実を図る。	
	具体的内容	特別支援教育推進のため、特別支援教室を全小中学校で実施します。さらに、LD、ADHD、高機能自閉症のために特別な配慮を要する児童・生徒に対して、臨床心理士等による巡回相談を実施します。また、全小中学校で校内委員会を設置し、特別な配慮を要する児童・生徒への適切な対応を行います。	
担当課		指導室	
218	特別支援学級・教室の運営事業		子4-(2)
事業概要	目的	特別な配慮を要する児童・生徒一人ひとりの個々の状況に応じた学びの場を提供する。	
	具体的内容	○知的障害のある児童・生徒が在籍する固定学級や、日常は通常学級で学びながら週一回程度通って指導を受ける通級指導学級を運営します。 ○情緒障害等がある、より多くの児童・生徒が障害の状態に応じた特別な指導支援を受けられるようにするため、区立の全小・中学校に特別支援教室を設置し、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導します。 ○特別支援教育の実施に伴い、必要に応じて教室の整備・工事等を行います。	
担当課		学務課	
219	特別支援学級等の就学相談事業		子4-(2)
事業概要	目的	特別な配慮を要する児童・生徒一人ひとりの個々の状況に応じた学びの場を提供する。	
	具体的内容	児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた就学相談及び転学相談を実施します。	
担当課		教育センター	
220	就学奨励費の支給事業		子4-(2)
事業概要	目的	教育の機会均等の精神に基づいて、保護者の教育費用の負担軽減を行い、円滑な義務教育の実施を図る。	
	具体的内容	特別な配慮を要する、特別支援学級に在籍する児童・生徒の学用品費等を補助します。	
担当課		学務課	

221	介助支援の実施事業		子 4-(2)
事業概要	目的	適切な支援があれば通常学級で学ぶことが可能な児童・生徒への教育の機会均等を図る。	
	具体的内容	車いすを利用している等の介助支援があれば通常学級で学ぶことができる児童・生徒のために、必要に応じて介助員を配置します。	
担当課		学務課	

222	就学援助事業		子 4-(3)
事業概要	目的	保護者の経済的な負担軽減を図り、経済的な状況に関わらず安心して就学できる環境を整え、すべての児童・生徒の義務教育のより円滑な実施を目指す。	
	具体的内容	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者を対象に、学用品費等の学校でかかる費用の一部を援助します。	
担当課		学務課	

223	被保護学童に対する学童服・運動衣の購入費の支給事業		子 4-(3)
事業概要	目的	生活保護法内で対応できない学童服等の需要に対応し、児童、生徒及び世帯の自立助長を図る。	
	具体的内容	毎年4月1日現在生活保護を受けている世帯又は毎年4月2日から同年5月頃までに生活保護を開始した世帯で、それぞれ同年5月以降も引き続き保護が行われる見込みがある者に対して、支給を行う。	
担当課		生活福祉課	

224	教育支援センター事業		子 4-(4)
事業概要	目的	長期間学校を欠席している児童・生徒に対し、相談活動や学習指導を行い、生活習慣の改善や学校への復帰を目指す。	
	具体的内容	さまざまな理由により、長期間学校を欠席している児童・生徒に対して相談や学習、体験活動を通して支援、指導を行います。	
担当課		教育センター	

225	いじめ・不登校防止対策事業		子 4-(4)
事業概要	目的	保護者、地域、事業者等の連携の下、地域社会全体でいじめ・不登校の防止、早期発見、早期対応の取組を強化する。	
	具体的内容	「墨田区いじめ防止推進条例」に基づき策定した、いじめ防止対策基本方針やプログラムを推進するため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者による協議会を開催し、連携を強化します。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の充実と関係機関との連携の強化を図ります。	
担当課		庶務課、指導室	

226	外国籍等児童・生徒の支援事業		子 4-(4)
事業概要	目的	帰国・外国人児童・生徒への対応として、日本語初期指導、学校生活への適応等、個に応じた学習支援の充実を図る。	
	具体的内容	外国人等児童・生徒が基礎的な日本語の定着を図るために、日本語学級指導教室や「すみだ国際学習センター」において、段階的な学習支援を行います。また、外国人児童の日本語での教科学習等の支援を行うために一定期間、日本語支援員（通訳介助）を実施します。	
担当課		指導室	

227	修学旅行費・日光移動教室無償化事業		子 4-(4)
事業概要	目的	宿泊料や入場料等が値上がりする中でも、充実した教育活動を行うとともに、保護者の教育費の負担を軽減する。	
	具体的内容	修学旅行（中学校3年生）と日光移動教室（小学校6年生）に係る費用を全額補助（公費負担・無償化）します。	
担当課		学務課	

228	学校給食費保護者負担軽減事業		子 4-(4)
事業概要	目的	長引く物価高騰において教育費に係る保護者負担を軽減し、こどもたちの健やかな育ちを支える。	
	具体的内容	区立小・中学校に通う児童生徒の学校給食費を全額公費負担します。	
担当課		学務課	

229	私立学校就学者等支援事業		子 4-(4)
事業概要	目的	長引く物価高騰において教育費に係る保護者負担を軽減し、こどもたちの健やかな育ちを支える。	
	具体的内容	私立、国立、インターナショナルスクール等に通う児童・生徒に対して、小学生 5 万円、中学生 6 万円を支給します。	
担当課		学務課	

230	高齢者とのコミュニケーション（講演会等）事業		子 5-(1)
事業概要	目的	地域の高齢者による講演会等を行い、こどもたちが人間としての生き方を学ぶ機会を提供する。	
	具体的内容	総合的な学習の時間を活用して、さまざまな教科・領域等で地域の方をゲストティーチャーとして招き、昔遊びを教えてもらうなど、地域の取組についての紹介やキャリア教育に関する講演会等を行います。	
担当課		指導室	

231	P T A への支援事業		子 5-(1)
事業概要	目的	P T A 活動を円滑にし、その充実を図ることにより、家庭の教育力の向上を図る。	
	具体的内容	児童・生徒の保護者等を対象として、小・中それぞれの連合 P T A が実施する研修大会やブロック研修などを支援します。	
担当課		地域教育支援課	

232	闇バイトへの対応の推進事業		子 5-(1)
事業概要	目的	各関係機関と連携を図り、闇バイトの未然防止のために研修や啓発、情報共有を行うことで区立小・中学校の児童・生徒を守るとともに、相談体制を整備する。	
	具体的内容	本区で導入している SNS 相談窓口を活用し、保護者も含め、悩みや不安などを匿名で相談できる体制を推進します。 また、区立中学校と都立高校の生活指導担当者が、各校種の課題を共有するとともに、警視庁からの情報提供を受けるなど、区立中学校、都立高校、警察で連携し、生活指導の充実を図ります。 さらに、専門家による教員対象の研修や児童・生徒、保護者対象の講演会を実施することで、犯罪に巻き込まれないために必要な知識や対応スキルを学ぶ機会を設けます。	
担当課		指導室	

233	墨田区青少年健全育成区民大会事業		子5-(1)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。	
	具体的内容	政府の主唱する「子供・若者育成支援推進強調月間」に呼応して、各地区の非行・被害防止等の啓発活動を集約し、区民等に対し、青少年健全育成の意識の高揚を図ります。	
担当課		地域教育支援課	

234	学校支援ネットワーク事業		子5-(1)
事業概要	目的	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子育てを行う体制を整備することで、より良い教育環境づくりを推進する。	
	具体的内容	学校と地域の人材をつなぐ地域コーディネーターを配置し、学校とボランティア、ボランティア間の連絡調整、ボランティアの活動支援を行います。学校のニーズを把握し、企業、地域住民等の外部講師を活用して、出前授業による学校支援活動を実施します。	
担当課		地域教育支援課	

235	セーフティ教室事業		子5-(3)
事業概要	目的	関係機関が連携しながら、児童・生徒の非行の防止と犯罪被害から守るための教育を推進する。	
	具体的内容	学校、家庭、地域社会、関係機関等が連携して、全小中学校でセーフティ教室を実施して、児童・生徒の健全育成と犯罪被害防止に取り組みます。	
担当課		指導室	

236	喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策事業		子1-(2)
事業概要	目的	多様な機会を通じた啓発活動を推進し、喫煙、飲酒、薬物乱用等の健康阻害行動に対する正しい理解を深める。	
	具体的内容	東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会と連携し、小学校、中学校、高校において薬物乱用が心身や人生に及ぼす悪影響や、断り方等についての講義を実施します。さらに、薬物乱用防止に関する標語やポスターを募集し、展示会、表彰を通じて意識啓発を図ります。 また、全ての区立小学校高学年に対し、喫煙防止の啓発パンフレットの配布を行うほか、がん教育の授業の中でも、たばこの影響について学習する機会を設けます。	
担当課		健康推進課、指導室、生活衛生課	

237	エイズ及び性感染症等に関する性教育事業		子 1-(2)
事業概要	目的	エイズ・性感染症のまん延防止のため、患者・感染症に対する理解と、予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。	
	具体的内容	生徒及び教職員を対象とした講演会を実施し、エイズ及び性感染症に対する正しい理解を広め、感染を予防するための教育を推進します。また、エイズ教育の基盤となる、人権尊重や男女平等の精神に基づく性教育の一層の充実を図ります。	
担当課		保健予防課	

238	子ども第三の居場所事業		子 3-(1)
事業概要	目的	家庭や学校以外の子どもの第三の居場所となる場所を提供する事業に協力する。	
	具体的内容	特定非営利活動法人等と子ども第三の居場所事業に関する協定を締結し、事業の周知等の協力をします。	
担当課		子育て政策課	

239	児童・生徒向けボランティアスクール事業		子 3-(2)
事業概要	目的	小・中・高校生の社会参画意識の醸成を図る。	
	具体的内容	小・中・高校生を対象にボランティア活動の学習と体験ができるスクールを開きます。	
担当課		すみだボランティアセンター（厚生課）	

240	すみだ少年少女合唱団事業		子 3-(2)
事業概要	目的	こどもたちの豊かな情操を養うとともに、集団活動と仲間づくりを通じて自主性や社会性を得ることと、「音楽都市すみだ」の文化的まちづくりに寄与できる人材育成を目的とする。	
	具体的内容	区の音楽文化推進の一環として、小学校3年生から高校3年生を対象とした合唱団を結成し、歌う楽しさを通して豊かな情操を養います。また、地域のイベント等に出演し、地域への愛着・理解を深めるとともに社会性の向上を図り、音楽都市すみだの文化的まちづくりに寄与する人材を育てます。	
担当課		文化芸術振興課	

241	児童館における定期学習会の実施事業		子 3-(2)
事業概要	目的	児童が自主的に学習できる環境を提供する。	
	具体的内容	児童が自主的に学習できる環境を提供するため、児童館における学習会を実施します。	
担当課		子育て政策課	

242	消防少年団事業		子 3-(3)
-----	----------------	--	---------

事業概要	目的	少年少女が成長の過程で防火防災に関する教育や団体行動などの活動を通じ、基本的防災行動力を身につけるとともに、社会に貢献できる責任感ある人材の育成を目指す。
	具体的内容	将来の地域防災の担い手を育成するため、小学校1年生から高校3年生までを対象として、各消防署単位で、防火防災に関する知識及び技術を身に付ける活動を実施します。
担当課		本所・向島消防署

243	明るい選挙啓発ポスターコンクール事業	子3-(4)
事業概要	目的	区内小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発に関するポスターコンクールを実施し、選挙に対する関心を高めます。
	具体的内容	区内小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発に関するポスターコンクールを実施し、選挙に対する関心を高めます。
担当課		選挙管理委員会事務局

244	こどもの学習・生活支援事業	子4-(1)
事業概要	目的	生活困窮者世帯のこどもに対し学習支援・生活支援を実施することにより、貧困の連鎖の防止を図る。
	具体的内容	ひとり親家庭の小中学生を対象にした長期休み期間中の学習会、生活困窮世帯の中学生高校生を対象にした通年の学習会を実施し、参加世帯の生活習慣・育成環境の改善と、教育及び就労に関する支援を強化します。
担当課		厚生課

245	被保護者自立促進事業（学習環境整備支援費）	子4-(3)
事業概要	目的	被保護世帯の小学生から高校生に対して、通塾代等の一部を助成することにより、世帯の自立助長を図る。
	具体的内容	担当ケースワーカーによる自立支援プログラムに基づき、在宅での学習環境を整える必要が認められる小学校1年生から高校3年生までを対象に、学習塾などへの通塾や夏期・冬期・集中講座、通信講座、補習講座の受講を支給します。
担当課		生活福祉課

246	次代に継ぐ平和のかたりべ事業		子5-(1)
事業概要	目的	戦争や関東大震災などの過去の重大災害を語り継ぎ、こどもたちに昔の暮らしぶりや平和の尊さを伝える。	
	具体的内容	過去の経験や記憶を風化させることなくつないでいくため、平和のかたりべ事業を実施する墨田区老人クラブ連合会に助成金を交付し、今後も継続して取り組みます。	
担当課		高齢者福祉課	

247	ふれあい協議会事業		子5-(1)
事業概要	目的	町会等を対象に防犯講座等を開催する「ふれあい諸活動」を通じて、非行防止や少年の健全育成を図る。	
	具体的内容	町会等を対象に防犯講座等を開催する「ふれあい諸活動」を通じて、非行防止や青少年の健全育成を図ります。	
担当課		本所・向島警察署	

248	地域パトロール事業		子5-(3)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。	
	具体的内容	地区育成委員会等関係機関・団体と連携して、夏休みや年末年始、祭礼、縁日など、定期的にパトロールを実施し、青少年への指導や安全確保に努めます。	
担当課		地域教育支援課	

249	スクールサポーター制度		子5-(3)
事業概要	目的	警察OBで構成されるスクールサポーターが、警察と学校のパイプ役として、児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止を行い、少年の健全育成を図る。	
	具体的内容	警察OBで構成されるスクールサポーターは警察と学校のパイプ役として、児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止を目的として、定期的に学校を訪問し、教員へのアドバイスや情報交換を行います。また、少年の溜まり場対策、セーフティ教室の企画立案、不登校対策等を行うとともに、学校・地域に不審者情報等の被害状況の伝達を行っているほか、PTA と連携したこども110番制度の活性化を図ります。	
担当課		本所・向島警察署	

250	有害環境の浄化活動事業		子 5-(3)	
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。		
	具体的内容	青少年に対し著しく性的感情を刺激し、健全な成長を阻害するビラやチラシ、ポスター、不健全図書（雑誌）成人向けDVD等の適正な取扱いを目指して、地区青少年育成委員会と連携し、実態調査や自粛又は撤去の要請等を行い、有害環境の浄化を図ります。		
担当課		地域教育支援課		

251	サイバーパトロールの実施事業		子 5-(3)	
事業概要	目的	違法・有害情報の氾濫防止に取り組み、非行防止や少年の健全育成を図る。		
	具体的内容	ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法・有害情報（※）の有無を調査するサイバーパトロールを実施し、違法・有害情報を発見した場合には、違法行為の検挙、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する削除の要請等の措置を講じ、違法・有害情報の氾濫防止に取り組み、青少年の犯罪・被害防止を図ります。 （※）違法情報 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報 （※）有害情報 違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報		
担当課		本所・向島警察署		

252	夏体験ボランティア事業		子 3-(2)	若 2-(2)
事業概要	目的	ボランティア活動の体験を通して、様々な社会的問題への関心を深めるとともに、積極的に社会づくりに参加する意識の醸成を図る。		
	具体的内容	区内福祉施設やボランティア団体が実施している活動への参加等、様々なボランティア活動を体験する場を設けます。		
担当課		すみだボランティアセンター（厚生課）		

253	学校のボランティア活動普及事業		子 3-(3)	若 2-(2)
事業概要	目的	児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神を養う。		
	具体的内容	小学校・中学校及び、高等学校等を「ボランティア協力校」として指定し、児童や生徒の社会福祉への理解と関心を高めます。 人間同士の連携の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会の意識啓発を図ります。		
担当課		墨田区社会福祉協議会（厚生課）		

254	思春期相談・思春期講演会事業		子 4-(4)	若 3-(5)
-----	-----------------------	--	---------	---------

事業概要	目的	思春期特有の問題について、本人・家族・関係者を対象に相談及び援助を行い、本人や家族の孤立を防ぎ、問題の明確化と解決を図る。
	具体的内容	児童精神科医及び臨床心理士が、学齢期から青年期における不規則な生活、摂食障害、ひきこもり、不登校、思春期のうつ、自傷行為、自殺未遂、暴力、発達心配等に対して対面相談に応じます。そのほか思春期講演会を開催し、家族や本人への理解を深めるとともに、一般への知識の普及活動を行います。
担当課	健康推進課	

255	自主グループ等への支援事業		子 5-(1)	若 2-(1)
事業概要	目的	児童館でボランティアとして活動する自主グループを支援する。		
	具体的内容	児童館で読み聞かせ等を行う自主グループに活動場所の提供を行い、ボランティアの育成を図ります。		
担当課	子育て政策課			

256	ボランティア推進事業		子 5-(1)	若 2-(2)
事業概要	目的	ボランティア活動に対する理解と参加を促進し、福祉のまちづくりを推進する。		
	具体的内容	講習会（手話・点訳・音訳・要約筆記等）や講座（ボランティア入門・災害ボランティア）の開催、PR活動等を行い、ボランティアの育成・活動支援を図ります。		
担当課	すみだボランティアセンター、厚生課			

257	ボランティアセンターの活動事業		子 5-(1)	若 2-(2)
事業概要	目的	ボランティア活動を推進する。		
	具体的内容	ボランティアの育成と活動の中心となる場を設け、ボランティア意識の啓発と活動への参加を促進します。		
担当課	すみだボランティアセンター、厚生課			

258	墨田区青少年非行・被害防止強調月間事業		子 5-(1)	若 4-(1)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。		
	具体的内容	こども家庭庁の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に応じ、関係機関・団体、地域住民等がそれぞれ実施する非行・被害防止活動を集中的に実施して、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。		
担当課	地域教育支援課			

259	更生保護活動事業		子 5-(1)	若 4-(1)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。		

	具体的内容	人の立ち直りを支える活動「更生保護」において、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、更生に向けた指導や助言等を行う保護観察、犯罪や非行を未然に防ぐ犯罪予防活動、釈放後の居場所や就職先の確保といった生活環境の調整を行います。
	担当課	墨田区保護司会 (地域教育支援課)

260	社会を明るくする運動事業	子 5-(1)	若 4-(1)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。	
	具体的内容	法務省の主唱により、墨田区長を委員長とし、墨田区保護司会、墨田区更生保護女性会及び墨田区BBS会の会員などで構成される推進委員会が、毎年7月を中心に青少年の非行・被害防止と罪を犯した者の更生、援助のための地域活動について、広く区民の理解と協力を得ることを目的に実施します。	
	担当課	墨田区保護司会、地域教育支援課	

261	地域教育懇談会事業	子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	地域住民がそれぞれの地域の実情に応じて、自主的に青少年の健全育成活動を行う。	
	具体的内容	地区青少年育成委員会と連携し、各地域における青少年の非行化の実態や問題傾向等の情報交換、関係機関・団体の活動の連絡調整を行うとともに、地域における青少年の健全育成の意識の啓発を図ります。	
	担当課	地域教育支援課	

262	青少年委員活動の推進事業	子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	学校支援を中心に青少年健全育成の振興に努め、学校や地域のパイプ役となる青少年委員を委嘱する。	
	具体的内容	青少年の健全育成の振興を図るため、地域の青少年の余暇指導や青少年団体の育成、区の青少年事業への協力など、学校、地域、行政のパイプ役としての活動を展開する青少年委員の活動を推進します。	
	担当課	地域教育支援課	

263	青少年育成委員会活動への支援事業		子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	地域住民がそれぞれの地域の実情に応じて、自主的に青少年の健全育成活動を行う。		
	具体的内容	青少年の非行防止等健全育成を図るため、青少年対策施策への協力や、各地域における自主的な青少年健全育成活動を実施している青少年育成委員会の活動を支援します。		
担当課		地域教育支援課		

264	区報ジュニアレポーター事業		子 3-(2)	
事業概要	目的	区報の制作作業を通じて、自分が暮らす地域や区政への関心を高め、シビックプライド醸成の素地を養う。		
	具体的内容	中学生（5名程度）を対象に、区報の制作作業（企画・取材・原稿作成・レイアウト等）を体験してもらいます。制作した紙面は、実際に区報10月11日号の4・5面に掲載し、区民の元へ届けられます。		
担当課		広報広聴担当		

265	中学生区議会事業		子 3-(2)	
事業概要	目的	未来の墨田区を担う中学生たちに議会制度を実体験してもらうことにより、郷土に対する愛着心、関心を深めてもらうとともに、区政への提案・意見等を聴取し、区政の参考とするために実施する。		
	具体的内容	区内各中学校の代表生徒を対象に、本会議・委員会形式の模擬区議会の体験を通じて、すみだの未来を担うこどもたちの郷土に対する愛着心等の向上を図ります。		
担当課		広報広聴担当		

266	防災教育事業		子 3-(3)	
事業概要	目的	平時の地域防災訓練への参加促進、大規模災害時の避難所運営への協力や応急救命活動の補助等により、地域に貢献できる中学生を育成する。		
	具体的内容	○区民と地域の防災力向上を図る一環として、地域と連携した防災訓練や上級救命講習を実施し、将来の地域の担い手である中学生に対する防災教育を推進します。 ○「墨田区地震ガイドブック」を配布し、災害時に中学生が自ら身の安全を守るとともに、地域の一員として応急活動に取り組むことができるよう支援します。また、中学生で組織される自主防災組織の活動に必要な資材・機材の交付をします。		
担当課		指導室、防災課		

267	墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業		子 4-(3)	
-----	---------------------------	--	---------	--

事業概要	目的	私立高等学校等への進学に関し、必要な入学金の調達が困難な保護者に、これらの資金を貸付け、進学機会均等を図る。
	具体的内容	金融機関等からの借り入れができず、入学金等の確保が困難な保護者の方に、私立高等学校又は高等専門学校への入学に必要な入学金、施設費等を、入学者一人につき50万円を限度に貸付けます。
担当課		厚生課

268	中学生の職場体験の充実事業		子5-(2)
事業概要	目的	職場体験等を通じて、働くことへの関心や意欲を高め、豊かな人間性の育成を図る。	
	具体的内容	子どもたちの「働くこと」への関心、意欲の向上と地域に対する理解を深めるため、全中学校において、区内事業所での職場体験学習を実施します。	
担当課		指導室	

269	デートDV 予防啓発講座事業		子5-(3)
事業概要	目的	DVに対する正しい知識を学び、命の大切さや人を思いやる心を養い、お互いを尊重し、DVを許さない社会作りを進めていけるよう、専門の講師による意識啓発を図る。	
	具体的内容	交際相手からの暴力や暴言など、DV被害にあわない為に、また、加害者にならない為にデートDVに対する理解促進と予防啓発に努めます。	
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所、すみだ共生社会推進センター	

270	児童館における中高生世代の音楽活動の支援事業		子3-(2)
事業概要	目的	中高生世代が利用しやすい環境を提供し、健全育成を図る。	
	具体的内容	中高生を中心とした音楽グループに児童館の音楽室を開放し、それらのグループが、コンサートを開催するなど音楽活動を通じて、健全育成を図ります。	
担当課		子育て政策課	

271	学卒求人申込説明会事業		子3-(4)
事業概要	目的	無秩序な求人活動は、健全な学校教育の妨げとなるばかりでなく、新卒者の適正な職業選択を阻害する要因となることから、過大な求人活動による弊害を未然に防止するとともに、求人秩序の確立・公正な求人活動の維持を図る。	
	具体的内容	新規学校卒業予定者を対象に求人申込みが見込まれる事業所に対し、求人申込みにあたっての事務手続等についての説明を行うとともに、適正な従業員採用計画の樹立、求人秩序の維持、公正採用選考のルールへの遵守及び就職差別の解消のため、実施しています。	
担当課		経営支援課、ハローワーク墨田	

272	中高生の就職支援事業		子3-(4)
事業概要	目的	中・高生等社会経験のない新卒者に対して、就職支援ナビゲーターによる就職意識の形成、準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職につながる支援を実施する。	
	具体的内容	中・高生等社会経験のない新卒者に対して、学卒ジョブサポーターによる就職意識の形成、準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職につながる支援を実施します。	
担当課		ハローワーク墨田	

273	ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業		子4-(1)
事業概要	目的	ひとり親家庭等のこどもが希望する進路に進むことができるように支援を行い、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。	
	具体的内容	児童扶養手当受給世帯及び生活保護受給世帯の中学3年生から高校生までを対象に、進学や学力向上を目的とした学習会を開催する。	
担当課		生活福祉課	

274	受験生チャレンジ支援貸付事業		子4-(3)
事業概要	目的	中学生や高校生の進学に要する保護者の費用負担を軽減し、進学機会均等を図る。	
	具体的内容	中学3年生、高校3年生等の進学を支援するため、一定所得以下の世帯の保護者の方に対し高校・大学等の受験料、学習塾等の費用を貸付けます。なお、貸付け対象である学校へ入学した場合には返済が免除されます。	
担当課		厚生課	

275	少年団体の育成事業		子 5-(1)	
事業概要	目的	地域での体験活動の活性化により、こどもたちが豊かな人間性や社会性を身につけることのできる環境を整える。		
	具体的内容	墨田区少年団体連合会への支援として、総会の開催や、ジュニア・リーダー研修会を共催により実施します。ジュニア・リーダー研修会では、子ども会活動をより楽しくするためのプログラム立案やレクリエーション指導をするお兄さん・お姉さんリーダーの養成に取り組みます。		
担当課		地域教育支援課		

276	被保護者自立促進事業（大学等進学支援費）		子 4-(3)	
事業概要	目的	被保護世帯の高校生に対して、大学受験費用の一部を助成することにより、世帯の自立助長を図る。		
	具体的内容	大学等への進学を目指す高校3年生の大学受験料（世帯の自立に効果的であると福祉事務所長等が認めたもの）を支給します。		
担当課		生活福祉課		

277	健康診査事業		子 1-(2)	若 1-(1)
事業概要	目的	学校や勤務先等で健康診査を受診する機会がない若年者に対し、定期的に健診を受診してもらい、生活習慣病を予防する。		
	具体的内容	16～39歳を対象とした健康管理に役立てるため、若年区民健康診査を実施します。		
担当課		健康推進課		

278	すみだ教室事業		子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	中学校特別支援学級や特別支援学校等を卒業した知的障害のある方が、社会生活のルール、エチケット等、様々な生活場面での心構えや仲間との協調性を学ぶことで、社会的自立につなげる。		
	具体的内容	中学校特別支援学級や特別支援学校等を卒業した知的障害のある方を対象に、社会生活に必要なルールやエチケットを学ぶとともに、仲間づくりを中心に社会的自立を促すため、日曜青年教室を開催し、様々な活動を行います。		
担当課		地域教育支援課		

279	墨田育英会事業	子 4-(3)	若 3-(3)
事業概要	目的	奨学金の貸付を行い、社会のために有為な人材の育成をする。	
	具体的内容	公益財団法人墨田育英会では、区内居住者の子弟で、高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に在学する成績優秀な者等が経済的理由によって学費の支払いが困難な場合、奨学金を貸し付けています。	
担当課		庶務課	

280	地域力育成・支援事業		若 2-(1)
事業概要	目的	地域の課題に主体的・自律的に取り組む区民等を支援し、地域に愛着と関心を持ち、地域力の向上に資する人材育成を行う。	
	具体的内容	地域で活動している方や地域活動に関心がある方を対象に、リーダースキルやコーディネータースキル等の提供、活動者の交流会等を行い、自主的かつ組織的に活動できる人材を育成します。	
担当課		地域活動推進課	

281	はたちのつどい事業		若 2-(2)
事業概要	目的	はたちを迎えた方の今後の活躍を願い、社会の一員としての自覚と責任を促すとともに、これを祝い励ます。また、大人の仲間入りをともに喜び合える場を提供する。	
	具体的内容	はたちを迎える方で構成する実行委員会を組織し、式典で行う内容の企画や記念品の選考、当日の運営までを担うことにより、社会人としての自覚を促すとともに、参加者が喜びを共感できる式典を開催します。	
担当課		文化芸術振興課	

282	若年投票立会人事業		若 2-(2)
事業概要	目的	各投票所に配置する投票立会人について、18～29 歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高める。	
	具体的内容	各投票所に配置する投票立会人について、18～29 歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高めます。	
担当課		選挙管理委員会事務局	

283	若年啓発グループ事業		若 2-(2)
事業概要	目的	18～29 歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高める。	
	具体的内容	18～29 歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高めるための啓発活動を行います。	
担当課		選挙管理委員会事務局	

284	被保護者自立促進事業（就労支援費）		若 2-(3)
-----	--------------------------	--	---------

事業概要	目的	被保護者に対して、求職活動等に要する経費を支給することで、世帯の自立助長を図る。
	具体的内容	求職活動に必要なスーツ等一式、携帯電話・スマホ購入費・レンタル費、就職時の連帯保証費、認可保育園待機時に利用した認証保育所等の入園料・保育料を支給します。
担当課		生活福祉課

285	住居確保給付金の支給事業		若 2-(3)
事業概要	目的	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。	
	具体的内容	離職者等で、就労意欲がある方のうち、住居を喪失している方、または失いかねない方に求職活動を条件として、一定期間家賃相当額を支給します。	
担当課		厚生課	

286	就職支援コーナーすみだ事業		若 2-(3)
事業概要	目的	区とハローワークの相談員が連携することにより、生活保護受給者、住居確保給付金受給者、児童扶養手当受給者及びこれらの相談・申請段階にある者、若年者等の生活困窮者の自立を図る。	
	具体的内容	ハローワークの求人情報検索システムを庁舎内に設置するなど、ハローワーク墨田、東京労働局、区の三者が連携することで、雇用・就労の促進を図ります。	
担当課		経営支援課、ハローワーク墨田	

287	求職者支援訓練事業		若 2-(3)
事業概要	目的	職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職を目指す。	
	具体的内容	雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。	
担当課		ハローワーク墨田	

288	職業訓練受講給付金事業		若 2-(3)
事業概要	目的	職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給することにより、就職を促進し職業及び生活の安定に資する。	
	具体的内容	特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、「職業訓練受講給付金」（職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当）を支給します。	
担当課		ハローワーク墨田	

289	若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金（国）制度		若 2-(3)
-----	----------------------------------	--	---------

事業概要	目的	各種助成金は申請に基づき支給されるものであるため、区や事業主団体との連携を含め、管内企業への積極的な周知・啓発を実施する。各種助成金の認知を高め、また積極的な活用を通じ、若年者の安定雇用の推進につなげる。
	具体的内容	トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金の正社員化コース等、若年者の安定雇用の推進につながる各種助成金の活用について、区や事業主団体との連携を含め、管内企業に対して周知・啓発を実施します。
担当課		ハローワーク墨田

290	合同就職面接会等の開催事業		若 2-(3)
事業概要	目的	合同面接会や企業ごとの面接会及び就職活動に役立つセミナーを開催することで、管内企業と求職者のマッチングを支援する。	
	具体的内容	ハローワーク墨田と連携し、ハローワーク墨田所管内である葛飾区とも協力の上、就職面接会を開催するなど、区内等中小企業の雇用の安定と区民等求職者の就労支援を行います。また、区民等求職者（主に再就職希望者）を対象として、就職活動支援セミナーを開催します。	
担当課		ハローワーク墨田	

291	人材確保プロモーション支援事業		若 2-(3)
事業概要	目的	区内企業の魅力を発信し、若者等の区内企業への就労促進を図る。	
	具体的内容	区内事業者に関心のある求職者を対象に、合同企業説明会を開催し、区内事業者への就労促進を図ります。	
担当課		経営支援課	

292	人材確保・就職支援コーナー事業		若 2-(3)
事業概要	目的	近年、多くの産業で人材不足が深刻化し、特に医療・福祉、建設、警備、運輸分野に対応するため、関連団体と連携し求人者・求職者両方への総合的な人材確保対策を進め、労働力のマッチング機能を強化する。	
	具体的内容	福祉分野（介護・看護・保育）・建設・警備・運輸等の仕事を希望する方や当該人材を必要とする事業主の方をサポートします。実際に施設を見学するツアー型面接会や体験会、業界セミナーを行います。	
担当課		ハローワーク墨田	

293	ヤング相談コーナー事業		若 2-(3)
事業概要	目的	何をしたらいいかわからない、就労の意義や目的が明確でない若年者に対し、マンツーマンで個々のニーズを把握し、寄り添った支援を行う。	
	具体的内容	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口として、職業相談・職業紹介の他、個別予約相談による job tag やキャリアインサイトを使用した自己分析・適性診断を基に応募書類の添削や面接対策を行います。必要に応じて職業訓練窓口での相談を案内します。	
担当課		ハローワーク墨田	

294	ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介事業		若 2-(3)
事業概要	目的	さまざまな悩みを持つ若年者求職者に対し、必要に応じた相談窓口を案内することで、就労に結びつける。	
	具体的内容	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口において、相談内容に応じて保健センターや地域若者サポートステーション等への紹介を行います。障害のある方には、専門援助第二部門の利用を案内します。	
担当課		ハローワーク墨田	

295	就労継続支援事業		若 3-(1)
事業概要	目的	障害者総合支援法に基づき、障害者に就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上を図る。	
	具体的内容	就労が困難な障害者で、作業能力がある方を対象に、作業支援、就労支援、生活支援、健康管理を行います。	
担当課		障害者福祉課	

296	すみだ障害者就労支援総合センター事業		若 3-(1)
事業概要	目的	障害者就労を総合的に支援する。	
	具体的内容	障害のある方が、地域において経済的・社会的に自立し、安定した生活を送るために、ハローワーク墨田等の関係機関と連携し、企業就労等の機会拡大を図るとともに、職業訓練、就職支援、職場定着支援、就労生活支援等を行います。	
担当課		障害者福祉課	

297	墨田区福祉作業所等ネットワーク事業		若 3-(1)
事業概要	目的	区内福祉作業所等が共同受注や共同販売を行うとともに、新商品開発や販路開拓も共同で実施することで、利用者の工賃及びやりがいの向上を図る。	
	具体的内容	ネットワークの場を通じ、福祉作業所が区のクリエイターによる「すみのわプロジェクト」などにより自主生産品開発に取り組みます。また、作業所利用者による自主生産品を「スカイワゴン」等で共同販売を行います。	
担当課		障害者福祉課	

298	社会参加促進事業		若 3-(2)
事業概要	目的	稼働能力を有する被保護者のうち就労意欲のない者に対しては、ボランティア活動、就労体験等を通じ、就労に対する動機付けや意欲を喚起する。併せて、ひきこもりの人たちに対して訪問等を行い社会参加を促す。	
	具体的内容	同事業を民間事業者へ業務委託します。区内に事業所を開設し、授産、体験就労、ボランティア活動、カウンセリング等を実施します。	
担当課		生活福祉課	

299	生活困窮者自立支援事業		若 3-(3)
事業概要	目的	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。	
	具体的内容	生活困窮者自立支援法に基づき、生活や仕事の不安、住居の不安などを抱える生活困窮者（生活保護受給者を除く。）からの相談に対して、相談支援員が、情報提供及び助言等を行い、他の機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。	
担当課		厚生課	

300	生活困窮者家計改善支援事業		若 3-(3)
事業概要	目的	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。	
	具体的内容	家計に課題を抱える方に対して、家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す支援を行います。	
担当課		厚生課	

301	生活困窮者就労準備支援事業		若 3-(3)
事業概要	目的	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。	
	具体的内容	生活困窮者自立支援制度の任意事業として、就労や生活習慣に課題を抱える方に、一般就労の前段階の支援を行います。 (グループワーク開催・パソコン教室・就労体験・内職作業・職場定着支援・関係機関への同行支援等)	
担当課		厚生課	

302	ゲートキーパー研修事業		若 3-(4)
事業概要	目的	身近な人の変化に気づき、必要な支援につなげていくことで自殺を防ぐことを目指す。	
	具体的内容	区民や地域生活の様々な場面・分野における相談支援活動に関わっている方等を対象に、その活動の中で、自殺のサインや支援が必要な人に気づき、関係機関につなげる目的でゲートキーパー研修を実施します。	
担当課		保健予防課	

303	すみだ ころと生活の相談窓口事業		若 3-(4)
事業概要	目的	悩みの解決のための支援を通じて、自殺を防ぐことを目指す。	
	具体的内容	様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレット「すみだ ころと生活の相談窓口」を区及び区施設の窓口や区内関係機関で配布します。	
担当課		保健予防課	



資料編

1 策定経過

(1) 墨田区こどもまんなかすみだ推進本部

1) 墨田区こどもまんなかすみだ推進本部設置要綱

令和6年7月22日

6墨子支第733号

(設置)

第1条 笑顔あふれる、子どもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」の実現を図るため、墨田区こどもまんなかすみだ推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) (仮称)墨田区子ども基本条例の制定及びその普及啓発に関すること。
- (2) (仮称)墨田区子ども計画の策定及びその推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は、副区長とする。
- 4 本部員は、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、特に必要があると認めるときは、所掌事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

(招集)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。
- 4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

(事務局)

第6条 推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局長は、子ども・子育て支援部長をもって充てる。
- 3 事務局長は、次の職務を行う。
 - (1) 幹事会を招集し、主宰すること。
 - (2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

- (3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。
- 4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。
- 5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。
- 6 事務局の庶務は、子ども・子育て支援部子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月22日から適用する。

別表

幹事会

企画経営室	行政経営担当課長 政策担当課長
企画経営室ファシリティマネジメント担当	財産管理課長
総務部	総務課長
区民部	窓口課長
地域力支援部	地域活動推進課長
産業観光部	経営支援課長
福祉保健部	厚生課長
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長
子ども・子育て支援部	子育て政策課長 子ども施設課長 子育て支援総合センター館長 副参事（子ども・家庭支援連携担当）
都市計画部	都市計画課長
都市計画部危機管理担当	防災課長
都市整備部	都市整備課長
都市整備部立体化まちづくり推進担当	立体化推進課長
資源環境部	環境保全課長
区議会事務局	区議会事務局次長
教育委員会事務局	庶務課長

2) 検討経過

令和6年度墨田区こどもまんなかすみだ推進本部

	開催日	主な議題
第1回	8月27日	「こどもまんなかすみだの推進」について
第2回	11月12日	(仮称) 墨田区こども条例の素案について (仮称) 墨田区こども計画の素案について
第3回	2月4日	墨田区こども条例について 墨田区こども計画について

令和6年度墨田区こどもまんなかすみだ推進本部幹事会

	開催日	主な議題
第1回	8月7日	「こどもまんなかすみだの推進」について
第2回	10月29日	(仮称) 墨田区こども条例(案)について (仮称) 墨田区こども計画(案)について
第3回	1月23日	墨田区こども条例について 墨田区こども計画について

(2) 墨田区子ども・子育て会議

1) 委員名簿

	区分	氏名	役職
1	会長	西村 孝幸	小梅保育園長
2	副会長	西島 由美	にしじま小児科院長
3	委員	野原 健治	社会福祉法人興望館理事長
4	委員	浅見 佳子	相模女子大学准教授
5	委員	古屋 真	駒沢女子短期大学教授
6	委員	八重田 裕一朗	墨田児童会館館長
7	委員	東 百代	本所白百合幼稚園長
8	委員	星野 操	文花子育てひろば施設長
9	委員	土屋 恵子	主任児童委員
10	委員	末田 豪	立花吾孀の森小学校PTA会長
11	委員	平林 秀敏	墨田中学校PTA会長
12	委員	尾口 優子	青少年委員協議会委員
13	委員	山口 仁美	両中地区青少年育成委員会委員長
14	委員	徳原 広美	株式会社コーリン堀川取締役保育事業担当
15	委員	賀川 祐二	NPO法人病児保育を作る会代表理事
16	委員	高田 宏美	キャリアー保育園東向島施設長
17	委員	真鍋 文朗	公募委員
18	委員	眞能 貴代	公募委員
19	委員	三井田 香奈	公募委員
20	委員	本谷 友実	公募委員
21	委員	横山 竜也	公募委員
22	委員	金澤 里美	八広幼稚園長
23	委員	浮津 あゆみ	緑小学校長
24	委員	吉岡 大司	桜堤中学校長
25	委員	国分 幸美	太平保育園長

※敬称略、順不同

	事務局	氏名	役職
1	事務局	酒井 敏春	子ども・子育て支援部長
2	事務局	岩瀬 均	教育委員会事務局次長
3	事務局	石岡 克己	子育て支援課長
4	事務局	秋山 和栄	子育て政策課長
5	事務局	細谷 勇治	子ども施設課長
6	事務局	野澤 典子	子育て支援総合センター館長
7	事務局	梅原 和恵	子ども・子育て支援部副参事 (子ども・家庭支援連携担当)
8	事務局	中尾 清美	福祉保健部副参事 (相談支援担当)
9	事務局	大八木 努	地域教育支援課長

2) 検討経過

令和5年度

	開催日	主な議題
第1回	5月31日	区長からの諮問、委員紹介、会長の選任 墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査の実施について (仮称) すみだ子ども・子育て応援プログラムの策定について 部会の設定について
第2回	8月3日	墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査について すみだ子ども・子育て応援プログラムについて 部会による意見交換
第3回	10月18日	墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査の回収状況について すみだ子ども・子育て応援プログラムについて 部会での意見交換
第4回	1月25日	答申(案)について 令和6年度の区の主な取組について 八広児童館の愛称名について
第5回	3月27日	答申(案)について 講評「答申書を受けて考える墨田区における“こどもまんなか”について」

令和6年度

	開催日	主な議題
第1回	4月24日	令和6年度の子ども・子育て会議の議題及び進め方について 「みんなであそぼう! こどもわくわくフェスティバル」について 令和6年度子育て支援活動助成事業について
第2回	8月21日	「(仮称) 墨田区こども計画」の基本的考え方について
第3回	11月13日	「(仮称) 墨田区こども計画」の(案)について 「(仮称) 墨田区こども条例」の(案)について 「墨田区児童館のあり方」の改定(案)について
第4回	2月4日	

(3) 墨田区青少年問題協議会、墨田区子ども・若者計画改定専門委員会、
墨田区子ども・若者計画改定作業部会

1) 委員名簿

墨田区青少年問題協議会

	職名	選出区分	氏名	備考
1	会長	墨田区長	山 本 亨	
2	委員	区議会議員	あべ よしたけ	
3			高 橋 正 利	
4			中村 あきひろ	
5			船 橋 けんご	
6			学識経験者	
7	稲 垣 吉 実	墨田区立中学校長会会長		
8	金 田 裕 治	高等学校長代表		
9	吉 川 宜 範	私立幼稚園連合会会長		
10	矢 澤 大 輔	墨田区立小学校PTA協議会会長		
11	中 山 善 光	墨田区立中学校PTA連合会会長		
12	小 野 俊 一	墨田区青少年委員協議会会長		
13	小 澤 裕 二	墨田区少年団体連合会会長		
14	島 田 泰 子	墨田区スポーツ推進委員協議会会長		
15	鎌 形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会会長		
16	廣 田 健 史	本所防犯協会会長		
17	岩 田 庸一郎	向島防犯協会会長		
18	有 馬 慶 子	墨田区保護司会会長		
19	西 村 紀 子	墨中地区青少年育成委員会委員長		
20	白 石 祐 一	本中地区青少年育成委員会委員長		
21	山 口 仁 美	両中地区青少年育成委員会委員長		
22	阿 部 修 三	竪中地区青少年育成委員会委員長		
23	小 林 厚 子	錦中地区青少年育成委員会委員長		
24	坂 井 正 廣	吾嬭二中地区青少年育成委員会委員長		
25	堀 口 義 晃	寺中地区青少年育成委員会委員長		
26	市 川 清	文花中地区青少年育成委員会委員長		
27	長谷川 豊	桜堤中地区青少年育成委員会委員長		
28	吉 澤 利 雄	吾嬭立花中地区青少年育成委員会委員長		
29	関係行政 機関の職員			
30			北 川 雅 俊	警視庁向島警察署長
31			栗 原 博	東京都江東児童相談所長
32			佐 藤 慎 也	墨田公共職業安定所長
33			歌 川 晃 議	東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
34			清 水 晴 美	東京保護観察所保護観察官
35			石 井 美佐子	向島労働基準監督署長
36			区の職員	
37	加 藤 裕 之	教育委員会教育長		
38	郡 司 剛 英	産業観光部長		
39	浮 田 康 宏	福祉保健部長		
40	杉 下 由 行	福祉保健部保健衛生担当部長		
41	酒 井 敏 春	子ども・子育て支援部長		

墨田区子ども・若者計画改定専門委員会

	区分	氏名	備考
1	委員長	長谷川 豊	墨田区青少年育成委員会連絡協議会会長
2	委員	高橋 誠二	墨田区立小学校PTA協議会副会長
3		平林 秀敏	墨田区立中学校PTA連合会
4		松村 明子	墨田区青少年委員協議会副会長
5		小澤 裕二	墨田区少年団体連合会会長
6		宮澤 仁	墨田区民生委員・児童委員協議会
7		有馬 慶子	墨田区保護司会会長
8		西村 孝幸	墨田区私立保育園協会会長
9		原 寛道	国立大学法人千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート教授
10		須藤 昌俊	一般社団法人SSK会長
11		森村 聡彦	墨田区立小学校長会副会長
12		稲垣 吉実	墨田区立中学校長会会長
13		金田 裕治	都立両国高等学校長
14		本下 郁也	警視庁本所警察署
15		千田 佳広	警視庁向島警察署
16		鈴木 玲子	墨田公共職業安定所
17		楠 幸輔	企画経営室政策担当課長
18		佐久間英樹	地域力支援部参事（地域活動推進課長事務取扱）
19		砂山 暢	産業観光部経営支援課長
20		渡邊 浩章	福祉保健部生活福祉課長
21		伊藤 真作	福祉保健部保健衛生担当健康推進課長
22		石岡 克己	子ども・子育て支援部子育て支援課長
23		岩瀬 均	教育委員会事務局次長
24		石坂 泰	教育委員会事務局指導室長

墨田区子ども・若者計画改定作業部会

	区分	氏名	備考
1	部会長	原 寛道	国立大学法人千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート教授
2	委員	須藤 昌俊	一般社団法人SSK会長
3		矢野 雅人	企画経営室政策担当主査
4		石床めぐみ	地域力支援部地域活動推進課まなび主査
5		本多 駿	産業観光部経営支援課経営支援主査
6		吉田かほり	福祉保健部生活福祉課相談係主査
7		城間 月枝	福祉保健部保健衛生担当健康推進課地域保健主査
8		戸村健太郎	子ども・子育て支援部子育て支援課子育て計画主査
9		新山 裕太	教育委員会事務局指導室指導主事

2) 検討経過

令和5年度

開催日	主な議題
1月24日	墨田区青少年問題協議会 ・「墨田区子ども・若者計画」改定の諮問について

令和6年度

開催日	主な議題
5月29日	第1回墨田区子ども・若者計画改定作業部会 ・「墨田区子ども・若者計画」の改定について ・「墨田区若者実態調査」調査票の検討について
6月4日	第1回墨田区子ども・若者計画改定専門委員会 ・「墨田区子ども・若者計画」の改定について 「墨田区若者実態調査」調査票の検討について
8月20日	第2回墨田区子ども・若者計画改定作業部会 ・「墨田区若者実態調査」の結果について ・「(仮称) 墨田区こども計画」骨子の検討について
9月12日	第2回墨田区子ども・若者計画改定専門委員会 ・「墨田区若者実態調査」の結果について ・「(仮称) 墨田区こども計画」骨子の検討について
10月16日	第3回墨田区子ども・若者計画改定作業部会 ・「(仮称) 墨田区こども計画」素案の検討について
10月30日	第3回墨田区子ども・若者計画改定専門委員会 ・「(仮称) 墨田区こども計画」素案の検討について
11月11日	第1回墨田区青少年問題協議会 ・「墨田区若者実態調査報告書」の公表について ・「(仮称) 墨田区こども計画」素案の検討について
1月16日	第4回墨田区子ども・若者計画改定専門委員会 ・「(仮称) 墨田区こども計画」最終案の検討について
1月29日	第2回墨田区青少年問題協議会 ・「(仮称) 墨田区こども計画」最終案の検討について ・「墨田区子ども・若者計画」改定の答申について

(4) 意見公募

「墨田区子ども計画（案）」に関するパブリック・コメント

意見の募集期間	令和6年12月5日から令和7年1月8日まで
意見の状況	パブリック・コメント 25人59件 子どもからの意見 3人9件 計 28人68件

2 墨田区こども条例

全てのこどもは、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。

こどもは、どのような理由によっても差別されず、地域社会全体で大切に守られ、愛されながら、安心して他の人々とともに生き、夢や希望を持って成長していくことを大切にされなければなりません。

こどもは、自らの自由な意思や選択で、学び、遊び、休むことができます。このような自分の意思が尊重されることで、なりたい自分に向かって挑戦することができ、未来を切り開く力が育まれます。

こどもは、自分の意思を伝え、自分のことが認められ、他の人々を思いやるように成長することで、地域社会をつくる一員として、自ら学び、大人とともに育ち、ともに参画することができます。

区は、令和4年に制定されたこども基本法と平成18年に制定された教育基本法の精神にのっとり、こどもの権利を大切にしながら、区民や地域社会において、こどもの健やかな育ちを支え、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」を目指すことを宣言し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、こどもの大切な権利を守っていくために、その基本となる考え方を区全体で共有し、こどもとこどもに関わる全ての人が、こどもにとって最も良いことは何かを考え、行動することで、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」を実現することを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

- (1) こども 区内に在住し、在学し、在勤している人などで、心身の発達の過程にある人をいいます。
- (2) 保護者 親などのこどもを養育する人をいいます。
- (3) 区民等 区内に在住し、在学し、在勤している人、区内の町会・自治会、子育てを支援する団体、地域団体や区内において事業活動を行う事業者などをいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 区内にある保育所、幼稚園、学校、児童館、公園などのこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

(基本理念)

第3条 「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」の実現に当たっては、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別を受けない

こと。

- (2) 全てのこどもについて、適切に育てられ、生活を保障され、愛され保護されることなどの福祉に関する権利が等しく保障されること。
- (3) 全てのこどもについて、教育を受ける機会が平等に与えられること。
- (4) 全てのこどもについて、年齢と発達に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (5) 全てのこどもについて、年齢と発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (6) 子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができる社会環境を整備すること。
- (7) 地域社会全体でこどもの育ちを支えること。
- (8) こどもの声を聴き、こどもとの対話を大切にすること。

(こどもの大切な権利)

第4条 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者は、前条の基本理念に基づき、次の5つの権利が守られるよう努めます。

(1) 守られる権利

- ア 命が守られること。
- イ あらゆる犯罪、暴力、虐待、いじめなどから心身ともに守られること。
- ウ こどもであるということや家庭環境、経済的な状況、障害、性別、性自認、国籍、人種、民族、文化などのあらゆることによって差別を受けないこと。

(2) 自分らしく育つ権利

- ア 自分のペースに合わせて学び、遊び、休むことができること。
- イ 失敗しても繰り返し挑戦することができる環境が整えられること。
- ウ 年齢と発達に応じて、自分で自分のことを決められること。

(3) 愛される権利

- ア ありのままの自分を受け入れてもらうこと。
- イ 自分の考えや気持ち、個性や能力が尊重され、大切にされること。

(4) 教育を受ける権利

- ア 教育を受ける機会が平等に与えられること。
- イ 将来の社会生活に役立つ実践的な学びについての教育が受けられること。
- ウ 何が良くて何が悪いかを判断する力や相手を思いやる気持ちを育む教育が受けられること。

(5) 意見を表明し、参画する権利

- ア 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- イ 地域で行われる活動に参加することや自分から活動を始めることができること。
- ウ 主体的に社会と関わるができるよう、ルールや決まり事の背景や意味について、説明を受けることができること。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもに対する第一義的責任を持つとともに、子どもの人格を尊重し、尊厳を守るよう努めるものとします。

2 保護者は、子どもを大切な存在として受け入れ、愛されて育つことができる環境を整え、子どもの健やかな成長を支えるよう努めるものとします。

(区民等の役割)

第6条 区民等は、地域社会全体で子どもを育てていくことを理解し、子どもの健やかな育ちのために協力し、子どもの権利を守る役割を持ちます。

2 区民等は、子どもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り、支援する役割を持ちます。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が安全で安心して過ごすことができる居場所となるよう努めるものとします。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが学び、遊び、活動する機会などを確保することで、子どもの健やかな成長や自立を図るよう努めるものとします。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、一人ひとりの個性を尊重するよう努めるものとします。

(区の責務)

第8条 区は、第4条の子どもの大切な権利を守るため、次条から第12条までに定める方針に基づき、子どもに関する施策を総合的に実施します。

2 区は、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者、東京都、国などと連携し、子どもの最善の利益を優先するまちづくりを推進します。

(子どもへの支援の方針)

第9条 区は、子どもに対して丁寧で誠実な説明を行い、対話しながら支援を行います。

2 区は、子どものライフステージに応じて切れ目ない支援を行います。

3 区は、子どもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくれます。

4 区は、子どもが安心して過ごし、学び、遊び、活動するために必要な居場所をつくれます。

(保護者や子育て家庭への支援の方針)

第10条 区は、保護者が子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができるよう、子育てしやすい環境づくりを推進します。

2 区は、配慮が必要な子どもや子育て家庭への支援の充実を図ります。

(区民等への支援の方針)

第11条 区は、区民等が地域で行う子どもの健やかな育ちを支える取組について、必要な支援を行います。

(育ち学ぶ施設への支援の方針)

第12条 区は、育ち学ぶ施設において実施するこどもの権利を大切にする取組について、必要な支援を行います。

(こどもの意見表明と地域社会への参画)

第13条 区は、こどもが自分の意見を表明しやすい環境づくりを行い、地域社会へ参画する機会を確保します。

2 区は、様々な状況にあって意見を表明することが難しいこどもについても、その意見が施策に反映されるよう、十分な配慮を行います。

(こどもの多様な学びと体験の機会の確保)

第14条 区は、こどもが自らの創造力を広げ、その可能性を最大限に発揮することができるよう、多様な学びの場を拡充するとともに、こどもの体験の機会を確保します。

(こどもの権利の普及)

第15条 区は、この条例に定めるこどもの権利について、こども、保護者、区民等が学び、理解することができるよう普及に努めるものとします。

(推進計画)

第16条 区は、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画を定めます。

2 区は、前項の計画の策定に当たっては、第3条の基本理念にのっとるものとします。

(財政上の措置)

第17条 区は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとします。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、区長が別に定めます。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

3 こども基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を

総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるように

するため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同

法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者（資料提出の要求等）

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 こども大綱（抜粋）

出典：こども家庭庁ホームページ こども大綱（説明資料）

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

（*こども家庭庁審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。） 2

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上で欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようになる。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多く becoming 中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3

子ども施策に関する重要事項

「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(子ども基本法の周知、子どもの教育、養育の場における子どもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり 等)
- 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援)
- 子どもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
(子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- 子どもの誕生前から幼児期まで
子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・子どもが安心して過ごすことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

4

子ども施策を推進するために必要な事項

1 子ども・若者の社会参画・意見反映

子ども基本法において、子ども施策の基本理念として、子ども・若者の年齢及び発達にに応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、子ども施策を策定、実施、評価するに当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。子どもの権利条約は、児童(18歳未満の全ての者)の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや子どもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

子どもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、子どもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程への子ども・若者の参画促進(『子ども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員への子ども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知)
- 地方公共団体等における取組促進(上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等)
- 社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 子ども施策の共通の基盤となる取組

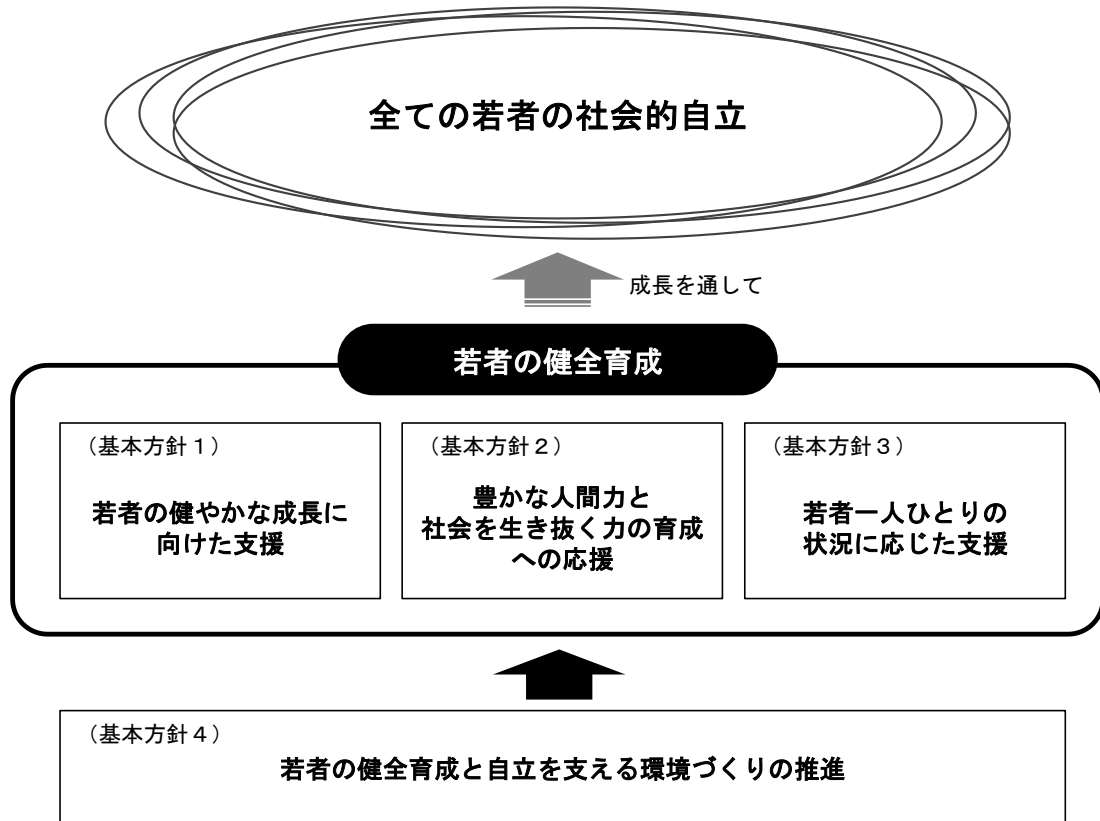
- 「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM(仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築)
- 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化(要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、子ども家庭センターの全国展開 等)
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- 国における推進体制(総理を長とする子ども政策推進会議、子どもまんなか実行計画の策定、担当大臣や子ども家庭審議会の権限行使 等)
- 数値目標と指標の設定 ○自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保 ○子ども基本法附則第2条に基づく検討

5

■基本目標に対する基本方針の関係イメージ



(仮称) 墨田区子ども計画 (案) に対するパブリック・コメントの実施結果について

1 公表資料

- (1) (仮称) 墨田区子ども計画 (案)
- (2) (仮称) 墨田区子ども計画 (案) -子ども向け版- (意見募集用)

2 意見募集及び閲覧期間

令和6年12月5日(木) から令和7年1月8日(水) まで

3 意見募集の周知方法

区のお知らせ(12月11日号)、区公式ホームページ(12月5日公開)、区公式 SNS

4 公表資料の閲覧場所

- (1) 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課(区役所4階)
- (2) 墨田区教育委員会事務局地域教育支援課(区役所11階)
- (3) 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援総合センター(すみだ保健子育て総合センター4階)
- (4) 区民情報コーナー(区役所1階)
- (5) 区公式ホームページ

5 意見の提出方法

持参、郵送、ファックス、Eメール及び LoGo フォーム(提出期限必着)

6 提出先

墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課子育て計画担当

7 提出された、若者計画に関する意見等の概要

通番	意見等の概要
1	闇バイトという言葉が出てくるが、5年後に振り返ってみたときに適切な言葉なのだろうか。
2	若者は参加するという記載になっています。若者だからこそ、共に社会を作っていく一員として、参画を促すことが必要と考えます。
3	人口の将来推計で、18才以上になると区外から墨田区に転入してくる若者世代が増えてくることが示されています。社会の活力源となる世代に対する施策も重要であると考えられます。
4	墨田区を訪れた人が将来住んでも良いと思えるような、安全で安心なまちづくりを実現していただきたいです。

5	「墨田区若者実態調査」で「墨田区が取り組む青少年や若者の施策にどんなことを望みますか。」の問いに対して、自由回答で「若者が放課後に、やりたいことに熱中できる場所」「若者が勉強しやすい環境」「友人と集まったり、勉強したり、1人でも複数人でも長居しやすい、カフェのような場所」といった声がありますが、これについては、どのような施策を考えているのでしょうか。
6	「墨田区こども条例」では地域社会や地域の活動に「参画」する権利を謳っていますが、計画の中では「参画」という言葉はほとんど使われず「参加」という言葉が使われています。
7	Ⅲ-6 などにあるインターネット依存（者）について表現を削除するべきである。

(仮称) こども計画 (案) 若者計画部分に係る新旧対照表

※ 本表は、同じ用法の文言を一括りとしており、該当箇所を漏れなく掲げているものではない。また、目次は省略している。

※ 本表に示すほか、軽微な文言修正は必要に応じて別途行う。

資料頁番号	原案	修正後
I-4 ほか	めざすべき姿	あるべき姿
III-29 ほか	基本目標	めざす将来像
III-27 ほか	闇バイト	いわゆる闇バイト
III-30 ほか	(社会) 参加	(社会) 参画 (注1)
(当日資料 2)	(イメージ図)	(削除)
III-36	起震車による地震体験 [事業番号 172]	(削除)
III-37 ほか	若 2-(3) 総合防災教育 [事業番号 144]	若 2-(2) 総合防災教育 [事業番号 144]
IV-8	起震車による地震体験 子 3-(2)、 若 2-(1)	起震車による地震体験 子 3-(2) (注2)
資料-8	主な議題 「(仮称) 墨田区若者計画」	主な議題 「(仮称) 墨田区こども計画」

注1：計画本文中の記述を修正対象とし、調査結果や事業名称は原案のままとする。

注2：対象とするライフステージも、併せて修正する。